

平成25年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成25年9月2日 開会

）

平成25年9月24日 閉会

吉田町議会

平成25年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 3
○議会広報推進特別委員会委員長報告	2 6
○議案第60号～議案第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	2 7
○報告第3号～報告第5号の報告	6 1
○散会の宣告	6 6

第 2 号 (9月18日)

○開議の宣告	6 8
○議事日程の報告	6 8
○一般質問	6 8
増 田 剛 士	6 8
佐 藤 正 司	7 8
平 野 積	9 0
藤 田 和 寿	1 0 3
○散会の宣告	1 1 4

第 3 号 (9月19日)

○開議の宣告	1 1 4
○議事日程の報告	1 1 4
○一般質問	1 1 4
杉 本 幸 正	1 1 5
山 内 均	1 2 5

吉永満榮	137
○散会の宣告	149

第 4 号 (9月24日)

○開議の宣告	150
○議事日程の報告	150
○議案第60号～議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決	150
○議案第71号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決	160
○議案第61号の質疑、討論、採決	163
○議案第62号の質疑、討論、採決	164
○議案第65号の質疑、討論、採決	167
○議案第73号の質疑、討論、採決	174
○議案第78号の質疑、討論、採決	186
○議案第79号の質疑、討論、採決	188
○議員派遣について	190
○議会閉会中の継続調査について	191
○町長挨拶	191
○議長挨拶	193
○閉会の宣告	193

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成25年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

定例会のたびごとでございますけれども、議員の皆様のお元気な顔に接しうれしく思っております。

私は、地域住民というものは基本的には2つの範疇に区分されると思っております。

一つは、皆様御承知のサイレント・マジョリティ、物言わぬ多数者、もう一つは、ラウド・マイノリティ、声高にしゃべる少数者、皆様も私も声高にしゃべる少数者の一人でございますけれども、その声高にしゃべる意見というものは、豊かな皆さんであれば議員活動、私にしてみれば一般的な政治活動、その中から酌み取られたものであると思っております。

議員の皆様は定例会と定例会の間にはおよそ2カ月以上の時間がございます。皆様に課せられたものは、その豊かな時間の中で豊かに物言わぬ多数者、サイレント・マジョリティの意見をいかに酌み取るか、その集大成がこの定例会、それぞれの定例会における意見の応酬であると私は思っております。

私は議員の皆様が発します意見の中に、そのまた背後に豊かな物言わぬ多数者の意見といものがどれほど酌み取られているのか、いつも注視しております。本定例会も豊かなサイレント・マジョリティの意見を、物言わぬ多数者の意見をどこまで酌み取って、その民意の上にちょうちょうはっしという議論の応酬があるものと私は期待しております。

この9月定例会、豊かな吉田町のあしたに結びつくことを切に希望するものであります。簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。

また、本定例会、よろしく願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しており

ますので、平成25年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月2日から9月24日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日9月2日から9月24日までの23日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

本年度の総会等について。

6月14日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催されました。

7月1日には、島田吉田線バイパス建設期成同盟会総会が島田市において開催されました。

7月2日には、大井川新橋等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月3日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が島田市において開催されました。

7月11日には、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月12日には、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が御前崎市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成24年度事業報告並びに決算報告及び平成25年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

総会等についての報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして御報告申し上げます。

「津波防災まちづくり」の正念場であります平成25年度も、既に半年が経過しようとしております。この間、町では「町民の皆様の命を守る対策」であります「津波避難タワーの建設」を中心に、安全で安心な町づくりに向けて事業を進めているところでございます。

昨年の12月に先行して建設に着手してまいりました3基の津波避難タワーにつきましても、8月の月上旬から高欄の設置工事に着手し、徐々にその姿をあらわし始め、今ではその全貌が明らかになってまいりました。これまでイメージとしてしかなかったものが現実のものとして存在するようになることで、町民の皆様方に「新たな安心」を少しずつ実感していただけるものと思っております。

この3基の津波避難タワーは、今月末までに完成するわけでございますが、町では「町民の命を守る対策の象徴」であります津波避難タワーの完成を記念いたしまして、今月の23日にK工区におきまして完成式典を開催することといたしております。

当町の津波避難タワーは、国土交通省の全面的な支援を受け、法律上及び技術上の諸課題に適切に対応した「津波避難タワーの標準仕様設計基準」に基づいて建設される全国初の「津波避難タワー」であり、さらに全国的にも珍しい道路上に設置された「津波避難タワー」でありますことから、完成式典には国土交通大臣や静岡県知事を初めとする皆様方に御案内をさせていただいております。議員各位におかれましても、ぜひ御出席を賜りますようお願い申し上げます。

また、残り12基の津波避難タワーにつきましても、議員各位を初め、地権者、町民の皆様方の御理解と御協力のもと、工事の発注手続を行ったところでございます。

本年度末には、現在完成間近、3基の津波避難タワーと合わせまして計画した15基、全ての津波避難タワーが完成し、町が進めております「津波防災まちづくり」の第1ステップと位置づけました「町民の皆様の命を守る対策」が着実に達成されるよう、引き続き鋭意努力してまいります。

さて、当町の津波防災まちづくりには多額の費用が必要とされますことから、国の都市防災総合推進事業補助金を活用し事業を進めております。さらに、日本経済再生のための緊急経済対策として措置されました国の平成24年度補正予算に積極的に対応したことによりまして、「地域の元気臨時交付金」を受けることができます。この交付金の効果的な活用に向けましては、平成26年度に実施する事業も含めて、充対象事業を検討しているところでござ

いますが、今後、国から提出を求められる実施計画の作成に合わせまして、充当対象事業及び充当額を精査し、その内容を反映した補正予算を今後の議会に上程させていただきますとともに、平成26年度町単独事業に充当できる措置を講ずるための基金設置をお認めいただきたいと考えております。

それでは、当町の最重点課題であります「津波防災まちづくり事業」につきまして御報告申し上げます。

いつ発生するかわからない南海トラフ巨大地震や大津波が発生した際に、まず対応していただくことになるのが、地域の皆様で組織された自主防災組織であり、その組織力や地域との連携が、町民の皆様の多くの命を救う鍵であると言っても過言ではございません。そこで、発災から2年が経過しました岩手県の釜石市、宮古市、普代村を中心に、6月27日から29日までの3日間、「吉田町自主防災組織視察研修」を実施いたしました。この研修は、早朝から深夜にわたるバスでの移動が続き、参加された皆様には心身とも御負担をおかけいたしました。参加された皆様から事あるごとに「よい研修だった」、「自主防災組織のあり方を考えさせられた」、「防災教育、防災訓練の必要性を感じた」などの感想をお寄せいただき、今回の研修が、参加された皆様にとりまして、大変有意義であったと受けとめていることを大変うれしく思う次第であります。

この視察研修には、自治会役員の皆様、自主防災会の代表の皆様のほか、吉田町女性団体連絡協議会の皆様も御参加くださいました。

女性の視点という新たな角度から災害対策を考えていくことは、大変重要なことでございます。

女性の皆様にも、当町が進める「津波防災まちづくり」の一翼を担っていただく必要がございますので、今後も積極的に防災事業に御参加いただけるよう呼びかけさせていただきたいと考えております。

また昨日は、町民の皆様約9,400人の御参加をいただきながら、自主防災会の計画に基づきました総合防災訓練を行うことができました。その中で完成間近のK工区、L工区、O工区の3基の「津波避難タワー」に避難される皆様は、実際に津波避難タワーに上り、避難完了までの時間の計測や避難スペースの確認などタワーのお披露目を兼ねた初の訓練を行うことができました。

いざというときに、慌てず迅速な避難行動をとることができるようにするためには訓練を重ねていく必要がございます。全ての「津波避難タワー」が完成した暁には、タワーを活用した実践的な訓練ができますよう、自主防災会の皆様と一緒に訓練内容を検討してまいります。

当町としましても、町民の皆様が迅速な避難行動に移ることができるよう、現在活用しております同報無線、同報無線の戸別受信機となる防災行政ラジオ、ホームページ、エリアメールなどに加えまして、「よしだ防災メール」の配信を開始いたします。この「よしだ防災メール」は、登録者が吉田町を離れていても、吉田町にかかわる地震情報、津波情報、気象情報等が携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用して送信されるものでございます。今後も情報のおくれが原因でみずからの生命や財産が危険にさらされることのないよう、情報伝達体制を強化し、災害時に必要な情報を町民の皆様へ迅速かつ適切に提供してまいります。

このように、当町の「津波防災まちづくり」への取り組みは着実に前へ進んでおります。

今後も、議員各位を初め、町民の皆様と一緒に安全・安心な町をつくるために、引き続き努力してまいりますので、御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、健康づくり事業でございます。

全ての町民の皆様が「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、自分に合った健康づくりに努め、病気の早期発見、早期治療に取り組むことができる環境を整えることは大変重要であると考えております。中でも、感染症についての正しい知識の普及や効果的な予防接種の実施により、感染症の発生防止や蔓延防止が図られることを踏まえて、町では、国が定期予防接種に位置づける前から、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの予防接種につきまして費用助成を行い、感染症対策の推進を図ってまいりました。

本年4月1日から定期予防接種に位置づけられました子宮頸がんの予防接種に関しましては、6月14日付、厚生労働省健康局の勧告により積極的な接種を見合わせる事となっておりますが、これは国の予防接種に関する合同会議におきまして、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」と結論づけられたことによるものでございます。当町におきましては、平成22年度から実施しております予防接種の中で、今回の積極的な接種の見合わせの原因となっておりますワクチンとの因果関係を否定できない特異的な症状の報告はございません。

なお、接種希望者につきましては、医師と接種者及び保護者が相談の上で現在も実施している状況でございます。

また、7月1日から実施しております「風しん予防接種費助成事業」でございますが、7月には、妊娠を希望する女性17人、妊婦の夫5人、妊婦の家族1人の合計23人の方から申請があり、償還払いによる助成を実施いたしました。

現在、風疹の患者発生件数は減少しており、中部保健所管内におきましては、7月第2週以降、患者が発生していない状況もございますが、妊婦の不安を取り除き、安心して子供を産む環境を提供するために、今後も引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業でございます。

子供が健やかに育つ環境をつくるための施策として整備を進めております「すみれ保育園建設事業」でございますが、7月31日に地元選出の国会議員及び県議会議員、地元自治会役員、御協力いただきました地権者の皆様などが参加されました安全祈願祭が行われました。現在は、保育棟や倉庫など全6棟の建物を3工区に区切って、工区ごとに基礎工事、外構工事、電気設備工事、機械設備工事などを施工するようしており、平成26年3月の完成に向けて事業を進めております。

次に、高齢者福祉事業でございます。

地域で支え合い、高齢者の皆様が生き生きと活動し、安心して生活できる町にするために、高齢者の皆様の働き方や社会参加など、当町に合ったあり方を検討していく必要があると考えております。そこで、元気な高齢者の皆様には年齢にかかわらず社会参加ができるように、本年度と来年度の2カ年をかけまして「高齢者人材活用センター」を建設することといたしました。この「高齢者人材活用センター」は、生涯現役社会の実現に向けた拠点施設と

して位置づけ、高齢者の皆様に安定した雇用を提供する場とするにとどまらず、高齢者の皆様の介護予防活動及び各種講座を行う会場として幅広く活用できる施設にしていきたいと思います。

建設予定地につきましては、高齢者の皆様が活動しやすく、他の福祉施設を利用する皆様との交流を図ることができる場所が望ましいことから、あつまりーナ北側の町道高畑高島線に面した場所を選定いたしました。建設予定地の地権者の方には、御理解をいただくことができましたので、補正予算に用地取得費を計上させていただきました。

次に、高齢者の皆様の健康診断への助成事業についてでございますが、高齢者の皆様が、自己の健康状態を確認し、病気の早期発見と早期治療に取り組んでいただけるよう、本年度から新たに後期高齢者医療保険の被保険者の方を対象に人間ドックの助成事業を開始いたしました。平成25年4月1日から7月31日までの申請件数は21件でございますが、申請者の中には90歳を超えた方の御利用もあり、健康に対する関心の高さを感じたところでございます。みずからの健康を把握していれば、病気の重篤化を防止し、ひいては医療費の抑制につながるものでございますので、引き続き助成制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」整備につきまして御報告申し上げます。

まず公共下水道事業でございます。

公共下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、管渠建設事業、地震対策事業、長寿命化対策事業の3つの事業を進めているところでございます。

管渠建設事業につきましては、本年度整備を予定しております箇所のうち、住吉地区の榛南幹線と片岡地区の愛宕前線につきまして、既に工事に着手しているところでございます。今後につきましては、住吉地区では、東浜15号線及び県道住吉金谷線を、片岡地区では、下川原2号線などを中心に敷設工事を行う予定でございます。

また、地震対策事業につきましては、下水道総合地震対策事業として、吉田浄化センターの汚泥処理棟などの耐震補強工事を実施するために、現在、入札の準備を進めております。またこのほか、吉田中学校へのマンホールトイレ設置と既設管渠の耐震化を予定してございます。

長寿命化対策事業につきましては、現在、吉田浄化センターに設置してあります機械や機器の重要度について評価などを行い、長寿命化基本計画を策定中でございます。この機械類は吉田浄化センターが供用を開始した以降、使用し続けてきたものでございますので、時間の経過とともに故障箇所も多くなってきております。今後、基本計画を踏まえた実施計画を策定することで、国庫補助金を活用しながら機械類の効率的、効果的な更新を行うことができますので、引き続き計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策でございます。

「交通事故のない安全で住みやすいまち」は、全町民の願いであり、町でも交通安全に対する意識の高揚と交通モラルの向上が図られるよう、交通安全運動や交通安全教育を行っております。特に、幼い子供を交通事故から守るための対策は重要であると考えておりますので、今回、中央小学校区の高畑高島線におきましては、通学路へのグリーンベルトの整備を行い、自彊小学校区の新柳北原3号線につきましては、グリーンベルトの整備とともに、損耗した区画線を引き直す工事を今月中に発注し、11月までには完成させることができるよう

に準備を進めております。

今後も、児童が安心して小学校に通学することができ、町内から悲惨な交通事故がなくなるよう対策を講じてまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、学校教育でございます。

去る8月6日に、「ちいさな理科館」の名誉館長であります有馬朗人先生をお迎えし、「放射能と放射線～役立つ面と危険性～」と題しました講演会を学習ホールで開催いたしました。この講演会では、町内の教職員を初め、自治会役員、防災関係者、一般の町民の皆様約230人が参加され、放射能と放射線の違いや危険性、日常における身近な放射線、また東日本大震災による福島第一原発からの教訓など、細部にわたるお話を伺うことができました。

また、その後、ちいさな理科館におきまして、町内の各小学校から選出しました6年生19人を受講生として、「音と光の波」をテーマとした模擬実験を行われました。プリズムで太陽光を屈折させる模範実験に参加した子供たちからは、「コップの向こう側の指が太く見える理由がよくわかった」、「光が折れ曲がる様子を実際に観測できて理解しやすかった」などの感想を聞くことができ、学校の授業とは異なる貴重な機会を与えることで、子供たちの探究心を刺激し、理科に対する興味を高めることができたのではないかと考えております。

今後も「ちいさな理科館」では次世代を担う子供たちの夢と希望を育む事業を展開してまいります。

次に、都市間交流についてでございます。

当町では、平成22年度から平成24年度までの3カ年にわたり、「富士山静岡空港を活用した交流促進事業」を展開してまいりました。

この事業では、当町の地域資源、観光資源を調査・研究する団体として、町と産業団体、NPO法人等で構成する「吉田町の魅力創造委員会」を立ち上げ、富士山静岡空港の就航先である福岡県八女市の協力を得て、当町の魅力や観光資源の掘り起こしに取り組むとともに、行政だけでなく民間を含めた交流を進めてまいりました。そして、本年3月26日には吉田の魅力創造委員会から、この事業の集大成として「吉田町交流活性化ビジョン」を御提言いただきましたことから、町では、このビジョンの具現化を図るため、引き続き静岡県市町村振興協会の助成を受けながら「吉田町交流活性化推進事業」を実施することといたしました。

この事業では、観光と産業の交流を軸とした都市間交流の促進を目指すものでございますが、この事業を実施するための交流の相手先につきましては、これまで築いてまいりました実績から、引き続き八女市との関係をはぐくんでまいりますことが効果的であろうと考えておりますので、特に産業団体、NPO法人など民間レベルの交流という視点に重きを置いて進めてまいりつもりでございます。

続きまして、「自然と調和した人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備」事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、幹線道路の整備でございます。

平成25年度末の完成を目指して事業を進めております都市計画道路榛南幹線、東名川尻幹線の2路線につきましては、それぞれ順調に工事が進んでおります。

榛南幹線の町の事業区間につきましては、道路改良工事や排水路工事の発注も終え、舗装工事も今月上旬に発注する計画となっております。

また、東名川尻幹線整備につきましては、町の事業区間であります町道高畑高島線から国道150号までのうち、国道150号との交差点改良工事は7月に発注を終え、舗装工事につきましても、今月上旬に発注する予定でございます。本年度末の供用開始に向けまして、東名吉田インターチェンジから主要地方道焼津榛原線までの区間の工事が進められておりますことから、町の交通や土地利用体系が大きく変化いたしますので、町民の皆様の生活に支障を来すことのないように十分な配慮を行ってまいりたいと考えております。

次に、河川改修関係でございます。

平成20年度から改修を進めております準用河川大窪川につきましては、来年度以降の国庫補助事業の採択を目指して、既に河川整備事業計画策定業務を発注したところでございます。その後の県との協議の中で、大窪川が流れ込む下流側の大幡川の流下能力を確認するよう指示がありましたので、町といたしましても、「より広域的な面積の流下能力を調査することは、国庫補助採択に向けて必要不可欠な作業である。」との判断から、今議会におきまして、補正予算に追加事業費を計上させていただいたところでございます。

また、集中豪雨への対策として、前回の議会定例会でお認めいただきました川尻地区の間屋川、大幡川、そして住吉地区の宮裏川の土砂や水草を取り除くしゅんせつ工事につきましては、7月末に発注をいたしました。現在9月中旬までの完了を目指して工事を進めているところでございます。

最後に、「まちづくり計画の推進」に関し、効率的な行政運営を推進する事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、自動交付機の設置につきまして御報告申し上げます。

町が、行政サービスを提供するに当たり、適正で確実な事務処理を行うことはもちろんでございますが、町民が望むニーズを把握し、それに見合う最適な方法や体制で行政サービスを提供する必要があると感じております。そこで、本年度から夜間や休日でも住民票や印鑑登録証明書、戸籍証明書の発行可能な「自動交付機」を庁舎の正面玄関西側に設置するために8月から工事を開始いたしました。この自動交付機を使用するには、初めに手続を行っていただく必要がございますので、町民の皆様が混乱なく利用できるよう「広報よしだ」や町のホームページなどで周知を図ってまいります。

また、自動交付機のサービスの開始は、10月15日を予定しておりますので、運用試験や取り扱う職員の研修を重ねながら、導入に向けて準備を進めるとともに、今後も町民の皆様へのサービス向上を目指してまいります。

次に、平成25年度の普通交付税算定結果について御報告申し上げます。

7月23日に、総務省から発表されました当町の状況は、基準財政需要額が46億3,841万3,000円、基準財政収入額が44億5,386万9,000円と、基準財政需要額が基準財政収入額を上回り、本年度も、普通交付税の交付を受ける交付団体となりました。

原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額が普通交付税となりますが、平成25年度におきましては、全国の地方公共団体の財源不足総額が国の普通交付税総額を上回ったために、交付団体の基準財政需要額に全国一律の調整率を乗じて得た額を財源不足額から減額した額が普通交付税の額となり、この結果、当町には1億8,147万5,000円の普通交付

税が交付されることになりました。この額は昨年度の普通交付税の当初算定結果より959万6,000円多く、5.6%の増加になります。

また、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得る財政力指数の状況でございますが、平成25年度の単年度財政力指数は0.960となり、平成24年度の財政力指数と同数値になりました。なお、単に財政力指数という場合には、3カ年平均の財政力指数を指すことになり、この指数の多くの制度で適否の判断基準とされておりますが、この3カ年平均による指数は0.964となっております。

平成25年度は3カ年平均、単年度のいずれの指数も1.0を下回る結果となりましたが、県内35市町の中で、財政力指数は高いほうから7番目となっております。

次に、吉田町まちづくりステップアップ行政評価の取り組みについて御報告申し上げます。

町独自の行政評価システムとして構築をいたしました「吉田町まちづくりステップアップシート」でございますが、昨年度の運用実態を踏まえ、「主要な施策と成果に関する説明書」となる実績をあらわすDシートにつきましては、これまでよりも格段に情報量が増加するように改善をいたしました。

そのほか、評価と今後の方向性をあらわすチェックシートや、「吉田町まちづくりステップアップ行政評価」作成マニュアルにつきましても、改善を行い、結果として作成されるシート全体の精度が上がるように工夫をいたしました。

この「吉田町まちづくりステップアップ行政評価」システムにつきましては、行政経営の根幹となるものと位置づけておりますので、今後におきましても、実用的なシートになりますよう改善をされてまいります。

以上、行政運営の一端を申し上げましたが、東日本大震災以降、いち早く取り組ませていただきました「津波防災まちづくり事業」もここに來まして、町民の皆様がみずからの目で見て実際に触れて、「安心」と感じられる「もの」を提供できるようになってきたと感じております。しかし、町民の皆様が抱えている地震や津波に対しましての不安を取り除くためには、国や県が関与して「津波防災まちづくり」を完成させる必要がございます。そのためには、町全体が一丸となって「津波防災まちづくり」事業に取り組む必要がございますので、議員各位におかれましても、現下の状況を御理解いただき、今後も御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） 町長、御苦勞さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） それでは、平成24年度各種会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について御報告いたします。

1ページをごらんください。

平成24年度各種会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された、平成24年度各種会計（一般会計、特別会計）歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

平成24年度各種会計歳入歳出決算審査意見書。

I、審査の概要。

1、審査の対象。平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成24年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度吉田町物品調達基金の運用状況。

2、審査の時期。平成25年7月19日、特別会計。平成25年7月22日、24日、特別会計及び一般会計並びに物品調達基金の運用状況。平成25年7月25日、31日、一般会計。平成25年8月1日、一般会計。平成25年8月2日、特別会計及び一般会計。

3、審査の方法。町長から送付された各種会計歳入歳出決算及び附属書類について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査しました。次ページをお願いします。

4、監査の結果。各種会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、それぞれ計数的に誤りのないものと認めました。

審査の結果の詳細は、以下のとおりであります。

II、決算の概要。

1、総括。

平成24年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりであります。ごらんください。

3ページをお願いします。

平成24年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は213億8,567万4,000円であります。歳入額は159億822万9,000円であります。歳出額は150億6,365万9,000円で、予算現額に対する執行率は70.4%で、前年度より27.12ポイントの低下となりました。実質収支額は6億3,780万2,000円で、前年度より2,530万6,000円の増額で、対前年度比は104.1%となりました。

2、一般会計。

(1)歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収入額並びに前年度との比較は、次のとおりであります。ごらんください。

平成24年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額103億1,193万円、歳出額96億2,477万9,000円、差し引き額は6億8,715万1,000円で、平成25年度への繰越財源2億456万8,000円差し引くと、実質収支は4億8,258万3,000円となります。

平成23年度比較では、歳入額は10億416万9,000円の増加、歳出額の7億7,465万2,000円の増加、実質収支額は4億8,258万3,000円となり、前年度より6,114万1,000円の増加となりました。

(2)歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は66億7,868万3,000円で、構成比率は64.8%、依存財源は36億3,324万7,000円で、構成比率は35.2%であります。

自主財源は、前年度より主に町税1億1,373万円、財産収入3,773万5,000円、諸収入1,143万3,000円等がそれぞれ減少となりましたが、一方、分担金及び負担金で719万2,000円、繰入金1億9,811万2,000円、繰越金9,415万9,000円等がそれぞれ増加となったため、決算額は

対前年度 1 億3,754万4,000円の増加となりました。

依存財源は、前年度より主に地方譲与税682万4,000円、地方特例交付金4,206万9,000円、県支出金2,124万2,000円等がそれぞれ減少となりましたが、地方消費税交付金434万8,000円、次ページをお願いいたします、自動車取得税交付金830万3,000円、地方交付税8,980万円、国庫支出金 3 億43万5,000円、諸収入1,747万3,000円、町債 5 億1,247万4,000円等がそれぞれ増加となり、決算額は対前年度 8 億6,662万5,000円の増加となりました。

なお、歳入決算額に対する町債比率は、前年度より4.3ポイント上昇の10.4%であります。収入済額の款別内容は次のとおりであります。ごらんください。

5 ページをお願いします。

本年度の特徴として、町税について前年度と比較すると固定資産税が 1 億8,381万8,000円の減少となりましたが、これは地価の下落によるほか、景気低迷の影響と思われます。加えて、町たばこ税353万8,000円、都市計画税1,440万3,000円がそれぞれ減少となりました。一方、町民税では個人が7,468万6,000円、法人の1,097万8,000円とそれぞれ増加となりました。また、軽自動車税が236万4,000円の増加となり、税総額で55億3,865万2,000円の収入済額となり、前年度より 1 億1,373万円の減少となりました。

過去 5 年間ににおける町税収納率の状況は次のとおりであります。ごらんください。

収納未済額は、前年度に比べ6,184万2,000円減少し、2 億6,753万4,000円となり、不納欠損額は前年度より219万8,000円減少の274万8,000円の計上をすることとなりました。

本年度の現年度分収納率は98.9%と前年度より0.5ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

また、町債については前年度に比較して 5 億1,247万4,000円の増加となりました。主な要因は、津波避難タワー設置事業分 2 億4,560万円、すみれ保育園建設事業分 1 億5,160万円、都市防災消防推進事業北区公園整備事業分5,200万円等であります。

(3)歳出決算額の概要であります。

歳出予算額は158億3,015万8,000円に対し、支出済額96億2,477万9,000円で、執行率は60.8%であります。翌年度繰越額は59億9,760万6,000円で、前年度より58億7,359万5,000円の増加となりました。不用額は 2 億777万3,000円で前年度より7,290万8,000円の増加となりました。執行率が大幅に下がった主な要因は、平成24年 9 月補正予算13億7,496万6,000円が組まれたこと。さらに国の補正予算に呼応し、平成25年 3 月補正予算45億2,900万円が組まれたことによります。翌年度繰越額の主なものは、津波避難タワー設置事業47億9,296万3,000円、すみれ保育園建設事業 2 億3,328万5,000円、住吉小学校耐震補強事業 1 億8,574万5,000円、消防団詰所整備事業 1 億3,400万円、都市防災総合推進事業 3 億4,865万7,000円、榛南幹線水路事業9,030万円等であります。

支出額96億2,477万9,000円は、前年度より 7 億7,465万2,000円の増加となりました。増加の主なものは、民生費 1 億6,116万1,000円、農林水産業費2,976万5,000円、土木費 2 億3,323万8,000円、消防費 4 億2,579万8,000円、諸支出金 1 億206万円であります。一方で、減少の主なものは、議会費1,331万5,000円、総務費4,562万8,000円、衛生費1,547万7,000円、商工費488万9,000円、教育費9,520万3,000円、公債費282万7,000円であります。

歳出決算額の款別内容は次表のとおりであります。ごらんください。

7ページをごらんください。

款別の主な事業及び支出額は次のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の特徴的な事業及び支出内容として以下のようになっております。ごらんください。それぞれ成果を上げております。

では、3、特別会計でございます。

(1)吉田町特別土地取得事業特別会計。

歳入総額1億3,317万8,837円、歳出総額1億3,316万6,255円、歳入歳出差し引き残額1万2,582円の決算内容であります。

歳入の主なものは、財産運用収入3万5,778円、財産売却収入9万1,600円、土地開発繰入金192万6,940円、一般会計繰入金1億3,111万745円であります。歳出の主なものは、財産取得費192万6,940円、土地開発基金積立金3万6,970円、用地先行取得債の償還金1億3,111万745円あります。

次ページをお願いします。

平成24年度は、能満山公園用地192万6,940円を買収しました。その結果、平成24年度末土地残高は、土地取得特別会計分10億4,111万6,020円となりました。

なお、町債分の土地処分については、町債の償還完了をもって一般会計へ土地の移管を行っております。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は、合法的に処理されており、財産運用も適正であることを認めました。

(2)吉田町国民健康保険事業特別会計であります。歳入総額26億7,148万7,987円、歳出総額25億7,371万5,698円、歳入歳出差し引き残額9,777万2,289円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較すると1,093万1,000円の減少です。この要因は、主に保険税117万2,000円、療養給付費等交付金4,278万6,000円、県支出金2,635万7,000円、繰越金130万9,000円、諸収入1,051万4,000円と増加したものの、国庫支出金2,754万円、前期高齢者交付金1,802万7,000円、共同事業交付金104万9,000円、繰入金4,652万円の減少によるものであります。

国保税の調定額に対する収納率は73.2%で、収入未済額は2億5,835万3,000円となりました。

歳出を前年度と比較すると2,828万1,000円の増加であります。この主な要因は、総務費316万2,000円、基金積立金5,105万4,000円がそれぞれ減少したものの、保険給付費2,145万2,000円、後期高齢者支援金等3,959万7,000円、介護給付金1,285万9,000円、共同事業拠出金1,689万4,000円等が増加したことによります。

保険給付状況は、療養給費で一般被保険者が10万8,544件、費用額は18億5,445万1,000円、退職被保険者等1万3,109件、費用額は2億1,767万8,000円となっております。

高額療養費では、一般被保険者が2,132件、1億4,096万3,000円、退職被保険者等210件の1,961万6,000円となっております。保健事業活動費は819万9,000円で、執行率は81.5%であります。

後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金へ3億8,142万円の納付であります。

国保税の過去5年間の収納率等の推移は次のとおりであります。ごらんください。

10ページをお願いいたします。

調定額の大きい現年度分国保税の収納率は91.8%と、前年度より0.8ポイントの上昇となり、不納欠損額は614万8,000円増加の1,732万1,000円となっております。

今後においても、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくり並びに疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

国民健康保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

(3)吉田町後期高齢者医療事業特別会計でございます。

歳入総額2億1,051万7,389円、歳出総額2億345万1,053円、歳入歳出差し引き残額706万6,336円の決算内容であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億7,116万2,900円で、一般会計繰入金3,299万8,840円、繰越金5億9,721万3,000円であります。

保険料の調定額に対する収納率は98.9%と前年度より0.3ポイントの低下となり、不納欠損額は5万9,700円増加の26万4,300円となっております。

今後においては、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億306万6,340円であります。その内訳は、後期高齢者医療保険料1億7,600万7,500円、低所得者世帯の均等割減額の分2,540万9,000円、社会保険被扶養者の均等割減額分758万9,840円であります。

後期高齢者医療事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

(4)吉田町介護保険事業特別会計であります。

歳入総額16億1,813万8,636円、歳出総額15億8,487万7,228円、歳入歳出差し引き残額3,326万1,408円の決算内容であります。

歳入の主なものは、保険料3億4,994万7,940円、国庫支出金3億3,154万1,885円、支払基金交付金4億3,616万6,515円、県支出金2億3,644万2,923円、繰入金2億3,035万9,000円、繰越金2,355万7,571円、諸収入1,008万4,962円等が主なものであります。

保険料の調定額に対する収納率は98.0%と前年度より0.2ポイントの低下となり、不納欠損額は31万3,080円増加の111万6,390円となっております。

今後については、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

歳出は、総務費3,552万3,054円、保険給付費14億6,418万7,721円、地域支援事業費3,802万5,642円、基金積立金4,051万2,000円等が主なものであります。

保険給付費のうち、介護給付費13億8,097万7,170円は、前年度より3,205万5,264円の増加となりました。

次ページをお願いいたします。

事業の実施状況は次のとおりであります。

①被保険者の状況でございますが、第1号被保険者、65歳以上の方でございますが、25年3月31日現在では6,308人となり、前年度より251人の増加でございます。高齢化率は20.9%

と、前年度より1.1ポイントの上昇となっております。第2号被保険者は40歳から64歳の方であります。1万129人と前年度より169人の減少でございます。第1号、第2号被保険者の合計人数は1万6,437人となり、前年度より82人の増加となっております。

②要介護認定関係でございますが、ア、申請状況は、平成24年度累計で989人、前年度より14人の増加でございます。イ、認定状況であります。平成24年度累計は955人となり、前年度より10人の増加でございます。

③保険給付状況であります。14億2,355万1,716円となっております。

その内容としましては、ア、施設サービス費、延べ件数2,256件、給付費6億1,463万2,576円。

次ページをお願いいたします。

イ、居宅サービス費、介護給付費と予防給付費を合計した延べ件数は7,022件となり、給付費は8億2,819万1,744円であります。

ウ、高額介護サービス費等、延べ件数は2,026件となり、給付費は2,021万7,351円あります。

エ、審査支払手数料でございますが、延べ件数2万2,921件の給付費は114万6,050円となっております。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業執行は、事業計画並びに諸規定に沿って適正に処理されていることを認めました。

(5)吉田町公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額9億6,297万6,237円、歳出総額9億4,366万9,491円、歳入歳出差し引き残額は1,930万6,746円となっております。

歳入は、下水道受益者負担金1,384万9,740円、下水道使用料現年度分7,732万3,884円、過年度分54万1,706円の合計7,786万5,590円、国庫補助金8,360万円、一般会計繰入金5億9,218万7,000円、前年度繰越金2,452万8,497円、町債1億6,670万円が主なものであります。

前年度との比較では、下水道使用料407万9,336円、国庫補助金1,960万円、一般会計繰入金2,536万9,000円、町債360万円等が増加となりましたが、公共下水道受益者負担金1,017万9,870円、前年度繰越金778万1,562円等が減少となり、総額では3,433万1,743円の増加となっております。

下水道使用料の調定額に対する収納率は96.8%と前年度より1.1ポイントの低下となり、不納欠損額は前年度より1万2,730円減少の7万9,205円となっております。

次ページをお願いします。

今後については、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

歳出の内訳は、管渠建設費2億5,080万4,437円、管渠維持管理費561万4,748円、浄化センター維持管理費1億9,994万2,156円、浄化センター建設費6,889万5,750円、公債費5億741万2,240円あります。

前年度との比較では、管渠建設費3,065万3,084円、浄化センター維持管理費287万6,131円、管渠維持管理費45万8,669円が減少となっております。一方、浄化センター建設費5,997万750円、公債費1,357万628円が増加となり、総額で3,955万3,494円の増加となっております。

管渠建設費の内訳は、公共管渠建設費1億3,560万円、町単管渠建設費6,754万2,687円、

町単排水設備建設費503万9,509円、人件費4,362万2,241円であります。

公債費は、償還金元金3億2,290万1,820円、償還利子1億8,451万580円であります。

業務実績は次表のとおりであります。ごらんください。

このうち、管渠整備率でございますが、72.7%と前年度より2.2ポイント上昇しております。また、普及率につきましては、37.0%と前年度と同率でございます。水洗化率でございますが、戸数割合では86.4%と3.5ポイント上昇、人口割合では89.5%と、前年度より3.6ポイントの上昇であります。

次ページお願いいたします。

企業債の前年度比較は次表のとおりであります。

①元金につきましては、当年度末残高は66億9,075万7,115円となり、前年度より1億5,620万1,820円の減少となっております。また、元金等利子を合わせた実質支出額合計は、当年度は3億4,071万2,400円となり、前年度より997万628円の増額となっております。

次に、一般会計からの繰入金及び収支比率の5年間の推移は以下のとおりでございますので、ごらんください。

起債償還金及び職員人件費、また管渠維持管理費並びに浄化センター維持管理費のうち、公共下水道使用料で賄えない分などが一般会計からの繰入金となっております。

過去5年間の推移を見ると、下水道使用量は年々増加している一方で、収支比率は62%から65%を推移する中で、平成24年度は67.4%と前年度より5.3ポイント上昇しました。

今後においても、管渠並びに浄化センターの適切な維持管理に取り組み、さらなる収支比率の向上に努められたい。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき、適正に執行、処理されていることを認めました。

4、物品調達基金の運用状況でございます。

基金運用に係わる収入金額は、前年度からの繰越金379万2,002円、今年度売上金額504万3,486円、その他収入710円で、合計883万6,198円となっております。

支出金額は、本年度仕入金額498万1,716円、一般会計繰出金710円で、合計498万2,426円となっております。

次ページをお願いいたします。

差し引き現金は385万3,772円で、期末棚卸額14万6,228円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.3となっております。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていることを認めました。

Ⅲ、平成24年度決算審査の総括であります。

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令・諸規定に基づき作成されておりました。また、歳入歳出額は予算に基づき、事業目的並びに事業計画に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成24年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを認めました。

なお、翌年度繰越明許額が多額となったが、主な要因は、平成24年9月補正予算及び国の補正予算に呼応し、平成25年3月補正予算が組まれたことによるものであります。

予算の執行状況はおおむね良好であり、事業の目的に沿った成果が得られたものと認めま

した。

公共施設の浄化槽点検及び清掃管理手数料について、契約方法並びに各業務内容及び契約金額を調べたところ、浄化槽点検においては、点検内容及び点検料金の算出根拠、浄化槽清掃管理においても、業務内容及び清掃料金の算出根拠が不明確なものもあった。

契約に関しては、浄化槽点検業務と浄化槽清掃管理業務を分離して行うこと。また、業者選定に関しては、透明性は高めるとともに、業者間の競争原理を働かせるよう要望いたします。

なお、町営住宅使用料、保育所保護者負担金等の徴収についても、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

平成24年度町税の収入額は、町民税、軽自動車税は増収となったが、地価の下落、景気低迷等の影響を受けて固定資産税、都市計画税、町たばこ税の減収により、前年度を下回る決算額となりました。景気は穏やかな回復基調にあるものの、町の行財政運営は厳しい状況が続くと予測されますが、町民の視点に立った効果的で効率的な事業執行に努めていただきたいと思います。

以上で平成24年度各種会計決算審査意見書の報告といたします。

引き続きまして、吉田町水道事業決算審査意見書に沿って御報告いたします。

では、1ページをお開きください。

平成24年度吉田町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成24年度吉田町水道事業決算及び附属書類を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

平成24年度吉田町水道事業会計決算審査意見書。

I、審査の対象。

平成24年度吉田町水道事業会計決算。

II、審査の時期。

平成25年7月19日。

III、審査の方法。

審査に当たっては、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書類及び同法施行令第23条の規定に基づく決算附属書類等につき、証書類その他の会計書類等と照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求めて審査するとともに、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するため、事業の分析を行いました。

なお、水道事業棚卸立会検査を平成25年1月1日に実施しております。

IV、審査の結果。

審査に付された吉田町水道事業の決算書類及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数も正確で経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めました。また、予算の執行状況はおおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めました。

次ページをお願いいたします。

次の3ページをお願いいたします。

1、決算の概要であります。 (1)事業の概要。

平成24年度の業務実績は次表のとおりでございます。

項目ごとに平成24年度、平成23年度対前年度の増減比率が表示してございます。

次ページをお願いいたします。

当年度の業務実績を見ると、平成25年3月31日現在の給水人口は3万3,429人であり、計画給水人口3万6,100人に対する給水普及率は92.6%となっております。

また、年間の総配水量は479万584立米、総有収水量は424万6,273立米であります。

なお、稼働1日配水能力は1万8,200立米であり、前年度と同数値となっております。

(2)予算の執行状況でございます。消費税込みの決算報告書でございます。

①収益収入及び支出でございますが、予算の執行状況は次表のとおりでございます。

まず、収益的収入をごらんください。

収益的収入の決算額は5億4,973万8,000円で、予算額5億4,662万1,000円に対し311万7,000円の増額となり、収入率は100.6%となっております。

営業収益の主なものは、給水収益5億4,071万2,000円であります。

営業外収益の主なものは、雑収益で下水道使用料算定資料提供に係る負担金504万9,000円あります。

次に、収益的支出でございますが、ごらんください。

5ページをお願いいたします。

収益的支出の決算額は5億767万4,000円で決算額5億2,710万5,000円に対し、不用額は1,943万1,000円であり、執行率は96.3%となっております。

営業費用の主なものは、減価償却費2億1,491万2,000円、原水浄水及び配水給水費1億1,763万3,000円、業務費4,105万円、総系費2,203万1,000円、資産減耗費840万4,000円あります。

営業外費用の主なものは、企業債の支払利息7,181万6,000円、繰延勘定償却1,534万9,000円、平成22年度水道料金不納欠損419万4,000円、支払消費税1,155万8,000円あります。

②資本的収入及び支出でございます。

予算の執行状況は次表のとおりでございます。

資本的収入をごらんください。

資本的収入の決算額は6,655万7,000円で予算額6,567万1,000円に対し、88万6,000円の増額となり、収入率は101.3%となっております。

企業債は配水管布設工事及び布設がえ工事等に充てるための地方公共団体機構からの借入れであります。

他会計出資金は消火栓設置及び第5水源非常用発電機設置に伴う一般会計への出資金であります。

工事負担金は道路改良工事及び区画整理事業の配水管移設補償に伴う、配水管布設がえ工事の負担金であります。

資本的支出は下表のとおりになっております。ごらんください。

資本的収支の決算額は2億9,892万3,000円で予算額3億6,418万5,000円に対し、不用額は6,526万2,000円であり、執行率は82.1%となっております。

建設改良費の主なものは、配水管の布設及び布設がえ工事等を実施するための委託料、次ページをお願いいたします、5,447万1,000円、工事請負費1億4,659万3,000円あります。

企業債償還金は政府資金5,485万1,000円、地方公共団体機構資金4,156万3,000円でありま
す。

なお、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2億3,236万7,000円の補填は次表の
とおりであります。ごらんください。

(3)経営成績でございますが、消費税抜きの損益計算書でございます。

経営成績は次表のとおりでございます。ごらんください。

総収益は5億2,368万5,000円、総費用は4億9,109万5,000円であり、3,259万円の純利益
を生じており、総収支比率は106.6%であります。

経常収支の推移は次表のとおりでございます。

平成24年度について申し上げますと、経常収益は5億2,368万5,001円、経常費用4億
9,109万5,108円、経常損益3,258万9,893円、経常収支比率106.6%となっております。

なお、前年度繰越利益剰余金722万2,000円に当年度純利益3,259万円を加えると、当年度
未処分利益剰余金が3,981万2,000円となります。

次ページをお願いします。

①供給単価と給水原価の比較でございますが、有収水量1立米当たりの供給単価と給水原
価の推移は次表のとおりであります。ごらんください。

平成24年度につきましては、供給単価121円28銭、給水原価115円52銭、供給単価は前年度
より52銭増加し、給水原価は前年度より2円30銭減少しております。その結果、供給単価か
ら給水原価を差し引いた額は5円76銭となり、前年度より2円82銭増加している。これは前
年度より給水収益が増加し、資産減耗費、企業債支払利息等の経常費用が減少したことが主
な要因であります。

次に、②収益でございますが、収益は次表のとおりでございます。ごらんください。

収益合計は5億2,368万5,000円であり、前年度より8万5,000円増加しております。

ア、営業収益は前年度より187万2,000円減少している。これは給水収益が38万5,000円増
加したものの、受託工事収益が219万6,000円、その他営業収益6万1,000円が減少したこと
によるものであります。

イ、営業外収益は前年度より195万7,000円増加しております。これは雑収益が196万8,000
円増加し、受取利息が1万1,000円減少したことによるものであります。

次ページお願いいたします。

③費用でございますが、費用は次表のとおりでございます。ごらんください。

費用合計は4億9,109万5,000円であり、前年度より2,125万円減少しております。

ア、営業費用は前年度より1,141万円減少しています。これは主に原水、浄水及び配水給
水費で321万3,000円、減価償却費533万4,000円が増加したものの、受託工事費が221万6,000
円、資産減耗費1,776万9,000円が減少したことによるものであります。

イ、営業外費用は前年度より232万8,000円減少しております。これは雑支出が188万2,000
円増加したものの、企業債の支払利息が251万4,000円及び繰延勘定償却169万6,000円が減少
したことによるものであります。

なお、雑支出のうち不納欠損処分は平成22年度水道料金399万4,000円であり、前年度より
186万6,000円増加しております。

ウ、特別損失は前年度より751万2,000円減少しています。これは前年度に計上した水道料

金不納欠損が本年度はなかったことによるものであります。

9ページをお願いいたします。

(4)財政状態でございますが、消費税抜きの貸借対照表となります。

①資産でございますが、平成25年3月31日現在の資産の状況は次表のとおりであります。ごらんください。

資産合計は77億2,609万7,000円であり、前年度より1,974万6,000円増加しております。

ア、固定資産は前年度より4,137万8,000円減少しています。これは主に建設仮勘定が1,040万4,000円増加したものの、建物1,024万9,000円、構築物2,011万1,000円、機械及び装置2,202万7,000円が減少したことによるものであります。

なお、平成24年度末管路延長は、前年度末より2,734メートル増加の23万5,887メートルとなっております。また、本年度に実施された石綿管の布設がえは444メートルで、残延長は594メートルとなっております。

次ページをお願いいたします。

イ、流動資産は前年度より5,287万3,000円増加しています。これは主に現金預金が5,100万3,000円、未収金が190万2,000円増加したことによるものであります。

なお、未収金の内訳は、営業未収金・給水収益3,542件、1,644万3,000円であります。また営業未収金の収納率は97.0%で、対前年度0.7ポイント低下となっております。

ウ、繰延資産は前年度より825万1,000円増加しております。

次ページをお願いいたします。

②でございますが、負債・資本でございます。

平成25年3月31日現在の負債・資本の状況は次表のとおりでございます。ごらんください。負債・資本合計は77億2,609万7,000円であり、前年度より1,974万6,000円増加しております。

次ページをお願いいたします。

ア、負債でございます。

負債合計は477万1,000円であり、前年度より470万8,000円増加している。

(1)流動負債は前年度より470万8,000円増加しております。

なお、流動負債の内訳は、営業外未払金、未払消費税でございますが472万3,000円、預り金4万8,000円であります。

イ、資本でございますが、資本合計は77億2,132万6,000円であり、前年度より1,503万8,000円増加しております。

(1)資本金でございますが、資本金は前年度より5,094万7,000円減少しております。これは自己資本金の繰入資本金が406万8,000円増加したものの、借入資本金の企業債が5,501万5,000円減少したことによります。

なお、当年度の繰入資本金は他会計出資金でございます。

(2)剰余金であります。剰余金は前年度より6,598万4,000円増加しております。これは資本剰余金の受贈財産評価額1,266万円、工事負担金1,365万8,000円、加入分担金707万6,000円が増加するとともに、利益剰余金の減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円、当年度未処分利益剰余金1,259万円が増加したことによるものであります。

13ページをお願いいたします。

(5)資金の運用状況でございますが、企業の財務状況を明らかにするため、資本の運用状況と資本の調達方法の面から見た資金の運用状況は次表のとおりであります。ごらんください。

本年度の資金の源泉は減価償却費、企業債、当年度純利益等の5億760万3,000円となっております。一方、資金の使途については、建設仮勘定の増加、構築物の取得、企業債償還金等の4億5,943万8,000円となっており、この結果、正味運転資本は4,816万4,000円の増加となっております。

次に、正味運転資本増減明細表でございますが、ごらんください。

正味運転資本の増加は未払い金の増加等の減少要因があったものの、それ以上に現金預金の増加等があったことによるものであります。

14ページをお願いいたします。

(6)比較損益計算書、消費税抜きでございますが、比較損益につきましては、(3)経営成績において内容説明を行っておりますので、平成24年度について項目と決算額を申し上げます。

営業収益5億1,754万6,509円、営業費用3億9,991万9,507円、営業利益1億1,762万7,002円、営業外収益613万8,492円、営業外収益9,117万5,601円、経常利益3,258万9,893円、当年度純利益3,258万9,893円、前年度繰越利益剰余金722万1,976円、当年度未処分利益剰余金3,981万1,869円であります。

次に、15ページをお願いいたします。

消費税抜きの比較貸借対照表でございます。比較貸借対照表につきましても、(4)の財政状態において内容説明を行っておりますので、平成24年度の項目と決算額を申し上げます。

固定資産68億5,961万6,573円、有形固定資産68億5,960万6,273円、無形固定資産1万300円、流動資産88億1,660万4,138円、繰延資産4,987万6,400円で、資産合計は77億2,609万7,111円となっております。

次ページ、16ページをお願いいたします。

こちら、負債資本でございます。申します。

負債477万998円、流動負債477万998円、資本77億2,132万6,113円、資本金45億3,739万4,913円、自己資本金14億174万2,942円、借入資本金31億3,565万1,971円、剰余金31億8,393万1,200円、資本剰余金28億511万9,331円、利益剰余金3億7,881万1,869円、負債資本の合計は77億2,609万7,111円となっております。

以上が平成24年度水道事業会計の検査を行った結果の概要でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

2、経営分析、経営指標でございますが、(1)の水道事業経営分析、経営指標をごらんください。

この経営分析につきましては、全国水道協会の経営指標に基づくものであります。この表に記載してあります経営指標の対象項目は、1、事業の概況で3項目、2、施設の効率性で3項目、3、経営の効率性で12項目、4、財務の状況、3項目の計21項目であり、対象年度は直近3カ年でございます。

なお、全国平均の指標値は、吉田町と同規模の事業体の平成23年度の平均値でございます。では、次ページをお願いいたします。

(2)平成24年度水道事業経営分析、経営指標の要旨でございますが、経営指標の対象項目ごとに平成24年度、平成23年度、全国平均の指標値を表示するとともに、経営指標の算式

説明、分析、結果等を記載しております。

では、経営指標の対象項目ごとに平成24年度の指標値分析結果について申し上げます。

1、事業の概況。

普及率、平均有収水量、有形固定資産減価償却率により事業の概況を見るものでございます。

①給水普及率92.60%。全国平均と比較すると上回っております。

②平均有収水量、全国平均と比較すると上回っている。

③有形固定資産減価償却率31.45%、基幹施設は比較的新しい施設が多いため、全国平均を下回っている。

2、施設の効率性。

水道事業は施設型の事業であり、適切な投資が行われているか否かが経営を左右することとなります。投資が適切であるか否かは、施設の効率性を分析することにより判断することができます。

①施設利用率71.92%。全国平均と比較すると大きく上回っております。

②有収率88.64%。全国平均と比較すると上回ってはいますが、無収水量の原因をつかみ、対応していく必要があります。

③配水管使用効率20.31。集約された区域に配水を行っているため、全国平均と比較すると上回っております。

3、経営の効率性。

経営の効率性の項目では、収支比率、売上金の割合、生産性等、経営状況に関する代表的な指標を用いて分析を行っております。

①総収支比率106.64%。全国平均と比較すると下回っております。

②経常収支比率、全国平均と比較すると下回っております。

次ページお願いいたします。

③累積欠損金比率でございますが、当町は累積欠損金が生じておらず、健全な経営状況であります。

④繰入金比率、これは収益的収入分でございますが0.25%となります。全国平均を下回っており、繰入金に依存しない健全な経営が行われていると言えます。

⑤繰入金比率、資本的収入分でございますが6.11%。全国平均と比較すると大きく下回っており、繰入金に依存しない健全な経営が行われていると言えます。

⑥職員1人当たりの給水人口3,343人。全国平均と比較すると上回っております。

次ページ、お願いいたします。

⑦職員1人当たり給水収益でございますが、5,149万9,000円であります。全国平均と比較すると下回っております。

⑧-1、給水収益に対する職員給与費の割合でございますが、13.63%で、全国平均と比較すると上回っており、職員の年齢構成が高いことがわかります。

⑧-2、給水収益に対する企業債利息の割合でございます。13.95%でございます。全国平均と比較すると上回っており、企業債の借入額が多いことがわかります。

⑧-3、給水収益に対する減価償却費の割合でございます。41.73%、全国平均を上回っており、施設の更新が適切に行われていると言えます。

次ページをお願いいたします。

⑨料金回収率でございます。104.99%でございます。全国平均を上回っており、経営に必要な経費を水道料金で賄うことができている状況であります。

⑩1カ月20立米当たりの家庭用料金 口径13ミリでございますが、2,163円でございます。全国平均と比較すると下回っております。

4、財務の状況でございますが、財務の安全性、または設備投資の妥当性を見る指標として用いております。

①当座比率1万6,952.45%、全国平均と比較するとかなり高い水準になり、支払い能力には問題ないものと考えられます。

次ページをお願いいたします。

②自己資本構成比率59.35%。全国平均を下回っておりますが、安定した財務状況とするためには、工事負担金、国庫補助金等の資本剰余金の活用を図るとともに、利益譲与金を原資とした資本造成に努めることが必要であります。

③固定資産対長期資本比率88.84%。全国平均を下回っており、事業の安全性が確保されていると言えます。

次ページ、24ページをお願いいたします。

V、むすびでございます。

消費税抜きの経営状況について見ると、総収益は5億2,368万5,000円であり、前年度に比べ8万5,000円増加とほぼ同額であります。総費用は4億9,109万5,000円であり、前年度に比べ2,125万円減少しております。その結果、事業収支は3,259万円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金722万2,000円に当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は3,981万2,000円となっている。この未処分利益剰余金は1,500万円を減債積立金、2,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの481万2,000円は翌年度繰越利益剰余金とする予定となっております。

また、損益に関する総収支比率及び経常収支比率は106.6%となっておりますが、有収水量1立米当たりの収支で見ると、供給単価は121円28銭であり、前年度に比べ52銭高くなっている。

一方、給水原価は115円52銭であり、前年度に比べ2円80銭安くなっております。その結果、供給単価の給水原価に対する差し引きは5円76銭の利益となっております。これは、前年度より資産減耗費、企業債支払利息等の経常費用が減少したことは主な要因であります。

なお、施設の整備状況、消費税込みでございますが、配水管の布設及び布設がえ工事等1億4,659万3,000円であり、配水管設計委託等を含めた当年度の施設整備の投資額は2億250万9,000円となっている。これらの財源の内訳は、企業債20.4%、一般会計出資金・負担金・加入分担金12.4%、自己財源の67.2%となっております。

次に、業務実績について見ると給水人口は3万3,429人であり、前年度に比べ178人減少し、給水普及率は92.6%であり、前年度と比べ0.5ポイント低下している。総配水量は479万584立米であり、前年度に比べ7万8,892立米減少しております。総有収水量は424万6,273立米であり、前年度に比べ1万4,970立米減少しております。一方、無収水量は減少しており、有収率は前年度に比べ1.1ポイント上昇し、88.6%となっております。

また、給水収益に未収金は1,644万3,000円であり、前年度に比べ190万2,000円増加し、収

納率は97.0%で前年度に比べ0.7ポイント低下している。

平成24年度においては、給水人口が減少し、総有収水量も減少している。景気は穏やかな回復基調にあるものの、少子高齢化、家庭での節水意識の浸透等により、水需要の増加を期待することは厳しくなることが予測されます。このような状況を踏まえ、給水人口の増加及び総有収水量の向上を図るとともに、水道料金の適正化に努め、健全経営のための財源確保と公平負担の観点から未収金の徴収を推進されたい。今後の事業経営に当たっては、効果的・効率的な事業運営に努めるとともに、安全でおいしい良質な水道用水の安定供給を果たせるよう努められたい。

なお、地方公営企業会計制度が46年ぶりに大幅に改正され、原則として平成26年度の事業年度から適用されることになっております。改正諸規定の適用に当たっては、遺漏のないよう適切に対応されるようお願いいたします。

以上で平成24年度吉田町水道事業決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 総務文教常任委員会委員会活動について報告をいたします。

平成25年条例に基づき新議会構成により設置され、議会閉会中の活動を以下のように決定して進めております。

6月6日木曜日、午後1時30分より委員7人全員出席のもと、事務局2人の参加で委員会の開催をいたしました。

協議事項は、所管事務調査についてを決定し、その内容につきましては、調査事項は、すみれ保育園における今後の子育て支援についてであります。

目的は、すみれ保育園の改築後の発達支援施設及び病後児施設について調査・研究をするためであります。

方法は、執行部から説明員の出席及び資料提出を求め、現状と課題を検証する。

期間については、調査・研究が終了するまでと決定いたしました。

次回の委員会を6月28日に開催予定を決定し、委員会の所管事務調査の協議を終了いたしました。

6月28日金曜日、午後1時30分より委員7人全員出席のもと、事務局2人の参加で委員会の開催いたしました。

協議事項は、担当課、社会福祉課への質問事項についてを決定することです。委員から提案された質問事項、案について協議して13項目を提出されましたけれども、10項目にまとめ、質問事項は決定されました。

質問内容の資料作成と担当課提出日の決定及び質問事項への回答依頼と、次回委員会で各項目の御回答など意見交換会の開催について、議会事務局との連携のもと、開催予定日の決定を進めました。

また、発達支援施設における同様施設の視察を実施することについては、社会福祉課と協議の上決定するとし、以上で次回の委員会を7月12日として、委員会の所管事務調査の協議を終了いたしました。

7月12日金曜日、午後2時30分より委員7人全員のもと、今後の調査の参考とするために、社会福祉課から大石課長さん初め、良知補佐、村松統括の参加と事務局2人の参加で委員会の開催をいたしました。

まず、所管事務調査について、委員会で決定した質問について、担当課からの回答と説明をいただきました。担当課の回答の中で、疑問点や福祉現場での実情など懇談をした上で、その主な内容については、保育所と育児発達支援センターとの違いについて、定員人数について、つくしの家との違いについて、保育士等の採用についてなどであります。

視察につきましては、施設をつくるに当たり、参考とした施設の現状を視察することに決定したことで、視察目的について協議いたしました。担当課の指導のもと、次のとおり決定をし、視察先は牧之原市つくしの家、その目的は、施設の概要と利用状況並びに1フロアの支援内容についてであります。もう1カ所、近隣であります、島田市ふわりであります。視察目的は、施設の概要と利用状況、交流保育について、各指導室ではどのように支援を行っているかを目的とする。

今回は、牧之原市つくしの家と島田市ふわりの視察を行い、詳しい日時については、視察先と日程調整し、決定することで委員会の所管事務調査の協議を終了しました。

総務文教常任委員会視察研修は、視察先との日程調整が整って次のように実施しました。

1日目、8月29日木曜日、現地へ10時から11時に島田市こども発達支援センターふわりの視察、また2日目、8月30日金曜日ですが、現地を10時から11時には牧之原市つくしの家の視察ができました。

この所管事務調査に御協力いただいた担当課、研修視察先、事務局に感謝するとともに、有意義な調査が実施されたことを報告します。

また、研修視察結果を委員会としてまとめ、所管事務調査の結果といたしたいと考えています。

以上で総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成25年4月1日、委員会を開会。

6月6日、産業建設常任委員会において議会閉会中の所管事務調査を行うことを決定し、調査案件を確定するために、各委員からアンケートを提出していただき、意見発表をしました。

協議の結果、都市計画マスタープランにおける道路整備状況についてを調査することに決定しました。

6月10日には都市計画マスタープランを作成し、平成21年3月11日に起きた東日本大震災の経過を通しての現在との考え方の差異や各地域、地区の道路の課題について調査することを決めました。

課題を明確化するために、都市計画課の説明と、それに対する意見交換の場を次回7月16日に求めることにいたしました。

平成25年7月16日、委員会を開会。

都市建設課の出席をいただき、都市計画マスタープランにおける都市づくりの課題としての道路、公共交通、道路交通計画における、1、基本的な方向性、2、整備、誘導方針である幹線道路による骨格道路の形成、幹線道路を補完する道路の整備、歩行者空間の確保、生活交通の確保等についての詳細な説明と現状における各地域、地区別構想の問題点と課題の説明を受けました。

その後、各委員と都市計画課との間で質疑応答を行いました。委員からは、経験や現状を考慮した都市計画マスタープランの見直しも必要な時期が来ているのではないかと、また幹線道路の完成の見通しを見据えた危険箇所の改良、改善が必要である等の意見が出されました。

各委員は、説明をもとにして課題、問題点を抽出し、考えをまとめ、次回8月5日に委員会を開会し協議することに決定しました。

平成25年8月5日、委員会を開会。

各委員から課題や問題点と対策についての意見を提出していただきました。東日本大震災の経験を考慮した計画の見直しの必要性や幹線道路の骨格が見えてきた現状での課題や問題点等、提出された意見をもとに協議をした結果、通行の安全の確保のため、生活道路、通学道路等、移動空間の安全性、利便性を求め、優先順位をつけた補完道路整備計画が必要であるとの結論に達し、次回委員会において、県及び町の交通量調査等の資料に基づいた交通量予測説明を都市建設課にお願いすることにし、閉会をいたしました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。
委員長、御苦労さまでした。

◎議会広報推進特別委員会委員長報告

- 議長（八木 栄君） 日程第5、議会広報推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

1番、増田剛士君。

〔議会広報推進特別委員会委員長 増田剛士君登壇〕

- 議会広報推進特別委員会委員長（増田剛士君） 議会広報推進特別委員会委員長報告を行います。

当委員会は多様な広報手段の確立や独自性、速報性のある議会広報の調査・研究をする目的を持っておりますので、議会だより編集作業のための委員会開会の報告は省略させていただきます。

7月17日、吉田町ホームページの運営について、管理運用委託料の推移、アクセス数の推移、予算が絡む方針事項等の説明を企画課より受け、今後の議会ホームページ方針について協議いたしました。

8月9日、多様な広報手段についてを議題に委員会を開催いたしました。

情報発信手段として、今後の手段を協議の結果、ホームページの充実、庁舎内に議会掲示板設置活用、図書館・自治会館等公共施設への議会コーナー設置など、検討課題が上げられました。

まず、早急に行うこととして、ホームページの充実が挙げられ、9月定例会関連の情報を更新することを決定いたしました。また、議会だよりに住民参加企画というものが提案されております。

8月28日、吉田町ホームページの議会ページ、更新内容について協議いたしました。

更新内容として、9月定例会の日程、定例会の議案、一般質問（質問議員名、タイトル、通告書等）、議会結果の4項目を更新するということを決定いたしました。

新たなコンテンツに関しては、今後継続的に議論し実現していくことを確認いたしました。

議会だよりの新企画である町民参加企画は、地道に活動している町内団体を紹介するコーナーを設けることと決定いたしました。

なお、ホームページにつきましては、8月30日に既に更新されております。議員の皆さんは御確認をお願いいたします。

以上、議会広報推進特別委員会の報告とさせていただきます。

- 議長（八木 栄君） 報告が終わりました。
委員長報告に対し質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。
委員長、御苦労さまでした。

◎議案第60号～議案第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第6、第60号議案から日程第25、第79号議案までの20議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正につきまして5件、条例制定につきまして1件、決算の認定につきまして7件、補正予算につきまして5件、指定管理者の指定につきまして1件、人事案件につきまして1件の合計20件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第60号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されましたことに伴いまして、上場株式等に係る配当所得に新たに特定公社債利子等が追加されましたことから、法改正の趣旨に基づき所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されましたことに伴いまして、上場株式等に係る配当所得に新たに特定公社債利子等が追加されましたことから、法改正の趣旨に基づき所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、町民サービスのさらなる向上を図るため、現在、平日の勤務時間及び日曜開庁時に町民課窓口で発行しております住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍の写本等の抄本等の証明書類を平日の夜間や土曜日に発行できる自動交付機を新たに導入しますことから、関係条例の所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されましたことに伴いまして、交付税の見直

しにあわせ、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられましたことから、法改正の趣旨に基づき、当該条例で準用する介護保険料の延滞金に関し、所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されましたことに伴いまして、交付税の見直しにあわせ、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられましたことから、法改正の趣旨に基づき、当該条例で準用する後期高齢者医療保険料の延滞金に関し、所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第65号議案は、吉田町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

本議案は、安心して子供を産み育てることができる社会の実現を目指すため、幼児期の学校教育は保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進する事業計画を策定するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が、第77条第1項の規定に基づく町の合議制機関として、新たに吉田町子ども・子育て会議を設置する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成24年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額103億1,193万59円、歳出総額96億2,477万9,201円、歳入歳出差し引き残額6億8,715万8,508円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、平成24年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成24年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億3,317万8,837円、歳出総額1億3,316万6,255円、歳入歳出差し引き残額1万2,582円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成24年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額26億7,148万7,987円、歳出総額25億7,371万5,698円、歳入歳出差し引き残額9,777万2,289円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第69号議案は、平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成24年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億1,051万7,389円、歳出総額2億345万1,053円、歳入歳出差し引き残額706万6,336円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第70号議案は、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成24年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額16億1,813万8,636円、歳出総額15億8,487万7,228円、歳入歳出差し引き残額3,326万1,408円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成24年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額9億6,297万6,237円、歳出総額9億4,366万9,491円、歳入歳出差し引き残額1,930万6,746円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第72号議案は、平成24年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金の剰余金処分計算書（案）のとおり、処分することをお認めいただくとともに、あわせて平成24年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億4,973万8,398円、収益的支出5億767万3,633円、資本的収入6,655万6,551円、資本的支出2億9,892万3,474円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,236万6,923円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,168万7,774円、過年度分損益勘定留保資金2億2,067万9,149円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第73号議案は、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,305万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億1,607万1,000円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第74号議案は、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成25年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,777万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ27億4,397万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第75号議案は、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成25年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,026万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第76号議案は、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成25年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,226万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億4,856万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第77号議案は、平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成25年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億6,768万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第78号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設の管理につきまして、地方自治法第244条の2

第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に引き続き、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第79号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、教育委員会委員であります大村英行委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町住吉の大村英行氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が上程をいたします20議案の概要でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

最初に、会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

〔会計管理者兼会計課長 松浦伸子君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 会計課でございます。

上程いたしました第66号議案 平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算書及び参考資料の7と8をあわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、最初の決算書の10ページをごらんください。

平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額は103億1,193万59円、歳出総額は96億2,477万9,201円、歳入歳出差し引き残額は6億8,715万858円でございます。これは前年度と比較いたしますと、歳入は金額で10億416万8,835円、率にして10.8%の増となっております。また、歳出は金額で7億7,465万2,258円、率にして8.8%の増となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページ、3ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は収入済額55億3,865万1,786円で、前年度に比べ2%の減となっております。

内訳でございますが、1項町民税は20億9,887万7,403円で、前年度に比べ4.3%の増となっております。

2項固定資産税は29億2,004万4,877円で、前年度に比べ5.9%の減となっております。これは評価がえにより土地・家屋の固定資産税が減収となったことが減額の主な要因でございます。

3項軽自動車税は6,917万3,509円で、前年度に比べ3.5%の増となっております。

4項たばこ税は1億9,713万4,249円で、前年度に比べ1.8%の減でございました。

5項都市計画税は2億5,342万1,748円で、前年度に比べ5.4%の減でございました。

以上が町税の収入状況でございます。

なお、平成24年度の町税の不納欠損額は2,274万7,759円、収入未済額は2億6,753万4,382

円でございます。

次に、2款地方譲与税は9,907万2,136円で、前年度に比べ6.4%の減となっております。

内訳でございますが、1項地方揮発油譲与税は2,946万4,000円、2項自動車重量譲与税は6,960万8,000円で、前年度に比べ8.9%の減でございます。

続きまして、3款利子割交付金は1,043万1,000円で、前年度に比べ10.3%の減となりました。

4款配当割交付金は807万5,000円で、前年度に比べ13.7%の増となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は217万4,000円で、前年度に比べ6.8%の増でございます。

6款地方消費税交付金は3億2,508万3,000円で、前年度に比べ1.4%の増となっております。

7款自動車取得税交付金は3,879万8,000円で、前年度に比べ27.2%の増となっております。

8款地方特例交付金は2,348万9,000円で、前年度に比べ64.2%の減となっております。

減額の要因は、平成24年度におきまして、児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止されたことによるものでございます。

9款地方交付税は本年度も地方交付税の交付団体となりましたことから、地方交付税1億8,008万円の交付を受け、特別交付税2億577万3,000円と合わせ3億8,585万3,000円となり、前年度に比べ30.3%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は620万円で、前年度に比べ2%の増となっております。

11款分担金及び負担金は1億3,842万1,640円で、前年度に比べ5.5%の増となっております。

内訳でございますが、1項分担金は619万円で、漁港施設の整備に伴う水産基盤整備事業及び小規模局部改良事業分担金でございます。

2項負担金は1億3,223万1,640円で、児童福祉費の保育所保育者負担金などがございます。

12款使用料及び手数料は6,550万5,933円で、前年度に比べ2.9%の増となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,020万4,403円で、前年度より道路河川使用料等が増となっております。このほかの主な使用料は、健康福祉センター使用料、町営住宅使用料等でございます。

2項手数料は1,530万1,530円で、税務関係の証明手数料や督促手数料、住民窓口手数料などがございます。

13款国庫支出金は10億7,973万4,944円で、前年度に比べ39.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は5億6,724万3,275円で、前年度に比べ10.7%の減で、子ども手当費等の減額によるものでございます。

2項国庫補助金は5億529万7,000円で、前年度に比べ288.8%の増でございます。主に、都市防災総合推進事業費補助金の増によるものでございます。

4ページ、5ページをごらんください。

3項国庫委託金は719万4,669円で、前年度に比べ30%の減となっております。これは制度改正に伴う外国人登録事務費等の減額によるものでございます。

14款県支出金5億3,501万5,638円で、前年度に比べ3.8%の減でございます。

内訳でございますが、1項県負担金は2億1,150万2,060円、主に自立支援給付費や子供のための手当費等の負担金でございます。

2 項県補助金は 2 億 5,564 万 7,816 円で、空港隣接地域振興事業費、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費、大規模地震対策等総合支援事業費、水産基盤整備事業費などの補助金でございます。

3 項県委託金は 6,786 万 5,762 円で、衆議院議員選挙費、徴税費等の委託金でございます。

15 款財産収入は 1,334 万 7,858 円で、前年度に比べ 73.9% の減となっております。

1 項財産運用収入は土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。

2 項の財産売却収入は不動産売却収入でございます。

16 款寄附金は 208 万 3,583 円で、一般寄附金 193 万 7,364 円、指定寄附金 14 万 6,219 円でございます。

17 款繰入金は 4 億 189 万 4,703 円で、前年度に比べ 97.2% の増となっております。

1 項特別会計繰入金は介護保険事業特別会計からの繰入金 387 万 4,890 円と、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金 1 万 9,813 円でございます。

2 項基金繰入金は財政調整基金からの繰入金でございます。

18 款繰越金は前年度からの繰越金で 4 億 5,763 万 4,281 円でございます。

19 款諸収入は 1 億 416 万 4,557 円で、前年度に比べ 6.2% の増となっております。

1 項延滞金、加算金及び過料は町税等の延滞金で、前年度に比べ 180.4% 増加しております。

2 項町預金利子は運用定期、普通預金などの利子でございます。

3 項貸付金元利収入は高等学校等奨学金返還金でございます。

4 項受託事業収入は農業者年金基金受託事業収入でございます。

5 項雑入の主なもの、コミュニティ助成事業助成金、放課後児童クラブ等の徴収金、高速道路関連社会貢献協議会助成金等でございます。

20 款町債は 10 億 7,630 万円で、90.9% の増となっております。これは都市防災総合推進事業に関連する起債の増加によるものでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。6 ページ、7 ページをごらんください。

1 款議会費は支出済額 1 億 328 万 3,621 円で、前年度に比べ 11.4% の減となっております。主には、議員共済費が減額となったことによるものでございます。

2 款総務費は支出済額 8 億 6,801 万 456 円で、前年度に比べ 3.8% の減となっております。

1 項総務管理費は 0.5% の減で、企画費のコミュニティ施設整備事業費、自治振興費の防犯灯整備事業費が減額となりました。

2 項徴税費は前年度に比べ 7.5% の減でございます。これは過年度分町税還付金等の減額が主なものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費は前年度に比べ 27.3% の減で、主に、住民ネットワークシステム委託料が減額となったことによるものでございます。

4 項選挙費は 14.4% の減で、衆議院議員選挙費が主な支出でございます。

5 項統計調査費は工業統計調査などの調査員報酬が主な支出でございます。

6 項監査委員費は監査委員報酬などでございます。

続きまして、3 款民生費は支出済額 22 億 9,933 万 2,312 円で、前年度に比べ 7.5% の増となっております。

内訳でございますが、1項社会福祉費は社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金、国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金、老人福祉費の老人福祉対策費、社会福祉施設管理事業費などでございます。また、心身障害者福祉費の心身障害者施設等負担金221万円が平成25年度に繰り越しとなっております。

2項児童福祉費は前年度に比べ13%の増となりました。これはすみれ保育園建設事業費が増となったことが主なものでございます。また、この建設事業費の2億3,328万5,000円を平成25年度に繰り越して実施することとなっております。そのほかの主な支出といたしましては、子供のための手当費、各保育園・児童館の運営費等でございます。

3項生活保護費の支出は、行旅人扶助料でございます。

4項災害扶助費は、支出はございませんでした。

続きまして、4款衛生費は支出済額16億8,949万9,853円でございます。

主な支出は、保健衛生総務費の榛原病院負担金、予防費の予防接種委託料、環境衛生費の浄化槽設置費補助金、母子保健衛生費の乳幼児医療費、小・中学生医療費、老人保健事業費の療養給付費等負担金などでございます。また、保健衛生総務費の201万2,000円を平成25年度に繰り越し、医療器具類の整備を行うものでございます。

次に、5款労働費は支出済額292万4,000円で、小規模勤労者福祉推進事業費補助金等が主な支出でございます。

6款農林水産業費は2億301万3,508円で、前年度に比べ17.2%の増となっております。

1項農業費は9%の減で、主な支出は、農業委員会費の農業委員運営費、農地費の水門・排水機場管理費、土地改良事業費などでございます。

2項林業費は6.9%の減で、松くい虫防御事業費、保安林等保護環境整備事業費等に支出しております。

3項水産業費は1億1,826万1,388円で、前年度に比べ47%の増となっております。これは漁港管理費の水産基盤整備事業費の増が主な要因でございます。また、水産基盤事業費の9,176万4,650円を平成25年度に繰り越し、護岸改修工事等を実施するものでございます。

7款商工費は5,394万3,269円で、前年度に比べ8.3%の減となっております。

主な支出は、商工業推進事業費補助金、観光振興費の花火大会、小山城祭りの委託料などでございます。

次に、8款土木費は支出済額15億7,618万851円で、前年度に比べ17.4%の増でございます。

1項土木管理費は前年度と比べ66.9%の減となっております。これは県単道路整備事業負担金の減額が主なものでございます。

2項道路橋梁費は12.7%の増で、都市防災総合推進事業に関連する道路改良事業費等の増が主なものでございます。また、1億3,458万9,000円を平成25年度に繰り越し、都市防災総合推進事業の道路改良事業など11事業を実施するものでございます。

3項河川費は358.4%の増でございます。主な要因は、河川新設改良費の大窪川改修事業費や榛南幹線水路事業費の増額によるものでございます。また、榛南幹線水路事業費の9,030万円が平成25年度に繰り越しされております。

4項都市計画費は13.3%の増となっております。

内訳でございますが、都市計画総務費では、土地利用対策費で土地利用事業の附帯用地買収費が減額となりましたが、土地区画整理事業費の浜田土地区画整理組合負担金、公園費の

都市防災総合推進事業北区公園整備事業費などが増額となっております。また、この北区公園整備事業費など5事業2億8,995万6,600円を平成25年度に繰り越し実施することとなっております。

5項住宅費は前年度に比べ64.1%の増となっており、町営住宅維持管理費や町営住宅長寿命化計画策定委託料の増によるものでございます。

9款消防費は支出済額8億2,774万8,697円で、前年度に比べ105.9%の増でございます。増額の要因は、都市防災総合推進事業として、消防施設費で吉田町消防団第1分団の老朽化した消防ポンプを更新したこと、災害対策費で津波避難タワー設置工事及び標高標識設置工事などを実施したことによるものでございます。また、津波避難タワー設置工事など4事業の49億6,457万2,000円が平成25年度に繰り越されております。

10款教育費は支出済額5億7,593万1,747円で、前年度に比べ14.2%の減となっております。

1項教育総務費は前年度に比べ9%の減で、主な支出は幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費補助事業、小・中学校健康診断費等でございます。

2項小学校費は23%の減で、住吉小学校避難階段設置工事が完了したことが減額の主な要因でございます。また、住吉小学校校舎補強事業など1億8,734万2,000円が平成25年度に繰り越しとなっております。

8ページ、9ページをごらんください。

3項中学校費は前年度に比べ48.3%の減でございます。これは吉田中学校空調設備工事の完了によるものでございます。また、中学校理科教育設備整備事業費157万5,000円を平成25年度に繰り越して実施するものでございます。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は支出済額8億8,584万6,579円で、前年度に比べ0.3%の減となっております。内訳を申し上げますと、元金は7億5,683万4,248円、利子は1億2,901万2,331円でございます。

13款諸支出金は2億4,240万2,025円でございます。

1項普通財産取得費9万1,600円が土地取得事業特別会計から土地の買い戻しを行ったものでございます。

2項基金費は前年度に比べ72.7%の増で、財政調整基金、減債基金、環境保全基金、小・中学校建設積立基金、教育振興基金に積み立てをいたしました。

続きまして、14款予備費からは、台風4号の被害による修繕など緊急を要する事業に685万3,000円を流用いたしました。

以上が歳出でございます。

最後でございますが、310ページをごらんください。

平成24年度決算の実質収支額でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は6億8,715万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が2億456万8,000円でございます。したがって、実質収支の額は4億8,258万2,000円となりました。

以上、平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。御審議、よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分です。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時09分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名全員です。

それでは、議案の詳細なる説明を順次お願いいたします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

第67号議案及び第79号議案の2議案について御説明申し上げます。

最初に、第67号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成24年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

6ページをごらんください。

歳入総額1億3,317万8,837円、歳出総額1億3,316万6,255円、歳入歳出差し引き残額1万2,582円という決算内容をお認めいただくこととするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は3万5,778円でございます。これは、土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1款2項の財産売払収入は9万1,600円でございます。

次に、2款1項の繰入金の収入済額は1億3,303万7,685円でございます。これは財産取得費の公有財産購入費分を土地開発基金から繰り入れた192万6,940円と総合運動公園整備用地取得に係る借り入れの定期償還分1億3,111万745円を一般会計から繰入金として収入したものでございます。

次に、3款1項の繰越金の収入済額は1万3,550円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子の収入済額は224円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に、歳出でございます。12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は3万6,970円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。2目の財産取得費の支出済額は192万6,940円でございます。これは、能満寺山公園用地1筆118平方メートルを先行取得したものでございます。3目の繰出金は1,400円でございます。4目の公債費の支出済額は1億3,111万745円でございます。これは、総合運動公園整備用地の借り入れに係る定期償還分を公債費で支出したものでございます。償還の詳しい状況につきましては、24ページに用地先行取得債償還表を掲載させて

いただきました。また、23ページには平成24年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料としまして、参考資料9の2の平成24年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきました。

続きまして、第79号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の38ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会委員であります大村英行委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、大村英行氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

大村氏の住所につきましては、吉田町住吉2230番地の2、氏名は大村英行、生年月日は昭和36年4月3日、現在52歳でございます。大村氏は現在、教育委員会委員の1期目でございます。人格が高潔で地域住民の方からの信頼も厚い方であり、また、学校教育に対する高い見識をお持ちでございますので、引き続き、教育委員会の委員に任命させていただき、町の教育行政の発展に御尽力を賜りたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、以上が総務課からの2議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第73号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

別冊となっております平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思っております。

まず、別冊を1枚めくっていただきまして、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を記入してございます。今回は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,305万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,607万1,000円とするものでございます。

また、第2項でございますが、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございますが、その内容につきましては、4ページの第2表地方債補正のとおりとなっております。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

地方債の補正の対象となります事業は、いずれも平成25年度当初予算でお認めいただきました事業でございますが、今回の補正では、限度額を変更させていただこうとするものでございます。

まず、消防総合情報システム整備事業でございますが、当初、予定いたしました防災対策事業債から起債充当率及び交付税措置率の高い緊急防災減災事業債に変更するようにいたしますことから、充当率の違いによりまして新たに起債措置できる額の10万円を増額いたしま

して、120万円とするものでございます。

次の津波避難タワー設置事業につきましては、今回の補正で、当初予算に計上いたしました津波避難タワー建設用地購入費に対する起債限度額に2,500万円を追加するほか、今回、追加計上いたします事業費に対しまして、5億3,360万円の起債を見込むことによりまして、今回限度額を5億5,860万円増額いたしまして、6億2,870万円とするものでございます。

次の臨時財政対策債につきましては、7月23日に普通交付税の交付額の確定に伴いまして、臨時財政対策債の発行可能額も確定いたしましたので、この額に合わせるように3,481万2,000円を増額し、限度額を3億9,181万2,000円とするものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、第3条をごらんいただきたいと思います。

第3条につきましては、一時借入金の補正でございます。平成25年度当初予算でお認めいただきまして、一時借入金の借入れの最高額を変更しようとするものでございます。今回上程いたします補正予算につきましても、事業費の増額が伴っておりますことから、資金繰りが一層厳しくなっております。このため、平成25年度当初予算において、お認めいただきました一時借入金の借入れの最高額10億円を変更いたしまして、今回の補正において5億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を15億円に設定させていただこうとするものでございます。

以上の内容が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

別冊をごらんいただきたいと思います。

それでは、説明書の3ページからごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、8款地方特例交付金につきましては100万2,000円の増額でございます。これは、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収補填のための交付金となっておりますが、普通交付税の算出に伴って交付額が決定されましたことから、これに伴って増額するものでございます。

続いて、9款の地方交付税でございますが、3,147万5,000円の増額でございます。これは7月23日の総務大臣による平成25年度普通交付税大綱の決定を受けまして、当町に対する普通交付税額が決まりました1億8,147万5,000円と確定されました。このため、当初見込みを上回る結果となりましたことから、3,147万5,000円を増額するものでございます。

次に4ページ、13款国庫支出金でございますが、2億9,274万5,000円の増額でございます。全額2項7目の地域の元気臨時交付金に計上するものでございます。これは地域の元気臨時交付金として国から提示を受けた交付限度額の一部を今回の補正財源として計上するものでございますが、今回の補正予算では、平成25年度に事業を完了させるために早急に事業に着手しなければならないという7つの事業につきましては、予算措置をさせていただくものでございます。

次に、14款県支出金でございますが、190万円の増額でございます。

2項6目の土木費県補助金、都市計画費補助金につきましては190万円を増額するものでございます。これは、この後の歳出でも御説明申し上げますけれども、都市計画街路東名川尻幹線の取りつけ道路として整備する西中瀬8号線道路改良事業に伴う県補助金でございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

16款寄附金でございますが、458万3,000円の増額でございます。

まず、1目の一般寄附金でございますが、庁舎などに設置しております飲料用自動販売機の利益還元分の御寄附として108万3,000円をいただいております。また、ふるさとよしだ寄附金として御寄附賜りました50万円と合わせまして、今回158万3,000円を増額させていただくものでございます。

また、2目の指定寄附金でございますが、津波避難タワー建設のために御寄附くださいました200万円と図書館の本の購入のために御寄附くださいました100万円を合わせまして300万円を増額するものでございます。

次に、17款繰入金でございますが、383万4,000円の増額となります。これは平成24年度の介護保険事業特別会計と後期高齢者医療事業特別会計の決算に伴いまして、それぞれの会計から一般会計に繰り入れられる額を増額するものでございます。

次の6ページ、18款繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金を計上するものでございまして、平成24年度一般会計の決算がまとまりましたことから、当初予算で計上いたしました繰越金と繰越明許費を除く繰越額の2億8,258万2,000円を計上するものでございます。

次、7ページの19款諸収入でございますが、142万3,000円の増額となります。

これは5項2目の雑入の総務費雑入に計上するものでございますが、そのうちの交流定住促進助成事業助成金の100万円につきましては、吉田町交流活性化推進事業を実施いたしまして、都市間交流の促進を図るための費用として、静岡県市町村振興協会から交付される額を計上するものでございます。

また、静岡県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金42万3,000円でございますが、これは、平成24年度に後期高齢者医療広域連合に派遣いたしました職員に支給した平成24年12月から平成25年3月までの期末手当と勤勉手当と共済の負担金の合計額を後期高齢者医療連合から負担金として受け取るものでございます。

20款町債につきましては、5億9,351万2,000円の増額でございます。

内容につきましては、先ほど補正予算全体説明の中で第2条の地方債の補正の第2表の説明で申し上げたとおりとなっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。9ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、213万6,000円の減額でございます。

これは1項1目の議会費につきまして、人事異動等に伴う職員人件費の減額によりまして213万6,000円減額するものでございます。

続きまして、10ページ、総務費でございますが、2,961万7,000円の減額となります。

1項総務管理費につきましては、2,699万9,000円の減額となりますが、これは1目の一般管理費において、人事異動等に伴う職員人件費の減額が2,836万3,000円となっていることによるものです。

また、6目の企画費につきましては、新規に100万円の増額となりますが、これは引き続き、八女市との間で観光と産業の交流を軸とした都市間交流を行おうとするものでございまして、歳入で御説明申し上げました諸収入、雑入の交流定住促進助成事業助成金を全額財源とするものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

9目の交通安全対策費につきましては、36万4,000円の増額となります。これはカーブミラーにつきまして、老朽化による支柱の撤去、破損による鏡面の取りかえなどの必要な箇所が新たに発生いたしましたことから、今回、追加させていただくものでございます。

続きまして、2項徴税费でございますが、792万3,000円の増額となります。

これは、1目の税務総務費において、人事異動等に伴う職員人件費が162万7,000円減額している一方で、個人町民税にかかわる還付申告が増加しておりますことから、不足すると見込まれる額の955万円を増額するものでございます。

次に、12ページ、13ページにございます3項の戸籍住民基本台帳費でございますが、1,050万円の減額でございます。

また、4項の選挙費につきましても、4万1,000円の減額となるものでございますが、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の減額によるものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

3款の民生費でございますが、2,328万円の増額でございます。

1項社会福祉費につきましては、2,571万6,000円の増額となります。

そのうち1目の社会福祉総務費につきましては、556万6,000円の減額、2目の国民年金事務費につきましては、8万3,000円の減額、3目の国民健康保険費につきましては、496万7,000円の減額となっております。いずれも人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

15ページから16ページにかけての4目老人福祉費につきましては、3,498万5,000円の増額でございます。これは高齢者社会参加推進事業費の中の高齢者人材活用センター建設事業費を3,498万5,000円増額するものでございますが、事業全体を平成26年度までに完了できるように今回設計委託料を増額するほか、用地購入費等を追加して計上させていただくものでございます。この事業の財源につきましては、全額一般財源で措置いたしました当初予算と今回の補正分を合わせました事業費のうちの3,893万7,000円につきまして、地域の元気臨時交付金を充てることといたしております。

16ページ、5目の心身障害者福祉費につきましては、121万7,000円の増額でございます。これは障害者自立支援施設あつまりーナの指定管理委託料のうち、平成24年度の後期分が指定管理者から請求されずに未払いのままで年度を越してしまいましたことから、今回、この指定管理料を補正計上し、支払いをできるようにするものでございます。

16ページから17ページにかけての7目介護保険費につきましては、13万円の増額でございます。これは人事異動に伴う職員人件費を減額する一方で、低所得者利用者負担額軽減措置事業において、平成24年度事業の実績に応じ、県補助金の返還金を計上するものでございます。

17ページから18ページにかける2項児童福祉費でございますが、243万6,000円の減額でございます。

1目の児童福祉総務費につきましては、634万2,000円の増額となりますが、3目の保育所費につきましては、877万8,000円の減額となります。いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正によるものでございます。

続きまして、19ページ、4款衛生費でございますが、98万2,000円の減額でございます。

これは、1項1目の保健衛生総務費につきまして、人事異動等に伴う職員人件費が減額となったことによるものでございます。

次に20ページの6款農林水産業費でございますが、449万3,000円の増額でございます。

1項農業費につきましては、672万7,000円の減額となるものでございます。これは1目の農業委員会費で193万3,000円の増額、2目の農業総務費で866万円の減額となることによるものでございますが、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

21ページの3項水産業費につきましては、1,122万円の増額となりますが、これは2目水産振興費につきまして、漁業近代化資金貸付制度を利用する漁業者及び養鰻業者が増加しておりますことから、今後、必要と見込まれる額の87万9,000円を増額するものでございます。

また、3目の漁港管理費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

続きまして、22ページから23ページにかけての7款商工費でございますが、301万4,000円の増額でございます。これは、1項1目の商工総務費における人事異動等に伴う職員人件費の増額によるものでございます。

23ページをごらんいただきたいと思えます。

8款の土木費でございますが、6,307万6,000円の増額でございます。

1項1目の土木総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を2,029万2,000円増額するほか、土木管理費の県道路利用者会議負担金において、事業費割による負担割合に変更が生じたことから、今回、19万2,000円を増額するものでございます。

次に、24ページから25ページにかけての2項道路橋梁費でございますが、4,752万2,000円の増額でございます。

3目の道路新設改良費につきまして4,752万2,000円の増額でございますが、まず、都市防災総合推進事業の中瀬北原1号線道路改良事業費につきましては、設計委託料の増額と電柱移転のための補償費の増額として88万8,000円を計上させていただくものでございます。

次に、大幡川幹線道路改良事業費に3,301万2,000円新規に計上するものでございますが、これは現在、都市防災総合推進事業で整備を進めております日の出線改良工事が今年度内に完了いたしますことから、未施工となっております大幡川幹線と国道150号の交差点改良工事につきましても、今年度内に完了させるために今回計上させていただくものでございます。

なお、この事業の財源には、全額地域の元気臨時交付金を充てるものでございます。

続きまして、西中瀬8号線道路改良事業費に190万円、新規に計上するものでございますが、これは県道島田吉田線バイパス改良工事に伴い、塩谷上川原線が日の出線との交差点から念仏橋方向に通り抜けできなくなりますことから、西中瀬8号線を改良するための用地取得費などの経費を計上するものでございます。

なお、この事業につきましては、全額県支出金を財源として行うものでございます。

次に、西の宮6号線道路改良事業でございますが、今回、新規に1,172万2,000円を計上するものでございます。これは、平成26年度に中央小学校グラウンド拡張用地に沿って西の宮6号線をつけかえするとともに、東名川尻幹線に接続する避難路として整備を図るための設計委託料を計上するものでございます。

なお、この事業の財源には、全額地域の元気臨時交付金を充てるものでございます。

続きまして、3項3目の河川新設改良費でございますが、330万円の増額でございます。これは国庫補助の採択を目指して調査を実施している準用河川大窪川改修事業につきまして、下流域の流下能力に関する状況なども加えた計画を作成する必要が生じたことから、設計委託料を増額するものでございます。

次に、26ページから27ページにかけての4項都市計画費でございますが、823万円の減額でございます。

まず、1目の都市計画総務費につきましては、41万7,000円の減額、2目の土地区画整理事業費につきましては、778万7,000円の減額でございますが、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正によるものでございます。

また、4目の公共下水道につきましては、64万6,000円の減額となります。これは、公共下水道事業特別会計の平成24年度決算に伴い、一般会計から特別会計への繰出金の必要額が固まりましたことから、当初予算で措置いたしました額のうち、余剰となる額の64万6,000円を減額するものでございます。

6目の公園費につきましては、62万円の増額でございます。これは小藤路公園内にございます滝の水循環用ポンプが故障いたしておりまして、滝を良好な状態に保つことができなくなっておりますことから、ポンプの修繕料を計上させていただくものでございます。

28ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費につきましては、7億5,965万4,000円の増額でございます。

1項1日常備消防費につきましては、財源振替を行うものでございます。これは地方債の補正の説明で申し上げましたが、消防総合情報システム整備事業負担金につきまして、借り入れる地方債を当初予算から変更し、有利な起債といたしますことから、今回10万円を一般財源から地方債に振りかえるものでございまして、事業費の変更は伴わないものでございます。

続きまして、5目の災害対策費でございますが、今回、7億5,965万4,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い、職員人件費を600万9,000円増額するとともに、津波避難タワー設置工事において7億5,364万5,000円、追加計上するものでございます。津波避難タワー設置工事費の不足額につきましては、予算的に9億1,700万円の不足が生じると試算しましたことから、6期につきまして現計予算内での発注にとどめ、予算措置後に完成に至るまでの残額分の工事を追加発注することとして事務を進めてまいりましたが、今後の工事発注予定を考慮して精査いたしましたところ、予算としての不足額は7億5,364万5,000円であることが判明いたしましたので、今回、その不足見込み額を補正計上することとしたものでございます。

今回、追加計上させていただきます7億5,364万5,000円の事業につきましても、国庫補助対象事業の2分の1につきましては、国の補助金を受けることができますが、目下のところ、平成25年度では、国の予算としてこの事業に係る国庫補助金を支出できるだけの執行残がないという状況でありますことから、年度間調整の措置を講じ、この事業に係る国庫補助金に見合う額を26年度に交付していただけるよう予定しているところでございます。このため、平成26年度に措置する予定の起債を平成25年度で措置し、年度間調整の中で、この事業に係る国庫補助金を受ける環境を整えるものでございます。

また、25年度中に国の予算として、この事業に係る国庫補助金の支出ができるような状況

が仮に参りますれば、交付の時期は早まってまいりますので、国・県と緊密に連携を図って調整をしてみたいというふうに思っております。

こうした背景の中で、今回7億5,364万5,000円の事業費を追加計上させていただくものですが、この財源といたしましては、地方債を充てるほか、1億7,787万8,000円につきまして、地域の元気臨時交付金を充てることとしております。また、歳入で御説明申し上げました津波避難タワー建設のための指定寄附金200万円も特定財源として充てるようにしております。

それから、29ページをごらんいただきたいと思っております。

10款教育費につきましては、4,310万9,000円の増額でございます。

このうち1項の教育総務費でございますが、1,192万8,000円の増額でございます。これは、2目の事務局費につきまして、人事異動等に伴う職員人件費の補正によりまして、1,050万7,000円増額するほか、3目教育諸費につきまして、小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補正するための小・中学校活動補助金を実績に応じて142万1,000円増額するものがございます。

次に、2項小学校費につきましては、1,390万円の増額でございます。これは、1目の学校管理費につきまして、人事異動等に伴い職員人件費を6万9,000円減額するほか、体育館の照明器具や電気設備の修繕など、先延ばしできない突発的な学校施設の修繕のため、今回、416万6,000円を増額計上させていただくものがございます。

また、中央小学校につきましては、平成26年度に実施する予定のトイレ改修工事と校舎耐震補強工事にかかわる調査業務委託料881万円を新たに計上させていただくものがございます。トイレ改修工事につきましては、学校関係者だけでなく、議員からも改善を要請された経緯があるところでございますので、今回、改修を行い教育環境の改善を図るように計画したものでございます。

また、校舎耐震補強事業でございますが、静岡県が独自に策定した判断基準に基づく耐震性能において、特別教室棟がその判断基準のランク2に当たる耐震性能がやや劣る建物と判定されているため、今回の補正において委託料を計上し、平成26年度に耐震補強工事の実施を予定するものがございます。

なお、これら2事業の財源につきましては、全額地域の元気臨時交付金を充てる予定でございます。

また、備品購入費の99万3,000円でございますが、老朽化により故障いたしました校内放送機材を購入するものがございます。

次、30ページから31ページにかけての中学校費につきましては、233万4,000円の増額でございます。

これは1目の学校管理費につきまして、人事異動等に伴い職員人件費を2万9,000円減額する一方で、グラウンドの散水設備を修繕するための修繕費を計上するものがございます。

また、設計委託料として136万5,000円新規に補正計上するものがございますが、これは完成後17年が経過し、経年劣化により屋根の複数箇所から雨漏りが発生している体育館の屋根改修工事を平成26年度に実施するために、今回の補正において計上させていただくものがございます。

なお、この事業につきましても、財源は全額地域の元気臨時交付金を充てる予定であります。

す。

31ページから32ページにかけまして、4項社会教育費につきまして、1,259万5,000円の増額でございます。このうち1目の社会教育総務費につきましては、10万1,000円を減額するものでございますが、これは人事異動等に伴う職員人件費の補正によるものでございます。

続きまして、2目の公民館費につきましては、2,102万1,000円の増額となります。これは、平成26年度に中央公民館の耐震補強工事の実施を計画しておりますことから、調査業務委託料を計上するものでございます。中央公民館は昭和48年に建築されておまして、40年経過しております。県の判定基準のランク3の耐震性能が劣る建物と判定されておりますので、耐震補強工事を施すものでございます。

なお、この事業につきましても、財源として全額地域の元気臨時交付金を充てるものでございます。

また、32ページから33ページにかけての4目図書館費につきましては、832万5,000円を減額するものでございます。これは人事異動等に伴って職員人件費を932万5,000円減額する一方で、図書購入費として100万円を計上するものでございます。

なお、図書購入費の財源につきましては、全額図書購入のための指定寄附金100万円を充てるものでございます。

5項1目保健体育総務費につきましては、235万2,000円の増額となるものでございます。これは、人事異動等に伴う職員人件費の補正によるものでございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。

12款公債費でございますが、205万2,000円の増額でございます。

1項2目の利子につきましては、一時借入金の借入限度額の増額に伴いまして、償還利子を増額するものでございます。

最後に、34ページの13款諸支出金でございますが、3億4,711万3,000円の増額でございます。これは、全額2項1目の基金費に措置するものでございますが、今回の補正に際し、財源として充当することのない収入を積み立てるための支出でございます。

内訳といたしましては、財政調整基金に3億4,710万円、環境保全基金に2,000円、教育振興基金に1万1,000円、それぞれ積み立てるものでございます。

ただいまの内容が平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の案の概要でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、税務課長、池ヶ谷恭子君。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

今議会に上程いたしました第61号議案について御説明申し上げます。

本議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくこととするものでございます。

今回の主な改正内容は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があった場合の取り扱いを定めるとともに、金融証券税制の改正等に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

提出議案の5ページから8ページまでと、参考資料ナンバー2をあわせてごらんください。

参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

第4条の改正は、地方税に関する法律に基づき行う不利益処分、または申請により求められた許認可等を拒否する処分について行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされたことに伴い、吉田町行政手続条例第8条及び第14条の規定について適用除外から除くこととしたことによる改正でございます。47条の2の改正は、公的年金受給者が町民税の賦課期日後に転出した場合、現行では普通徴収に切りかえることになっておりますが、年金所得者の納税の便宜や徴収事務の効率化の観点から、転出後も引き続き、年金から徴収する特別徴収を行うことができることとしたことによる改正でございます。

2ページをごらんください。

47条の5の改正は、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とするための改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

附則第7条の4の改正は、附則第19条の2が新設されたため、引用条項を追加するものでございます。

16条の3の改正は、特定公社債の利子が配当所得の特例の対象に追加されたことに伴う所要の整備を行うものでございます。

次に、5ページから8ページをごらんください。

第19条及び第19条の2の改正は、株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税について、上場株式等にかかわる譲渡所得等と非上場株式等にかかわる譲渡所得等を別々の分離課税制度としたことにより、第19条で一般公社債等及び非上場株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税の改正を行い、19条の2で、特定公社債等及び上場株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税について新設するものでございます。

8ページから16ページをごらんください。

旧19条の2、3、4、5、6、及び旧20条、20条の3については、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除することとされたものでございます。

次に、16ページから17ページをごらんください。

第20条、第20条の2は、条例改正に伴う条項番号の整理を行うものでございます。

次に、22ページをごらんください。

附則第1条では、地方税法の施行期日に合わせ施行期日を定め、第2条で経過措置を定めております。

以上、議案の説明を申し上げました。御審議よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは第60号議案、第62号議案、第64号議案、第68号議案、第69号議案、第74号議案、第75号議案の7議案につきましてお認めをいたさうとするものでございます。

最初に、第60号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページ、参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に、それぞれ公布されたことに伴い、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、附則第3項中、「配当所得」を「配当所得等」に改め、附則第6項中「株式等」を「一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に改め、附則第7項を「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」を「上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」に改め、附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、附則第4項の文言の整理及び附則第8項、第9項、第11項、第16項を削ることによる項の繰り上げをし、附則において施行期日を定めております。

次に、第62号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案書の9ページから10ページ、参考資料ナンバー3の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、町民のニーズの多様化に対応し、町民サービスの充実と窓口事務の円滑化を図るため、平成25年10月15日から総合証明自動交付機を導入することといたしました。この交付機の導入に当たり、関係条例等の一部改正が必要になりましたこと、あわせて印鑑登録の際、機会彫り等で類似印のある印鑑の使用を制限する必要が生じたため、吉田町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、第6条印鑑登録の制限では、第1項の第7号に「機会彫り等で類似印があると認められるもの」を加え、第7号を第8項に繰り上げ、第16条印鑑登録証明の申請では、第1項の次に第2項を加え、これにより自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請を可能とし、第17条印鑑登録証明の制限では、「者」の次に「又は印鑑登録書及び印鑑登録者暗証番号を使用して入力した者」を加え、印鑑登録証明書の交付を可能といたしました。

附則におきましては、施行期日を定めることと、この改正により吉田町手数料条例の一部を改正する必要が生じたことから、別表中、印鑑登録証の交付を「印鑑登録証または請求者識別カード（よしだ町民カード）の交付」と改めております。

次に、第64号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の13ページから14ページ、参考資料ナンバー5の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金の利率が見直されることとなったため、吉田町後期高齢者医療に関する条例におきまして、準用する後期高齢者医療保険料の延滞金に関する附則第4項の延滞金の割合の特例を改正するものでございます。

次に、第68号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の22ページ、23ページ、別冊決算書の一般会計土地取得事業特別会計の次にございます吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー10をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額25億8,914万2,000円に対しまして、収入済額は26億7,148万7,987円で、前年度に比べ0.4%の減となっております。不納欠損額は1,732万710円、収入未済額は2億5,839万8,448円でございます。

歳入の主な内容を申し上げます。事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額が7億5,272万5,455円で、前年度と比べ0.2%の増となっております。収納率は現年度分は91.77%、過年度分は22.79%でございました。

10ページ、11ページからをごらんください。

2款使用料及び手数料は、収入済額45万5,800円で、これは督促手数料でございます。

3款国庫支出金は、収入済額が4億9,382万2,528円で、前年度と比べ5.3%の減となっておりますが、療養給付費等負担金、財政調整交付金等の減によるものでございます。

次に、14ページ、15ページからをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額2億870万7,400円で、前年度に比べ25.8%の増となっております。これは退職者の療養給付費等の支払いに対しまして、保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金は、収入済額5億9,154万2,791円で、前年度に比べ3.0%の減となっております。これは保険者間において生じている65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

6款県支出金は1億3,891万7,646円となり、前年度に比べ23.4%の増となっております。高額医療共同事業負担金、財政調整交付金の増によるものでございます。

次に、16ページ、17ページからをごらんください。

7款共同事業交付金は2億2,930万9,170円で、前年度に比べ0.5%の減となっております。この交付金は高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、1件80万円を超える医療費を対象とし、国・県、市町村国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するための高額医療共同事業交付金と市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超える医療費について、市町村国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するための保険財政共同安定化事業交付金でございます。

8款財産収入は3万5,854円で、これは基金利子でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

9款繰入金は1億370万2,602円で、前年度に比べ31.0%の減となっておりますが、これは診療報酬支払基金からの繰入金が減額になったためでございます。

10款繰越金は1億3,698万4,449円で、前年度繰越金でございます。

次に、20ページ、21ページからをごらんください。

11款諸収入は1,528万4,292円で、前年度に比べ220.4%の増となっております。延滞金と雑入の第三者行為納付金の増によるものでございます。

次に、歳出でございます。決算書の4ページから5ページをごらんください。

予算総額25億8,914万2,000円に対しまして、歳出総額は25億7,371万5,698円で、前年度に比べ1.1%の増となっております。不用額は1,542万6,302円でございます。

歳出の主な内容を申し上げます。事項別明細書の24ページから27ページをごらんください。

1 款総務費は、支出済額1,112万6,149円で、前年度に比べ22.1%の減となっております。

1 項総務管理費、1 目一般管理費の主な支出は、臨時職員賃金や電算委託料などでございます。

2 目連合会負担金は、国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費の主な支出は、通信運搬費や電算処理委託料などでございます。

3 項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などがございます。

次に、28ページから37ページをごらんください。

2 款保険給付費は17億997万678円で、前年度に比べ1.3%の増となっております。

28ページからの1 項療養諸費、30ページからの2 項高額療養費、34ページからの4 項出産育児諸費、5 項葬祭諸費などがございますが、保険給付費が歳出の6割以上を占めております。一般被保険者に比べ退職被保険者に係る療養給付費、高額療養費の増加が大きくなっております。

次に、36ページから37ページをごらんください。

3 項後期高齢者支援金等は3億8,142万175円で、前年度に比べ11.6%の増でございます。これは1人当たりの負担額が増加したためでございます。

次に、38ページから39ページをごらんください。

4 款前期高齢者納付金等は40万8,798円で、前年度に比べ59.6%の減となっております。これは1人当たりの負担調整額が減額となったためでございます。

次に、40ページから41ページをごらんください。

5 款老人保健拠出金は1万8,507円でございます。

次に、42ページから43ページをごらんください。

6 款介護納付金は、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、1億7,128万1,574円、前年度に比べ8.1%の増となっております。

7 款共同事業拠出金は2億4,468万3,303円で、前年度に比べ7.4%の増となっております。保険者の財政運営の不安定を解消するために、国民健康保険団体連合会が運営する共同事業に対し、町が拠出金として負担するものがございます。

次に、44ページから47ページをごらんください。

8 款保健事業費は2,332万8,907円で、前年度に比べ1.0%の減となっております。主な支出といたしましては、特定健康診査等事業費では、特定健康診査委託料や電算処理委託料など、保健事業活動費では、通信運搬費や人間ドック委託料などがございます。

9 款基金積立金は、国民健康保険給付費等支払準備基金に479万1,000円の積み立てをいたしました。

なお、年度末の基金残高は1億9,918万1,643円でございます。

10 款公債費の支出はございませんでした。

次に、48ページから51ページをごらんください。

11 款諸支出金は2,668万6,607円で、前年度に比べ20.4%の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等の保険税還付金や前年度精算に伴う償還金でございますが、退職療養給付費償還金が減額となっております。

次に、52ページ、53ページをごらんください。

12款予備費につきましては315万4,000円を充用させていただきました。

以上が歳出でございます。

6ページをごらんください。

歳入総額26億7,148万7,987円から歳出総額25億7,371万5,698円を差し引いた残額9,777万2,289円が平成25年に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、第69号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の24ページ、25ページ、別冊決算書の国民健康保険事業特別会計の次にございます後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー11をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額2億1,022万7,000円に対しまして、収入済額は2億1,051万7,389円で、前年度に比べ6.2%の増となっております。不納欠損額は26万4,300円、収入未済額は166万8,900円でございます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

歳入の内訳を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は1億7,116万2,900円で、前年度に比べ7.3%の増となっております。

2款使用料及び手数料は1万6,300円で、前年度に比べ5.2%の増となっております。これは督促手数料でございます。

3款繰入金は3,299万8,840円で、前年度に比べ3.0%の増となっております。これは低所得者の均等割額減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分で、一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金は597万213円で、前年度の保険料、督促手数料、預金利子を繰り越したものでございます。

次に、10ページから13ページをごらんください。

5款諸収入は36万9,136円で、前年度に比べ34.9%の増となっております。これは延滞金、保険料還付金、預金利子でございます。

次に、歳出でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

予算総額2億1,022万7,000円に対しまして、支出済額は2億345万1,053円でございます。前年度に比べ5.8%の増となっております。

事項別明細書の14ページ、15ページからをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は2億306万6,340円で、前年度と比べ5.7%の増となっております。これは後期高齢者医療保険料と低所得者等の保険料減額分に対する一般会計からの繰入金を後期高齢者広域連合に納入したものでございます。

2款諸支出金は38万4,713円で、前年度に比べ35.8%の増となっております。これは資格の異動等に伴う保険料還付金の前年度の督促手数料、預金利子を一般会計へ繰り出したもの

でございます。

6ページをごらんください。

歳入総額2億1,051万7,389円から歳出総額2億345万1,053円を差し引いた残額706万6,336円が平成25年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、第74号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

議案書の33ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,777万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,397万円とするものでございます。

今回の補正は、平成24年度の決算に基づくものでございます。

補正予算に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入では、10款繰越金の8,777万1,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

歳出では、9款基金積立金の6,794万2,000円の増額は、前年度繰越金の一部を支払準備基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金の1,982万9,000円の増額は、前年度の精算に伴う療養給付費、退職療養給付費、特定健康診査事業費、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の返還金でございます。

次に、第75号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

議案書の34ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,026万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成24年度の決算に基づくものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入では、4款繰越金の706万6,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

3ページ、4ページをごらんください。

歳出では、1款後期高齢者医療広域連合納付金704万6,000円の増額は、平成24年度に収入となりました保険料のうち、未精算分の保険料を納入するためでございます。

2款諸支出金2万円の増額は、預金利子と督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が町民課からの7議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、社会福祉課長、大石修司君。

社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課から第65号議案、第78号議案についてお認めをいただくとするものでございます。

それでは、まず第65号議案 吉田町子ども・子育て会議条例の制定について御説明申し上げ

げます。

議案書の15ページから17ページと参考資料ナンバー6をあわせてごらんください。

本議案は、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始される予定であります。

この制度では、安心して子供を産み、育てることのできる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する事業計画を都道府県、市町村で策定することとなっており、この子ども・子育て会議は、事業計画策定等のための意見を聞く機関として位置づけられておりますことから、当地においても、「吉田町子ども・子育て会議」を設立するため、条例を制定しようとするものであります。

それでは、具体的に申し上げますと、第1条では、会議の設置でございます。これは子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、会議の設置を定めるものでございます。

第2条は、所掌事務でございます。事務処理の内容としましては、第1号では特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。

第2号では、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。

第3号では、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。

第4号では、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況を調査・審議することと規定しています。

第3条は、組織でございます。委員の人数を15人以内とするものでございます。

第4条は、委員でございます。委員の選出基準は、第1号で、保育園、幼稚園、小学校の保護者、第2号で、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、第3号で各種団体の代表者、第4号で知識経験を有する者等とするほか、第2項では、委員の任期は2年で、再任ができることとし、補欠委員の任期は残任期間と定めるものでございます。

第5条は、会長及び副会長でございます。

第1項で、会議に会長及び副会長を置くとし、第2項で、選出方法を委員の互選とするほか、第3項で職務として、会議の議長を会長が当り、第4項で会長に事故あるときや欠けたときは副会長が当たることとしています。

第6条は、会議でございます。

第1項で、会議の招集は会長が行うものの、委員の委嘱または任命後の最初の会議は、町長が行うとするほか、第2項で会議の成立は委員の半数以上の出席とし、第3項で議事の議決は出席の委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決するとしています。

第7条は、関係者の出席でございます。

これは会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席、意見、資料の提出を求めることができるものとするものでございます。

第8条は、その他として、この条例で定めるもの以外に子ども・子育て会議の運営については、会長が会議に諮って決めることとするものでございます。

附則におきまして、第1項で施行日を25年10月1日とするほか、第2項では、特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正して、子ども・子育て支援会議の委員の報酬を規定するものであります。

以上が第65号議案 吉田町子ども・子育て会議条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第78号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の37ページと参考資料ナンバー15をあわせてごらんください。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例第12条の規定に基づき、平成25年10月1日から吉田町総合障害者自立支援施設の管理を、引き続き指定管理者に行わせようとするもので、現在、同施設の管理を行っております牧之原市坂部2151番地2、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園、理事長、長澤道子を指定しようとするもので、指定する期間は平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間であります。

指定管理者の選定理由としましては、開設時の平成22年10月1日から平成25年9月30日までの1期3年間、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定管理者に指定し、これまで提示された各種書類の内容を審査した結果、適正な施設運営がなされていること。また、志太榛原地域において、長年にわたり知的障害者施設を運営している実績がある。利用者との信頼関係が構築されていること。さらには、当町の障害者(児)が多く、当該法人の障害福祉サービスを利用していること等により、引き続き、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定することが最適であると判断したもので、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を選定したものでございます。

また、平成25年における指定管理委託料は、年額1,738万6,000円で、業務の範囲としましては、障害福祉サービス事業の計画及び実施に関すること。地域活動支援センター事業、相談支援事業、障害児放課後児童クラブの計画及び実施に関すること。施設の備品等の保守管理に関すること。施設管理の維持管理に関すること等であります。

以上が、第78号議案 指定管理者の指定についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、久保田明美君。

高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは、本定例会に上程いたしました第63号議案、第70号議案、第76号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第63号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の11、12ページ、参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、国税の見直しにあわせ、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられることになったため、吉田町介護保険条例においても準用する介護保険条例の延滞金に関する条項、附則第7条延滞金の割合の特例を改正するものでございます。

続きまして、第70号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の26ページ及び歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次に当たります吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は16億1,813万8,636円、歳出総額は15

億8,487万7,228円、歳入歳出差し引き残額3,326万1,408円という内容をお認めいただこうとするものでございます。前年度比では、歳入は3.6%の増、歳出は3.0%の増となっております。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。事項別明細書は8、9ページになります。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で、歳入済額3億4,994万7,940円で、前年度比19.3%の増、平成24年度は、第5期介護保険事業計画の初年度に当たりますことから、前々年度と比較して伸びております。保険料の収納状況は、収納率98.0%、不納欠損額は111万6,390円となっております。

2款使用料及び手数料は2万7,200円で、保険料の督促手数料でございます。

次に、8、9ページから10、11ページをごらんください。

3款国庫支出金は3億3,154万1,885円で、前年度比4%の増でございます。国庫支出金は介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分と財政調整交付金であります。主に介護給付費の増額による国庫支出金の増でございます。

4款支払基金交付金は4億3,616万6,515円で、前年度比1.1%の増で、介護給付費の増額によるものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。

5款県支出金は2億3,644万2,923円で、前年度比11%の増で、県負担金、県補助金の増額、そして県からの財政安定化基金支出金が主な増額の要因でございます。これは平成24年度に限り財政安定化基金を取り崩し、保険料の上昇緩和に充てることができる特例が定められたためでございます。

次に、14、15ページをごらんください。

6款財産収入は1万640円で、準備基金の利子でございます。

14、15ページから16、17ページをごらんください。

7款繰入金は2億3,035万9,000円で、一般会計からの繰入金です。前年度比13.1%の減となっており、平成24年度は基金からの繰り入れを行っておりませんので、その減額となっております。

8款繰越金は2,355万7,571円で、平成23年度決算額によるものでございます。

次に、16、17ページから18、19ページになります。

9諸収入は1,008万4,962円で、第三者納付金返納金、預金利子、延滞金の収入となっております。平成24年度は第三者納付金がここでの主な増額要因となっております。

次に、歳出を申し上げます。

決算書の4、5ページをごらんください。事項別明細書は20ページからとなります。

まず、1款総務費は3,552万3,054円で、前年度比5.5%の減です。減額の主な要因は平成23年度にシステム改修を行っていたことから、その費用が減額要因となっております。ここでの主な支出金としましては、3項の介護認定審査会費の介護認定事務局運営負担金でございます。

24ページから29ページをごらんください。

2款保険給付費は14億6,418万7,721円で、前年度比2.9%の増額となっております。第5期介護保険事業計画の初年度で、事業計画の計画値に対しましては96.5%となっております。計

画値内の実績数値となっております。1項の介護給付費が主な支出となっております。

28、29ページをごらんください。

3款基金積立金は4,051万2,000円で、23年度決算による介護給付費準備基金でございます。平成24年度末現在で、介護給付費準備積立基金は1億1,874万8,296円となっております。

30ページから35ページをごらんください。

4款地域支援事業費は3,802万5,642円で、前年度比1.1%の増額となっております。地域支援事業は、要支援、要介護状態になることを予防するための事業で、1項の介護予防事業費と2項の包括的支援2事業費のうち、包括支援センター運営事業費が主な支出となっております。

5款公債費につきましては支出がございません。

34ページから37ページをごらんください。

6款諸支出金は662万8,811円で、ここでの主な支出は、1項の介護給付費、地域支援事業費において、交付決定額が実績を下回ったため、精算を行う償還金と2項1目の一般会計からの繰出金の償還金が主な支出でございます。

36、37ページの7款予備費につきましては、介護保険制度運営事業費へ26万2,000円充用いたしました。

以上が、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第76号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の35ページと別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

まず、第1条で、歳入歳出総額に3,226万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,856万4,000円とするものでございます。

第2項で、補正予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出補正予算によりますこととお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページの事項別明細書の歳入をごらんください。

まず、8款繰越金でございますが、平成24年度決算に基づくもので3,226万3,000円を増額するものでございます。

次に歳出でございます。

3ページをごらんください。

3款1項の基金積立金につきましては、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費準備基金条例に基づき、前年度の剰余金の範囲内で積み立てを行うものですが、本年度の積立金は、平成24年度介護保険事業特別会計歳入歳出差し引き残額から給付費等の精算による返還金を差し引き、当初予算額を差し引いて算出したもので、679万円の増額をしようとするものでございます。

5款諸支出金につきましては、1項2目償還金を2,165万9,000円増額しようとするもので、平成24年度国や県等から交付を受けた金額に対し、最終の実績が交付決定額を下回ったため

に、返還をするものでございます。

4ページをごらんください。

2項繰入金につきましては、1目の一般会計繰入金を381万4,000円の増額をしようとするもので、償還金と同様に平成24年度の介護給付費地域支援事業費事務費の実績が繰入金を下回ったことから、一般会計に返還するものでございます。

以上が、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。高齢者支援課からの3議案につきましての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、水野辰明君。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第71号議案、第77号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第71号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの28ページ、29ページ、それから、別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー13をごらんいただきます。

最初に、決算書の6ページをごらんください。

歳入総額9億6,297万6,237円、歳出総額9億4,366万9,491円、歳入歳出差し引き残額1,930万6,746円という内容をお認めいただくものでございます。前年度に比べ、歳入は3.7%の増、歳出では4.4%の増となっております。

歳入でございます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

歳入の1款分担金及び負担金、1項負担金、収入済額1,384万9,740円、前年度に比べ42.4%の減で、下水道受益者負担金でございます。平成23年度に下水道に供用した土地が榛南幹線など、宅地が少なかったことによる減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、収入済額7,786万5,590円、前年度に比べ5.5%の増、不納欠損額7万9,205円でございます。収入未済額は246万9,328円でございます。収納率は現年度分が98.0%、過年度分が36.7%となっております。

2項手数料は、下水道指定工事店証の手数料で8万円でございます。内訳としまして、新規登録が5件、更新登録が10件で合計15件でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、収入済額8,360万円、前年度に比べ30.6%の増で、管渠整備、管渠及び浄化センター耐震補強に係る社会資本整備総合交付金でございます。予算現額との比較で2,120万円の減額となっておりますのは、国の補正予算による対応をする事業を行うために、25年度に繰越明許費として繰り越すことによるものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

4款繰入金、1項繰入金、収入済額5億9,218万7,000円、前年度に比べ4.5%の増でございます。一般会計からの繰入金で、職員人件費、公債費分など、一般会計から繰り出しをしたものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、収入済額2,452万8,497円、前年度に比べ24.1%の減で、23年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、収入済額416万5,410円は、前年度に比べ8.2%の減、1項延滞金加算金及び過料2万6,800円、2項預金利子1万1,580円、3項雑入は412万7,030円で、消費税還付金や区域外下水道納付金が主な収入でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

7款町債、1項町債、収入済額1億6,670万円、前年度に比べ2.2%の増、これは管渠及び浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計、収入済額9億6,297万6,237円となります。

次に、歳出でございますが、事項別明細書の14ページ、15ページと参考資料ナンバー13をごらんください。

1項公共下水道事業費の支出済額4億3,625万7,091円、前年度に比べ6.3%の増となっております。管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費、浄化センター建設費の四つの目がございます。

1目管渠建設費は、支出済額2億5,180万4,437円、前年度に比べ10.9%の減となっております。職員人件費のほか公共管渠建設の11件を初め、16ページ、17ページになりますが、町単の管渠建設取り付け管設置など、25件の工事費と実施設計等の委託料3件などが主な支出でございます。

なお、国の補正予算に対応しまして、公共管渠建設費4,240万円を25年度に繰り越しをしまして実施するものでございます。

18ページ、19ページをごらんください。

2目管渠維持管理費でございますが、支出済額561万4,748円、前年度に比べ7.6%の減で、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプの電気使用料、マンホールポンプの保守点検委託料が主な支出でございます。

3目浄化センター維持管理費の支出済額1億994万2,156円、前年度に比べ2.5%の減で、職員人件費のほか、20ページ、21ページになりますが、浄化センターの運転管理業務と9件の委託料、それから、活性炭入れかえ手数料、5件の機械備品修繕料、電気使用料、それから、薬品等の消耗品などが主な需用費の支出でございます。

22ページ、23ページをごらんいただきたいと思っております。

4目浄化センター建設費の支出済額6,889万5,750円、前年度に比べ671.9%の増となっております。これは公共町単合併施工の浄化センター沈砂池管理棟耐震補強工事、それから、それに伴います管理業務の委託の実施によるほか、浄化センターの汚泥処理棟の耐震補強実施設計業務委託、長寿命化計画策定業務委託などにより増額となるものでございます。

24ページ、25ページをごらんください。

2款公債費の支出済額5億741万2,400円、前年度に比べ2.7%の増が、1目元金の起債及び借入金の償還元金3億2,290万1,820円、2目利子の償還利子及び一時借入金の利子の1億8,451万580円でございます。

3款予備費につきましては、68万8,000円を充用させていただきました。充用先につきましては、1款1項公共管渠下水道事業費の1目管渠建設費の町単管渠建設費の工事請負費でございますが、下水道取り付け管工事費不足のために68万8,000円を充用させていただきました。

した。

以上、歳出合計支出済額 9 億 4,366 万 9,491 円となります。

次に、30 ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 9 億 6,297 万 6,000 円、歳出総額は 9 億 4,366 万 9,000 円、歳入歳出差し引き額は 1,930 万 6,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許繰越額が 220 万円ありますので、これによりまして、実質収支が 1,710 万 6,000 円となります。この 1,710 万 6,000 円を平成 25 年度へ繰り越すこととなります。

以上が、平成 24 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明でございます。

続きまして、第 77 号議案 平成 25 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

別冊の補正予算（第 1 号）、補正予算（第 1 号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

補正予算（第 1 号）の 1 枚めくっていただきまして、第 1 条でございますが、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 846 万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,768 万 2,000 円とするものでございます。

補正予算（第 1 号）の 1 ページの第 1 表歳入歳出予算補正をごらんください。それから、説明書の 2 ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

歳入でございますが、4 款繰入金、1 項繰入金は、一般会計からの繰入金で 64 万 6,000 円を減額しまして、6 億 3,546 万 7,000 円とするものでございます。

5 款繰越金、1 項繰越金につきましては、平成 24 年度の実質収支額 1,710 万 6,000 円を繰り越しさせていただきますので、910 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、説明書の 3 ページをごらんください。

1 款公共下水道事業費は 846 万円を増額しまして、5 億 4,538 万円とするものでございます。内訳でございますが、1 目管渠建設費は 459 万 8,000 円を減額し、3 億 3,128 万 7,000 円とするもので、内容としましては、職員人件費につきましては、人事異動による減額でございます。

3 目浄化センター維持管理費は 1,305 万 8,000 円を増額しまして、1 億 2,668 万 6,000 円とするもので、内容としまして、職員人件費では共済費を 3 万 2,000 円減額する一方で、4 ページになりますが、11 節の需用費のうち機械備品修繕料を 1,170 万 4,000 円増額いたしますが、これは浄化センター中央管理室に設置してあります O I S というシステムがございますが、こちらの修繕としまして 523 万 4,250 円、それから、浄化センターの放流流量計の修繕がございまして、こちらが 646 万 9,050 円を計上させていただきますまして、修繕を行おうとするものでございます。

それから、施設設備修繕料としまして、138 万 6,000 円を増額いたしますが、これは浄化センター管理棟の内壁のタイル修繕を行おうとするものでございます。

以上が、平成 25 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。下水道課から 2 議案につきまして御説明をいたしました。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

[水道課長 大井一弘君登壇]

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課から第72号議案 平成24年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成24年度吉田町水道事業会計決算書をごらんください。

なお、本決算書の1ページ目から4ページ目までの水道事業決算報告書及び20ページ目の水道事業報告中の建設改良工事の概況につきましては、消費税込みの金額を計上してあります。その他の損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書案、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入、事業費用に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書につきましては、消費税抜きの金額で計上してありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に8ページ目をごらんください。

平成24年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の公布に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されました。この改正により、これまで同法で全国一律に定められていた毎事業年度に生じる利益の20分の1を下回らない金額を減債積立金、または利益積立金へ積み立てるという積み立て義務が廃止され、積み立てによる利益の処分は、条例の定めるところにより、または、議会の議決を経て行えることとなったもので、本事業においては、議会の関与のもとで実際に即した処分が可能であり、財政運営の弾力性が保たれやすいことから、その都度、議会の議決により処分することといたしました。

平成24年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、前年度の繰越利益剰余金が722万1,976円、また、平成24年度の純利益が3,258万9,893円で、この二つの合計金額3,981万1,869円が平成24年度末の未処分利益剰余金となります。このうち、減債積立金へ1,500万円、建設改良積立金へ2,000万円積み立て、処分後の繰越利益剰余金が481万1,869円になることをお認めいただこうとするものでございます。

続きまして、平成24年度吉田町水道事業会計の決算につきまして御説明申し上げます。

決算書1ページ目をごらんください。

収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の決算額は5億4,973万8,393円で、前年度対比100%となりました。

第1項の営業収益は5億4,331万3,589円で、前年度対比99.6%となりました。その内容は、水道収益につきましては5億4,071万2,418円で、前年度対比100.1%となりました。

また、受託工事収益につきましては、修繕工事収益において、本年度は3年に1度実施する小藤路公園内耐震貯水槽修繕工事を実施しないため91万4,271円で、前年度対比28.4%となりました。その他の営業収益につきましては、材料検査・設計審査手数料収入が減少したため168万6,900円で、前年度対比96.5%となりました。

第2項の営業外収益は642万4,804円で、前年度対比147.3%となりました。

その内容は、受取利息及び配当金につきましては、資金運用定期の預金期間が短いことなどにより19万9,064円で、前年度対比94.8%となりました。

また、雑収益につきましては、欠損済水道料金や下水道資料提供分などの増加により622万5,740円で、前年度対比149.9%となりました。

次に、2ページ目をごらんください。

収益的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の決算額は5億767万3,633円となり、前年度対比96.4%となりました。

第1項の営業費用は4億474万697円で、前年度対比97.3%となりました。

その内容は、原水浄水及び配水給水費につきましては、動力費等の増加により1億1,763万3,143円で、前年度対比103.1%となりました。受託工事費につきましては、先ほど、受託工事収益で説明しましたが、小藤路公園内の耐震貯水槽修繕工事を実施しなかったことにより59万6,576円で、前年度対比20.4%となりました。業務費につきましては、前年度とほぼ同額の4,105万463円となりました。総経費につきましても前年度とほぼ同額の2,203万639円となりました。減価償却費につきましては、総配水及び給水設備の増加により2億1,491万2,100円で、前年度対比102.5%となりました。資産減耗費につきましては、前年度第5水源電気室新設に伴う電気計装機器の除却をしましたが、本年度は配水管の布設がえ工事に伴う配水管の除却のみで840万4,311円で、前年度対比32.1%となりました。その他営業費用につきましては、公用車車検に伴う代行料や重量税の増加により11万3,465円で、前年度対比339%となりました。

第2項の営業外費用は1億293万2,936円で、前年度対比100.2%となりました。

その内容は、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては7,181万6,219円で、前年度対比96.6%となり、繰延勘定償却につきましては、1,534万8,800円で、前年度対比90%となりました。雑支出につきましては、22年度水道料金不納欠損などにより421万317円で、前年度対比188.4%となりました。支払消費税につきましては、1,155万7,600円となりました。

第3項の予備費の支出はございません。

この結果、当年度純利益は税抜きで、前年度より2,133万5,784円増額の3,258万9,893円で、前年度対比289.6%を計上することになりました。

当年度純利益が増加した主な理由は、給水収益を含む水道事業収益はほぼ前年度と同額でありますので、資産減耗費の費用の減少や前年度費用計上した過年度損益修正損がなかったためと考えられます。

次に、3ページ目をごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は6,655万6,551円で、前年度対比187.5%となりました。

第1項企業債は、地方公共団体金融機構から4,140万円を借り入れました。

第2項他会計出資金は、消火栓の設置箇所の増加や発電機設置に伴う支出により406万8,151円で、前年度対比689.4%となりました。

第3項その他資本的収入は、工事負担金や加入分担金の減少により2,108万8,400円で、前年度対比60.4%となりました。

次に、4ページ目をごらんください。

資本的収支につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は2億9,892万3,474円で、前年度対比86.7%となりました。

第1項の建設改良費は2億250万8,729円で、前年度対比79%となりました。

その内容は、建設改良につきましては、工事請負費が減少したことにより2億106万3,450円となり、前年度対比78.9%となりました。固定資産購入費につきましては、新たに軽トラ

ックの公用車1台を購入しましたが、浄水器購入費が減少したため、全体では144万5,279円となり、前年度対比99.2%となりました。

第2項企業債償還金は9,641万4,745円で、前年度対比108.7%となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,236万6,923円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,168万7,774円、過年度分損益勘定留保資金2億2,067万9,149円で補填いたしました。

なお、収益費用明細及び資本的収支明細については、30ページ目から38ページ目に計上してありますので、ごらんください。

また、本議会の参考資料として、参考資料ナンバー14を用意させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成24年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後とします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 4時16分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 74号議案について質疑を行いたいと思います。

今回の補正は、平成24年度決算を踏まえた形での補正という形であるわけですが、国保会計の実態というんですか、基金状況のことでございますけれども、24年度決算で1億9,900万、約2億円の基金残高という形で、これから認定を行うわけですが、25年度当初におきましては、基金を1億円取り崩しまして予算を組んでいるわけで、それで今回の補正で6,000万、基金を積み立てるといっているわけでありまして、保険税の引き下げに伴う、毎回いろんな形で国保については確認しているんですけども、国の動きもそうですね。社会保障国民会議の報告書のほうでも、平成29年度から国保の広域化という形で、さまざまな形が動いてくるのを考えるわけでありまして、ここで基金に積み立てた理由というものを確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 基金は保険給付費等が足りないために、充当するために積み立てております。

○議長（八木 栄君） すみません、何かはっきり聞こえなかったようですので、もう一回お

願います。

○町民課長（久保田千江子君） 基金の積み立てにつきましては、給付費のほうに不足等が発生した場合、充当するための基金で、それを積み立てております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 保険給付費等の需要額が今の試算でいくと予定どおりに推移していて、支払い等の形も今の時点で十分賄えるという形で確定しました償還払い分を残した金額というものを全額基金に積み込んだという形で、今、これ積んでまた次に基金取り崩して、足りないからという形になった場合は、それを取り崩すような格好になるわけですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 今回の補正でございますけれども、今年度当初から以前よりも高額等が増えまして給付費等が高い状況があるんですけれども、3カ月ぐらいの判断でちょっと見えないものですから、今回は積み立てに回させていただきまして今後、先ほど議員がおっしゃってございました国保の広域化の関係等で、以前からそういう話はあったんですけれども、県のほうの共同事業が今年度から10万円以上になったということなどもございまして、歳入も含めまして、今後もうちょっと状況を見させていただいて、見直しをさせていただきたいと考えておりますので、今回の補正につきましては、積み立てをさせていただいてございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、ある程度のシミュレーションの中で、今の保険税の金額でもいくといった形で、共同化、今まで30万円以上だったものが、今回は、今年度からは10万円以上の共同化という形で、流れとして県の主体の形が着々と準備しながら動いている中で、基金のほうも昨年度の収支だと1億3,000万、今回が9,000万という形で、だんだん減ってきているわけで、基金残高も減っている中で、ぎりぎりの運用の中で広域化を迎えてくるに当たって、非常にかじ取りが難しいと思われるんですよ。

そういった中で、ここの認定的なものを積み立てをやってやるということで、また今後、新たな御提案というものは、その辺の広域化も含めてどのように考えられているか、確認したいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません。今年度の医療費とあと歳入も含めまして状況をもう少し見させていただいて、今回はまだちょっと判断の材料が少なかったものですから、積み立てをさせていただいて、今後の医療費等の状況を見させていただいて、次のことを補正なり、あれで対応させていただきたいというふうに考えております。

ですから、今回の積み立てをまた医療費が水物なものですから、非常に高額になったりする場合もございまして、そういう場合は取り崩して減額という、積み立てをやめまして、そちらのほうへ回させていただくというような状況も発生する場合があるということで御了解願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

○12番（藤田和寿君） はい、了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております第60号議案、第63号議案、第64号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案、第69号議案、第70号議案、第74号議案、第75号議案、第76号議案の11議案については、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第60号議案、第63号議案、第64号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案、第69号議案、第70号議案、第74号議案、第75号議案、第76号議案の11議案について、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第71号議案、第72号議案、第77号議案の3議案については、会議規則第37条の規定により産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第71号議案、第72号議案、第77号議案の3議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、ただいま議題となっております第61号議案、第62号議案、第65号議案、第73号議案、第78号議案、第79号議案の6議案については、9月24日、本会議最終日で審議を行います。よろしく申し上げます。

◎報告第3号～報告5号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第26、法令に基づく報告を行います。

第3号報告 平成24年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第4号報告 平成24年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第5号報告 平成24年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。それでは、各事項につきまして御説明申し上げます。

第3号報告は平成24年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ御報

告するものでございます。

第4号報告は、平成24年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第5号報告は、平成24年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前4号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

最初に、企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第3号報告の平成24年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についての内容を御報告させていただきます。

提出議案つづりの39ページと40ページをごらんいただきたいと思います。

この報告は、平成24年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございます。算出された比率を指標にして財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。

当町の平成24年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、39ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となるすべての会計において実質収支が黒字でございましたので、比率は表示されておりません。また、実質公債費比率につきましては15.1%、将来負担比率につきましては52.9%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数字は、早期健全化基準を示したものでございますが、算出の結果につきましては、示されている基準よりも大幅に過小な数値となっているか、数字が表示されていない状態になっており、いずれの指標でも健全な状態であると判断できる状況でございます。

それでは、それぞれの判断比率につきまして御説明申し上げます。

別冊の参考資料ナンバー16の平成24年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の資料をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページの総括表、①でございますが、健全化判断比率の状況という資料になっております。この表の上段には先ほど御報告いたしました四つの健全化判断比率が示されて

おります。財政健全化法では、この四つの指標の値によって、財政が比較的健全な団体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されることになっております。

その結果、早期健全化団体、財政再生団体に区分された自治体においては、財政健全化計画の策定や起債制限などの条件が付されることになりまして、国や県の指導の対象となってまいります。

それでは、個々の比率ごとに御説明をさせていただきます。

初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計の二つとなります。この二つの会計の実質収支の赤字額が標準財政規模のどの程度の割合を占めるかを比率であらわすこととなっておりますが、いずれの会計でも黒字の実質収支となっている当町の場合には、計算結果が反映されないため、1ページ総括表には数値が表示されておりません。

次に、1ページ下段の表にある早期健全化基準と財政再生基準の各比率をごらんください。実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合には14.31%が早期健全化基準となります。また、早期健全化基準の下に記してございますが、財政再生基準につきましては20%となります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は、2ページに示されておりますとおり、一般会計と特別会計のほか、公営企業会計なども含まれ、町のすべての会計が対象となります。

連結実質赤字比率は、対象となるすべての会計の実質収支赤字額、または資金不足額の総額が標準財政規模のどの程度の割合を占めるかを比率であらわすものでございます。いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同じように1ページの総括表には数値が表示されないこととなります。

また、連結実質赤字比率の早期健全化基準につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%の中で設定されますが、当町の場合には19.31%が早期健全化基準となります。

また、財政再生基準は30%となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、この比率の対象となる会計は、地方公共団体のすべての会計に加え、その地方公共団体が関連する一部事務組合及び広域連合のすべての会計が含まれます。この比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかをあらわしたものになります。実務上では、地方債の借入れを行う場合、協議対象とするかを判断するための基準として用いられております。

この実質公債費比率は、3カ年平均で判断することとなりますので、平成24年度決算に基づく数値は15.1%となり、昨年度の15.4%から0.3ポイント下がっております。これは3カ年平均において、比率の高かった平成21年度決算分が算定から除かれたことが大きな要因でございます。

下段の早期健全化基準をごらんください。

実質公債費比率における早期健全化基準は、市町村の場合、一律25%、財政再生基準は一律35%と定められております。

それでは、実質公債費比率の算出について、3ページ総括表③実質公債費比率の状況によって御説明を申し上げます。

この表は、実質公債費比率を算出するための要素を一覧であらわしておりますが、①から⑱までの要素を加味して算出いたしております。

①の欄は、一般会計と土地取得事業特別会計において繰上償還等を除いた元利償還金の額を計上するものでございまして、平成24年度の合計額は10億1,695万7,000円となっております。

④の欄は、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金の額を計上するものでございまして、これは該当する公共下水道事業と水道事業において、決められた計算方法により求めた値の合計額4億5,312万3,000円を計上しております。

⑤の欄は、一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる補助金、または負担金の額を計上するものでございまして、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額3億2,647万4,000円を計上しております。

⑥の欄は、公債費に準ずる債務負担行為にかかわるものを計上するものでございまして、平成23年度から債務負担行為を設定しております国営かんがい排水事業大井川用水地区負担金の1期分を計上しております。

⑧の欄は、特定財源の額を計上するもので、起債償還の財源に充てられた都市計画税が決められた計算方法で求められ、1億4,358万2,000円で計上をさせていただいております。

⑨から⑭までの数値でございまして、普通交付税算定において求められた対象となる費目の基準財政需要額でございまして、平成24年度交付税算定資料からの数値となります。

⑮の標準税収入額等でございまして、普通交付税算定において求められた標準となる収入見込み額でございまして。

⑯の普通交付税額でございまして、これは決算で申し上げましたが、1億808万円を計上させていただいております。

⑰の臨時財政対策債発行可能額でございまして、この普通交付税算定で求められる許可額4億6,451万7,000円を計上しております。

以上の数値から算定してまいりますと、平成24年度決算に基づく実質公債費比率は、単年度で14.89780%となります。平成22年度から24年度までの3カ年平均では15.1%となっております。

続きまして、将来負担比率について御説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など、今後、予定される財政負担の割合を指標化したものでございまして、この比率の対象となる会計も地方公共団体のすべての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合など、すべての会計となります。

当町の平成24年度決算に基づく将来負担比率は52.9%となり、昨年度の86.2%よりも33.3

ポイント下回っております。また、早期健全化基準の350%と比べても大きく下回っております。

それでは、この比率を算出するための個々の要素につきまして御説明を申し上げます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

上段の将来負担額の表の中の地方債の現在高につきましては、平成24年度末における一般会計等の地方債残高86億3,579万3,000円を計上しております。

次の債務負担行為に基づく支出負担予定額は、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係るもので、当町では平成22年度において債務負担行為をお認めいただいた国営かんがい排水事業大井川用水地区負担金の1期分、平成25年度以降に支払いを予定する額を計上しているものでございます。

次の公営企業債等繰入見込額につきましては、下水道事業と水道事業における起債償還等のために今後支出すると見込まれる額を計上しております。

次の組合負担額見込額でございますが、当町が構成団体となっております一部事務組合、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合の地方債の残高にかかわる当町の今後の負担額を計上しているものでございます。

次の退職手当負担見込額でございますが、これは職員全員が平成24年度末日に自己の都合によって退職をするものと仮定した場合における負担見込額を計上しております。

次の設立法人の負債額等負担見込額につきましては、該当するものはございません。

次の連結実質赤字額につきましては、すべての会計が黒字でございますので、計上する額はございません。

次の組合連結実質赤字額負担見込額は、組合等において資金不足額は生じておりませんので、これにつきましても計上する額はございません。

ここまでの数値の合計が、下段の算式中分子の将来負担額Aに計上されます。

次に、中段の充当可能財源等について御説明を申し上げますが、充当可能基金につきましては、地方債の償還に充当可能な基金で、財政調整基金を初めとする12基金の平成24年度末現在高を計上しております。

次の充当可能特定歳入でございますが、地方債の償還に充当可能な特定の歳入を計上するもので、都市計画事業に係る地方債現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上してございます。

次の基準財政需要額算入見込額は、地方債の償還に要する経費として交付税算定に用いる基準財政需要額に算入すると見込まれる額を計上しております。

ここまでの数値の合計が下段算式中、分子の充当可能財源等Bに計上されます。

次に、下段算式中、分母の標準財政規模のCの数値でございますが、3ページの実質公債費比率の状況の表の中の平成24年度の⑮標準税収入額等、⑯の普通交付税額、⑰の臨時財政対策債発行可能額を合計した額となっております。標準的な一般財源の規模を掲げてございます。

4ページに戻っていただきまして、下段算式中、分母の算入公債費等の額Dの数値でございますが、3ページの表の⑨から⑭までの合計額となっております。普通交付税算定に用いる基準財政需要額に算入された公債費等の合計額という内容となっております。

こうして求めた数値をもとに算出いたしましたところ、当町の平成24年度決算に基づく将

来負担比率は52.9%という値となったものでございます。

以上が、それぞれの比率の算出の経緯でございます。

以上で、第3号報告 平成24年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についての内容説明とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、水野辰明君。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

第4号報告 平成24年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの41ページ、42ページと参考資料ナンバー17をごらんください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、平成24年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率について監査委員の意見を添えて報告をさせていただくものでございます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定しました結果、黒字となっております。したがって、報告書につきましては、資金不足が生じていないため、数字では表示してございませんので、よろしくお願いたします。

以上、第4号報告 平成24年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 続いて、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課から第5号報告 平成24年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案の43、44ページと参考資料ナンバー18をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について監査委員の意見を添えて報告をさせていただくものでございます。

同法第22条第2項の規定により、平成24年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計は黒字となっており、資金不足は生じておりません。したがって、報告書の水道事業会計は数字では表示してございません。

以上で、平成24年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。御協力いただき、ありがと

うございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 4時50分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会17日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） おはようございます。1番、増田です。

私は、さきに通告しました安全で利便性の高い交通環境をつくるための施策について質問をいたします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画並びに吉田町第2期地域福祉計画に住民の生活を支える公共交通が整ったまち、生活交通の確保がそれぞれ挙げられております。

現状として、高齢者がかかわる交通事故が増加しており、自動車運転免許証の返納を検討しているが、買い物、病院に行くのに自動車での移動が欠かせなく、日常生活の足がなくなると危惧し、返納をちゅうちょしている方がいると聞いております。

家族構成別世帯数の推移を見ると、単独世帯、夫婦のみ世帯が年々増加していることから、自動車での移動ができない状況になった際、通院、買い物などをする際に頼るべき家族がないという事態も予測できます。また、町道は道幅が狭いことにより、十分な歩道が確保さ

れていない道路が多く、歩行者、自転車での移動も危険が伴うことが予測されます。

そこで、公共交通機関の充実と安全な交通環境の確保が必要であると考えますので、以下質問いたします。

1、当町での公共交通手段としては、しずてつジャストラインのバス運行がありますが、利用者向上のための施策はございますでしょうか。

2、高齢者、交通弱者に対する生活交通手段の確保について、町の考え方はいかがでしょうか。

3、歩行者、自転車利用者に対する安全な交通環境の整備はどのようにお考えでしょうか。御答弁いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦君） 安全で利便性の高い交通環境をつくるための施策についてのうちの1点目、当町での公共交通手段としては、しずてつジャストラインのバス運行がありますが、利用者向上のための施策はの御質問にお答えします。

現在町内を運行しておりますしずてつジャストラインのバス路線は、特急静岡相良線、島田静波線及び藤枝相良線の3路線でございます。

まず、しずてつジャストラインの統計資料から、これらのバス路線の利用状況を御紹介いたしますが、初めに、特急静岡相良線につきましては、平成22年度の年間利用者数は83万5,551人、平成23年度は85万6,536人、平成24年度は88万8,485人と毎年増加をしております。また、この利用者数から通行1回当たりの平均利用者数を推計いたしますと、おおよそ21人となりますので、大変利用率の高い路線であると感じております。

御承知のとおり、この特急静岡相良線につきましては、東名高速道路を走行して、当町と静岡市の中心部を直接結ぶ利便性の高い路線でありまして、運行本数も多く、運行時間帯も大変広い路線でございます。現在の平日におけるこの路線のバスの始発と最終の吉田町役場バス停留所での時刻を御紹介いたしますと、静岡へ向かう始発は午前5時24分、相良営業所に向かう最終バスの時刻は午前0時18分となっております。この路線につきましては、バス事業者側としても、社会情勢に応じて変化する早朝や深夜におけるバス利用者の動向に柔軟に対応されており、これが新たなバス利用者を生み、業績を押し上げているものと考えられ、その結果としまして、町内の多くの通勤者や通学者などがその恩恵を受けることができるというように相乗効果が生まれている理想的な路線であると認識をしております。

しかし、島田静波線につきましては、平成22年度の年間利用者数は19万512人、平成23年度は17万899人、平成24年度は15万5,836人と毎年減少を続けております。また、藤枝相良線につきましても、平成22年度の年間利用者数は18万9,850人、平成23年度は16万6,265人、平成24年度が15万3,417人と毎年減少している状況でございます。

目下、島田静波線と藤枝相良線の2路線につきましては、乗車料金収入だけでは採算が合わない赤字路線となっております。バス事業者が国と県から補助金を受け、路線を維持している状況でございます。そして路線当たりの収支状況がさらに悪化いたしますと、国・県の補助対象からも除外されるような状況になり、バス路線を維持できなくなりますので、国・県の補助対象路線としての要件を満たす収支状況まで収益率を引き上げるように関係市

町が連携して補助金を交付することによって、路線を維持するように取り組んでまいりました。

この関係市町が連携して補助金を交付した事例は、最近では藤枝相良線におきまして、平成17年度と平成18年度に、島田静波線につきましましては、初倉線として運行しておりました平成21年度と22年度にそれぞれ発生をいたしております。

このように目下のところ、当町では、バス事業者や関係機関と連携しながら、路線バスの運行を維持できる環境にありますので、まずはこのバス路線を減らさないようにすることを主眼に置いて施策を展開しております。そして、この姿勢は今後とも継続して町民の皆様への主要な交通手段を確保してまいりたいと考えております。

また、バス路線維持とともに、利用者を増加させることも重要なことですので、これまでと同様、バス利用者の利便性向上を図るために、バス事業者が実施する自転車駐輪場やバス停留所の上屋の整備などを行う事業に対しまして、補助金を交付する事業を継続してまいりたいと考えております。

これまでの補助事業を申し上げますと、自転車駐輪場につきましましては、平成7年度に吉田町役場バス停留所、平成8年度に吉田インターチェンジ入り口バス停留所、平成10年度に吉田高校前バス停留所用にせずつジャストラインがそれぞれ設置をいたしました自転車駐輪場の整備に対して補助金を交付いたしました。また、上屋設置につきましましては、平成20年度にせずつジャストラインが実施いたしました吉田インターチェンジ入り口のバス停留所への上屋設置事業に対しまして、補助金を交付しております。

利便性の高い都市環境を整えるためには、ニーズに合った多様な交通手段を持つ必要があります。また、高齢化の進展に伴い、公共交通の果たす役割がますます大きくなるものと考えられますので、先ほど申し上げましたとおり、まずは現在運行されているバス路線を確実に維持するように努め、あわせてバス事業者が行う利用者確保対策事業を支援することによって利用者の利便性の向上を図り、町内のバス利用者の増加につなげてまいりたい所存でございます。

次に、2点目の高齢者、交通弱者に対する生活交通手段の確保について、町の考えはについてお答えします。

初めに、高齢者に対する交通手段の確保について申し上げます。

高齢者の生活交通手段の確保につきましましては、年々高齢化が進み、また高齢者のみの世帯が増加する中で、自力での移動が難しい高齢者や少子化や核家族化の進行に伴い、移動支援をしてくれる家族や親族などが身近にいない高齢者が増えていることによりまして、高齢者の移動支援は、高齢者福祉における課題の一つとなっております。このようなことから、町といたしましては、高齢者の閉じこもりの予防と社会参加を促すために、平成22年11月から高齢者移動支援事業を試行的に進め、昨年度から正式な事業として吉田町社会福祉協議会へ委託し、実施をしております。この事業は、65歳以上の高齢者が対象で、要支援、要介護認定を受けた要援護高齢者、要支援、要介護を受けていないものの閉じこもりの予防及び社会参加を目的として、移動支援を必要とする一般高齢者の二者が対象で、それぞれの利用目的、利用方法により、送迎ボランティアが車両により目的地まで高齢者を送迎するものでございます。

利用は一月当たり2回までとし、利用できるのは、町や社会福祉協議会などの行事や事業

に参加する場合、医療機関への通院や入退院、社会福祉施設または介護保険施設への通所、入退所に利用する場合、官公庁においてサービス利用の手続などを行う場合などとさせていただいております。また、利用料は無料とさせていただいておりますが、有料道路通行料、有料駐車場使用料及び燃料費その他の運行に係る経費は、利用者に御負担をいただいております。

平成24年度末現在、32の方が利用登録をされており、そのうち実際の利用者は15人、利用件数は延べ126件であり、その利用のほとんどが医療機関への通院のための利用でございました。この移動支援を支えてくださっておりますのが送迎ボランティアの皆様で、現在7の方が登録していただいておりますが、このボランティアの確保が大きな課題となっております。

町といたしましても、さらにこの移動支援事業のPRに努めるとともに、地域の高齢者を支えていただくボランティアの参加をお願いして、高齢者の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害のある弱者に対する交通手段の確保について申し上げます。

障害のある方に対しましては、法律や要綱に基づき、外出が困難な方の移動を支援する施策を講じております。

まず、障害者総合支援法の中に位置づけられております移動支援事業がございます。この事業は、屋外での移動が困難な障害のある方に対して、社会生活を営むために必要な外出のうち、通学やコンサートなどの余暇活動に参加するために移動する際、ヘルパーが同行してその活動を支援するものでございます。

また、町といたしましても、社会復帰のため作業施設に通園する方の費用の一部を助成する精神障害者施設通園費助成事業や医療機関において治療や機能回復訓練のためにタクシーを利用した場合のタクシー料金の半額を助成する独自の重度心身障害者移送費助成事業を行っております。

さらには、身体障害者手帳及び療育手帳を所持している方を対象に、3つの割引制度を各運送事業者が実施をしております。

1つ目は、JRや県内施設、バスの旅客運賃割引制度で、身体障害者手帳におきまして、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種の方及び療育手帳Aの方は、本人及び介護者の普通料金が半額となります。

2つ目は、中日本高速道路株式会社の有料道路割引制度で、身体障害者手帳を所持する本人が運転する場合、または重度の障害のある方が乗車し介護者が運転する場合には、通行料金が半額となります。

3つ目は、タクシーのメーター料金の割引制度で、身体障害者手帳または療育手帳を提示することによりまして、1割引となります。

これらの施策につきましては、各種手帳の交付の際やサービス利用計画の作成時に本人及び介護者に福祉のしおり等を用いて説明をさせていただいております。高齢者や障害のある方は、地域で安心、安全な暮らしと活動しやすい生活環境の整備を求めておられますことから、町といたしましては、今後とも外出移動手段等に関する支援を行ってまいります。

次に、3点目の歩行者、自転車利用者に対する安全な交通環境の整備はについてお答えします。

それでは最初に、交通環境の整備としまして、道路内に歩道を有している都市計画道路につきまして説明をさせていただきます。

現在町では、榛南幹線、東名川尻幹線、大幡川幹線の3つの都市計画道路を整備しており、このうち榛南幹線と東名川尻幹線につきましては、県と町、浜田土地区画整理組合とがそれぞれの区間で整備を進めております。大幡川幹線につきましては、町が単独で整備を進めているものでございます。

都市計画道路につきましては、幅員の広い道路が多く、道路の両側に歩道も設置され、安全な交通環境を満たす構造となっております。また、道路の供用開始前には、当町を管轄しております牧之原警察署と協議を踏まえまして、信号機や区画線、標識などの整備もあわせて実施し、安全性を高めているところでございます。

次に、地域に密着した生活道路でございますが、昨年度から都市防災総合推進事業を活用しまして、舞台民附線、中瀬高畑2号線、日の出線、中瀬北原1号線、西の坪大浜1号線、東向2号線、平島8号線の整備を積極的に進めております。これらの道路は、歩道付きの都市計画道路となり、生活に密着した道路であるため、歩道幅員の確保が難しい面もございますが、中瀬北原1号線には歩道を設置する計画であり、他の路線につきましても、路肩を広く確保するなど歩行者が安心して通行できる構造とするようにしております。

町では、交通環境を整えるための基準としまして、平成25年4月1日から施工をしました吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例と同規則によりまして、道路の区分、地形、交通量から道路構造の一般的、技術的な基準や歩道や自転車道に関することを定めておりますので、歩道が整備されております都市計画道路などの主要な幹線道路だけではなく、今後計画する生活道路につきましても、この規則に基づき、歩道や自転車道の設置を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、現在の状況におきましては、歩道や自転車道の設置が保たれていない場合におきましては、交通規則や信号機の設置要望、区画線の整備などを実施することで安全を確保するようにしております。

まず、交通規制につきましては、具体的な例を挙げますと、現在、自彊小学校北側の町道青柳北原3号線におきまして、児童の登校時間帯に大型、中型貨物自動車が多く通行することから、児童の安全確保のため交通規制を求める要望が自彊小学校や地域の皆様からございました。それを受けまして牧之原警察署は、交通量調査を実施し、交通委員会において検討した結果、交通規制をかけることが決定されましたので、10月1日から青柳北原3号線への進入が時間帯を定めまして規制をされることになりました。この交通規制を行うことで、一般の歩行者の方はもとより、通学路として自彊小学校に登校している児童につきましても、これまで以上に安全に通行することができるものでございます。

また、信号機の設置につきましては、地元から提出されました要望書を町のほうから警察署へ進達し、現地調査を行った上で公安委員会の審議において決定されるものでございますので、交通事故を減らすため地元の皆様と町が一体となった要望を今後も行ってまいります。

次に、区画線の整備につきましては、小学生が通学する道路の路肩にわかりやすいように緑の表示をし、車の運転手に歩行者の通行帯があると意識させるグリーンベルトを昨年引き続いて実施する計画でございます。本年度は中央小学校区の高畑高島線と自彊小学校区青柳北原3号線の2カ所を予定しておりまして、これによりまして、登下校する児童や歩行

者の安全を確保するものでございます。

今後につきましても、幹線道路である都市計画道路と生活に密着した生活道路のそれぞれの特性を生かした交通体系を確立し、車だけではなく歩行者や自転車にも優しい交通環境整備を行ってまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

御答弁ありがとうございました。再質問を幾つかさせていただきます。

バス路線につきましても、答弁にございましたように、静岡相良線というのは非常に、ドル箱まではいかないかもしれないんですけども、それなりの売り上げがあって、ジャストラインのほうでも大丈夫だというのはわかりました。それに対しまして、島田静波線と藤枝相良線、これがもう非常に厳しいということではありますが、補助金を出して会社側にいろいろなものを作ってもらう、町としてその補助金を出すではなくて、町として利用者のために何かできないかということは何かございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございますが、バス路線のサービス向上につきましては、第一義的にはやはりバス事業者が行うものだというふうに思っております。それで、いろいろな施設を設置する場合においても、公共物として、町の施設としてつくることが適当なのか、バス事業者が施設として維持しながらサービスに努めていくのがいいのかということろを絶えず考え合わせておりますので、今のところサービス向上につながるものもバス事業者の財産という形で整備していただいて、サービス向上に努めるという方法をとっております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番です。

そうしますと、ベンチであるとか、先ほど上屋であるとかのはお話しされたんですけども、ベンチはよく会社の、企業の広告を兼ねて置いてあるようなところもあるんですけども、今、町内のバス停見て回るととても座れないようなベンチもいっぱいあったりして、そういうのに対して事業者がやるものだよという話であっても、補助金を出してやっているわけだから、もうちょっと定期的に点検して、ベンチをかえなさいよとかというような指導というものは町としてはできないものなんですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ベンチでございますが、ベンチの設置に対する町の補助金というのは、メニューとしては持ってなくて、ベンチとかいすなどについては、いろいろなところからバス事業者が寄附を受けてそこに設置をしたと、こういうような例だと思うんですが、それについてたしかバス事業者のほうでもそうした施設の点検を行っているというふうに聞いておまして、バス事業者のほうで管理をしているというものでございますので、町として、余りサービス行き届けていないようであれば、事業者と打ち合わせをしていくことはできますので、そうした対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今ベンチは対象外というようなことですよね。でも、この吉田町バス

交通活性化対策事業費補助金交付要綱というもののの中に最後のほうの表があるんですけども、第4条関係ということで、バス停留所への上屋、案内標識等の設置事業ということで、補助対象経費というもののの中にバス停留所待合所設備整備費（上屋、案内標識、ベンチ、照明）とこうなっているわけです。そうすると、対象外というのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 大変説明不足で申しわけなかったんですが、現在設置されているベンチとして、町の補助金を使って設置されているものは今はないと、以前は施設としてはあった時期もございますが、今は全てバス事業者側の管理物ということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今、先ほど来の説明の中で、幹線道路が非常に町内整備されつつあって、25年、26年度あたりにはかなりできてきますよね。そういう中で、バス路線の変更というのは考えられないのかというのが非常に思っているんですが、それはバス事業者との協議の中で、変更できるか、できないか、ちょっとわからないんですけども、その辺の交渉ができるのか、そうすれば今、島田線であるとか、藤枝線というような住吉区を回っている線なんか非常に狭い道路をもうずっと昔から同じところを通っているわけですよね。その中で今、非常に広い道路ができてきている中で、路線の変更というものは協議に上げられないものなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） バス路線の路線変更について、路線といいますか、経路の変更につきましては、バス事業者と打ち合わせをする機会も持つんですが、この経路の変更については、認可事項ということで、バス事業者としてもかなりの手続が必要だと、こういうことから、なかなか実施されないという経過がございます。その一番いい例申し上げますと、東名川尻幹線ができ上がって、インターに向かう道というのは、今主要な通路、経路としては、一般的に東名川尻幹線に出る例が多いわけですが、それでも今、バス路線については、昔どおりの路線を保っているということで、減らしたところも経路の変更の認可が非常に厳しいというようなことも聞いております。

あと、いろいろなところの新しい道路ができ上がるわけですが、経路を変更して延長をされるような結果になりますと、もともとが赤字路線なものですから、それによってさらに経路を広げて赤字を広げるというような結果が出てくるということをバス事業者は非常に心配しまして、なかなかこちらの思うような結果にはなっていないというような状態でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） だからその赤字を解消するためにも広い道路にして、歩道のある路線というか経路をつくっていただいて、その歩道に上屋をちゃんと設置して、本当に利用者のための施設、施設と言ったらおかしいんですけども、待合所が雨が降れば使えない、傘差してなかなか待ちはいいです。ましてや交通弱者と言われる方々の場合、そこまで行くのが大変なんだから、まず家からバス停まで行くのが大変な、そういう中で、バス停着いたところで、まだ雨が降っている中で絶対立ってはいけません。そういうのも考えてちゃんと広い

歩道のあるところを路線にして、そこにそういった設備をつくって赤字を解消しませんかというような投げかけをして、ぜひ広い道路をせっかくできるんだから、そこを路線にできないものかと思うので、そこをちょっとやっていただきたいと思います。

次に……。

○議長（八木 栄君） 今のは。

○1番（増田剛士君） 要望というか。

○議長（八木 栄君） できるか伺いますか、その辺は。

○1番（増田剛士君） そうですね。できればお願いしたいんですけども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 私どもも同じ考え方を持っておりまして、できる限りバス利用者が利用しやすいような環境を整えたいとこういうことは感じておりまして、それをバス事業者と年に数回連絡協議会などもございまして、県で主催している協議会もございまして、そういう中でも、バス事業者と行政が懇談をする機会というのはっております。

そういう中で、いろいろな話をするわけでございますが、なかなかバス事業者としても、ここであればはずてつジャストラインさんでありますけれども、サービスエリアが非常に広いものですから、ここだけ突出した取り組みがなかなかされにくいということもございまして、少しそうしたところ当町の独自性を生かしていただくようなことを訴えて、環境改善に努めていきたいと思っておりますので、少しお時間をいただきたいというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） ぜひお願いしたいと思います。

次に、生活道路です。昨年24年の決算を見ますと、吉田町生活交通確保対策委員会における3カ年計画ができたというようなことが載っていたんですけども、それについてどういったものなのか、御答弁いただけますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 生活交通確保対策委員会というのは、はずてつジャストラインが赤字路線になって国庫補助対象にならなくなったと、そうすると路線として廃止されますので、それを廃止をしないで地元として何らかの対策を表明していくと、表明していくための審議をする委員会ということになっていまして、内部委員会でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） その中で3カ年計画をつくったんですよね。それをお伺いしているんです。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 大変申しわけございません。3カ年計画といいますのは、赤字路線になった場合にいきなりそこで対策を講じましょうということでは、国も県も補助制度にのらなくなりますので、国の補助制度にのるためには、大体3カ年先を表明しないと対応できない状況になっています。そのために主体となるのは3年先です。3年先にそういう状況が生じて、地元としては必要な補助を行って路線維持をやっていくかどうかというような意思表示をするような計画になっております。

これは町単独が行うものではなくて、県の生活交通確保対策委員会のようなものがございまして、その中で意見集約を行って国へ上げていくというもので、全体が連携をとって意思表示をしていくというようなもので、吉田町においては、そうした委員会において意思表示を決定するための審議をしていくということでございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうすると3年先もし赤字路線になっては困るので、その対策をその委員会でやっているということでもいいんだよね。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ちょっと説明が悪くて申しわけないんですが、計画という、県から求められる意思表示が3カ年計画という形のペーパーでの回答を求められます。したがって、それで3カ年先まで赤字、国の補助対象にならなくても、地元としては補助金をつぎ込んでも、バス路線を維持していきますということをずっと同じことを書いてある3年間分を約束をするような、そういう内容が計画という呼ばれ方をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そんな中で、もしどうしても赤字になってだめになったということを考えられないこともないと思う、幾ら補助金導入しても。そういう中で、新しい公共交通というものを導入ということを考えられないかというのがあるんです。例えばデマンド型タクシー、そういったものが近年あちこちの自治体でやり始めて、もともとは山間部であるとか、本当に過疎地域であったわけですけども、最近は非常に市街地でも導入する自治体が増えてきたということで、そういったものに関して町としてどのようなお考えを持っておられるでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） デマンド型にしましても、コミュニティーバスにしましても、県内で自主運行バスを走らせていないという市町、非常に少なく、自主運行バスを走らせているところのほうが圧倒的に多いわけですが、それらのところというのは、ほとんど山間部とか人口減少地域を抱えております。

なぜそういう課題が出てきたかといいますと、人口減少に伴って、バス事業者がバスを運行しても収益が上がらないということから、バス路線撤退するというような状況が出てきて、それを補うためにどうするかということが、その課題解消のためにでき上がったものでございます。

それで、ほとんどのところは、市街地においてそうした取り組みというのは、余りないと思われまして、自主運行バス、市街地まで運びますので、結果として市街地までは到達するんですが、市街地だけを対象にしたものというのはなかなか少なく、事業者が事業として成り立つのであれば、民間の資本でサービスを確保するということが望ましい姿だというふうに思っておりますので、当町において、まだそうした人口減少の地区と同じような環境にあるというふうには考えていなくて、今、赤字路線ではあるけれども、走行を維持できているという部分については、これはどうしても守っていきたいということを主体としております。これが環境が変わってくれば、また新たな施策を打たなくてはいけないというふうには思いますが、ぜひ当町においては、今あるバス路線だけでも必ず確保していきたくて、でき

れば新たなものを民間の活力の中から出てくれば一番好ましいことだというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） コミュニティバスというのは、この近くで焼津であるとか、やっているんですけども、あれほとんど人乗っていませんよね。だからコミュニティバスというのはもうだめだと思うんです。だから私が言っているのは、デマンド型というのは、ドア・ツー・ドアのタクシー、乗り合い型のタクシーのことなんですけれども、そういったものを導入をすれば、仮に住吉川尻の海岸近くに住んでいるお年寄りとか、交通弱者の方が静岡へ行きたいよ、吉田インター、役場まで行きたいんだけど足がないよ、そういった場合にも使えると思うんですよ。だからそういった意味で、今バス路線を確保するのに一生懸命というのもあるんでしょうけれどもね。その1 個前、そこまで行くのが大変だということもあると思うので、ぜひデマンド型というのは検討できるのではないかというふうに思っています。

いろいろホームページとか見ますと、デマンド型のそういったものをやるには、まず自治体のほうで協議会のようなものを立ち上げて、いろんな計画を立てたりというのに、県や国からの補助も出るということでありますので、ぜひそのような協議会というものを民間を交えて立ち上げていただけて検討いただければありがたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） そうした方向も考えなければいけないとは思っておりますので、何らかの形で新たな交通手段の確保向上ということは検討してまいります。そのデマンド型にしても、いろいろなタクシー協議会などが最初にそうした意向を強めていただかないと、なかなか行政が行政としてそうしたものを取り組もうということになりますと、本当に行政主導の、行政がお金を出してやっているというようなものになっていきますので、そうしたところにお金をどんどんかけていって、それを維持のいいのか。今、バス路線の維持に補助金を投入してもいいということをおし上げておりますのは、最も多い額を支払ったとき、たしか180万ぐらいだと記憶しておるんです。それぐらいでも維持できているというようなこともございますので、それでこうした事業というのは、採算ベースどうしても考えなければいけないという事業だと思いますので、そうしたところで研究材料にさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

近くの例でいいますと、富士宮市がやっていますよね。あれもやっぱり民間のタクシー会社がデマンド型ということでやっていると思うんですけども、先ほど申した協議会というものを立ち上げて、それで計画をやったり、いろいろなそういったところに補助金を国からいただいてやる、実際運行となったら、その事業者にお願いするというような、そういうやり方があると思うんです。だからすべてを補助金、町が丸抱えでやるのではなくて、そういったことを考える会をまず立ち上げる。そういう中でそういったものを考えていけばよろしいかなと思いますので、前向きに検討をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

次に、歩道と自転車です。よく自転車は基本的に車道を走るということで、法的にもなっているんです。そういう中、今、歩道が非常に新しい道路で広がっておりまして、そこを

兼用で走っちゃっている。認めているところもあるんだけど、そういう中で、歩行者と自転車とのトラブルも発生してくる、。そういうのがありますよね。そういう中で、変な話なんだけど、歩道を規制するというような。片側を自転車が通るところですよ。歩道の2メートルなり何なりの幅があると思うんですけどね。そのうちのその区分をすとか、あと狭いとか、歩道はないにしても、道幅が多少あるようなところで、自転車の通行量の多いところ。そういうところはブルーベルトとか、青い車線を引いてあるところがよくあるんですけども、そういったような考えというのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、歩道に関しましても、自転車道に関しましても、ある一定のそういう車道以外の幅員がないと併用したような形というものはちょっと難しいと思われま。

ただ、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、今後計画されていく道路に関しましては、そういうものを基本的には設けていくということになっておりますので、現道につきましては、今までの形で、今ずっと安全対策をやっていますけれども、グリーンベルト等は今後も行っていくたり、区画線の整備みたいなものを行っていきますけれども、今後計画される道路につきましては、基本的には歩道とか自転車道のほうを設けたような形で、一部のものを除いてはそういう形でやっていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） ぜひよろしくお願ひします。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 続きまして、7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤正司です。

私はさきに通告してある図書館を生かしたまちづくりについて質問いたします。

町立図書館は開館から14年になります。図書館建設に当たって、建設準備委員会を初め関係者の努力で立派な図書館ができました。先進的な図書館として注目され、視察も多々あったと聞いています。

図書館建設の経過は、「広報よしだ」の2009年5月号が建設10周年を迎えて「夢を描く」として特集が組まれています。その特集では、吉田町立図書館は、平成11年7月のオープン以来、ことして10周年を迎えます。タイトルの「夢を描く」は、増田廣一吉田南中学校初代校長の図書館建設に対する思いが詰まった随想の表題です。吉田町立図書館の歴史は、この「夢を描く」から始まったと言っても過言ではありません。

今、先人たちの思いは私たちに託され、吉田町立図書館という形になり、全国に誇れる図書館にまでなりました。私たちが受け継いだ吉田町立図書館をさらに発展させ、時を刻むモニュメントとして築き上げていきますと記されています。大変わかりやすい特集でした。

町は図書館建設以後、平成16年度から18年度にかけて、文部科学省の図書館資源共有ネットワーク推進事業を進め、町内の小・中学校の連携、学校への司書派遣などの積極的な取り組み、小・中学校への図書購入費の増額、図書館と連携した生後5カ月から誕生までのお子さんと保護者を対象の「はじめての絵本教室」の取り組みは、子供のときから本に親しむ機会をつくっています。

そこで、吉田町図書館設置条例第1条に明記されている町民の文化、教養、調査、研究、レクリエーション等の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ人々の交流とコミュニティー活動の推進に寄与し、まちづくりに生かすことを今後もその機能を強め、まちづくりの推進をしてほしいと考えます。図書館基本構想及び基本計画に照らして、現状と今後の進め方について、以下質問します。

1、図書館の利用状況について、課題は何か。資料購入費の減額が利用状況に反映されているのではないかな。

2、全町民対象に利用を広げるための取り組みはどうか。移動図書館は今後どのように取り組むか。

3、臨時職員の司書について、せっかく育成したところで、他の職場に移っていく例がある。図書館の機能の重要な部分である司書の流出は大きな損失だと思うが、どうとらえているか。

4、視聴覚ホールの利用について、図書館開館時間以外、夜間などに利用できる体制はつくれないか。

5、駐車場など外構工事はいつまでにするのか。

以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 図書館を生かしたまちづくりについて、質問につきましてお答えします。

図書館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条で、学校、博物館、公民館等と同じく、教育機関と位置づけられ、社会教育法第9条では、博物館とともに、社会教育施設として定義づけられております。また、図書館は、図書館法第1条及び第2条で、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし、図書、記録、その他必要な資料を収集、整理し保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために設置される施設であると規定されております。さらに、図書館法第3条に規定されている図書館サービスは、教育基本法、社会教育法の精神にのっとり、知りたい、学びたい、楽しみたいと考える利用者にサービスをするという理念を持った行政サービスであります。

御案内のとおり吉田町立図書館は、図書館経営の専門家、教育関係者、主婦、働く女性、会社経営者、農業等諸産業従事者、障害者、支援者、システムエンジニア、高校生、中学生など25人で構成された町立図書館建設準備委員会により策定された吉田町立図書館基本構想及び基本計画をもとに建設されました。

また、図書館法における図書館サービスを行うための根拠条例として、さらには吉田町総合計画並びに町立図書館基本構想が掲げる図書館の理念の実現を目指し、平成11年3月、吉

田町議会の承認を得て、吉田町立図書館設置条例が制定され、以後、平成11年7月21日の開館から14年間、この設置条例の理念をもとに運営され、現在に至っております。

以下、こうしたことを踏まえた上で質問にお答えします。

まず、1点目の図書館利用状況について、課題は何か、資料購入費の減額が利用状況に反映されているのではないかにつきましては、平成24年度の利用状況の数字がまとまっておりますので、課題とあわせて御説明申し上げます。

利用登録者数は、本年3月31日現在で3万4,705人、このうち昨年度1年間での新規登録者は998人となっております。また、昨年度1年間の開館日数は288日で、来館者数は13万500人でした。

次に、貸し出し人数と貸し出し冊数でございますが、貸し出し人数が5万7,533人、貸し出し冊数は26万965冊となっております。このうち町外と団体貸し出しを除いた町内のみの個人貸し出し人数は3万5,195人となり、全体の62%を占めております。

お尋ねにありました資料購入費減額が利用状況に反映しているのではないかと御懸念でございますが、吉田町立図書館の貸し出し冊数の推移を見ますと、貸し出し冊数のピークは、開館5年目の平成15年で31万863冊ございました。以後、平成21年度の25万5,007冊まで減少してきました。この間、図書費の減少もございましたが、平成19年に実施いたしました図書館の休館日と開館時間の変更により、閉館時間を午後7時から午後6時までに短縮したことも影響しているのではないかと考えております。その後、平成22年度が24万7,660冊、平成23年度が25万9,238冊、昨年度が26万965冊とここ数年は横ばいとなっております。

一方、図書費につきましては、決算ベースで5年ごとに区切り、その推移を比較してみますと、図書館の開館後の5年間の平均が1,580万円、平成16年度から平成20年までの5年間の平均が980万円。平成21年度から本年度までの4年間の平均が820万円と確かに少なくなってきましたが、必要な図書費は確保されていると理解しております。

一般に十分な図書費の確保が図書館の利用を高めるために重要であると言われておりますが、それにつきましては我々も理解しておりますが、吉田町の場合、少し状況が違うように思っております。数字だけ見ますと、図書費が少なくなり、これが直接貸し出し数や貸し出し人数の減少につながっているように思われますが、関係する統計を分析してみますと、図書費の減額以上に吉田町立図書館の利用に大きな影響を及ぼした別の要因がございました。その要因とは、町内小・中学校の学校図書館の環境整備が進んだことと、図書費が増額されましたことで、年々小・中学生の学校図書館の利用が盛んになり、町内の小・中学生は、町立図書館よりも学校図書館を多く利用するようになったということでもあります。

吉田町の学校図書館は、図書館の開館と同時に始められた司書派遣事業に始まり、平成13年度から15年度には、文部科学省の学校図書館資源共有型モデル地域事業の指定を受け、小・中学校の学校図書館に学校専用の図書館システムを導入し、蔵書のデータベース化を進め、さらに平成16年度から3年間につきましては、同じく文部科学省の学校図書館資源共有ネットワーク推進事業の指定を受け、学校図書館支援センター委員会や学校司書連絡会など学校図書館を支援するための組織が整備されました。

また、この間、学校図書館の図書費もそれまでの児童1人当たり650円から平成18年度に1人当たり1,000円に引き上げられ、さらに平成22年度には、小学校が児童1人当たり1,500円、中学校が生徒1人当たり2,500円と県下でもトップクラスの予算措置をしていただいた

ことにより、学校図書館での貸し出し数は飛躍的に伸びております。

これに対しまして、町立図書館では、毎年貸し出し冊数の貸し出し状況を分析しておりますが、ちょうど小・中学生の年代に当たります7歳から15歳までという年代別の貸し出し数が開館時からずっと減り続けており、非常に大きな課題であると捉えておりました。

近年、学校図書館の重要性が再認識され、学校図書館の運営の補助を行っている学校司書の法制化が話題になっており、市町村の図書館を評価する場合、学校図書館をあわせて評価するということが提唱されてきております。

そこで、この学校図書館の貸し出し数と町立図書館の貸し出し数を合計し、年度別で比較いたしますと、町立図書館の貸し出し数がピーク時であった平成15年には、町立図書館の貸し出し冊数が31万863冊、町内小・中学校の学校図書館の貸し出し冊数の合計が3万7,860冊、合わせまして34万8,723冊となります。

これに対し昨年度は、町立図書館が26万965冊、学校図書館が8万6,686冊、合わせまして34万7,651冊という結果となり、平成15年当時と比べほとんど変わらない数字となります。

また、平成21年2月の藤枝市立駅南図書館の開館により、藤枝市を中心とする町外からの利用者が減ったことを考慮いたしますと、町立図書館の図書費は減額されておりますが、その分学校図書館の図書費を増額していただいておりますので、町全体を見た場合、町立図書館、学校図書館ともに非常に利用されているという解釈をしてよいのではないかと考えております。

毎年、社団法人日本図書館協会から発行される図書館年鑑に、参考資料として、前年度の公立図書館統計が添付され、その中には、市区町村別蔵書冊数、資料費決算額、館外個人貸し出し数、予約受付件数の4項目について、人口規模別にそれぞれ上位20の市区町村名が掲載されております。

全国的に見ますと、本年7月14日発行の図書館年鑑2013には、平成22年度の統計が掲載されており、その中で吉田町は、人口2万人以上3万人未満の町村が全国で82ある中で、館外貸し出し数が25万1,000点で14位、予約受付件数が8,063件で12位となっております。

なお、この統計で示しています館外貸し出し数は、団体貸し出し数の数字を除いた個人貸し出しの数字でございます。このことから吉田町立図書館は、全国の同規模の図書館の中でも十分に利用されている図書館の一つではないかと考えております。

図書費を増やし、多種多様な資料を収集することで利用を増やすことだけが図書館にとって重要なことではありません。蔵書を熟知した司書が利用者個々の読書相談や学習相談に応じて、利用者が必要とする資料や情報を的確に提供することができるようになり、また、交流ストリートや視聴覚ホールを使った魅力的なイベントを開催し、1人でも多くの町民の皆さんに興味を持っていただき、気軽に来館していただけるよう、さまざまな仕掛けづくりをしていくことが今後の課題であると認識しております。

次に、2点目の全町民対象に利用を広げるための取り組みはどうか、移動図書館は今後どのように取り組むのかという質問にお答えします。

まず、移動図書館についてお答えします。

移動図書館は、トラックやバスを改造して使いますので、自動車図書館とも呼ばれ、図書館施設が住民の身近にない地域に自動車で出かけて行って図書館サービスを行います。吉田町には、島田・榛原地区広域市町村圏組合で運行していたひまわり号が平成16年12月まで町

内を巡回しておりましたので、事業のイメージは想像していただければと思います。

この移動図書館は、小型のものは1,500冊、大型になりますと3,000冊程度まで積載できるものであり、車両の購入費は1,000万円から1,400万円程度かかります。移動図書館事業を始める場合、この車両購入費と職員が1人、あるいは2人運航することになりますので、新たに人件費と図書購入費に加え、燃料費等の維持費が必要になります。

近隣では、牧之原市で運行されており、小学校を含んだ公共施設を中心に市内8コース、53ステーションを毎月1回巡回しており、図書費を含め年間300万円以上の予算が計上されているということでもあります。

吉田町の場合、先ほど申し上げましたように、小・中学校の学校図書館の整備が既に充実しております。また、町立図書館では、平成22年度からアウトリサーチサービスとして、図書館に直接来館することの困難な方に対し、施設配送貸し出しサービスを始めております。現在、御利用いただいている施設は、町内の保育園、放課後児童クラブ、民間の高齢者介護施設など12施設あり、各施設を職員が定期的に訪問し、その施設の利用者に合った本を司書が選択し、貸し出しを行っており、平成24年度は4,300冊の貸し出しを行っております。

以上のことから、移動図書館車を巡回させなくてもそれ以上成果が上がっていると認識しておりますので、移動図書館の運行は現在のところ考えておりません。

次に、全町民を対象に利用を広げるための取り組みについてお答えいたします。

吉田町立図書館基本構想及び基本計画では、町内の各地集会所等公共機関などに設置の考えられる図書検索端末などとのネットワーク化も図書館機能の拡充にとって大きな課題であり、魅力的でもありますとその重要性を指摘しておりますが、情報化が進んだ現在では、平成22年度に図書館システムを更新したことにより、図書館に来館しなくてもインターネットや携帯電話を使って蔵書の検索や本の予約もできるような環境になっております。

今後の取り組みといたしましては、現在のサービスを続けながら、話題になってきております電子図書館の導入につきまして検討してまいりたいと考えております。

電子図書館は、自宅や外出先などどこからでもアクセス可能なため、図書館に来館することなく資料の貸し出しを行うことができる利便性の高いサービスでございます。平成21年が電子書籍元年と言われ、新設館を中心に公共図書館でも電子図書館の導入が進んでおります。

また、日本点字図書館システムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っているサピエ図書館のように、点字データや音声デジータによる図書を配信することで、視覚が不自由な方々が読書を楽しむという環境づくりの支援を行っている電子図書館もあります。

電子図書館の導入につきましては、県立図書館や県内の他の図書館の動向もあわせ、吉田町の実情に合わせたサービスを町民皆様の御意見や御要望を聞きながら十分調査研究をし、進めてまいりたいと考えております。

3点目の臨時職員の司書について、せっかく育成したところで、他の職場に移っていく例がある。図書館の機能の重要な部分である司書の流出は大きな損失だと思うが、どう捉えているのかについてお答えします。

臨時職員につきましては、あくまでも臨時でありますので、それぞれの事情により退職されていくことはやむを得ないことだと考えております。知識や経験を積んだ司書の流出は、臨時職員だけでなく、正規職員につきましても言えることです。一般的に図書館の三要素は、

人と資料と施設と言われ、その重要度の割合は、人が75%、資料が20%、施設が5%といわれており、人材の確保は図書館にとって非常に重要なことだととらえておりますので、以下、図書館司書のあり方について考えを述べさせていただきます。

今、図書館の現場では、司書資格者の量から質への転換が求められています。年間約1万人が司書資格者によると推定されている日本では、これまで大量生産された司書を専門知識や技術力に応じて振り分ける社会的な仕組みが整備されていませんでした。そのため多くの自治体では、図書館法第5条に定める司書となる資格を有する者を司書と認識し、司書個人の能力を評価することなく、人事異動による職員配置を行ってきました。しかし、昨年文部科学省で行われた、これからの図書館のあり方検討協力者会議で報告されているように、図書館法第5条に定義づけられている司書となる資格を有する者は、司書になるための最低限の知識を得ただけにすぎません。

また、文部科学省委託調査研究による図書館職員の資格取得及び研究に関する調査研究報告書からは、図書館経験年数が長くなるにつれて、業務内容が貸し出し、返却、配架作業等からレファレンス業務、選書資料選定、事業運営等に移行していく傾向がみられます。そのため図書館職員を4年から5年の単位で入れかえている図書館では、専門的知識を持った司書は育成できなくなっていることから、図書館勤務経験者を優先的に採用するため、一定の経験を積んだ司書が流動するという現象が起きております。

一方、司書の基礎能力の向上に関しましては、さきのこれからの図書館のあり方検討協力者会議でも議論されており、それを受けた文部科学省は、司書報酬を想定したものから大学における科目に重点を置いたものに変更するため、平成20年図書館法を改正し、司書資格修得のための必要最低単位の引き上げと履修科目の見直しを行いました。この法改正の施行は、本年4月1日のため、今後新しい教育課程を受けた司書が社会に輩出されてきます。

一方、民間におきましても、司書的能力向上に関する新しい動きが出てきております。日本図書館情報学会では、平成19年から司書や司書を目指す学生に対し、図書館情報学検定試験を実施しており、この検定試験により情報専門職になるために大学の司書課程などで学んだ図書館情報学の知識がその時点でどの程度身につけているのかを自分自身で確認することができます。

また、社団法人日本図書館協会は、平成22年度から図書館で働く勤務年数10年以上の中堅司書に対し、司書の専門性を審査する認定司書制度を設けており、本年4月1日現在で71人の認定司書が全国で誕生しております。

教育委員会といたしましては、こういった評価制度を取り入れながら、司書となる資格を持つ職員がみずから目標を設定し、自己研さんすることで司書としての資質の向上に努める環境を整備し、才能とやる気あふれた人材が司書として吉田町立図書館で働きたいと思える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の視聴覚ホールの利用について、図書館開館時間以外夜間などの利用できる体制はつくれないかについてお答えします。

視聴覚ホールの夜間開放につきましては、現在のところ考えておりません。図書館の建物の構造自体は、2階交流ストリート的一般図書フロア入り口に取りつけられている鉄格子をおろすことで仕切ることが可能ですが、人の配置さえできれば視聴覚ホールのみならず学習室につきましても、夜間の利用は可能となります。

しかしながら、人の配置の前に夜間を開放してどれくらいの利用があるかということが大事であると考えます。現在、教育委員会事務局が管理しております吉田町学習ホールや中央公民館ホール、あるいは町内の川尻会館、片岡会館、自彊館などのホールも同じ目的で利用できる施設であると理解しております。町内にありますこれらの施設がすべて利用され、それでも町民の皆様が活動したいが場所が確保できない状況になったとき新しい施設をつくるのではなく、図書館、視聴覚ホールを利用できる体制をつくればよいと考えております。

最後の駐車場など外構はいつまでに整備するのかについてお答えします。

図書館の外構の整備につきましては、隣接しております都市計画道路東名川尻幹線が間もなく完成し、開通する時期を迎えておりますので、その開通を待って、図書館周辺の状況や交通の流れや変化等を十分に見きわめた上で、整備計画を検討してまいりたいと考えております。

最後に、冒頭でも述べましたとおり、図書館は教育機関に位置づけられております。地域を支える知の拠点として、地域資料を含めた資料の収集、管理、提供を軸に、読書環境の整備、発表の場の提供や情報の発信、地域文化の保存など町民の生涯教育を支える場として、隣接するちいさな理科館との連携も含めまして、これまで以上に町民の皆さんに利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 質問にいろいろ答えていただきましたので、再質問します。

再質問に当たって、私先ほど平成9年の広報をちょっと読み上げましたけれども、本当にこの広報よくまとまっていたと思ひまして、利用者の声として、図書館は町の誇りというようなことも言われているし、ボランティアさんの声としては、ありがたいの言葉は本当にうれしいということで、本当に利用者の方々の声がうまくまとまった広報だったと思います。

先ほど答弁ありましたけれども、今回図書館について、総合計画の中に目標と書かれています。これは住民のニーズに対応した情報提供や充実した図書館資料の整備を推進しますということが一つ、それから、住民の交流の場として機能し、住民に親しまれる図書館を目指しますというのが目標です。

そこで、私はこの図書館を核にして、住民の皆さんが参加する運営を職員を中心に組みんでもらいたいという思いで再質問します。順番にいきます。

図書館の利用状況についてですけれども、これは貸し出し数はそんなに最高時よりは5万冊ぐらい落ちてはいますが、来館者がこの間ずっと減ってきています。今回24年度末で13万5,000人、23年度末は14万あったわけで、4,000近く、4,000以上減っているということで、このことは答弁の中では、小・中学校に図書費をつけたことでその分が減っているのではないかというような私は聞いたんですけれども、それはそれとしてあると思うんですけれども、それはそれでいいと思うんですけれども、やはり図書館ですから図書館の来館者が減るといのは、そういうことではそれは理由にはなるかもしれないけれども、それだけではやはり不十分だと思うんですけれども、図書館の利用状況の課題ということについて何か分析されていますか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） ただいまの御質問につきましては、先ほど学校のほうは増えているのでという、教育長のほうから答弁していただきました。お子さんは必ず親御さんがついてまいりますので、実をいいますと、そこの30代の方ですか、その辺の数字が減ってきているんです。逆に図書館がオープンした当時はお子さんが多くて、60歳以上の方が非常に少なかったんですが、このごろは先ほど質問のほうにございました「はじめての絵本教室」を始めてから未就学、学校へ上がる前の子供たちの利用が非常に増えています。平成21年度までは、学校の子供たちと同じように少なくなってきたんですが、平成22年の9月から始めていると思うんですが、平成22年の9月から平成24年度まで数字でいいますと、未就学が平成22年度が2,338人が昨年度平成24年度は3,641人ということで、1,330人未就学が増えています。それと60歳以上が平成12年当時5,890人が昨年が1万4,193とかなり伸びています。その間が今抜けていますので、その間の対策を今後いろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 小学校への図書費の増額とか、それから健康づくり課とタイアップしたはじめての絵本教室ですか、そういうものは大変町民もありがたく利用されていると思うんですけども、やはり先ほどの答弁の中で、図書費が減っているというところは、常に新しい資料とか情報というのは、図書館は求められていると思うんです。やはり古本ばかりではだめだと思うので、ある意味そこは図書館の命だと思うんですけども、特に若い人に魅力ある本というのが必要ではないかと思うんですけども、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 資料費は多いにこしたことはないと思っておりますが、自分が異動しました平成19年の当時、図書館の本は変わりばえがしないという、かなり意見がございました、意見箱に入れられたんですが、現在のところ、そういった要望等はほとんどありません。だから図書費がいいというわけではないんですが、基本的には教育長の答弁でもありましたように、全体見るとやはり学校のほうが非常に増やしていただいて、非常に活発になってきています。その影響で少しずつですが、町内の数字を見ると少し増えているのではないかと考えております。

もう一つ、確かに資料費を増やしていただくのはいいんですが、今の吉田町立図書館の棚の状況を見ていただくと、もういっぱいに入らない状況なんです。これは非常に問題でありまして、古い本を外していくという作業をしていかななくてはいけないし、それをやられる職員も必要になってきます。そういう体制づくりもしながら皆さん利用しやすい棚づくりですか、そういうのをつくりながらやっていきたいので、いきなり資料費増やしてやられても図書館側が対応できない、それを要求する前にまず図書館のやるべきことがあるということを理解しております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 閉架書庫もあると思うんですけども、24年度蔵書の回転数が2.1という数字は出ていますけれども、前は2.4とかあったと思うんですけども、この原因は何かといったことと、それから蔵書のことを今おっしゃいましたけれども、今12万6,000点ぐ

らいですか、あるみたいですがけれども、蔵書としてはあとどれくらいまでは可能というふう
に、いっぱいだと言っていますけれども、もうこれ以上増やせないということですか。ちょ
っとそこは。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 回転率のことはちょっとわかりませんが、蔵書の建物自体の受け
入れですね。テイタブは10万冊ということでやっております。ですので、もう2万何千冊は
既にオーバーしているということです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ということは、もう満杯ということですね。ということはもう古いの
を処分しないと新しいのはなかなか買えないということですね。それを増やすようなことは
考えていらっしゃるいませんか。その10万冊をもっとスペース増やすような、あの中ではもう
それは目いっぱいなんですか。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員、先ほどの回転率というのはいいんですか。

○7番（佐藤正司君） それわからないと言ったからいいです。

○議長（八木 栄君） では、今の質問ですね。

図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 今、閉架書庫が電動で動かせるような書庫になっております。そ
れが3万冊入ります。そこまでも今いっぱいです。建物を建設したときに、将来的には、今
事務室がかなり広い事務室ですので、あそこも書庫にしたらどうかということのお考えもし
て広くとったんですが、今そういうことは考えておりません。ただ、蔵書数を持てば持つほ
ど、その維持費のお金がかかってきますので、うちの図書館の場合は、10万から11万冊が一
番適正だと考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、わかりました。

教育長にちょっとお話し聞きますけれども、運営についてなんですけれども、指定管理者
という運営方法があると思うんですけれども、前、議会でも議論というか質問が出たと思
うんですけれども、前の事務局長は、指定管理者の導入は考えていないというふうな答弁がさ
れていますが、そこら辺の方針について、指定管理者の導入についてのお考えはどう
でしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 指定管理者についてですけれども、少し県等の動きも説明させてい
ただきたいというふうに思いますが、静岡県の図書館とかそういった全体の動きの中では、
図書館には指定管理者というのはなじまないんだと、そういったような認識が強く出ており
ます。長期的な視野に立った運営等々理由があると思いますけれども、そういった指定管理
制度はなじまないという認識があります。

もう一つ、当町のほうでも吉田町集中改革プラン実績報告ということで、平成22年の12月
に報告されているものがありますけれども、その中でも検討した結果、指定管理者制度はな
じまないという結論が出ておりますので、指定管理者制度についてはならないということで、
なじまないという結論で結構だと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この運営については、いろいろやり方はあると思うんですけども、吉田町、小さな町で立派な図書館で運営にさしたる問題はない、うまくいっていると思うので、私もそれはぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

それでは、2番目の全町民を対象に利用を広げるための取り組みはどうかということですが、先ほど答弁ありました。この移動図書館についてですけども、昔あったけれども、今はやっていないし、お金もかかるよということですので、施設に貸し出しなどもしているという答弁だったんですけども、構想とか計画とか、中には、この条例の中にもそうなんだけれども、それから前の事務局長が図書館協議会でも言っているんですけども、移動図書館をやりたいということを書いていまして、似たようなものでもいいんですけどもとも言っているんですけども、外に出て、外に出れない人のために出前のようにして本を運んでもらうといったこともできたらよいのではないかというようなことも協議会の中で言っているもので、ちょっと今の図書館の考え方とちょっと違うのかと思うんですけども、これはそういうふうに変ったということですか。前の事務局長の答弁と違うということ、前の事務局長は、協議会の中ではこういうことを言っているんです。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 移動図書館、走らせることができれば別に最初の構想どおりにやっていけばいいと思うんですが、今の図書館を考えた場合は、それよりもまだ優先することがあるのではないかと理解しております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） いろいろなやり方はあると思うので、ぜひ今もそういう施設に届けたりということはあるけれども、利用者見るとなんか川尻がちょっと低いような感じはするんですけども、やはり図書館は遠い、足がない、先ほど同僚議員が質問したような交通手段が非常に不便だということでは、いろいろ手段は講じてほしいと思います。それは今回通告していませんので、あれしますけれども、ぜひその辺は移動図書館についても、方向性を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、臨時職員の問題、ちょっと僕なじめない言葉が出たもので、ちょっとこの意味が僕にちゃんと理解していないところなんですけれども、初めの言葉が臨時は臨時であるというふうな言葉が出たと思うんです。それは確かにそうなんだけれども、だけれども司書として資格を持って一生懸命やっている人たちですので、正規の職員が一生懸命やっているし、臨時も一生懸命やっていると思うんですけども、その意味がちょっと臨時は臨時であるというのがちょっと意味が僕の中でこなせていません。だから、この言葉の意味がよくわかりません。

今、私がここで言いたいのは、図書館の職員というか、11だか12いると思うんですけども、たしか現在職員は4人ですよ。4人だと思っんですけども、正規職員、正規職員は4人ですよ。これ増えたり減ったりというのはあると思うんですけども、私はやはりここ中心になるのは、臨時も含めて職員だと思うんですけども、さっきもいろいろ司書資格とかあっているいろいろな努力しているということで、国のいろいろな検定とかなんかいろいろあると思うんですけども、ここの職員が1人でも4人を5人にするとか、そういうことをしないと余裕が出ないから、いろいろなことが考えても取り組めないではないかと思うんですけども、

そこについてちょっと質問を、これで十分だと、正規職員は4人で回せるんだというふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） ただいまの件につきましては、以前の事務局長が言っておりましたように、正規な職員が5名、臨時職員が5名、それを現実の中でパートさんとか振り分けてということで、自分はそれが一番、今のうちの図書館ではベストかと思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひそれ人事は教育長なのか知りませんが、そこら辺は配置のほうはぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、ここ職員、臨時職員も含めて、司書のレファレンスはすばらしくいいんだというようなことは聞きますけれども、特に研修とか何とかというのは、どういう取り組みをされていますか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 研修につきましては、臨時職員も含め、とにかく一番最初に来た職員につきましては、県の図書館協会が行っております図書館基礎研修というのに参加させております。それから、レファレンスの基礎研修、これは司書の資格持っている職員全員にやらせております。それから、正規の職員につきましては、町のほうの職員研修所を利用させていただいて、国の研修等に参加させていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、4つ目の視聴覚ホールの利用についてということで、現在考えていないという御答弁でしたけれども、今の図書館の開館時間内というふうに定められていると、やはり利用したい人も企画を持ち込んだりということはないと思うんですけども、あそこせっかく立派なホールもあるし、学習ホール、中央公民館そのほかの自治会館とかとおっしゃいましたけれども、あそこは100席ぐらいですけども、ホールとしてつくられているわけで、音楽とかそういうのはすばらしくいい施設ではないかと思うんです。昼間は子供のピアノの発表会とかというのは、年五、六十回利用されているということのようですけども、私は夜あそこを開放しない手はないのかと思います。何に使えばいいのかという利用をどういうのがつかめていないということもあると思うんですけども、でも、使用料も学習ホールやなんかとそんなに変わらないですよ。時間2,000円くらいだと思うんですけども、夜間はちょっと高いのか、そういうところはやはり門戸を広げて、使いたい人が申し出れば使わせますよというような体制を私とるべきだと思うんです。確かにそれを全部職員がやれといったらそれは無理だと思うので、管理は最終的に職員になるのかもしれないけれども、そういうやり方は何か考えればいいと思うし、あのホールを1回でも見て使えた人たちは、音楽とか映画会とか何か利用方法はあると思うんです。そうすれば、その運営も利用者に考えてもらうとか、手を考えれば利用方法はあると私は思うので、そこは門戸を開くべきだと思うんですけども、その方法は何かないんですか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） ただいまの御質問ですが、答弁のほうにありましたように、利用をしようと思えばできます。ただ、調べたんですが、学習ホールの昨年度の利用状況なんで

すが、開館日が305日あって使用日数が108日、それで夜間の使用日数が22日と非常に少ない、こういう統計を見ますと、その図書館を開けるとこっちがもっと学習の場が減ってしまうのか、同じ教育委員会の施設の中でそちらをまず優先して、せっかくあって使える状況になっておりますので、まずそちらを使っていたきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それぞれ学習ホールもいいと思うんですけども、あそこはけれども定員が250とかだと思うので、あちは100くらいだから、人数の関係もあると思うので、100人くらいだったらあち使ってもいいのかと思うし、そこはいろいろ町民の利用者の意見を聞くような場というか、そういう機会をなんか持ったほうがいいんじゃないかと思うので、ぜひそれはちょっと検討していただきたいと思います。だめだということであれば、もうだれも行かなくなってしまうと思うので、ぜひそれはそう言わずに考えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 現在はあくまでも図書館ということですので、夜間の利用になりますと、社会教育のほうになってくるのかというふうに考えておりますので、その辺はまた教育委員会のほうとも今後どうしていくのかということは検討してまいりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 来館者とか利用者を増やすということで、もう一つ、建物の中でお聞きしたいですけども、あそこに前に喫茶コーナーみたいなのがありまして、開館当時は開いていたと思うんですけども、あそこがなぜか閉まっています、あそこをまた生かすようなことは考えられないのか、これは図書館がやるというわけにいかないと思うので、そういう募集するとか、何か利用を募るようなことはできないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） あの喫茶コーナー、ちょっと今、図書館の課題になっておるんですが、建設当時はボランティアの方、あるいは障害者の方々が利用していただいていたということで、あの当時十四、五年前はそういうところがあちこちの公共施設でつくられてきておりました。県庁の中にも多分そういうのができたのがあの当時だと思っています。

それで、経緯といたしましては、一度ひまわりの家の関係者の方々が使いたいということで相談に参ったことが1回ありました。その後そのままになっております。ですので、うちのほうはその間に使わせていただきたいという一般の方がありましたので、その方が1年ちょっとあそこでやったと思うんですが、現在は御存じのとおり、学生だけでなく、一般の方々が落ち着いて多分利用している状況が見られると思うので、あの人たちをそこに喫茶店とかやっけてしまいますと、そこで勉強されている方々が、あるいはお話をされている方が行く場所がなくなってしまうということで、今の利用状況でいいのかと思っています。ただ、あその設備とかありますので、あれは多分全部は使えないんですが、まだ使えるとは思いますが、あの辺の見直しをして、今一つ中で話題になっているのは、パソコンを利用される方がかなり増えている、学習している方々は、静かなところであの打ち込む音を嫌うんです。ですので、あの場所をそういったパソコンが使えるような場所にしていきたいと思っておりますが、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 当初どういう目的であそこをつくったのか、私もちょっと正確にはわかりませんが、前にあったし、今もあの場所はあるので、何かそれを生かさないのかという思いもあります。

今度来年の3月以降4月からあそこの東名川尻線が開通するというので、すばらしい交通の便がいい場所になると思うんです。ですから、そこはちいさな理科館もあるし、あそこの敷地が1,800平米余あるわけですから、藤枝、島田とは全然違う図書館だと思うので、ぜひその地の利というか、そういう敷地を生かしたこととかをやっていただきたい。

それで、初めに私言いましたように、図書館を核にして、ぜひ住民の皆さん、ボランティアや図書館関係の人たちの御協力をいただいて、使いやすい図書館にして、交流とコミュニティ活動の推進を進めるということをぜひお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 以上で7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） よろしくお願ひします。

本日は、吉田町の防災について質問いたします。

私は今まで防災に関して3回質問してきました。平成23年の6月に地震対策における自主防災について、平成24年9月に町の津波避難計画施設計画案について、そして12月に町の津波防災について、そして今回吉田町の防災についてと題して質問いたしますが、防災に関する一般質問はこれで最後にしたいというふうに思っております。

津波避難タワー、もうすぐ最初の3基ができます。残りの12基が来年の3月に完成する予定です。津波避難タワー完成後のこれからの吉田町の防災体制について質問したいというふうに考えております。

では、通告書に従いまして、1番、静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）について。

本年6月に、静岡県第4次被害想定が公表されました。そこにはレベル1及びレベル2の地震に対する静岡県市町の被害想定が報告されております。この報告に関して、以下に質問いたします。

昨年9月の一般質問において、津波の到着時間に関して、内閣府の発表では、吉田町のハ

ザードマップによる想定よりも早く到着することになっているけれども、どう考えるかという質問に対して、県の4次被害想定が発表されればはっきりすると、それまでは計画どおり進めると答弁がございました。その4次想定が発表されましたけれども、当報告を受けて、吉田町の防災計画には変更がございましたでしょうか。これが1番。

2番目といたしまして、7月末の報道で、町長は津波避難タワーが完成すれば、町内の死者はなくなるとの認識を示したとありましたが、その達成には何が必要とお考えでしょうかというのが質問です。

2つ目のソフト事業に関して、本年3月、町長の施政方針において、町民の皆様が防災対策に対して無関心であったり、防災意識が低かったりすれば、助かる命も助からない状態が生じる可能性がございます。そこで、町民の皆様お一人お一人が津波防災まちづくりの主役であることを理解していただくためには、今後はソフト事業の充実を図ってまいりたいと考えておりますと述べています。それを受け、自治会役員や自主防災会の方々による被災地視察研修や災害時の地域のリーダー養成のための地域防災指導員養成講座を開催するなどの事業展開を進めています。

そこで、以下に質問いたします。

1番、被害地視察研修は実施し、地域防災指導者養成講座は9月の末から10月の初めに実施する予定ですが、町はこの2つの事業を今後どのように発展させて生かしていこうというふうにお考えでしょうかというものです。

2つ目といたしまして、ソフト事業の目的である町民皆様お一人お一人が津波防災まちづくりの主役であることを理解していただくを達成するために町は今後どのようなソフト事業に関する施策を展開する予定でしょうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今、平野議員の質問に入る前に3回をされてこれを最後と、そんな話もございましたけれども、これは非常に大事なことでございますので、議員の皆様にお話し申し上げておきたいと思うんですけれども、この津波防災まちづくりというものは、はっきり申し上げれば、吉田町が生まれて120年ちょっとでございます。いわばこれまで担保されていた安全というものが東日本大震災でもって疑義が出され、うちの町が東大地震研究所と一緒にあってつくった、依頼してつくりました津波ハザードマップでもってうちの町というものは安全がありませんよというふうなことがはっきり実証されたわけでございますので、この町始まって以来の私は革新的な大作業であると、これに成功しなければこの町の未来はないと常々申し上げてまいりました。

東日本大震災が発災してから大体2年半ぐらいでございますか、ようやくここまで来たわけでございますけれども、まずはようやく具体的なものとしては、津波避難タワーというものがいよいよ具体的なものとして、いわば町民の皆様安全の一環として出しているだけでございまして、これからは本当に命ではなくて、財産であるとか、また企業の生産活動の継続であるとか、そのためには本当の意味での安全を提供しなければならない、そのためには大井川の堤防であるとか、海岸の防潮堤の整備であるとか、そこまでいかなければどうにもならないわけでございますので、その事業を当然ながら町は一大事業としてやっております

ので、これは何度も何度もぜひとも御質問していただければ、議会としての意見等を出していただければこれは幸いであると思っております。

また、今月の23日に津波避難タワーの竣工式ございますけれども、そこには国土交通大臣の太田様がおいでになられます。知事はもちろんでございますけれども、大体国土交通大臣がいわば竣工式に入ること自体は、基本的には国の直轄事業の大きいものしかほとんど来ません。町でやるのがそこに大臣が来るなどというのは、まさに異例中の異例でございます。それだけ国がこの町の津波防災まちづくりには熱い視線をいわば投げておりますし、各省庁に行っても、吉田町といえどもそれなりにみんな全て話が通ります。そういうふうになっておりますので、ぜひとも議員、今後とも質問を投げいただければうちのほうもお話し申し上げたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本年6月に、静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）が公表されました。そこには、レベル1及びレベル2の地震に対する静岡県市町の被害想定が報告されています。この報告に関連して以下に質問いたしますの御質問のうち、1点目の当報告を受けて吉田町の防災計画に変更はあったのでしょうかについてお答えします。

東日本大震災以降、平成23年11月に1000年に一度の大津波を測定した吉田町津波ハザードマップを公表するとともに、その津波想定に基づく津波避難計画、施設計画を策定し、津波防災対策を進めているところでございます。平成25年6月27日に静岡県が第一次報告として公表しました第4次地震被害想定では、当町において最も甚大な影響を与えるものがレベル2の南海トラフ巨大地震による地震、津波で、地震の最大震度は7、最大となる津波高は9メートル、津波浸水域は6.5平方キロメートルであり、町の津波ハザードマップの想定結果と比べますと、最大震度と最大津波高はほぼ同じで、津波浸水域は町の想定を下回るものでございました。

町といたしましては、これまでと同様に被害想定の大い当町の津波ハザードマップの想定結果に基づき、地震対策、津波対策を講じていくことには変わりはありませんが、現在町の地域防災計画の全面改定を行っているところでありますので、静岡県第4次地震被害想定による人的、物的被害につきましては、基礎資料として活用するとともに、地域防災計画に盛り込み、今後の津波防災まちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の7月末の新聞報道で町長は、津波避難タワーが完成すれば町内の死者はなくなるとの認識を示したとありましたが、その達成に何が必要とお考えでしょうかについてお答えします。

静岡県第4次地震被害想定によりますと、当町において津波による死者数は、最大で約4,500人と想定されておりますが、これは人的被害を解析する際の津波避難行動の設定条件には、平成24年5月1日時点における10カ所の津波避難ビルの活用は条件に含んでおりますが、津波避難タワーの活用は条件に含んでいないという結果でございます。

町といたしましては、津波浸水予想区域内の住民の皆様を守るため、津波避難シミュレーションを行い、津波避難施設の最適な位置と必要数及び施設の規模を解析した上で、津波避難タワーを整備しているところでございます。

今年度中に津波避難タワーを含む必要な津波避難施設全てが確保されることとなりますが、こうした津波避難施設の効果を最大限に生かすためには、迅速で的確な避難行動を起こして

いただくことが大切でありますので、住民の皆様お一人お一人が実践的な訓練を重ねていただくことで安全が確保できるものと考えております。

町といたしましても、これまで以上に住民の皆様お一人お一人が率先して避難する意識を醸成し、避難体制の確立を図るとともに、災害時要援護者の避難支援対策につきましても、地域の皆様と一緒に解決策を見出していきたいと考えております。

続いて、本年3月、町長の施政方針において、町民の皆様が防災対策に対して無関心であったり、防災意識が低かったりすれば、助かる命も助からない事態が生ずる可能性もございます。そこで、町民の皆様お一人お一人が津波防災まちづくりの主役であることを理解していただくために、今後はソフト事業の充実を図ってまいりたいと考えておりますと述べています。それを受け、自治会役員や自主防災会の方々による被災地視察研修や災害時の地域のリーダー養成のための地域防災指導者養成講座を開催するなどの事業展開を進めています。

そこで、以下に質問しますの御質問のうち、1点目の被災地視察研修は実施し、地域防災指導者養成講座は9月末から10月に実施予定です。町は2つの事業を今後どのように発展させようとしていますかについてお答えします。

まず、自主防災組織視察研修でございますが、自主防災会を中心とした組織的な防災活動の充実強化と防災力の向上を図ることを目的に、本年6月27日から29日までの2泊3日の日程で、自主防災組織の皆様30名、女性団体連絡協議会の皆様5名、職員4名の総勢39名で岩手県釜石市、宮古市、普代村などを中心に被災地の視察研修を実施したところでございます。今回の研修におきまして、被災地の現況、震災当時の状況及び災害対応など、被災地の方々から直接お話を聞かせていただいたという貴重な体験を生かし、今まで以上に自主防災会のリーダーとして防災活動に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

さて、自主防災会は、地域住民相互の援助による共助のための中核的な組織となるもので、みずからがみずからを守る自助を行う住民個人を支える地域における基盤組織となるものでありますが、こうした自主防災会には、地域住民に対して適切に指導し、みずからが率先して行動できる防災リーダーが必要でございます。

地域の防災リーダーは、みずからが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及、危険が予想される場所や自力で避難することが困難な災害時要援護者の把握、防災訓練の指導など地域の防災力を高める上で大変重要な存在でございます。

このような地域防災リーダーを養成するために、吉田町地域防災指導者養成講座を開催することといたしました。この講座につきましては、9月28日、29日、10月4日、5日の4日間で32の講座を受講していただくものでございます。また、希望者は、日本防災士機構が行う防災士資格取得試験に受験でき、合格すれば日本防災士機構が認証した防災士になれるというものでございます。

防災士につきましては、身近な地域や職場において、自発的思想に基づく互助、協働のリーダーともなる存在で、災害によって生じる被害を軽減させる役割を担うものでございますが、防災士資格は民間資格でございますので、特別な権限や義務を持つものではございません。しかし、防災士として防災、減災に実効ある大きな役割を果たして活躍されることで、地域や職場において価値のある存在として高い評価と期待が持たれるものでございます。

また、今回の講座を受講された方々につきましては、本人の同意を得まして、町の地域防

災指導員として選任をさせていただくとともに、県知事が認証するふじのくに地域防災指導員に認定していただくよう手続を進めてまいりたいと考えております。

こうした地域防災指導員には、県による能力向上のための研修も毎年開催されますので、さらに防災知識や技術を身につけていただきたいと思いますと考えております。

町といたしましては、地域防災指導員の役割も地域防災計画に位置づけ、地域住民の防災知識、防災対策等の普及啓発につきまして、積極的に連携を図ってまいりたいと考えておりますので、今回開催する地域防災指導者養成講座を継続して開催し、より多くの地域防災指導員を養成するとともに、次の世代の地域防災力の担い手を育成するため、中学生を対象としたジュニア防災士の養成につきましても検討をしてまいります。

次に、2点目のソフト事業の目的である町民の皆様お一人お一人が津波防災まちづくりの主演であることを理解していただくを達成するためには、町は今後どのような施策を展開する予定でしょうかについてお答えします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、地域における防災意識や防災力の向上を高めるための事業として、自主防災組織の被災地視察研修を実施したところでありますが、さらに地域防災指導者養成講座を実施いたします。来年度以降につきましては、この地域防災指導者養成講座やジュニア防災士の養成を継続して実施してまいりたいと考えております。また、情報伝達の充実強化を図るために、携帯電話を活用したよしだ防災メールの配信システムの構築やふじのくに防災情報共有システムの整備強化を図ります。

よしだ防災メールにつきましては、従来のエリアメールとは異なり、携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用しまして、登録をされました皆様のメールアドレスに地震、津波、気象などの災害に関する情報をメールでお知らせするサービスでございます。このよしだ防災メールは、今月の30日から配信をスタートいたしますが、登録料は無料で誰でも登録することができますので、災害時の備えとしてより多くの町民の皆様にご利用していただくよう、引き続き周知してまいります。このように地域防災リーダーの養成や情報伝達手段の強化を図った上で、町民お一人お一人が主演になっていただくためには、防災訓練を重ねることが重要でございます。

今月1日の総合防災訓練では、約9,400人の皆様が参加し、各自主防災会ごと地域の実情に合わせた訓練を実施したわけですが、その中でも中学生につきましては、訓練の計画段階から各自主防災会と連携し、自分たちに何ができるのかを考えた上で訓練に参加していただきました。特に川尻会館では、地域の中学生を中心に災害図上訓練を実施し、グループごとに地域の災害発生時のリスクや防災資源について話し合うとともに、大人と一緒に意見を交わしたことは、非常に有意義な訓練であったと感じております。

今後におきましても、町民の皆様お一人お一人が主演となり、災害時における的確な行動がとれますよう、防災訓練や防災研修を実施し、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、平野 積君

○4番（平野 積君） どうもありがとうございました。

最初に、これが最後ですと言ったのは、3回やったけれども、余り言うこと聞いてくれな

いなど、言うだけ無駄かなという思いでこれ最後にしようという思いで話したわけですが、結構やってくれているという思いでいますので、これからも頑張ってくださいたいと、やってくれるなら、もっと質問してもいいと思っております。頑張ってください。

質問に入ります。

ここ議論する気は余りないんですが、到着時間、結局静岡県の4次の想定でも内閣府のものと同じ結果であったわけですが、それに関しては、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 内閣府のほうが出した到達時間ですが、防潮堤を越す時間ですが、約7分という話がありました。今回4次想定、町が出した海岸に到達する時間は約5分という話がありまして、大体同じでないかという話の中で、4次想定を見て考えましようという話を先ほども平野議員がしておりましたが、4次想定の方の関係でありますが、到達時間については、①のケース、それから⑥のケース、それから⑧のケース、この3つのケースで県は出しておりまして、①のケースと⑥のケースでありますが、最大になる津波高については、9メートルという数字が出ているわけですが、それは小数点を上げていてと以前から話をしてありますが、9メートルに達するのにどれぐらい時間がかかるかというのが出ておりました、①のケースと⑥のケースについては、21分という数字がありました。うちのほうは海岸に到達する時間5分という話をしてきたわけですが、①のケースと⑥のケースについては、21分という形でございました。その関係を県のほうにちょっと話をいきました。吉田町の場合は、この21分という数字については、第2波が一番最大になってくるのではないかという話がありました。

それから、⑧のケースでありますが、⑧のケースについては、津波高が最大基盤9メートルという話をしておりましたが、⑧のケースについては、津波高は8になります。そういうことになりますと、七・幾つが8に繰り上がっているという数字だと思いますが、津波高は8という中で、最大の最高の8になるのが12分ということでしたので、いろいろ調査してもらっていた中では、到達時間については、うちのほうが短いという結果でございました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これはここで置いておきます。

県の4次想定を見ていますと、避難開始時間及び避難速度に関して、夜間の場合には中央防災、2010年に発表したものと同時に、避難開始は昼間に比べてさらに5分時間かかると仮定するとともに、避難速度も昼間の80%に低下するものと仮定したというふうに記載されています。

避難速度なんですけど、報告を見てもどう想定しているかというのが出ていなかったような覚えがあるんですけど、なかったんですけど、吉田町は健常者が100メートル、1分間に100メートル、要援護者、65歳以上含めて50メートルという想定しています。これはどこから出典したものなのかというのがちょっと調べていく過程において結構疑問になってきています。

最近消防庁から出された津波避難対策推進マニュアル検討報告書には、歩行速度は毎秒1メートル、要するに分60メートルですね。老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等を目安にするが、歩行困難者、身体障害者、幼児、重病人等については、さらに

歩行速度が低下して0.5メートル毎秒、1分30メートル、。東日本大震災における実際の平均避難速度が0.62メートル毎秒、これで行くと40メートル毎分ということを経験する必要があるというふうに記載されておりますけれども、そこに関して、今、吉田町の想定はもっとはるかに逃げるスピード速いわけです。そこはどのようなふうにお考えでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） うちのほうハザードマップをつくったときには、先駆けてつくっているということは、まず頭に置いておいていただきたいと思っております。うちのほうがつくるときには、なかなか資料がございませんでした。そういった中で、いろいろなところで調べたわけですが、その当時はそういう記述が2、3しかなくて、その中の平均をとってそれよりも高い数字が出ていたところもあります。1分当たり120メートルとか、そういう数字も出たところもありますが、検討させていただきまして、1分当たり100メートル、要援護者についてはその半分という形で想定をさせてもらったと、今後今言われたように、1分当たり45メートルという数字も出ているのが私も確認をしております。その当時、そういう形でやらせてもらいましたので、今後は避難訓練を重ねるしかないと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほど申しました消防庁の資料は、これも何回か改訂されていて、ちょっと書くの忘れて、平成19年にはもうこれ出ている資料だと思う。そのときに北海道の地震の表も出ていまして、年齢別に速度書いてあって、一番速いのが30歳から39歳で1.3メートル毎秒、だから80メートルですね。そのぐらいのスピードが出ているわけです。ちょっと速過ぎないか、そうすると本当に間に合うのかという心配が出てくるわけです。そうしたときに、今避難タワーいいのができるわけですから、それを補完するようなことも考えていかなければいかんではないかというふうに思いますので、そこはちょっと考えていただきたいと思っております。

一つ教えてほしいんですが、県の想定では、吉田町の場合、避難ビルは想定に入っているけれども、津波避難タワーは入っていないというお話が答弁の中でございましたけれども、浸水地域に1万7,000人住まれている、最悪の4,500人が亡くなるというときには、逆にいえば1万2,500人は助かるということなんです。避難タワーだけで1万数千人が助かるとは思えないので、ほかにどういう県は想定して、どこに逃げるといふ想定のもと、4,500人亡くなるという計算を出せたのかというのをちょっと教えていただきたいんですが、何か県に問い合わせはしていますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） そのところについては、本当に難しい、どこに逃げたのかという話ですよね。これを見る限りでは、きょう平野さんつくってくれた資料もありますが、早期避難率の高さとか、呼びかけによって逃げて、早く逃げて、高いところへという話なものですから、このとおりなんです。それによってパーセントで出しているような計算をしております。

要は、予知ができればもう逃げちゃうよという話で、低くなっているという状況なものですから、どこへ逃げてあるのかというのは、ちょっと把握はしておりません。申しわけあり

ません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、ちょっと別の質問します。

きのうの静岡新聞に、1面に遺体安置計画に関する記事が出ていまして、吉田町は計画見直し中というふうに記載されていました。これはどのような点をどのように見直し中なのか、その辺がちょっと全然わからないので、教えていただければと思うんです。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 3次想定の話、静岡県が出した3次想定では、50万人が亡くなるという話の中で、14施設、これはお寺をうちのほう今予定をさせていただいています。お寺でというのは非常に難しいことだと思っておりますので、今後町の施設なりそういったものに遺体の安置所を設けなければならないと考えています。とても14施設のお寺では、今の4,500人という数字ですよ。4,500人を収容できるかといったらできません。ただ、今、避難タワーをつくっていくと、命を守る対策を進めていくという話の中では、避難者なり死亡者なりは当然町長のほうはゼロにするよという話をしていますが、できるだけ減らしていきたいということの中で、お寺については、民間の形という話がありますので、公共施設のほうにかえていきたいということで、今考えておるところです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 確認ですが、県の想定は4,500人を想定して、県はそれを4,500人要求しているのかというのはどうなんですか。県の要求。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） まだ県からはそういった話は出ておりません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は吉田町には津波避難タワーができた、そうすると死者は限りなくゼロに近づくと信じているわけです。そうしていかなければいかんと思っています。そうしたときに、県の要請で4,500人をどこかどうしてもつくらなければいかんというようなことがないように、要するにこれ以上そのための無駄な施設をつくるとか、そういうことはないようお願いしたいと思うんですが、そこに関してはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） なるべくそうしたいと私も思っています。先ほど4,500人の話なんですが、津波で亡くなられる方がという形で、小さい数字を、議員は当然この数字をつくっているものですから、見ていると思うんですが、建物の倒壊とかそういったことで亡くなられる方がいるわけですよ。そういった方をなるべく減らしていかなければならない、津波対策を今一生懸命やっておりますが、そういった建物倒壊で圧死されたり、それから家具等で挟まれたり、逃げられなくなるようなことがないような格好で進んでいかなければならないと今思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、2番目の項目の質問に移ります。

地域防災指導者養成講座、募集は100名募集されていたと、それはいいですね。結局実際参加者は何名ぐらいだったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

- 防災課長兼防災監（大石悦正君） 今63名、きょう朝調べてきましたら63名です。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） この参加者、案内を見ますと、参加者は自主防災組織、消防団、企業の防災管理者、行政職員、防災ボランティア、社会人等と学生も入っていましたが、その中で、その63名のうちどういう内訳になっているかというのわかりますか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） その内訳はちょっとわかりません。ただ、自治会の方々は、自主防災会の方々は一番多く出て来ています。30名近く。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） その自主防災会の方々にに関してなんですが、一般的な質問ですが、主催者、要するに町が主催するわけですね、この講座を。そうしたときに主催者としてどういうことを心がけているかということに関しては、防災課長はどうでしょう。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） 当然実は平野議員もこの講座に出ていただけるといような状況がありますが、この趣旨とか、これは読んでいただけたと思っておりますが、今後自主防災会の中に入っていただいて、その自主防災会の指導者が引っ張ってってもらいたいという思いがあります。そういう中で、長い間この防災指導者を続けていただいて、活性化というんですか、そういうものをしていただきたいという思いはあります。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 私がもし主催するのであれば、心得として重要なことは、おもてなしだと思っているわけです。「お・も・て・な・し」です。これはオリンピックの招致もじったわけですがけれども、要は参加者が気持ちよく参加して、その会では充実して、時間を持ち、帰るときには心満ちてまた来ようと思うような気持ちでそういう会を開くというのが重要なことではないかと、そうしたときに今回の日程見ますと、9月28、29、10月5日、10月6日なんですが、少なくとも片岡東と下片岡6日運動会なんですよ。5日も準備、出れないんです。自主防災会といっても自治会の方が兼務しているわけです。そうすると、自治会そのものの役員、上の役員、自治会長それも出れないんです。やはり気持ちよく参加していただくということからすると、みんな出てほしいわけです。目的にも自主防災会の方に一番最初に出てきてほしいわけです。そうしたときに、町はそういう確認をされていないんです。年間のスケジュール確認すればそれは入っているというのは確認できるはずなんですが、そういうことを確認もせずにこういう日程を決めているということに関しては、いかがお考えでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） この指導者養成講座につきましては、去年から話をさせてもらっておりまして、当然当初予算組んでいくときの12月ころですが、もう既に実施、自治会のほうには、ぜひこの4日間については抜いていただきたいと、指導者養成講座をここで開きたいと思っておりますのでという話はやらせていただいております。その中で、自治会のほうもいろいろな行事が入っておりますので、このとおりに重なってきたということだと思っております。
- それから、今、4日間でやるよと、おもてなしという話がありましたが、うちのほうも細

かく夜に10日間なりそういうことも考えました。ただ、講師の先生ですが、藤枝とかの先生から指導を受けたわけですが、集中的にやったほうが良いという話は受けました。そういった中で、本当に厳しい朝8時半から5時半でしたか、やるという話に落ち着きました。

自主防災会のほうも、町内会のほうもいろいろな行事があるものですから、なかなか調整がつかなかったと私は思っております。決してうちのほうがこういう行事が入っていてそこへかぶせたということでは、私はないと思っているんですが、すみません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと確認ですが、去年の12月か、そうしたときにもう9月28、29、10月5日、6日というのは、既にお話しされていたということですよね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） いつかというのはちょっとありますが、去年の早い時期に終わりですか、には話をさせてもらっています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと加えますと、10月5日は町主催の戦没者追悼式、これ毎年やっていますよね。議員も出なければいけません、基本は。出るなということですか。だからそこは重なっているわけです。自主防災会には外してくれとお願いしながら、みずからは重ねているわけです。そこはどうなのでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそその話も聞きました。それこそ横の連絡が悪かったと考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それ以上言っても仕方がないので、やめます。

自主防災会、先ほどの御答弁で、毎年やっていただけるというお話が、継続で毎年とは言っていないということですか。ちょっと確認です。継続というのは、どのぐらいの継続を意味していますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 継続という町長のほうから回答させていただきました。これはあくまでもまだ予定でございますが、中学生の先ほどもちょっと話をさせていただきましたが、ジュニア防災士というのがあります。いろいろところで今研修等をやっておりますが、東山のほうではDIGといまして、災害の図上訓練も自主防災会のほうでやってくれたりしております。今回も中学生を対象として、川尻地区でございますが、先ほどちょっと話をさせていただきましたが、図上訓練をやっていただきました。今後吉田町を担う若い方々にそういう講座があるかということで調べましたら、ジュニア防災士という講座があります。これは今あくまでも私担当課のほうの関係でございますが、今後は財政のほうに話をしていかなければならないとは思っておりますが、担当課としては、中学生を対象としたジュニア防災士と今やっております指導者養成講座、できれば交互に、隔年というんですか、やれば良いと、ただ、ジュニア防災士、中学生だと1年から3年ありまして、隔年でいってしまうとちょっとやらない人が出てきてしまうという話がございます、中学生については続けていけるのかと、そこが考えていますが、とりあえず隔年でやっていければ良いかと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 予算のこともあるので、なかなか答えはしにくいと思いますが、自主防災会の役員も2年に1回交代すると、私の希望とすれば、自主防災会1年目の人たちが対象にレクチャーしていただければ、次の1年も生きるわけで、秋にやるとしたら、あと半年の人に講義したとしても、なかなか先かかりの人が継続してやって、防災意識を高めていくというのは重要なんだけど、自主防災会というそのものに対して有効に生かそうと思えば、1年目の方にやっていただいたほうが有効かと思うので、できれば毎年規模は小さくしてもいいと思うんですけども、やっていただきたいというのが一つ。

もう一つは、今回自主防災会63名でしたか、63名講座を受けるということがありますけれども、その63名で、例えば一つのコミュニティみたいなのをつくってもらって、親睦会とか、終わっても年1回ぐらい集まって、おれはこういう活動をしているぞと、お互いに刺激し合って、もうちょっとおれもやるかみたいな、そういう雰囲気盛り上げる、実際横のつながり、講座を受けるだけではなかなかつながり出てこないと思うんです。企業の方、自主防災会の方いろいろな人が集まって、そこで横のつながりを強めていくと吉田町自身の防災力というのも高まっていくのではないかという思いがあるわけですが、1つ目は毎年やっていないというのと、そういうコミュニティをつくってくれということに対してどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそ去年、総務のほうで、委員会活動の中で、自主防災会を取り上げていただきまして、いろいろな自主防災会を総務の方々が見ていただいたと、そういった中で、何が足りないか、何が必要かというのをまとめてくれまして、それ読ませていただきました。そういった中で、私もその総務の中には一緒に自治会のほうになるべく出れる部分は出ました。そういった中で、自主防災会として何をやったらいいのか、ちょっと見えないやという御意見も、自主防災会のほうから上がっていました。それを受けまして、ことしから4月、5月にかけて、自主防災会のほうを回らせてもらいまして、自主防災会の活動についてどんなものやっていただきたいという冊子がありますので、その冊子で説明しながら進めてきました。

それからもう1点、本年度の事業について、防災の事業について、こんな事業がありますということもお知らせしながら、こういう補助金もあるので活用してくださいとかという話もさせてもらってきました。

そういった中で、先ほど1年ごと、毎年やっていただければどうかという話がありました。検討させていただきますが、うちのほうで自主防災会ってこんな仕事をこういうふうにやっていただきたいというのも冊子等も分けながら今進めていますので、もう少し時間いただければと思います。

それから、もう1点のほうは、そちらのほうについては、藤枝市のほうについて、自主防災、この指導者養成講座は大分長くからやっております、私がこれを聞いたところ、そういう集まりがありまして、私が出かけて行って、自主防災活動をどんなふうに行っているという話の中で、指導者養成講座のほうがありますという話がありまして、14年ぐらいからやっていて、そういう横のつながりも持っている、藤枝市については、800名くらい指導者がいまして、今活動している人が800受けて600人ぐらい活動してくれているという状況を受

けました。当然指導者養成講座を受けていただいて、その後何もしないよという話では本当にもったいないものですから、ぜひ地域の中に入れていただいて、やっていくのは当然でございますが、横のつながりというのが本当にありまして、藤枝市のほうについては、そういう横のつながりが自然にわき出てきたと、指導者養成講座だけの会長さんおりまして、町と指導者と自治会の間に入っているいろいろやってくれているというような発表もありました。ぜひそういう形で、横のつながりができるような格好の会ができれば、町のほうもバックアップはしていきたいと思います。

今回63名の方が講座を受けていただけるという話です。そういった中でリーダーとなってくれる人が出てくれればありがたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） コミュニティのほうですけれども、吉田町民シャイなんですよ。シャイだから、ちょっと町が率先して引っ張っていただければ集まってくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それとも関係するんですが、今回津波避難タワーができる、これをいかに生かすかというのは、吉田町の課題だと、要するに人が亡くならないために津波避難タワーをどう生かすかというのは課題だと思います。先ほども養成講座とか情報の充実とか、そういうのをやっていくということなんですが、結局町民の防災意識、防災に対する意識を変えていくということが重要なことで、変えないとゼロは達成できないと思っているわけです。

ちょっと紹介しますと、御存じかもしれませんが、正常化の偏見というやつ、正常化のバイヤスというやつ、町長は御存じのようなんですが、例えば人間悪いことはネグってしまったり過小評価すると、考えたくないわけです、悪いことは。災害なんていうのは考えたくないから忘れてしまいたいわけです。だから防災意識というのなかなか発達しないわけです。

例として、今現在5,000人交通事故で亡くなっていますよね。自分たちがその5,000人に入るかもしれないと思って、車運転やめようとか、歩くのやめようとか思うわけです。おれは違うと、おれは大丈夫だと思っているわけです。で、運転するわけです。歩くわけです。ところが宝くじ、5,000人当せん者の宝くじ買ったとしたら、当たるぞと、。この賞金もらったらどうしよう、要するにそこは過大評価するわけです。そういう人間心理あるわけだから、その嫌なことは考えたくないという人間の意識を変えざるを得ないわけです。防災意識を上げるためには、そのために何をするか、それが重要なことだと。

今の例は、群馬大学の片田先生の例をちょっと引っ張り出したわけですがけれども、片田先生は、防災に対して主体的な姿勢を醸成するということが重要だと、町長の答弁にもそういう言葉がございましたけれども、そこをいかにするかということが重要なことだと思うので、そのためには一つは、私は町が積極的に主体的に動くということが重要なことではないかと、やはりお役所仕事であれやってください、これやってくださいでなくて、町全体が動く、防災に対して動くと、そうすると、町民のみんながなんか町頑張っているやないかと、ようやっているなど、じゃ、おれたちもやらなきゃいかん、そういう雰囲気というのはつくれないかと思うんですが、それに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災訓練とか訓練をやる前には、自主防災会の会長さんを集めて説明会をやったりしております。そういった中で、自主防災会のほうからもどうい

う訓練が一番いいのかと相談来たり、いろいろなものがあります。そういった中で、もう少しうちのほうがこういうものがありますよとか、そういうことができればまた助けになるのかと今思いました。

自主防災会のほうの活動を支援するというのは、地域防災指導者の養成講座をやらせていただいて、そういう方たちの知識を入れていただいて、そういう人たちがこういう活動もあると、こういう訓練もあるというのを広めてくれればなお助けになるかと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 実際逃げるとき、人間心理でいくと、ほかが動かないとまだ大丈夫だという思いがある、その中で、誰かが逃げるぞと言ったらついていく、そういう人たちが養成講座でリーダーとなっていく人たちがそういう率先避難人になって、それがどんどん増えていくということになれば、みんなが避難するぞというようなところになっていくというふうに思うのですが、防災訓練、ちょっと心配しています。

この9月にございました総合防災、ちょっとL地区見にいったのですが、津波避難タワー、今回のものは津波避難タワーのお披露目会でしたよね。みんなで旗持ってゆっくり歩いて、おおこれが避難タワーだと。上がれるのかと、上がってみよう、おりて、どこかへ集まってください、その後何があったか知りませんが、実際に津波が起こったときに、基本的に100メートルで逃げろと言っているわけです、吉田町は。そういうことを実際にやらさないと訓練にならないと思うんです。そういうことを指導していくというのが町の役割ではないかと思うんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 訓練をやる中で、うちのほうも家からタワーまでどれくらいかかりましたかというのをアンケートを出したり、これで2回かやっています。そういった中で、1分でも早くということのうちの方は考えて、どうだったという話をかけています。それこそ今言ったようなことは本当に大事なことだと思っています。交通事故に遭わないように一生懸命走るといことが本当に大事だと思っていますので、今後また自主防災会のほうにはそういった話をしていきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今までも話はされているんだと思うので、そこをより強くお互い意見をぶち合わせながら、けんけんがくがくやって、そうしたら理解が深まっていくと思うんです。そういうことをやって、本当に町民、自主防災会の方がなかなか町民引っ張るの大変だったと言ったら、町が協力するよとか、そういうことをやりながら、町民の皆さんに意識を変えてもらう、実際逃げてもらう、そういうことをちょっと進めたいというふうに考えております。それは。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 私のほうもなるべく多くの方が防災訓練に参加していただきたいと思っています。ただ、なかなかうち1軒で1人とか、そういうことがまだあるものですから、全員で参加してというのも今後も話をしていきたいと、また、先ほどからあるように、一番のは災害の弱者です。そういう方の参加が非常に少ないということがあります。それについてもまた自主防災会のほうには話をしていきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 本当によろしくお願ひします。そこを本当やらないとゼロは達成できませんからお願ひします。

これは意見で終わりますけれども、中国の「春秋左氏伝」に「安きにありて危うきを思う思えばすなわち備えあり 備えあれば憂いなし」最後は有名ですけれども、そういうことがある。津波が来ないうちに防災を推し進めて、将来に向かって備えをしっかりとやっていく、それを継続的にやって、津波が来ても吉田町は死傷者ゼロということを達成していただきたいと思います。そのためには、町も主導的にやっていかなければいかんし、町民も意識を変えていかなければいかんと思うので、そこをぜひよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

おとといの9月16日は敬老の日でございました。お身内のお年寄りの長寿をお祝いされた御家庭が多かったと思われませんが、あいにくの台風18号が列島を縦断し、各地で被害をもたらす休日となってしまいました。被災された皆様方に心からお悔やみ申し上げます。

さて、敬老の日に合わせて総務省がまとめました人口推計によりますと、65歳以上の高齢者は過去最高の3,186万人となり、初めて日本の総人口の25%に達しました。日本国民の4人に1人は高齢者という時代を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の予測によりますと、11年後には30%を突破、22年後には3人に1人が高齢者ということになるそうです。社会保障を含めた国の構造改革が待たれます。

それでは、さきに通告いたしました想定よりも早く高齢化率が21%を超えたことによる介護保険事業への影響について、町長にお伺ひいたします。

平成24年度から平成26年度までの第5期吉田町介護保険事業計画は、平成23年6月の介護保険法等の一部改正により、予防給付と生活支援サービスの総合化や新たな地域密着型サービスの創設などを盛り込まれるものとなっております。その計画では、要介護者等へ包括的な支援の推進に取り組んでいくことが示され、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現に向けてスタート

していくとされております。

町の現況は、「広報よしだ」8月号の町長からのメッセージで町長が書かれていますとおり、吉田町の人口は3.11以降減り始めております。平成24年3月に策定した計画の推計人口の想定も変わっていると思われまます。平成25年度の高齢化率の推計は20.9%となっておりますが、4月末で21.18%と上昇しております。

このように計画より高齢化が進む中、平成24年度決算があったわけでございますけれども、その中で介護給付費が計画に対し96.5%の状況であるとの報告を受けました。これまでの介護予防施策等の効果と推察し、今後も大いに期待するところでございます。

国では、8日6日に提出されました社会制度改革国民会議の報告書を受け、政府は21日に社会保障制度の改革の工程表と位置づけるプログラム法案の骨子を閣議決定し、秋の臨時国会冒頭に法案提出するとの新聞報道がありました。その中で、介護分野の施策は、平成27年度をめどに講ずることを目指し、改正介護保険法案を平成26年の通常国会に提出、一律1割となっている介護サービスの利用者の自己負担を一定以上の所得のある人は引き上げ、症状が軽い人は介護給付対象から外して市町村の事業に移す法案内容となっております。具体的には平成27年度から要支援1、要支援2の人を町事業へ段階的に移行し、高所得者の自己負担を現行の1割から増やす法案などの要旨であると書かれておりました。今後も国の社会保障制度改革を受け、地域の実情を考慮した町の施策がますます問われてきます。

そこで、現在の介護保険事業の状況と今後について、以下町長にお伺いいたします。

- 1、人口構成と将来推計についてどのように変化しているか。また、その影響はあるのか。
- 2、給付見込みと介護保険事業の収支は。
- 3、介護予防サービスにおいて、居宅サービスと地域密着型サービスは。
- 4、地域支援事業における介護予防事業は。
- 5、高齢者が地域で自立した生活を営む地域包括ケアシステムは。

以上、御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御発言の中に人口が3.11以降減り始めておると、これは実際はそうではございませんで、23年3月末現在は3万499名、24年9月末現在が3万509名でございます。うちの町が人口が減り始めたのは24年の10月以降のことでございますので、正確な表現をお願いいたします。正確な表現がございませんと針小棒大に映りまして、物議を醸し出しますので、よろしくお願いたします。

想定より早く高齢化率が21%を超えたことによる介護保険事業への影響についてお答えします。

介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護療養上の管理等の医療が必要な人に対して保険医療サービス、福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念のもと、介護が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することとして創設をされました。

高齢者人口の増加に伴い、介護保険給付額の上昇が予測されている中、介護予防事業への参加を促す魅力ある事業の展開や給付の適正化への取り組みを初めとし、介護保険サービス

の一層の充実に取り組んでいくことが求められてまいりました。町では平成24年度から3年間を計画期間とする第6次高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画を策定し、この計画に沿って高齢者の皆様に心身や生活環境に応じたサービスを提供し、住みなれた吉田町で引き続き安心して生活できる町、健康で生き生き暮らせる長寿のまちを目指し、運営に努めてまいりました。

しかし、介護保険制度が施行から10年以上たった今、大きな岐路に立たされており、地域では高齢化が進展する一方、財源は無限ではない中で、団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者となる平成37年に向けて、地域の実情を把握しながら、安定した介護保険サービスの提供に努める必要がございます。

それでは、1点目の人口構成と将来推計についてどのように変化しているのか、また、影響はあるのかについてお答えします。

今期計画であります第6次高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画での町の人口推計は、計画初年度であります平成24年度が3万855人、そのうち高齢者が6,199人で、高齢化率20.1%、計画最終年度であります平成26年度は3万1,223人、そのうち高齢者は6,709人、高齢化率21.5%と総人口、高齢者人口ともに上昇するものと見込んでおりました。

しかしながら、「広報よしだ」8月号での町長からのメッセージでもお示ししましたとおり、東日本大震災以降、町の人口は減少傾向に転じ、平成25年に入りましてからは、その傾向は顕著にあらわれ、中でも15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見られます。

一方で、高齢者人口に目を向けますと、平成24年度末で6,308人と計画値を109人上回り、ことし8月1日現在で6,387人となっております。この高齢者の増加傾向につきましては、団塊の世代と呼ばれる方々が65歳に到達する平成26年度ごろまで急速に増加していくものと予想されます。

この高齢化率が上昇することによる介護保険事業への影響はどうかと申し上げますと、高齢者人口の増加に比例しまして、介護保険サービスの利用も上昇していくものと推測されるところでありますが、平成24年度の認定率を見ますと、第5期介護保険事業計画での第1号被保険者に対する認定率13.7%に対しまして、実績値では13.0%と認定化率は計画値を下回る結果となっております。

2点目の給付見込みと介護保険事業の収支についてお答えします。

平成24年度の介護給付費実績を計画値と比較をしますと、介護給付費の居宅サービスは、計画値6億9,588万2,000円に対しまして、実績値6億4,961万3,000円で、計画値に対しまして93.35%の利用状況でございます。地域密着型サービスは、計画値9,464万8,000円に対しまして、実績値8,128万6,000円で85.88%となり、介護給付費全体値では、計画値13億8,427万1,000円に対しまして、実績値13億3,159万4,000円で、96.19%の利用状況でございます。同様に介護予防給付費全体の実績を計画値と比較をいたしますと、計画値5,372万8,000円に対しまして、実績値4,938万3,000円で、91.91%の利用状況でございます。

介護給付費と予防給付費を合わせた保険給付費と標準給付費の実績と計画値で比較しますと、計画値15億1,725万7,000円に対しまして、実績値14億6,418万7,000円、96.50%で、計画値内での給付となりました。この結果からも実績値が給付見込みを上回らない実績でありましたことから、介護が必要な方に適切なサービスを提供できたのではないかと考えております。

これらの保険給付費を賄っている財源といたしましては、国・県・町の公費の負担が50%、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号保険者の方々の保険料からなっております。保険料は、介護保険事業の費用に充てるため徴収するものと介護保険法で定められております。また、介護保険法施行令で定める基準に従い、町の介護保険条例で保険料率を定め、吉田町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会におきまして、介護給付等対象サービスの見込み料等についての調査及び検討を行い、保険料案を決定しております。

平成24年度の介護保険事業特別会計の収支について申し上げますと、歳入の総額は1億1,813万8,000円、歳出の総額は15億8,487万7,000円で、実質収支額は3,326万1,000円となっております。安定した事業運営が図られているものと認識をしております。

続きまして、3点目の介護保険介護予防サービスにおきまして、居宅サービスと地域密着型サービスはについてお答えします。

居宅サービスは、在宅での要介護者の暮らしを支えていくためには欠かせないものでございます。平成24年度の利用実績を見ますと、居宅サービスの中でも訪問介護サービス、訪問看護サービス、訪問リハビリテーションサービスの利用件数が昨年度より増え、計画値と比較しましても増加をしております。これらのサービスは、要介護者の日常生活を支え、医療が必要な方の在宅支援としても利用が伸びていくことが予想されます。

次に、地域密着型サービスにつきましては、重点課題であります認知症支援策として、昨年6月から認知症対応型通所介護として、デイサービスひまわりの家で認知症の方の支援を行っております。この事業は、入浴、排せつ、食事等の介護や生活相談、助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行い、認知症の方ができるだけ自宅で能力に合った自立した日常生活が送れるように支援し、加えて認知症の方が地域で孤立することがないように心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図れるよう実施するものであります。

利用実績につきましては、年度途中からの事業でありましたので、計画値と比較しましても、利用実績は低い状況でございます。

これからも認知症高齢者が増加することが予測されますことから、地域密着型サービスの利用につきまして周知を図るとともに、地域で認知症の方を支えていけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の地域支援事業における介護予防事業はについてお答えします。

介護予防事業は、主として活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持向上に向けた取り組みを行う一次予防事業と要支援、要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応することで状態を改善し、要介護状態となることをおくらせるために行う二次予防事業とがでございます。二次予防事業は、要介護認定を受けていない65歳以上の方に25項目の質問からなる基本チェックリストを実施していただき、その結果、要介護状態となるおそれの高い状態であると認められた方が対象となります。事業内容は、運動器の機能向上教室、栄養改善教室、口腔機能の向上教室がでございます。

運動器の機能向上教室では、3種類から6種類の器械を使いまして、筋力向上のためのトレーニングを行うものといすやマットを使い、自宅でも実践できる筋力維持や足腰を鍛えるためのトレーニングを行うものがございます。

栄養改善教室では、管理栄養士が低栄養や疾病を予防するため指導を行っております。

また、口腔機能の向上教室では、言語聴覚士や歯科衛生士が口腔機能向上のための教育や歯磨きの指導、摂食、嚥下機能に関する機能訓練などを行っております。

次に、元気な高齢者を対象とした一次予防事業では、介護予防講演会や介護予防普及啓発事業として、介護予防教室等を実施しております。介護予防講演会は、さわやかクラブの定例会等で要望がありました場合、運動や栄養、口腔に関する介護予防の専門家を派遣し、講義を行い、介護予防について理解を深めていただく機会としております。

また、介護予防教室としては、認知症予防事業や運動器の機能向上事業を実施しております。

認知症予防事業では、趣味の活動を通じて、認知症の予防や心身の健康について学ぶはつらつ講座、運動器の機能向上としては、簡単な基礎体操を行う簡単体操教室、そして今年度から新たにリンパマッサージや簡単な体操で自立体力向上のためのトレーニングを行うコツコツ貯筋体操を実施しております。町では高齢者がいつまでも自分らしい生活を維持できるよう介護予防事業に取り組んでおります。

高齢者の皆様に介護予防の必要性をさらに理解していただくとともに、介護予防事業がより参加しやすい場所となりますように、小グループでの自主活動が地域で広がるよう町といたしましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の高齢者が地域で自立した生活を営む地域包括ケアシステムはについてお答えいたします。

今期計画におきまして重点課題の一つであります地域包括ケア体制の整備は、新たに国と地方公共団体に共通した責務として、医療、介護、予防、住まい、生活サービスが切れ目なく要介護者等への包括的な支援の推進に努めることとして定められました。高齢者が要介護状態になりましても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられますよう、介護保険サービスだけに頼るばかりではなく、不足しているサービスを民間や地域の皆様の力をかり、自助、互助、共助、公助の4つの力を合わせ、支援していくことが必要となります。このためには、地域包括支援センターが中核となり、地域の特性に合わせたサービスの提供をしていくことが重要となります。

町といたしましても、今年度次期計画であります第7次高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画の策定のためのニーズ調査を実施し、特に増加しているひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の生活実態を把握し、地域の課題や高齢者が抱える問題について把握してまいります。

先ごろ出されました平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書におきましても、次期計画を地域包括ケア計画として地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みをさらに進めていくべきであると記されております。そのためにも地域の課題に対応する介護保険事業計画を策定する必要がございます。

今後も制度改革に向けての情報収集に努め、高齢者の皆様が住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう支援してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、再質問させていただきます。

冒頭町長のほうから表現の仕方がどうだということでお話があったんですが、どうしても町長の御答弁の中でも同じような言葉があったものですから、意味が違うと言っても同じような言い回しでございましたので、どうなのかと、私の言い方が違ったのかと思いますが、言いたいのは、町長が掲げているとおりで、きっかけとなって今一生懸命町が施策しているということでありましてということでありまして、誤解のないようにお願いしたいと思います。

今回、この質問を行ったのは、国のほうの高齢化、少子化、社会保障の増大という形で、いろいろな施策が起きていると、そうした中で、町の行っている施策の範囲も広がってくるということがあります。それとまた、人口減のところもありますし、いろいろな形での物の動きもあるのではないかとことを考えまして、この介護保険全体を捉えて、どういった形で町が考えて施策を行っていくかということのを伺いたくて質問を行ったわけでありまして。

人口推計というんですか、この介護保険制度を行うに当たりまして、半分は国で半分は40歳以上の皆様方に保険料を払っていただいて賄っていく制度でありますし、これは2004年から始まった制度でありますのであれなんですけれども、御答弁の中にもあったんですけれども、団塊の世代、ちょうど今64歳、65歳、66歳の方が団塊の世代ということで、吉田町にも第1次ベビーブームで非常に人口の多い世代ということになるんですけれども、吉田町の場合、そこの3年間言われている方の世代の人数というのは、ほかの世代と比べて、いろいろな世代、少ない世代もあれなんですけれども、平均的に考えた場合、どのぐらい多いんですか。それが後期高齢者になった場合、非常にさらに平成37年にはまさしくその皆様方が後期高齢者に入ってくるといいますと、理屈的にも確率的にも増えてきて、この保険制度自体も難しくなってくる、これは全国的な問題だと思うんですが、吉田町の場合ですけれども、どんな感じでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 64歳、65歳、66歳、団塊の世代の皆様の方の人口でございますけれども、やはりそのところの人口につきましては、470人から500人程度の人口を示しております。一番高いところでも65歳が505人という数字で、9月1日現在の数字で今見ているんですけれども、そういう人口を示しております。やはりその世代の方が多いわけなんですけれども、それに比べましてほかの世代ということなんですけれども、今、出生率もそんなに伸びているわけではないんですが、その子供世代といえますか、40歳代のところの世代が次に400人程度、430人から420人程度の数字を示しておりますので、そこら辺の世代の方が次に多いのかというふうに見ております。

そういうことで、全体を見ましても、やはり団塊の世代が一番、その子供世代になる40歳代の方々が次に多い世代かと見ております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。ありがとうございます。

そうしますと、40歳代から大体七、八十人多いということで、3万人の人口の中で、その世代の方がそこだけ突出している3カ年ということになりますので、今からその年代の方々にターゲット絞って、健康にして老後を楽しく暮らしていただければ介護の必要性もなくなるということで、町の施策の目標になるし、その年代以降は同じような形で施策を行って

いけばいいということで、めり張りがありますので、ちょうど10年以上先でありますけれども、そんな形が必要でないかと思えます。

今、実績でありますけれども、1号被保険者、65歳以上の認定率を見ますと、実績で13%というような御答弁いただきました。計画では平成26年度が現在の計画は13.5で、来年が13.4とだんだん減ってきてまして、来年27年から13.3%の認定になるという形で、この辺のところは団塊の世代が入っていたことによって1号保険者が増えますので、まだ健康な団塊の世代の方々が若いうちは認定率が低くなっているんですけども、37年までいきますと後期高齢者に入りますので、認定率がどんと上がるのではないかという想定なんですけれども、13%で下回っているというのは、やはり吉田町の皆さんというのは、皆さん健康な方が多いという認識で、よその市町と比べても全国ベースで考えればあれだと思えるんですけども、町も元気であるし、高齢者の方々も元気な町だという認識で私は捉えているんですけども、健康づくり課の課長が一生懸命うなずいているんですけども、健康づくりの施策もやっているのではないかとそういった認識でよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 元気な高齢者がいるということで、本当に喜ばしいことでもありますし、若いころというか、健康づくりの事業に対して、皆さん積極的に参加していただいているというところもあると思えます。事業に参加しないまでも地域に見ますと、グラウンドゴルフを盛んにやられていたりとか、地域でそれぞれ皆さん健康に対しての運動をやられているかなど。そしてウォーキングもやられている方もいらっしゃいますし、そういう意味では自分たちで健康を維持しようというような気持ちをお持ちになっている方がいらっしゃるというふうに私も思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、健康な方は現状のまま維持するようなことの施策が必要、プログラムが必要であるでしょうし、少し衰えてきた方々へは元へ戻ってもらうような形での施策が必要だと、それは当たり前のことでもありますけれども、そういった施策の中で、1次判定、2次判定という形で介護度の判定を行うわけでもありますけれども、平成23年のときには、介護度がアップした人が53人、悪くなってしまった人が4人で、変化がなしという人が897人でありました。今年度24年の2月の段階ですから、まだ集計間に合わなかったものですから、自分の手元にはないんですけども、やはり2月末でもよくなった方、改善された方が43人、1ランク下がった人が5人ということなんですけれども、今、状況的にはどうなんですか。これというのはすごく吉田町のいろいろなもののあれが効果で認定がよくなっている傾向なのか、それとも全国的にこの認定の基準というものが変わってきて、少しずつ優しくなっているというか、このぐらいの人はもう少し頑張ってくださいという施策の意図が入って、頑張れ、頑張れとなっているのか、その辺のところなんですけれども、全国的にこういう傾向にあるのか、それともうちの町が突出しているのか、ここら辺のところネットの情報、この数字だけ見ると、ああ、よくやっているんだなと思うんですけども、いろいろな方にお話し聞くと、なかなか認めてもらえないとか、たまに行ったときには頭がしゃきんとしてしまって、ぼけが治ってしまったり、いつもはこんなはずではないのというお話を聞くこともよくあります。どうなんですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高年齢支援課長（久保田明美君） 認定につきましては、1次判定、2次判定ということで、1次判定につきましては、コンピューターで判定をします。次に2次判定で委員さんの協議で上がるか下がるかというところを協議していくわけですけれども、細かいところでは、ちょっと私もはっきり申し上げられないんですが、上がる、下がるというところにつきましては、介護の手間とかそういうところも加味されていると思いますけれども、他市町と比較しては今していませんので、うちの町がどうであるかというところだけにつきましては、今の状況では、サービスについて支援ちゃんとしていければいいかと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そういったことで、そんなに変化はないかもしれないけれども、そういったことで、いろんな施策をまた打っていただきたいと思うんですけれども、ちょっと話戻りますけれども、人口的な割合で、今うちの町が確かに減っているんですけれども、分析すると、単身の方とか、労働者世代というのか、ばりばり働いている、アパートにお住まいの方が割と転出されているという傾向があるのではないかと推測するわけなんですけれども、そうした場合、介護を必要とされる方々は、人口的には余り減らなくて残っていて、分母はでかくなる、40歳以上の方もいらっしゃるならば、数字的には変わらないんですけれども、その辺の人口的な今減っている、パイは吉田町の人口は減っているだけけれども、介護保険制度自体での収支にわたっての影響というのは、今の吉田町の人口が減っている状況を考えて影響があるというふうにはみなくてもいいという解釈なんですけれども、それでよろしいのでしょうか。将来的には10年、20年先には影響出ると思うだけけれども、ここ10年ぐらいの間には、人口が減っても介護保険制度に関係のある方々の減が多くて、実際にかかわる人たちはそんなに減っていないと。そういった認識でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 高年齢支援課長、久保田明美君。

○高年齢支援課長（久保田明美君） 人口の動きを見ますと、やはり生産人口が減ってきて、高齢者が増えていくという中では、介護保険事業がどうかということになりますと、やはり今この3年間の事業を分析、計画の中で決めてきておりますので、その中にも人口がどういふふうに変化していくかというところは、ちゃんと検討して決めてきているものですので、3年間の運営がちゃんと財政力がなされるように決めなければいけないということになっておりますので、そういう部分では、3年間の事業については、安定して運営されるように決めてきています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 国もほうも介護保険制度をつくるに当たって、3年で回しているということは、そういった急激な人口とかいろいろなものにも対応できるような制度設計されていて、3年間の保険料を決めて、その中でやって、また変化があれば変えるという形になっていると思うものですから、そういったことで、ちょっと人口の話はあれですけれども、そんな形で影響はないということにとらえてよろしいですね。

そうした場合、国からも国・県・町で半分、吉田町に在籍の65歳以上の方が1号被保険者、2号被保険者が40歳から64歳という方々が半分ですね。1号が21%、2号が29%という形になっております。これは全国の国からの関係で横並びだと思うんですけれども、この中で国の調整交付金という形で、5%部分が国から収入減等々で形になった分を補うといったところがあるんですけれども、これというのは吉田町5%より大分下がっていて、決算ベースで

3%なんですよ。というのは、やはり先ほど課長が言われたように、元気なお年寄りがいいということで、そういった認定の中で、全国平均よりも2%も国から特別の調整をいただかなくてもやりくりできているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 国からの調整交付金につきましては、当初予算を決めたときには、標準給付費を基本として当初予算を決めております。その中で国のほうから交付割合が決められてきまして、その決められる率についても、1号被保険者の年齢や階層とか、あと所得の分布とか、そういう条件を見て、もろもろの条件を見ていただいた中で交付率が決まってくるような状況でございますので、今回24年度の決算につきましても、そういう状況を加味しながら少し減ってきたというところがあるかと思えます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうすると、当初の予算では3.3%の見込みなんです。今までの過去の2000年から現在までの介護保険事業の実績を見た予算措置をされて、3.3という形でやられているんですね。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 調整交付金の率につきましては、予算につきましては、前年度の交付率で予算は立てさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほど町長から御答弁で収支のお話もいただきまして、実質収支赤字でないものですから全然心配はしていないんですけども、皆さんお元気でもありますし、利用されているということですけども、それでもその財源の中で、介護の必要な方ばかりでなく、それ以外の予防、今元気な方々もこれからずっと元気になってもらう予算措置もその保険料の中に入っているものですから確認したいんですけども、そういった需要がだんだん増えたときには、財源の内訳として、国から県から町からのお金というのも決まっていますよね、率で。予算計画に基づいて何%というのは決まっていますから、それに引き続いて、急激な資金需要があったときには、2号被保険者のお金全部国に行ってしまうんですね。町には入りませんね。確認ですけども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 一たん国のほうに納められることになります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、この資料3のところにあります保険給付費の負担割合、施設給付費の負担割合で、1号被保険者が21%なんですけれども、2号被保険料というのは国に行ってしまうわけですね。この辺の計算して、国から、町から、県から来るわけなんですけれども、イメージとしてこの21%部分が急激な介護費が増えた場合の出どころになるといった認識で、そこで間に合わなければどうされるんですか。その見解でいいんですか。間違ったら訂正してください。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 2号被保険者の財源につきましては、社会保険支払基金のほうから29%がこちらのほうに入ってくるわけです。実績に合わせて29%が入ってくるわけ

です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、この町の特別会計の中にも入っているんですか。すみません、ちょっと私の勘違いで、1号保険者としか書いてなかったものですから、2号のところで2号保険料が入ってくるとは決算書のほうには入っていなかったと思うんだけども。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 決算書のほうでは、支払基金のほうの入がそちらになります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 支払基金というところにプールしたお金が入ってくるということですね。わかりました。

そうすると、今、町のほうも基金、今出ました支払準備基金がありますよね。介護給付費準備金ですか、平成24年度末で1億1,874万円で、25年度当初で1,716万円出しまして、今の今回の補正で681万積んでありますから、残高としては、今1億837万円ということによろしいですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 基金残高が1億1,874万8,000円、そして今回補正をさせていただきましてのが681万円ですね。そして、今年度当初予算では1,716万6,000円を繰り入れる予定で当初のほうを組んでおりますので、基金の残高といたしましては1億839万2,000円になると思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、この金額のベースですけども、何かあった場合ですから、国保と違って大幅な変化は、制度計画によって、ケアプランに基づいて行っている保険事業でありますので、大きなことはないと思いますけれども、これを使って介護保険料を急激な値上げを避けた市もありますけれども、そういったイレギュラーなものに準備するお金として、担当課としては今の約1億円ですよ。1億800万ぐらいですけども、この金額については、こういった認識でありますか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 基金の残高につきましては、急激な資金不足が生じたときのものとして認識しておりますので、基金残高が少なすぎても不安ですし、ある程度の財源は持っていたほうがよいと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 人口を聞いて、お金の内容を聞いて、サービスの内容も聞いて、今確認しました。介護サービス全体でいきますと、都道府県とか政令市、中核市や何かが決められる介護サービス、居宅サービスの内容とか、居宅介護支援とか、施設サービスとか、介護予防サービスというのは、そういったところがやる、うちの町にすれば県がやるんですよ。うちの町独自のサービスとしては、介護給付においては、地域密着型サービスと地域密着型介護保険サービスと介護予防支援という部分がうちの町独自の施策であるわけで、今、基金のお金を使って、今度また28年度から保険料の改定が始まるわけなんですけれども、そういった独自のメニューというのがそれこそ先ほど町長が御答弁で言っていた地

域包括ケアシステムという、高齢者が地域で自立した生活を営むそういった施策の目玉になるところで、そこで各市町の差が出てくるとされるものですから、そういったところにおいて、今町が取り組んでいること、今、先ほどの御答弁では、ひとり暮らしの世帯に対しまして、ポイントでこの次の計画を策定していくというお話しだったんですけども、それ以外にもうちの町独自の政策が打てるわけではないですか。ほかの市町よりも高齢者の皆さんは元気で、国からの調整金も本来なら平均が5%のところを3%の2%の少ないお金でもやっつけていける、介護認定の認定率も実際よりも低く済んでいる、収支も黒字である、毎回基金が積んであるというならばある程度の介護保険料を上げなくてもそういった元気で介護が必要な方々には県のメニューとか、いろいろなメニューでどんどん介護サービスを受けていただいて、長生きしていただくけれども、これから介護が必要にならないような形で地域密着型とかそういった吉田町独自の施策が絶対必要だと思うんです。社会制度国民会議の提言でも、今まで支援として給付でやってきた、予防給付でやってきました要支援1、要支援2も町のメニューに繰り込んでいくといいますと、これは絶対27年度から国がプログラム法案をつくった以上動かしてくると思うものですから、今からでもどんだんうちの町独自のそういったものが必要だと思うんですけども、そういったところにそういった基金のお金を少しでも回して、いろいろなプログラムを策定していくというのが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 町独自の事業も必要になるかと思えます。その中で、地域支援事業が一生懸命これからもやる必要がありますし、それも財源のある中でやっていくものだと思っております。

今後新たな計画の中に独自の事業を入れるかどうかということにつきましては、給付見込みも考えた上で、計画に入れるかどうか検討していく材料かと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうした町独自の施策が必要だというのは、担当課の方も認識されている中で、今回の第5期介護事業計画の中で、ある程度目玉であった地域密着型の施設がとまっているという、本当に今回の国の方針でも地域でやろう、これからの地域包括ケアという形で、地域密着型だという中で、吉田町の中の吉田町民を対象にした地域密着型サービス施設がなかなかやっただけところが今上がっていないというところの報告を受けておるんですけども、それについてどのような対応を今後図っていくつもりですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 議員がおっしゃいますように、地域密着型の少人数で行う施設の建設につきましては計画の26年度に載っております。その中で、その当時計画に入れたときの話もこの間お話しですけども、一法人がやっていただける方向でいたわけなんですけれども、その中で、場所とか、そういう場所を検討したときにちょっとその場所ではやれない、浸水域であるということをおっしゃって、県のほうも認められないというお話をいただいております、ここは一法人がやっていただくことを断念したわけです。そして今年度に入りまして、再度募集をいたしました。社会福祉法人でやっていただけるところを募集したんですけども、募集につきましては1件もなくしているわけです。その後どうしようかということで、課内でも検討しまして、今町内にある法人に話をかけてどうか。財力的にも力

があるかどうかというところを含めてお話をさせていただいて、今後どういう方向にできるかどうか検討していきたいし、来年度というか、次期計画についてもそこら辺が課題になるかと思っていますので、そこも検討していきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後にしますけれども、そういった形で、国からいろいろな形でそれぞれ行政単位の地域の市町村にいろんな形で投げかけていきますし、そういった意味でも、この地域密着型の施設というのは、ぜひとも町内へ開設していただいて、皆様が利用できるような形で動いていただきたいと思います。

町長におかれましては、いろいろな形でトップセールスでやっていただいて、そういった方々をお願いしていると思えますけれども、今後とも介護事業のさらなる発展と充実をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 1時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第18日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。9番、大塚議員から欠席届の提出がありました。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 杉 本 幸 正 君

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

〔2番 杉本幸正君登壇〕

○2番（杉本幸正君） 平成25年第3回議会定例会において、さきに通告いたしました防災についての次の3点を町長にお伺いしたいと思います。先日、同僚の議員が前日に質問しましたけれども、重複する点もあろうかと思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

1点目といたしまして、南海トラフ等による巨大地震が発生したときの津波による被害想定第4次想定が6月に公表されました。その中においてレベル2の最大の津波による死者は、吉田町は4,400人と想定されていますが、町長さんは7月23日の定例記者会見におきまして死者はゼロと言われました。その根拠はどこにあるのかということをお伺いしたい。

2点目は、災害は地震、津波だけでなく、台風による風水害等があると思われませんが、4月6日にゲリラ豪雨による時間64ミリの雨が合ったわけですが、そういう中で多種多様な防災による被害の発生が予想されるという中におきまして、被害発生前後の防災対策として、町内の建設業者、あるいは水道業者等の業者との災害支援協定は締結されているのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、大地震や大津波の発生の防災意識が薄いと言われていますが、この中において町独自で防災意識の向上を図るために防災講座を開催するという予定ですが、私は、鉄は熱いうちに打てということわざがあるとおり、そのことわざを引用して、防災は子供のうちからと思います。

昨日、中学生のジュニア防災講座が行われるということでしたが、小学生の防災講座はどうかと、防災学習はどうかということ、町独自で防災の教育ということも検討、実施するということをお伺いしたいと思います。

以上3点についてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町長は、東日本大震災後、津波避難タワーの建設整備等の防災対策に積極的に取り組んでおりますが、今後の防災対策について次の点においてお伺いいたしますの御質問のうち、1点目の第4次被害想定において死者4,400人と想定された中において、新聞の報道において津波避難タワーが整備されれば4,400人が助かると言われる根拠についてお答えします。

まず、7月23日の定例マスコミ懇談会において私が申し述べたことは、静岡県第4次地震被害想定では、当町が計画、整備している津波避難タワーが考慮されていないことから、全ての津波避難タワーが完成すれば町内の死者はなくなるということでございます。さらに、津波避難タワーに迅速に避難していただくため、津波避難タワーを有効に活用した訓練を重ねていただきたいと思います。

静岡県第4次地震被害想定では、当町での津波による死者は最大で4,500人と想定されておりますが、これは人的被害を解析する際の津波避難行動の設定条件に津波避難ビルの活用は考慮しておりますが、津波避難タワーの活用は設定条件に含んでいないという結果でございます。

町では、平成23年11月に津波ハザードマップを公表して以来、津波浸水予想区域の約1万7,000人全員の命を守るため、どこにどの程度の津波避難タワーを整備すればよいのか、津波避難シミュレーションを行い、その解析結果に基づき津波避難計画及び施設計画を作成した次第でございます。

静岡県第4次地震被害想定による津波による被害につきましては、津波避難タワーが考慮されていない結果でございますが、現在、津波ハザードマップ及び津波避難シミュレーションの想定結果に基づいた津波避難タワーの建設を進めておりますので、計画している全ての津波避難施設が完成すれば地域住民の皆様の安全が確保されるものでございます。

地域住民の皆様には、この津波避難施設の効果を最大限に生かしていただくため、津波避難体制の確立を図るとともに、災害時要援護者の避難支援対策につきましても解決策の検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の災害は地震、津波だけではなく、台風やゲリラ豪雨等により多種多様な被害が発生しますが、発生前後の防災対策として町内建設業者等との災害支援協定は締結されているかについてお答えします。

災害支援は、多種多様なケースが想定され、特定の業種に限らず当町における町内建設業者等との災害支援協定につきましては、静岡県土地家屋調査士会と締結をしております災害時における家屋被害認定調査に関する協定書、静岡県測量設計業協会と締結をしております災害時における測量設計等業務委託に関する協定書、中部電気保安協会と締結をしております災害時における電気の保安に関する協定書、静岡県地質調査業協会と締結をしております災害時における地質調査等業務委託に関する協定書があり、町内建設業者等との災害支援協定は締結をしておりません。

議員が御指摘のとおり、最近では台風だけではなく、記憶に新しいところでは、本年4月6日に当町で発生したようなゲリラ豪雨が日本各地で発生しており、その際には今までにない短時間での多量の降雨量となり、時間当たり50ミリメートルを超え、中には100ミリメートルを超える箇所もあり、中国地方や東北地方で大きな被害が発生をしております。

そのような非常時における災害への備えや災害が発生してからの復旧作業には、官民一体となった対応が重要であり、特に各種設備やすぐれた技術を持ち、かつ町内を熟知しております町内建設業者の皆様のご存在は力強く感じております。台風やゲリラ豪雨等は、実践的かつ速やかな対策が求められますことから、これまでに発生した被害に対しましては、地元建設業者の皆様を中心に昼夜を問わず御協力をいただいております。

また、さきの第2回吉田町議会定例会におきまして、大雨時の緊急対応用としてお認めいただきましたポンプや発電機の借り上げにつきましても、地元建設業者の皆様のご協力により、速やかで臨機応変な対応が可能となっております。

続きまして、3点目の御質問でございますが、質問内容が教育委員会の所管に属するものになりますので、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（八木 栄君） それでは、教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） それでは、私から3点目の御質問であります今後、町独自にて防災講座等を開催し、防災士の養成を図る計画ですが、これからの町を担う小・中学校、児童・生徒に防災教育の導入は考えていますかについてお答えします。

御質問では、防災教育の導入は考えているのかとのことですが、従前から小・中学校では防災教育を学校の年間計画に位置づけた上で実施してまいりました。

その内容の主たるものとしたしましては、地震及び津波の発生を想定した避難訓練の実施、学校が作成した発生時の行動マニュアルの周知といったもので、児童・生徒に防災の大切さを実感させるよう取り組んでいるものでございます。そして、現在は、想定外の被害をもたらした東日本大震災の実例や教訓を生かし、「命を守る力を育てる」を基本目標とした上で、より地域の実情に合致するとともに、児童・生徒がみずから考え、臨機応変に行動できるものになるような防災教育の改善を行っているところでございます。

現在の児童・生徒の状況から課題等挙げるとするならば、マニュアルに従い行動するだけでさまざまなケースに応じて、みずから考え、みずから命のみずから守り、その上で地域の住民のために貢献するといった、いわゆる応用力が不足していると考えられます。

その改善策といたしまして、各教科の教育において防災教育を児童・生徒の発達段階に応じて系統的に、また学校の教育活動全体を通して教育内容の有機的な連携を図った上で実践することで、向上を図ってまいりたいと考えております。

その一例を申しますと、本年8月25日の静岡新聞朝刊にも掲載されましたが、吉田中学校1年生の社会科で、自然災害と防災への取り組みについて新聞を使用した授業を行い、津波避難タワーの設置など当町の防災対策を理解させるとともに、防災意識を高める教育を行うことができました。

また、これまでは学校に滞在している時間に災害が発生することだけを想定した防災教育を実施してまいりましたが、これからは地域の中で災害が発生した場合の訓練や防災活動を通じて、安心・安全な地域社会づくりに貢献できる児童・生徒の育成が必要と考えます。これに関しましては、保護者や地域住民、自主防災組織との連携がその解決策となると考え、本年9月1日に実施された総合防災訓練において、吉田中学校では当日を授業日として生徒を地域の防災訓練に参加させ、中学生が災害時における地域の担い手であることを自覚させるよう促しました。

今後につきましては、登下校中などの校外時に災害が発生したことを想定し、みずからの命を守るために最適な場所に避難するなど、地域の実情を取り入れた訓練や指導を実施していきたいと考えております。

このように義務教育段階での防災教育の実施方法を改善し、児童・生徒の防災意識の高揚を図り、生涯にわたって豊かな生活を築くことができるだけでなく、他の人や社会のために貢献できるような人材の育成ができるよう努力してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 町長さんにお伺いしたところ、第1点目の関係でございますが、避難タワーができればある程度の死者の抑えられるということでしたが、私としては避難

タワーだけではないのではないかと思います。施設的なものとしては、やはりタワーへ避難する道路、あるいは避難路の確保ということもしていかないといけないかと思います。やはり、吉田町の南部の住吉、川尻地区は、津波の被害を受けるということですので、やはりそれに対しては、もっと避難タワーを有効に活用するということが必要かなと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） きのうちちょっとお話をさせていただきましたが、避難タワーの関係で、4,500人の死者が出るという話でございます。その中には建物の倒壊によって最高では60人ぐらいの人が挟まれて、圧死と言いますが、出るという話になっています。そういうことを考えますと、自助努力も本当に必要になってくるという話でございます。

倒壊ゼロを今推進しておりますが、それに加えて家具の固定も今後地元のほうに進めていってほしいなと思っています。

それから、今話があった避難路の話ですよね。避難路については、役場のほうからは、避難タワーに逃げる際にどこが危険なのか、どこに危険が潜んでいるのか、ブロック塀、それから電柱、そういったものを調べてもらいたいよという話も自治会のほうには話を投げかけてあります。そういった中で、どの道が最適な道なのか、個人で選んでいただいて、調査していただいて、避難行動をとってもらおうとそういう話もかけてございます。そういったものを総合して避難してもらおうということで、命が助かるのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の件で、家具の転倒等はしてもらおうということですね。それから、避難路は地域の地区防なりにお願いして、あるいは自主防災会にお願いしてということですが、調査していただいた上でということでお聞きしたんですが、1点目の家具の転倒とか何かは、やはりしてもらおうというのでなくて、するんだよという強い気持ちをあらわしていただきたいと思います。

やはり私、いろいろなこの防災の中で聞いてくるんですが、後でも質問させていただきますけれども、町としてやはり一番リーダーシップをきかさなければいけない、リーダーシップが働いていない、そういう中でいきますとその辺を、それから、地区へ避難路の安全なところを調査していただくとかいろいろなんですが、やはり地区だけではできないと思いますので、そういう中では、町として同じようなリーダーシップを働いていただいて、皆さんを動かすということをしなないとなかなか出てこないのではないかと思います。

今までの防災訓練もやはりマンネリ化してしまっていて、やることはいいと思うんです。そういう中で、非常に皆さんの意識が薄いということも私思います。この前、避難タワーができましたけれども、やはりいろいろな中で、おい、行くぞと誘っても俺は行かないよとかいろいろということである方もあるわけです。動いた中で、歩いてきた中で、そういう中でいきますと、やはり非常に何とかせねばという気持ちを持っている人もありますけれども、やはりそういう持たない人もいるということで、やはりある程度一定の意識を持っていただくということをするには、町のリーダーシップを大いに発揮しないといけないと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君）　きのうもちよつと話をさせていただきましたが、去年、総務文教常任委員会のほうの関係で、自治会のほう、自主防災会のほうを回らせていただきました。そういった中で、いろいろな話が出てきています。当然リーダーシップをとるといふ話がありましたが、うちのほうではそういうことを考えまして、本年度地域防災指導者養成講座を開いて、地域の防災で活躍している方を育てていきたいなと今考えていますので、そういう方々から引っ張っていただければ、またこういいかなと思っています。そういう方に知識を入れてもらいまして、進んでいってくればありがたいと思っています。

また、今役場のほうでリーダーシップとつてという話がありました。当然うちのほうもバックアップしていきたいと思っておりますが、今後もそういう形で進んでいきますので、よろしく願います。

○議長（八木 栄君）　2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君）　今の防災講座の関係ですが、私思うんですが、防災講座、きのう63人受講するというものであります。そういう中で、やはり地域の防災リーダーとすると、講座を受けただけでは頭でっかちになるのではないか、やはりそれを受けていかに発揮するかと、やはりその人の資質というものをリーダーとしての資質も絡んでくるんじゃないかなとこう思います。ただ、受けても免許証もらって運転できるよでなくて、やっぱり安全にするにはどうしたらいいか、実践的なものも出てきますので、その辺についてリーダーの養成ということで、講座を受けた、その上にいくというそういう計画がどの辺にあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君）　防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君）　当然受けてくれた方については、今後もバックアップしていかなければいけないと思っておりますが、横の連絡等、そういう会を設けてくれればありがたいなと、そういうリーダーが防災士を受けた方の中でそういう人ができてくれれば余計いいのかと思っております。

○議長（八木 栄君）　2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君）　やはり町のバックアップが必要だと思いますし、やはり地域のそういうリーダーをつくるには、地域も必要かと思っておりますので、その辺を十分バックアップしていただいて、いいリーダーができるように、せっかくやる講座ですので、それを生かした次の段階ということで、ぜひお願いしたいと私は今の点についてこう思いますので、よろしく願います。

それから、次にタワーができて、やはりタワーありきでなくて、民間の施設の利用とか、これから公的な施設もつくっていかねばならないかと思うんです。それだけに頼って云々かということになると、死者ゼロに行くということは、私非常にいいなと思うし、ぜひそうなっていただきたいと思う中には、やはり今の施設の中で公的な施設の整備だけでなく、既存の民間のものも使うということを考えていかねばならないと思うものから、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君）　防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君）　民間の避難ビルの設置はどうかという話だと思うんですが、自主防災会、それからうちのほうで歩かせていただきまして、大体のタワーのほうは、避難ビルのほうはもう済んでしまっているかと思っています。

今後については、それをどういうふうに生かしていくかという話ですが、うちのほうの施設画案、見てくれたらあると思いますが、補完している、その避難ビルは補完するというビルでございますので、ぜひそういうことを考えていくと、今建てた避難タワーにまず初めに逃げていただきたいと、そういう訓練を重ねていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の点ですが、やはりいつ何時起こるかわからないし、それで地震が発生したと、逃げるまでにはやはり昼間ならある程度短い、少ない時間で逃げられると思います。夜間等は、非常にまごつくと思います。そういう時間差もある。それから、年寄りを抱えている方、それから障害者を抱えているという、弱者を抱えている、そういう方はやはり自分だけでなく、そういう家族を何とか助けなければならないという気持ちもあると思いますので、やはり時間がかかると思うんです。

そういう中でいくと、やはりそういう点もしっかりしていかななくてはいけないと思いますね。弱者をいかに生かしていくか、昼間と夜の違い。昼間はやはり年寄りだけというお宅も随分あります。すぐに出ていて、そういう中でいくと、そういう点も加味した中でどんなお考えをお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 災害時の要援護者の話だと思っております。

この関係は、本当に難しい話でございます、私としては顔の見える関係をつくっておかなければならないのではないかと私は思っております。

解決策を生み出していくためにはどうしたらいいかということですが、役場の職員がその場へ行くことができないような時間ですよ。ほんの十数分で津波が来てしまうというような話ですよ。そういうことを考えていくと、要援護者については、本当に隣近所の顔の見える方をお願いしていくという話かなと今思っているところなんです、この辺はまた自主防災会のほうといろいろ話をしながら検討をしていかなければいけないなと思っております。以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） やはり町民全員助かるんだよという気持ちでいくとそういうのも非常に大切だと思います。そういう中で、行かなくてはならないというのではなくて、早く取り組んでいただいて、やはり何が必要かということも検討していただくことも必要かと思っておりますので、ぜひその点もしっかりした町民に対する説明、あるいは計画等を立ててやっていただくと、防災課が大変かもしれませんが、防災課だけでなく、いろいろな福祉とかいろいろな課もありますので、やはりそれに対するボランティア団体もありますので、そういうものと協力しながら、ぜひ取り組んでいただいてお願いしたいと思います。その点については、お願いということでさせていただきます。

それから、2点目に移りますが、防災は津波、地震だけではなく、いろいろな台風による風水害等もあるということで、4月6日に時間64ミリの降雨があったわけですが、吉田町も大分床下浸水、床上浸水もありましたし、道路の冠水等もありました。そういう中で、私いつも思うんですが、雨が降ると自分なりに必要なところは回ってくるんですが、バリケードもしていない、いろいろなこともしていないということが多いわけです。先ほど町長さん

が協力がという話がありましたが、全くないような感じです、はっきり言って。やはり役場の職員だけではできないところもあると思いますので、そういう中でいくと、この協力は必要だなどと思いますし、近隣の牧之原市もそういう協定を結んでいるよ、あるいは県も吉田町のそういう建設業者にいろいろな業者と結んでいるよということでもあります。やはり先ほど町長さんが言われたのは、宅地、宅建業者とかそういう事務の調査委託ということで、やはりその前に必要なことをなされていないということですから、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にお聞きしたいんですけども、なされていない、何がなされていないんですか。議員はなされていないとおっしゃる、何がなされていないんですか。教えてください。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の点について災害があったとき、業者がやはり以前はバリケード等をやっていたり、重機を置いて全く遮断しているとか、土のうを積んだりとか、いろいろやっているわけですが、最近はそういうことがないと思います。私もつい最近の台風でも歩きましたけれども、あのときは冠水がなかったわけですが、4月6日、あるいはそれ以後も道路が冠水したところがあるんですが、やはりそれなりにそういうものがなされていないということで、行政だけではなくて、業者の力も必要かなと思いますし、その辺について出されていないということは、そういうことだということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 私も都市建設課のほうにいましたので、ちょっとその辺の話をさせてもらいますが、私の記憶では業者がバリケードを出したとか、そういうことの記憶がないんですが、議員がバリケードを、バリケードを出すということは、当然そこへ交通規制が発生してくるという話になりますよね。交通規制を発生させるためには、うちのほう、まず警察のほうにこのところが冠水しているので、交通規制をかけますよという話をかけながら進めていっているんです。業者が直接ここは冠水したので、ぽんと馬を、バリケードを出したことがあったのか、ちょっと今その辺記憶がないものですから、ちょっと今返答に困っているんですが、私の記憶では業者がやったことはないと思っています。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私のほうでは、バリケード等の話もしましたけれども、土のう等もありますので、やはりここは交通ストップをかけなければならないということで、警察と協議するということですが、やむにやまれずやはりそれ以前にやらなくてはならないこともあるのではないかと、どうしても警察と協議してみますと、それでは電話した、云々言ったんだとなりますと、書類的でなく口頭でも済むかもしれませんが、やはりそれなりの時間を要すると、雨等は、災害は短時間で来るわけです。この間の64ミリもそうですが、あっという間に道路が冠水してしまっているということで、そういう中でなりますと、やはりその期間のあれが十分でないと思うんです。やはり短く短くしてなるべく事故を防ぎたいということになりますと、その辺のこともありまして、やはりそういう中で、町の職員だけでなく、やはり業者を使うと、バリケードでなくて土のうを積んだり、いろいろなことも事前

の対策をしていくことも必要かなと思うんです。そういう中で、私質問させていただいたんですが、ちょっと足りなかったかもしれませんが、申しわけないですが、その点について伺います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員の御質問を聞いていますと、支援協定について若干誤解があるんじゃないかと思います。支援協定というのは、業者と私たちが災害が起きたときに、業者が優先的に私たちが支援をお願いしますと優先的にやっていただけるというのが支援協定ですから、業者がみずから私どもが言わないのにやるのは、これ支援協定でも何でもありません。これはボランティアな部分でやっているわけです。ですから、今は先ほど町長が支援協定は結んでいませんが、特定の業者をお願いして、業者の方は優先的に支援協定は結んでいませんが、優先的にやっていただいているという状況だということをお答えさせていただきましたので、全く今は支援協定は結んでいませんが、支援協定が必要であれば結ぶ必要があるかもしれませんが、今支援協定がなくても適切に災害の際にはお願いすれば、町内業者の方は非常に快く私どもの申し出を受けて対応していただいているということを町長は御答弁申し上げていますので、何もしていないというようなことは全くありませんので、そこは誤解のないようお願いしたいんです。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の点はわかりました。

○議長（八木 栄君） _____

○町長（田村典彦君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○町長（田村典彦君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○町長（田村典彦君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○町長（田村典彦君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） _____

○議長（八木 栄君） _____

○2番（杉本幸正君） わかりました。それはそれでぜひ今までどおりお願いしたいし、より以上よくなるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目ですが、教育長さんにお伺ひして先ほど答弁いただきました。非常にありがたいと思うし、いろいろやっていると思いますが、1点、昨日の同僚議員の質問の中で、中学生のジュニアの防災講座というのを開くということですが、内容はどんな内容を重視してやるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災課のほうでは、教育委員会の問題で説明がありましたが、うちのほうはジュニア防災士という形のほうで、夏休みを使って募集をかけていけば集まるのではないかと考えているところです。内容については、今後先生と話をしなければならぬので、どういう講座でどういうふうな形で進めるかというのは、まだ煮詰めてありません。ただ、やる時期としては夏休みかという考えでおります。

きのうちちょっと話をさせていただきましたが、1年生から3年生までいる、募集をかけてやるのか、どういう形でやるのかというのも今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今いろいろな話を伺いました。そういう中で、前向きに夏休みやるということをお聞きしたんですが、やはりもう1点、全校生徒というか受けられればいなどう思うんです。そういう中で、やはりぼつぼつと希望者だけとはこれだけだよということではなくて、やはり1年生から3年生まで約900人ぐらいいるわけですが、将来の吉田町の防災士になる方もこの中から出てくると思いますので、ぜひそういう中で興味を持たれる方があればやはりスムーズにいくと思いますので、多ければ多いほど受講する方がそういう方が出てくると、一部の人に限られたそこだけというふうになりましても、やはりその点も十分検討していただきたいなところと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 講師の関係もございますので、少しその辺は私のほうに任せさせていただければと思っております。全員何百人をできるかという講師の問題もありますので、ちょっとその辺は計画が煮詰まってきたらまたお知らせするようにしますので、よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の答弁でわかりました。なるべく多くの生徒ができるようにやはり工夫をしていただいておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次にやはり小学生もやっていかなければならないのではないかと。小学生は小学生なりの防災の教養とか訓練をということですが、やはり小学生1年生と6年生は違います

ので、高学年あるいは低学年あるいは中学年を入れるとかという中で、その段階においてやるということもどうかと私は思うんです。その点についてお聞きしたいこう思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 小学生にも防災教育ということでございますが、この小学校の場合、平成23年度から小学校学習指導要領を改訂いたしまして、この学習指導要領の改訂で重要事項の中に安全教育というものが入ってきております。これは身の回りの生活の安全、交通安全、防災など総合的な安全教育ということでございます。

こういった中で、防災教育は、学校の教育活動全体を通じて行うということになっておりまして、小学校の場合は、小学校3年生、4年生で、社会科の授業で地震による被害、東海地震、市や地域の備え、防災計画等を学ぶ、また、特別活動において、防災訓練を実施する、これは全学年でございます。それと、総合的な学習の時間で、防災のための安全な町づくりとその取り組みということでそれぞれの教科に入れ込むと、具体的な時間数については、学校ごとになりますが、こういったものを入れ込むというようなことでやっております。

特に子供さんの場合は、小学校の場合は、1年から6年お話しございましたとおり、1年生と6年生ではかなり違います。基本的には、自分の命は自分で守るということをまず抑えにしているということでございます。

そういったことでございますので、災害が起きたときにまずは慌てない、こういったことが大事でございます。各小学校ごとに言葉をそれぞれ考えておるんですが、防災訓練の中では、押さない、駆けない、しゃべらない、戻らない、それぞれパニックを起こさないということが大事で、整然と防災訓練を行っているというようなこともやっております。

そういったことで、学習指導要領の中でも加えておりますので、それぞれ小学校のほうでも取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） いろいろな訓練、教育をやっているということにもお伺いします。学校の中ではいいわけですが、それでは地域に帰ったとき、地域学習は離れてしまうかもしれない、やはり地域学習も教育の中にありますので、その辺について、やはり朝の8時から4時ごろまではばらばらですが、いると思うんです。その中では中学生もそうだと思う。それで、うちへ帰ったときのその辺の教育というのは、今後どう考えているのかということをお聞きしたいこう思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり先ほど答弁の中にもございましたとおり、従前は学校内における災害ですね、防災教育というものが主でございました。しかし、それだけではなくて、やはり学校以外の生活の中で防災、こういったものが大事になってきております。

そういったことで、私どもも校長会の中でこのたび避難タワーができるということで、どこの地区に避難タワーができます、そういった場合はどこにいたときにはどこに逃げればいいのか、こういったことも校長会の中で教育を進めていただくようにということでお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） ありがとうございます。やはり24時間ありますので、ぜひそういう中で、寝ているときはやむを得ないかもしれませんが、子供の活動というのはいちへ帰ってからもあると思いますので、そういう中ではぜひその辺もわきまえた中の教育というのをお願いしたいと私はこう思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私からいろいろ失礼な質問も出たと思いますが、最終的には自分の命は自分で守るんだということをぜひ町のほうへお願ひして、そういう町民全員のやはりそういう意識を持つということが必要かと思ひます。他人は救ってくれませんので、いざ災害になれば自分の命が大切かどう思ひていますので、ぜひその点の自分の自助努力とかそののあれをぜひお願ひしたいと、公助とか共助は、そんなに公助は町のほうで、あるいは県とはそういう公的な機関でやっていただけますが、やはりそこら辺の防災教育を全般的な中でお願ひしたいと思ひて、私の質問とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、2番、杉本幸正君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内 均です。

一般質問通告書で質問事項をお願ひしておきました。いろいろテーマが重複するところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず、地震、津波等自然災害に対する消防団や職員などの避難、救助行動の町民との共有について、2、ゲリラ豪雨に対する危機意識と備えは、2つについて、町のお考えをお願ひいたします。

まず1問目につきましては、前回の一般質問で地震災害時における津波に対し消防団員、職員及び自主防災会などの人たちの行動指針についてはお尋ねいたしました。まず避難、そして安全を確認してから救助活動を開始するという答えをいただいたところであります。私は、それを町の人たちと完全なまでに共有することが必要であると思ひます。そうすれば住民の方々も同じ行動をとるということを意味すると思ひます。

参考に、新聞の記事を添付させていただきました。朝日新聞の掲載ですけれども、総務省調査によれば、水門閉鎖が3割の市町村が任務を外す、そして、住民への周知が課題とあります。

吉田町では、陸閘閉鎖は遠隔操作でコントロールされます。津波ハザードマップによれば、現在の防潮堤は乗り越えます。東日本大震災の被害状況から考えると、構造的にも完全に安定したものであるかは不確定です。もうこれは吉田町の津波被害に対する認識を裏づけるものとなっています。そして、大切なものは、消防団員も住民と一緒に逃げるということを地元によく理解してもらうことが必要ですと陸前高田市の消防団長の話で結んであります。

そこで、質問をします。

消防団員や職員など関係者が避難活動の責任を全うしながら必ず生死という結果があらわ

れます。そして、責任を果たし、九死に一生を得た人が生涯を悔いながら送ることのなきよう、またそれを追及する声を出さないためにも、しっかりしたルールの決定と全町民に周知徹底することが必要と考えます。町はどのように考えますか。

2、避難は状況においてケース・バイ・ケースで制約される部分がありますが、ルールは周知徹底する必要があります。どのように考えますか。方法とともに伺います。

次に、ゲリラ豪雨に対する危機意識と備えについてをお伺いいたします。

最近各地でゲリラ豪雨による災害が頻発しています。道路冠水や中小河川の増水、堤防の決壊による人的、物的被害が日本各地で発生しています。ゲリラ豪雨とは、予測困難な積乱雲の発生による突発的、局地的な豪雨を指し、気象庁では局地的雨を用いております。

民間の気象会社の情報によれば、ゲリラ豪雨の発生回数がこの夏全国で昨年の2.7倍に増えている、そして、8月上旬から9月下旬にかけては、東海では150回前後のゲリラ豪雨を観測している、記憶に新しいところでは、島根県津和野町などを襲った猛烈な雨は、7月28日、1時間に143ミリ、同日だけで350ミリの豪雨を記録し、600人以上が避難しました。吉田町では、4月6日、1時間に66ミリ、総雨量277.5ミリの雨が降り、住宅への浸水被害をこうむったところであります。とにかく猛暑による積乱雲の発生次第でどこに起きるか予測がつかないのがこのゲリラ豪雨であります。

吉田町では、洪水ハザードマップを作成し、各戸に配布し、注意を促しているが、最近の傾向を見るとより注意が必要ではないかと考えます。吉田町は、集水面積が広い空港に降る雨水を放流する湯日川が縦断しているし、同じく坂口谷川が町の西側を流れております。

そこで、質問します。

最近の豪雨に対する危機感のあり方をお伺いいたします。

2、洪水ハザードマップが作成されているが、その時期及び根拠を知りたい。100年に一度、50年に一度の予想される雨とは、具体的にどのような想定なのか。

3、危機には備えが必要である、河川の決壊も想定する必要がある、そのためには状況を把握できる環境を整えることである、観測機器等を増設し、安全の確保を望むが、考えを伺いたい。

4、津波ハザードマップにより吉田町の海拔がはっきりしました。これにより洪水ハザードマップの再検証を市避難場所の再確認が必要であると考えますが、考え方をお伺いいたします。

以上、回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 前回の一般質問で地震災害時における津波に対し、消防団員、職員及び自主防災会などの人たちの行動指針についてお尋ねいただきました。まず避難、そして安全を確認してから救助活動を開始するという答えをいただいたところであります。私は、それを町の人たちと完全なまでに共有することが必要であると考えます。そうすれば住民の方々も同じ行動をとれることを意味すると思います。

そこで質問をしますの御質問のうち、1点目の消防団員や職員など関係者が避難活動の責任を全うしながらも必ず生死という結果があらわれます。そして、責任を果たし、九死に一

生を得た人が生涯を悔いながら送ることのなきよう、またそれを追及する声を出さないためにもしっかりと避難ルールを決定し、全住民に周知徹底することが必要と考えます。町としてはどのように考えますかについてお答えします。

今回の御質問につきましては、前回の一般質問で答弁をさせていただきましたとおりでございまして、当町におきましては、津波が短時間で到達すると予想をされますので、率先避難をルールとして、町民お一人お一人がみずからの命を守ることに責任を持っていただく意識を醸成し、率先避難の重要性を周知徹底してまいります。

続きまして、2点目の避難は状況によりケース・バイ・ケースで制約される部分はあるが、ルールは周知徹底する必要がある、どのように考えますか、方法とともに伺いますについてお答えします。

まずは、避難を最優先するということを明確にした上で、安全を確保するまでの行動指針や安全を確保した後の行動指針を地域防災計画に盛り込むとともに、自治会及び自主防災会を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の御質問のゲリラ豪雨に対する危機意識と備えについての1点目、最近の豪雨に対する危機意識のあり方を伺いたいについてお答えいたします。

近年、各地で発生をしております集中豪雨は、突発的な河川の増水により河川の決壊や越流を招き、地域一帯が河川のような状態となり、家屋の倒壊や道路の寸断など地域住民に甚大な被害をもたらしております。

当町におきましても、本年4月の集中豪雨より家屋等の床上、床下浸水を初め、道路冠水や河川の内水氾濫など大変多くの皆様が被害に遭われました。

集中豪雨への対応ですが、抜本的な対策としましては河川改修が第一でございしますが、大きな事業費となることから段階的な整備を行いながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、喫緊の対策といたしましては、河川のしゅんせつ、排水ポンプや土のうの設置などが考えられますが、前回の第2回吉田町議会定例会におきまして、これらの費用をお認めいただき、河川のしゅんせつにつきましては、宮裏川、問屋川、大幡川の各河川におきまして、既にしゅんせつ作業に取りかかっております。

次、2点目の洪水ハザードマップが作成されているが、その作成時期及び根拠を知りたい、50年に一度の予想される雨とは具体的にどのような想定になるかについてお答えします。

初めに、洪水ハザードマップの作成時期及び根拠でございしますが、水防法第15条第4項では、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより市町村、地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じなければならないと規定をされておりますので、当町はこれを受けまして、平成18年8月25日に町内を流れる河川の管理者であります国土交通省静岡河川事務所や静岡県土木事務所、災害時の緊急対応に従事する牧之原警察署や吉田町消防団、地域の代表として各自治会等のメンバーで構成する吉田町洪水ハザードマップ検討委員会を立ち上げ、平成19年1月に洪水ハザードマップを作成し、平成19年4月に町のホームページや隣組等を通じ、町民の皆様にも周知をさせていただいたところでございます。

次に、50年に一度の予想される雨とは具体的にどのような想定なのかについてでございますが、当町の洪水ハザードマップは、静岡県が作成している浸水想定区域図の情報をもとに、

湯日川流域では、1時間雨量88.8ミリ、坂口谷川流域では、1時間雨量85ミリの洪水規模を想定しております。また、大井川につきましては、100分の1の確率で大井川流域の2日雨量551ミリの洪水規模を想定しております。

次に、3点目の危機には備えが必要である、河川の決壊も想定する必要がある、そのためには状況を把握できる環境を整えることである、観測機具等を増設し、安全の確保を望むが、考えをお伺いしたいについてお答えします。

台風や集中豪雨に対しましては、河川堤防の状態や水位など河川の状態を把握することが大変重要なことであると考えております。当町には、国が管理をしております1級河川の大井川を初め、静岡県が管理をしております2級河川の湯日川や坂口谷川のほか、町が管理をしております普通河川等がございます。

河川の状態把握についてでございますが、大雨のときには各河川のパトロールを実施しながら、一、二級河川に設置されております水位観測所の情報をもとに河川の状態把握に努めております。この一、二級河川に設置されている観測所は、一級河川大井川では、洪水予報の対象となる観測所が島田市の神座と細島の2カ所がございます。また、二級河川では、湯日川の千草橋と坂口谷川の坂口谷川橋に水位観測所が設けられております。

現在当町では、これら観測所の水位情報や各河川のパトロール結果をもとに河川の状態を逐次把握し、さらなる情報収集の一つとして静岡河川事務所と町とを光ケーブルでつなぎ、国が管理している海岸や河川の映像をライブカメラを通し、庁舎内において監視できる体制を整えるよう計画をしているところでございます。

次に、4点目の津波ハザードマップにより吉田町の海拔がはっきりした、これにより洪水ハザードマップの再検証をし、避難場所等の再確認が必要である、考えをお伺いしたいについてお答えいたします。

洪水ハザードマップ上に表示した海拔についてでございますが、それ以前に作成した洪水ハザードマップに用いた海拔と特に差があるものではございません。津波ハザードマップの作成によって海拔がはっきりしたわけではなく、同じ海拔の情報を用いて活用用途が違うものとなる津波ハザードマップと洪水ハザードマップを作成をしております。

このことから、現段階で洪水ハザードマップを再検証することは検討しておりませんが、今後国や県が示す浸水想定区域図に大きな変更や見直しが行われた際には、当町の洪水ハザードマップも再検証を実施していかなければならないと考えをしております。

また、御質問にありました避難場所の再確認でございますが、洪水ハザードマップでは避難場所となる各施設を浸水時に使用可能な施設、一部使用な施設、使用不可能なことが予想される施設に分け、表示をしております。津波ハザードマップと同じ避難場所であっても、津波による災害時と洪水による災害時では使用用途が違ってくることから、洪水ハザードマップの避難場所の再確認は、必要な状況ではございません。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 答弁ありがとうございました。

確かに前回の質問と同じようなことをお聞きしたいと思います。それは、実は自分の中で非常に意味があるということなんです。さきに言った情報を共有をする、そして、町がとに

かく一体な形でそういうものに対応する、そういう状況をどうしてつくっていくか、そのためには発信、それをどういうあらゆるところで発信をしていきたい、チャンスがあるごとに発信をしていきたい、そういう思いからであります。そういう意味でお聞き願いたいと思います。

先ほど言われました避難の方法、それは各自治体が最良であると判断したことに決定し、どんな方法があっても今言ったような全住民と一体感を持つことが最も重要なことであると確信をしています。その意識は、実は防災後の復興に向けてもそういう意識をつなげていく、それが非常に重要であるのではないかとそういう意識で質問をさせていただきます。

今後、今一体感を持って前、中、後起きたときと今なかなか復興自体がいろいろな条件がありますけれども、進まない状況、特に避難区域の問題であるとか、そういう状態、吉田町にはそういう形はないんですけれども、そういうものがあります。それを一体感を持ってやるのが復興に向けても大事なことだと思うんですけれども、その辺でお考えをどのようなお考えを持ちますか、お答えいただけますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 一体感を持って避難訓練を進めていく、また災害があったときには、それをその一体感を持って避難後の生活もそういう形で進めていくという話でございますが、うちのほうとしましては、自主防災会を核としています。進めていますので、それを一体感を持ってという話になりますと、自主防災会の活動の活性化といいますか、そういうのが必要になってくると今思ったところです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 一体感、それは僕にとってはまさに重要なことであろうと、その中で今自主防災会の人たち、確かにたくさん今活発にやっただけでおります。ただ、それをより活発により皆がわかりやすくやっただけのようにそうしていただきたい。

実は、今度防災訓練もありましたけれども、そういう意味ではっきりしたテーマを各地域が持っているのかという意識を持ったわけです。そういう意味での一体感、テーマをしっかり持った一体感であるとか、訓練であるとか、そういうそのものをできればと思うんですけれども、その点はどのように考えますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 計画については、自主防災会のほうとこんな計画を持って進んでくださいよといういろいろな案は町のほうもいろいろ出しています。そういった中で、どれを選んでどういう活動をしていくかというのは、自主防災会のほうにお願いしているところです。そういった中で、どういう活動をしていけばいいのかというのは、また自主防災会のほうとよく話をするしかないかと思えます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

確かに、防災会の方々がやっただけで、その地域ごとにそのテーマ絞ってもらう。非常にこれ吉田町といえどもかなり広いいろいろな条件を持っていますので、非常にいいことなんですよね。それをとにかく徹底をする、一体感を持つというのは、今起こるものに対してだけではなくて、僕はその後の復興であるとかそういうものにも大事だと思っております。そういう意味であえて重なりましたけれども、お伺いしたわけです。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 役場では、まず避難タワーをつくって、そこへてんでんで逃げていただくよという訓練を第一にやらせてもらっています。その次は、自主防災活動で避難活動をしていくという話でございますので、その辺今逃げるという話を第一に、命を守る対策という話でございますが、それを第一にやっているところですので、今後今言われたような一体感を持ったというのは、また進めていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 長い目でしっかり見て、できるだけ早く、実は一体感というかそのやつは、行動とかそういうものに関しては、もうちょっととにかく意識を共有して、強烈な一体感を持つことによって復興が早くなるだろうと、それが必要ではないかという意識を私は持っていますので、できたらその辺も認識をしながら、確かに来る前の予防は大事ですけども、来て、必ず来るものですので、その心構えをやっぱり考えながら、問題意識の考え方を持っていただけたらと思います。

この問題、避難に関しては、先ほどからも言われているとおり、とにかく自分の命、そして家族の安全、地域・町での救助活動が基本であると思っています。これは避難訓練や防災訓練などがあるごとに行動指針、とにかく行動指針を町の人たちに周知徹底するために町全体が一体であるということを意識を共有するためにもやっていただきたいと思っております。

これはいいか悪いかの話ではなくて、決定したことが確実に行われているということが必要でありますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、ゲリラ豪雨についてお伺いします。

実は、先ほど降水量のいろいろな88.8、85、551ミリ数字を出していただきました。そして、町長のほうでは、県・国が指針を出せば変えますよと、実はこれは多分地球温暖化の影響であると思うんですけども、1時間に50ミリ以上の雨、ちょっと調べましたら、1976年から85年の10年間では平均74回、86年から95年は184、洪水ハザードマップが作成された96年から2005年の間には224、6年から12年の7年間の平均が232、年々増えております。それを象徴するきわみがことし15日から16日にかけて台風16号が静岡県を暴雨風圏内に巻き込みながら通過しました。幸い吉田町は大きな被害を受けませんでした。京都、滋賀、福井では今までに経験したことがないような豪雨にさらされ、京都嵐山の渡月橋の映像は、まさに恐怖そのものです。

そして、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行おうとする措置を講ずる法律が8月31日に施行されたばかりで、それが特別警報が発せられました。とにかく何がどこで起こるかわかりません。私は吉田町では起きてほしくないと思うんですけども、それも可能性としては大いにあると思うんです。

今回の台風、それと6月4日ですか。

○議長（八木 栄君） 7月6日です。

○3番（山内 均君） 7月6日ですか、すみません。7月6日に降った雨が66ミリ、全体で277です。先ほどちょっと言いましたけれども、京都でなくて津和野あたりで降った雨が143ミリですよ。今度の台風で滋賀県、京都のあたりで降った雨が約450ミリくらいですか。そうすると、今言った確かにその県とか国の情報の改定を待って、法律の改定を待ってやることはいいんですけども、吉田町で津波ハザードマップをいち早く誰よりも先駆けてやっ

ていただいた、それによって町の人たちも非常に大きな安心感を持ったことだと思うんです。それと同じようなことが町ではやはりお考えにならないのでしょうか。その辺を聞かせていただきたいと思うんです。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの質問でちょっとわかりにくいところがありまして、見直すことは考えていないかということだけでいいですか。

町長のほうの答弁にもありましたように、国・県のほうが変われば、当然変わるものになってきますけれども、そのほかにも町長のほうから話あった88.8ミリとか85ミリとかこういうものでハザードマップを作成しておりますけれども、こういうものも変わってくれば当然見直すということになってきますけれども、現在のところはこの数字は変わっていないということで、見直しということはまだ考えていないという状況です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先ほど数字を、現実に起きている数字を紹介させてもらったんです。今言った吉田町では、津波に対してはいち早くやっていただきました。そういう非常に重要なことだと思うんです。当然重要であるからやって、危機感がよそよりも強いということで危機管理の部分ですね。そのときに今言った66ミリで確かに浸水をしました。そのときのそれ以外のやつが例えばもう倍近い数字が実際にできていて、このゲリラ豪雨に関してはとにかく上昇気流の問題だけですよね。小学校のときに雲の研究をちょっとたまたまやったものですから、そのときに感じたことは、その知恵が今役に立っていると思うんですけれども、とにかく情報気流が発生をして、上空の冷氣とごみをまぜながら、集まったときに積乱雲が発生すると、その強烈なやつが今頻繁にテレビに映し出されているようなそういうものが皆さん当然見ていると思います。そのときにあの危機感を、あのときに持った危機感を町の人が確かに法律が改定されないと前へ進めないかもしれませんけれども、危機感として持ちませんかということですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ町長のほうの答弁にもありましたけれども、7月6日、こちらのゲリラ豪雨によりまして町内では数多くの方が被災をされておりますので、これをなるべく減災の形に持っていくためには、何をやるべきかという中で6月議会で予算のほうもお認めしていただきましたポンプの強制排水、それとかしゅんせつ。こちらのほうも、しゅんせつのほうも既にかなり工事のほうは進んでおりますけれども、そういうことをもちまして今できることは何をやるべきかということで、まず第1弾という形でやらせていただきました。

今後は、またさらに長期的になるかもしれませんけれども、どういうことをしていけば減災につながるかということは今後進めていきたいと、そういうふうなことで考えておりますので、決して危機的に安楽しているとかということではありませんので、かなり強く考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

その危機感を現実的に起きるであろう、必ず来ますよね。その中でやっていただきたい、とにかく前へ進む方法を考えていただきたいということです。

ちょっと細かい部分にいきますけれども、吉田町では先ほど言われた湯日川の増水に関しては2カ所、洪水の雨量というレベルをはかるやつを千草橋と坂口谷川橋にあります。

ちょっと調べましたけれども、確認をしておきたいんですけれども、この雨量計に関しては、現在町と消防署の本部と2カ所だけでよろしいんですか。ということですよね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、雨量がわかる設備を整えているのが町のほうの施設と消防署の施設、町内ではそういうことになります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

確かにテレビで2カ所、湯日川と坂口谷川は出してくれてあります。それで、あれを見ながら確かに安心をしているんですけれども、そのゲリラ豪雨に関して、例えば吉田町の地形を、この地形をとってみても、あそこのトンネル、備前守トンネルの南側と北側全く雨が降ったときって気象状況が違うわけですよね。

そういうことを考えると、例えば今役場に1カ所と、それと消防本部にある雨量計1カ所、2カ所ではなくて、もうちょっと細分化された住吉小学校、川尻会館とか自彊館とかそういうところに設置をして、そしてそういう突発的に起きる予測を、設備をする必要があると思うんですけれども、その辺はどのような考えを持っていますか。必要であると思いますか。あると思うんですけれども、町としては意識としてはどの程度の意識を持っていますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長。大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 雨量計については、今消防署とそれから役場にございます。それこそ同じ時間の雨量を見ますと、消防署と役場の関係ではちょっとやはり違ってきます。そういうことを考えると数あったほうが良いと思いますが、その雨量計をどのように活用していくかという話になってくると、当然そこにおられる方が見ていくという話になってきますので、その辺がどうなのかということがあります。

それから、先ほど坂口谷川と湯日川の話が出ていましたが、あちらのほうについては水位計でございますので、水位をはかっているという状況でございます。それが県のほうへ流れておりまして、公表されているという話でございます。

雨量計については、今私のほうでは2カ所でもいいのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今言われた役場と2カ所だけ、距離としては恐らく五、六百ぐらいですよね、距離の離れが。そこでもそれだけ多少ずれが出るとか、そうなったときにとにかくゲリラ豪雨というのがどこで発生するかわからない、そして、そのやつを見る人が見て逃げるのではなくて、それを情報データの収集をして、そしてやはり避難を、的確な指示を必要なときには出さなければいかなのではないかとそう思うわけですけれども、そうして考えていけばやはりもうちょっときめ細かな警備体制というか監視体制ですか、それは必要と思うんです。予算があることですので、その辺は難しいというか、なかなか大変なことなんですけれども、ぜひその

辺はやっていただきたいんです。

その辺で要らないよ、もういいよという感覚で本当にいけるのかどうかというのをしつこいようですけれども、もう1回ちょっと教えてください。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難判断をしていく場合につきましては、川の水位をはかってやっています。当然降雨の強度もありますが、その水がどのように流れていくかという話がございます、水位で越流があるのかないかで避難判断をしているという状況でございますので、その雨量がどのぐらい降ったのかという話ではなくて、水位計で今うちのほうは避難判断をしているという状況です。

今幾つも雨量計があったらどうかという話ですが、それは消防署と役場でいいのではないかと思っておるものです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今水量と言いましたよね。ところがちょっと考えてほしいんですけれども、映像を見たときに川の水が地面よりも上になりますよね、当然水量ですから、そのときにその地面に降った水が川へ流れないということなんです。そういうふうを考えていくともっとちょっと危機感を持ってもらったほうがいいのではないかという気がするんです。

これは浸水、水の害にしても、例えば大きな害が450ミリとかああいうものが来ないと思えますけれども、来たときには、その水というのは間違いなく南へ行くわけです。これからまた質問させてもらいますけれども、その避難場所ですね。そして、特に水は下へ向かって流れていきますので、できるだけ早い避難がほしいということです。その避難をするための大前提としてどういう判断をするかということです。そういう意味でお聞きしたんですけれども、ぜひ考えていただきたい。

地表に降った雨は、雨がたくさん、川がたくさん流れて増水しているときには、川へは流れませんから、その辺で僕は重要なことだと思います。どちらも県の管轄ですので、静岡空港のあの水に関しては非常に心配をしております。また後ほど触れさせてもらうかもしれません。

それで、そうするとその中で実際に今の話の次の段階に入りますけれども、洪水のハザードマップで、先ほどやっぱり国とか県の認識が変われば変わりますよ。それではひょっとしたら遅い部分があるかもしれないものですから、危機感として、危機感を持ってここへ臨んでいるわけです。

ちょっと調べまして、例えば避難場所の高さをやってみましたんですけれども、例えば住吉の学習ホールを基準、例えば海拔、ハザードマップに3.3メートルと出ていますので、それで調べていくと、住吉コミュニティ防災センターが約70センチ低いです。浜丁会館、川尻会館が同じ、下片岡会館も40センチ下、住吉の体育センターも10センチくらい下ということで、今回66ミリであの雨が降ったときに、例えば想定をしたときに100ミリだったら、どこまで行くだろうと想定をしてもらおうと、恐らくこの避難場所が町長のほうでは見直しはないと言いましたけれども、そういうことを現在の気象状況から見るとどうしてもほしいのではないかと思うんです。もちろん考えてくれてはいると思うんですけれども、その中でもうちょっと前向きな話というのはみえませんか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 議員さんのお話の中で100ミリ以上の雨が降ることも想定した中で考えてみてはということでありましてけれども、これは本当にあってみないとわからない話なんですけれども、今88.8という数字が湯日川、88.8という数字を用いていますけれども、それが例えば100という数字でいった場合にはどれくらい被害が拡大するかということですが、88.8の段階でも実際それ以上の雨が降っても越流するかどうかというのはそれはわからない話になります。というのもそのときの気象条件とかいろいろな条件が重なって、最悪の場合には越流するというのも、決壊したり越流したりすることもあるかもしれませんが、一番の理由としましては、潮の干満、こちらはかなり影響がかなりあると思います。満潮であればもしかしたら88いかなくても越流という原因になるかもしれませんが、100降っても干潮のときであれば越流しないということもあるかもしれません。そういう中で一番県のほうでは実際こうなった場合にはというところの数字は、88.8というのは用いているんですけれども、今のところは88.8でああいう洪水ハザードマップにあるような被害がありますので、当然そのところに入っている方は避難していただくというような形になりますので、少ないところで見ただけがちょっと安全かということも考えた中で、そういうふうに見直すということは今のところは考えていません。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今回の18号の関係、新聞、テレビでは、降り始めから500ミリぐらい降ると、東海地方に500ミリぐらい降るという話が出ていました。そういった中でうちのほうでは、自治会のほうに事前に連絡をさせていただいて、今回避難所の開設があるかもしれませんよということを事前に話をさせてもらっています。そういった中で、台風を迎えました。今回たまたま雨が少なかったです。避難所の開設もなかったという話でございます。

先ほど雨によって避難所が使いなくなることがあるのではないかと、見直しが必要ではないかというような話だと思いますが、当然それだけの雨が降ったときには、災害対策本部が立ち上がっているということでございます。地区連絡員が出ていますという話です。地区連絡員は、広域避難地へ出ていくものですから、その広域避難地は主格小学校なり中学校でございますので、1階、2階、3階、4階がございまして、そちらの階の上に上がっていただければ、それは助かると思っています。

そのときには、ほかの広域避難地以外のところ、1階だけの建物がございまして、そういうところについては、その確認をしなければならぬ、避難できる施設であるかどうか確認しなければならぬと思っていますので、確認してから避難場所の開設という話になっていくと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） そうすると、今言われた中で連絡のシステムであるとか、連絡システム、そういう例えば今自治会から、自治防災会からやっていただくと。そういうときにそれも必要なことであると思うんですけれども、やっぱりしっかりした連絡システムというのは、今はシステム化されているんですか。例えばそういうふうになったとか、何が起きたとかそういう結果を受け入れられるのか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

- 防災課長兼防災監（大石悦正君） 自主防災会には行政無線なりMCA無線を配布していますので、連絡体制はとれていると思います。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） そのシステムがということは、例えば何ミリのときには、何ミリ降ったとき、どのくらい降ったときには、データが出てきた段階でどこまでいったらどういう方法をとるかというようなシステムです。連絡システムもそうですけれども、そういうようなその危機に対してのシステムは持っていますか。危機に対するシステム、すごいたくさん雨が降って危険が出てきたときに、どういう避難であるとか判断をするためのシステム、当然判断は町でやると思うんですが。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） 二級河川、一級河川には、判断水位がありますので、その水位に達したときに役場は出していくという話になります。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） そうすると、ここでちょっとお伺いしますけれども、今まで例えば湯日川とか坂口谷川で決壊の心配であるとか、オーバーフローの可能性であるとか、そういう経験というか、その実績というか、それは今まではどうなんですか。あったんですか。なかったんですか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼防災監（大石悦正君） 私が若いころ吉田高校の東側ですか、遺跡がありましたが、そこでもう少しで決壊するという話がありました。また、そのときには崖崩れも発生したりもしました。湯日川ではそこが1カ所かと思っています。
- 坂口谷川については、整備は進んでおりますので、水位は上がっているんですが、うちのパトロールをしておりますので、その決壊に至るという話はないと思います。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） 実は、湯日川はもう1カ所危険なときがありまして、10年くらい前ですか、東名のすぐ下であったんです。そういうのは把握してなかったんですか。多分知っていると思うんですけども。そういうのをあるよという前提で起きてくる、それで88ミリはいいんですけども、現実的にこれだけ雨が降るような時代になってきたときにやはりやっていただきたい、想定をしながらその危機感を持っていただきたいと思うんですけども、このデータというのは、どのような分析というか解析というかするんですか、これだけ雨が降ってくる。
- 議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。
- 都市建設課長（八木三千博君） 洪水ハザードマップを作成するに当たりましては、先ほどちょっと町長の話にもありましたけれども、委員会を立ち上げて、委員会の中でも検討していた中なんですけれども、当然その委員会にかけるに当たりまして資料のほうを提出して、皆さんに検討していただいているんですけども、その資料の中の一つとしまして、その湯日川の危険な箇所をシミュレーションをしたものがありますので、そちらのほうはそういうところが危ないのではないかというところは把握はしております。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） そのシミュレーション等も聞きたいと思ったんですけども、それは

やはりその洪水ハザードマップをつくったときでしょう。そのときに対してのシミュレーションですね。それで、先ほどから言っているとおり、それを越すような雨が現実起きていて、危険性をもっと広がっている、それが最近の気象状況なんですよ。そういう意味で危機感を持っていただきたいということでお尋ね、ここに立たせていただいているんですけども、それはそれとして、それで、例えばもし雨が降ったときに、川の水があふれる、冠水をする、決壊をする、そして今の避難場所が先ほど5カ所高さとともに言わせていただきましたけれども、必ずそこへ流れますよね、南へ向かって、低いところへ向かって流れます。そのときに避難するシステムの中で、もしおくれたりしたときに帰ってこられない状況、実はその橋のくるぶしの下で一度おぼれかけたことがあったんですけども、くるぶしではなくて膝の下で、水の勢いはとてつもない勢いなんです。そのときにそういう意味で、その危機感を想定しながら検証する、再検証する必要はないですかと聞いたんです。もし何かありましたら。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ膝のところまで水が流れているというのは、もう本当に立っていることはほぼできないという状況になると思います。この間の台風18号での京都あたりの状況を見ましても、消防団、消防署ですか、あたりが逃げおくれた方の避難ということでボートを使ったりしてやっていました。当然、吉田町におきましても、消防署のほうではボートを用意してありますので、そういう状況になりましたら、当然避難というのは、そういうものを使った避難というのが実際行われるというふうに思われますけれども、現実問題、7月6日のときにも吉田町内におきましてボートで避難された方が1世帯おりましたので、これからもそういうことは当然行っていくこととありますので、今のところ50センチくらいの浸水ということが予測されていますけれども、そういうことで対応していくしかないかということで考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今聞いてちょっと安心はしたんですけども、ちゃんとしっかりした備え、完全ではないけれども、ある程度備えは持っているということですね。

僕はあの七夕豪雨を経験して、そしてもう1階が埋まった、静岡のところで助けに行った経験がありますので、あれを見たときに、例えばその車ですね、車が川の中に沈んだやついっぱいありますよね。逃げおくれたとか、あれも間違いなく財産の損失なんですよ。車税をいただくとか、いろいろ町にとっても大きな財産の損失になるということなんです。そうするとやはりそういう面も含めてもうちょっと危機感というか、確かに津波ハザードマップで町長が国に先駆けてやっていただいた、県に先駆けてやっていただいた。そういう意味で吉田町の防災都市、防災町という今も国が避難タワーの視察に来てくれるということですけども、中央でそういう感覚を持っていただいたときに、災害に対して非常に強い町であるというイメージをやはりチャンスとして外に出していただきたい、そして、とにかく大きな雨も降る、地震もそうですけれども、雨も降ると、そして、そういうものが実際に目の前で起きています。それを見て、より安全に、当然その安全を守る、財産を守る、命を守るというのは義務ですので、それらのやつをできるだけ広い範囲でやっていただきたい、広い範囲で安全が広がるように、財産を失わないように。

その避難場所に関しては、そこに車で رفتったりしたときには、その車って埋まってしまいます。今回も結構水についたと思うんですけども、それもやはり財産の損失になるし、町

の影響を受けた人には大変な思いを持つものですから、ぜひその辺で危機というものに関してもうちょっとハードルを低くしていただいて、そして他の市町に先がけて町長には力を発揮していただきたいと要望をしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、3番、山内 均君の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩とします。再開は10時55分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。

◇ 吉 永 満 榮 君

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

〔8番 吉永満榮君登壇〕

○8番（吉永満榮君） 私は、議席番号8番、吉永満榮であります。

今定例会においてさきに通告してあります質問事項に基づき、超高齢社会に向けて生活支援サービスの充実についてと吉田町生涯学習教室の現状と課題は何かについて、質問の要旨を以下のとおりであります。

平成25年、あと2年後平成27年になりますけれども、団塊の世代が前期高齢者65歳に到達し、急速に人口の高齢化が進展する中、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度の創設以来、介護・福祉サービスの提供に加え、予防給付や地域支援事業をより充実させ、介護保険制度の運営、高齢者福祉施策の推進に努め、適切な介護サービスの確保に取り組んできたところであります。

その後、介護保険法の一部改正で予防給付と生活支援サービスの総合化、医療、介護、予防、住まいの生活支援サービスが連携した要介護者などへの包括的な支援（地域包括ケア）の取り組みが示され、これらのサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現が課題とされております。

第6次吉田町高齢者保健福祉計画の理念は、「健康長寿の町づくり」「支え合って暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる介護サービスの提供」の継承と認知症支援、医療、高齢者居住に係る施策などと連携して生活支援サービスの充実を重点的な事項として取り組み、高齢者の暮らしのさらなる充実と推進を目指し、策定されております。

そこで、高齢者の皆さんが住みなれたところで敬愛されるだけでなく、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障され、また老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、またはその知識と経験を活用して、社会的活動に参加する、その希望と能力に応じ適切な仕事に従事するを主体とするイメージが驚異的に長寿が延びている時代とな

ったところであります。元気な高齢者は、社会の担い手として活動しなければ、超高齢社会は維持できなくなる。このような状況を危惧される学者もある中で、対象は65歳以上のひとり暮らしの方、また高齢夫婦世帯を対象に生活支援サービス事業の対応策について伺います。

日常生活自立支援事業のニーズに即し、適切なサービスの現状と課題は何か。

2番目につきましては、ひとり暮らしや高齢者の体調不良や家庭内事故などの通報に24時間対応策と定期的な安否確認などあんしんコール事業をどう考えるかということでありましたが、それにつきましてはもう少し詳しく申し上げますと、この問題は、北海道ですけれども、札幌市で実行している問題なんですけれども、体調不良や家庭内事故を受けて、平成13年新年度、ことしの事業として高齢者世帯を対象に、有料で体調不良や家庭内事故などの通報にオペレーターが24時間対応する高齢者あんしんコール事業ということで始めているところであります。従来の高齢者緊急通報システム事業にはなかった定期的な安否確認も行うほか、対象者も拡大し、ことしの11月でございますけれども、スタートを予定しているというところであります。

高齢者あんしんコール事業は、通話機能のついた専用の機材を貸与し、急病などの際にボタンを押すと、市町が委託した民間事業者の窓口につながり、担当者が助言や119番通報などの対応に当たると、担当者が機材を通じて利用者の安否を月1回以上確認する、これは定期的な安否確認もしているということでございますけれども、対象は65歳以上のひとり暮らしが全員が65歳以上の世帯で、要介護認定などを受けている人、あるいは85歳以上のひとり暮らしの場合については、健康状態を問わず全員が対象になっているところです。従来事業では、ボタンを押すと消防署につながり、救急出動していましたがけれども、誤って押して業務に支障ができる場合があったということで、苦情があったという話もあります。

安否確認もなかった、対象も65歳以上のひとり暮らしで心臓などの慢性疾患があるか、あるいは高齢夫婦世帯でどちらかが寝たきり状態にある場合など限定的だったところが、その市では、システム利用者は昨年12月末で995人、新事業に移行しては約1,300人の利用を見込んでいるということです。利用額は、市民税課税世帯は月900円、非課税世帯は月300円として対応しているということがこの2番の問題であります。

3番目は、ひとり暮らしや高齢者の生活の悩み事を聞く、潜在的問題の掘り起こしなど緊急の課題の支援に高齢者出張相談事業をどう考えるかと、喫緊の課題ですね、どう考えるかということで、その資料につきましては、高齢者出張相談ということで茨城でやっていることですが、地域包括支援センターが6月から悩み早期解決へということで、高齢者を対象に毎月第2木曜日に各地域の集会所などにセンター職員が出向いて生活の悩みや不安を聞く、潜在していた問題を掘り起こし、喫緊の課題であれば支援のメニューに乗せ、解決策を見つけるということですが、当作業では、埋もれていた要介護者を把握し、支援体制の構築を目指しているということです。

センターでは、役所や電話で同様の相談事業を実施していることであろうが、しかし、役所であると利用者が敷居が高いということも一つありまして、相談に行きづらい事情があったと、今回は地域の要望も受けて、年寄りにとって身近な場所で気軽に話せるよう、センター職員が地元を足で運ぶ、出張相談では触れ合ったことで、センターでは地域とつながっていく足がかりとしたいということで話題になっております。

出張相談では、介護保険の説明や介助用品の紹介などを行うほか、介護する家族の悩みに

応じ、紹介に訪れる女性につきましては、介護保険サービスについて問い合わせをしまして、その女性は町内にあって、あると非常に便利だと、年寄りだからいつ介護保険を利用するかわからない、話がすっきりしたということで、好評のようであります。センターでは埋もれている人を見つけ、課題が重圧する前に早期解決に結びつけていきたいとしているということでございます。

ちなみに、出張相談の場所は各地域の集会所、あるいはその開設時間については、午後の1時から3時ごろと昼間を使っているようであります。

それから、4のひとり暮らしや夫婦世帯を対象に高齢者同士で助け合う仕組みの普及で、シルバー人材センター事業としてワンコインまごころサービスとして、気兼ねなく頼めて助かるなど好評事業の検討はどうかということにつきましては、ワンコイン高齢者支援ということで、7月1日から全地域に拡大して、これは鹿児島シルバー人材センターが行っている試みでございます。ごみや洗濯物の取り込み、手ごろな額で請け負う高齢者サービスをこの7月1日から市内全域で拡大したということであります。高齢者同士で助け合う仕組みを目指す市内の65歳以上のひとり暮らし、夫婦世帯が対象で、10分以内100円という内容は、ごみ出しや電球交換30分以内500円は、分別を含みますが、ごみ出し、電球の購入と交換、あるいは日用品の購入などについては、予約をしまして、この取り組みは、昨年8月からワンコインまごころサービスとして中学校区、あるいは学校区で実施しているそうですが、団地など3地域で試行しているものですが、ことし3月までは計162件の利用があったということで、その利用者からの言葉ですが、気兼ねなく使えるなどの好評ということで、拡大になったということでございます。シルバー人材センターでは、サービスを提供できる登録会員が増えて、市民全域でほぼ満遍なく対応できるようになったと、さらに、PRに努めたいと言っていますけれども、このサービスを推進することでセンターは職員の高齢者の雇用増加につながるということで、これ一石二鳥になるのではないかとこういうことですが、高齢化社会の相互支援の対象として、信頼性も伴って利用しやすい、好評ということであるそうです。

現在、10分以内が100円、これはごみ出し、電球交換、定期的に依頼する人は現在14人で、30分以内の500円、分別を含めごみ出し、日用品購入等につきましては、定期的に依頼をする人が8人、センターボランティアにつきましては、3月まで543人、7月からは790人の応募平均で70歳以上の男女登録が行われていると、80歳から90歳以上の高齢者についてもこれから対応していきたいと、行っていくということでございます。それで、近隣の八女市でもこの事業について行おうかという状況だそうでございます。

それから、2番目の質問事項に入りますけれども、吉田町生涯学習教室の現状と課題について教育長に伺うものであります。

高齢者の自立支援は、ケアの理念であるだけでなく、地域、町のあり方でもあります。誰にも老いが来るわけで、そのとき誇りと生きがいを失って生きるのは切ないことです。高齢者がほかの人との関係で自分が生きている意味を実感しつつ、元気で天寿を全うするには、居場所と出番が必要であります。元気な高齢者が主役の地域づくりの事例はたくさんありますけれども、お年寄りは地域の生き字引きと言って高齢者にどんどん出番をの意気込みで取り組みを期待したいというところではありますが、問題の質問の一つは、生涯学習教室で心身ともに健康で活動意欲に満ちた高齢者が地域にあふれる元気な姿を日々目にしていれば、次

世代も自然と見倣うように高齢者の生きがいがづくりの支援をどう考えるか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 超高齢社会に向けて生活支援サービスと充実についてお答えします。

我が国の人口構造は、少子高齢化がきわめて急速に進展しており、今後は団塊の世代と言われる方々が65歳以上となりますことから、ますます高齢化に拍車がかかり、今後遠からず世界に例を見ない水準の超高齢社会が到来することが予想されております。

こうした状況の中、当町における高齢者の状況について申し上げますと、本年8月1日現在の65歳以上の高齢者人口は6,387人で、高齢化率は21.18%でございます。昨年の8月に高齢化率が20%を超えて以降、年々高齢化率は上昇をしている状況でございます。

このように高齢化が進むことによりまして、特に高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみで生活している世帯が今後も増加をしていくものと推測をされ、これからの町づくりは高齢者の皆様が住みなれた地域で、健康でそして安心して暮らすことができる施策を進めていくことが大変重要であると認識するものでございます。

それでは、まず1点目の日常生活自立支援事業のニーズに即した適切なサービスと現状と課題は何かについてお答えします。

本年4月1日現在の住民基本台帳によりまして、在宅のひとり暮らし高齢者世帯は599世帯、高齢者のみの世帯は672世帯で、合わせて1,271世帯という状況でありまして、ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者の割合は、高齢者全体の31.3%を占め、昨年に比べ1.1ポイントの増となっております。

こうした状況のもと、町では高齢者の皆様の日常生活を支援する施策につきまして、さまざまな事業を展開をしております。

まずは、配食サービス事業でございます。この事業は、ひとり暮らしの高齢者や障害をお持ちの方などで食事の準備が困難な世帯を対象に、食生活の改善を図るとともに、訪問時に安否確認を行う事業でございます。委託業者が月曜日から土曜日のうち週2回の昼食や夕食を提供する際、安否確認を行うもので、配食時に高齢者の安否確認ができなかった場合には、委託業者から高齢者支援課へ連絡が入る仕組みになっておりまして、高齢者支援課は確認のため自宅や緊急連絡先へ連絡をさせていただき、緊急時の対応に備える体制となっているものでございます。

利用状況でございますが、平成23年度の実際の利用者数は53人、平成24年度の実際の利用者数は58人で、若干ではございますが増えている状況でございます。

2つ目は、高齢者移動支援事業でございます。高齢者の閉じこもりの予防と社会参加を促すため、高齢者が外出をする際、目的地まで車両によりボランティアが送迎をするものでございます。平成24年度の利用状況は、実利用者が15人で、前年度に比べまして8人ほど減少しているものの、延べ回数では平成23年度の107回に比べ、平成24年度は126回と利用回数は増えているものでございます。

3つ目は、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業でございます。在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に緊急通報システムを貸与し、緊急時の生活の安全の確保を図るもので

ございます。この事業は、火災や急病で体調不良などの緊急事態が発生した場合に、自宅に設置した機器のボタンを押すことにより、24時間365日対応でセキュリティ業者へ連絡が入り、業者がすぐに現場へ駆けつけ、状況確認を行うとともに、関係機関へ必要な連絡や手配などを行うものでございます。

平成24年度の利用状況では、17の方が利用され、通報件数は延べ46件ありました。しかし、その通報件数のほとんどは、停電によるものや高齢者の誤った操作によるものでございまして、幸い緊急を有する通報はございませんでした。

4つ目は、在宅支援生活品助成事業でございます。この事業は、在宅の寝たきり高齢者、認知症状のある高齢者及び障害を持つ方などを対象として、在宅生活での介護及びリハビリなどの用品、用具の購入費用の一部を助成するものでございます。助成の対象用品は、紙おむつや尿とりパッド、リハビリシューズなどがあり、介護者の経済的負担を軽減するとともに、助成対象者の社会生活復帰を支援しております。制度の利用実績としましては、平成24年度は、37の方が制度の助成を受けております。

5つ目は、救急医療情報キット配布事業でございます。この事業は、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯などに対して、かかりつけ医療機関名や治療状況及び緊急連絡先などの緊急時に必要な医療情報を冷蔵庫へ保管するキットを配布するものでございまして、平成22年2月から始めているものでございます。

このキットは、必要事項を記入した救急情報シートや保険証の写し、お薬手帳の写しなどをプラスチック容器に入れて、冷蔵庫に保管し、救急搬送などの緊急時に駆けつけた人が迅速かつ的確な対応を図ることができるようにするものでございます。

この救急医療情報キットの配布先につきましては、吉田榛原消防署へ情報提供し、救急救命活動にも利用していただいております。救急搬送に立ち会った消防隊員からキットの中に緊急時の連絡先や薬の処方箋が入っていたことから、適切な処置をスムーズに行うことができたとの報告を受けております。

現在では、この救急医療情報キットの配布対象をひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯に限ることなく、家族が同居していても仕事などの都合で実質的には昼間、高齢者の方が1人になってしまう世帯にも拡大をしております。本年8月31日現在では、528世帯に配布をしている状況でございます。

また、この救急医療情報キットに加えまして、キットを所有している方を初め、75歳以上の全ての方及び65歳以上で希望をされる方に救急連絡カードを配布しております。この救急連絡カードは、住所、氏名、生年月日などが印字されておまして、あわせて事前に登録した緊急連絡先を明記しているもので、外出時に携帯することで万一の場合に救急隊員などが迅速に対応できるよう安心・安全対策の一助となるものでございます。この緊急連絡カードは、8月31日現在3,783人に配布をしております。

このように町では、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を初め、全ての高齢者に対しさまざまな支援事業を行っておりますが、今後も引き続き支援を必要とする高齢者の方に適切なサービスが提供できるよう広く周知をまいります。

また、今年度は、次期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定のための実態調査の年でございますので、高齢者の皆様が日常生活におきましてどのようなことがお困りになっているのかなどの現状と課題を把握し、その対策につきまして今後検討を行ってまいります。

次に、2点目のひとり暮らしの方や高齢者の体調不良や家庭内事故などの通報の24時間対応策と定期的な安否確認など安心コール事業をどう考えるかについてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、在宅のひとり暮らし高齢者などを対象としたひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業を実施をしております。この緊急通報システムは、24時間対応で、連絡を受けた際には委託業者が電話や現場に駆けつけるなどして対応に当たることとなりますが、御質問ありますような定期的な安否確認の機能についてはありません。

しかしながら、安否確認という点では、定期的に行っております配食サービスや高齢者見守りネットワーク事業、さらには民生委員が行う訪問事業など町のサービスだけではなく、地域全体で支えることによりまして、定期的な安否確認が担保されているものと認識をしております。

次に、3点目のひとり暮らしの方や高齢者の生活の悩み事を聞く潜在的問題の掘り起こしなど喫緊の課題の支援に高齢者出張相談事業をどう考えるかについてお答えします。

町では、毎年5月から8月の期間に民生委員の皆様の御協力を得て、高齢者実態把握調査を実施をしております。この調査は、65歳以上の全ての高齢者を対象に、時間などにより状況把握を行うものですが、特にひとり暮らし高齢者につきましては、健康状態、就労状況、家族との連絡状況、外出状況、緊急時の連絡先やかかりつけの医師等の聞き取り調査を行い、高齢者の現在の状況を把握し、緊急事態に備えております。

この調査では、単に調査のための聞き取りを行うだけではなく、個々の高齢者の方の相談内容に応じて、先ほど申し上げましたように、配食サービス事業や緊急通報システムなどの在宅福祉サービスの紹介や地域包括支援センターの紹介などを行っております。また、民生委員の皆様が実態調査を実施している中で気になる方がいらっしゃる場合には、高齢者支援課まで報告をいただき、必要に応じて地域包括支援センターへ連絡をとり、後日地域包括支援センターの職員が訪問や電話などによりまして対応をさせていただいております。このように民生委員の皆様が訪問をきっかけに高齢者の皆様が抱える悩みや問題に対しまして関係する機関で対応をさせていただいております。

このほかにも地域での活動としまして、さわやかクラブ連合会の皆様が一暮らし高齢者世帯などを訪問し、外出支援や話し相手になる友愛訪問活動を行っていただいております。

この活動は、さわやかクラブ連合会の自主活動であり、この事業に対しましては、町から補助金を交付し、地域で高齢者を孤立させない支援策の一つとして、町としましても大いに期待をしております。

このように民生委員の皆様やさわやかクラブの皆様、地域包括支援センターの職員が高齢者のおたくに足を運び相談を受けておりますことから、議員の御質問にあります高齢者出張相談事業につきましては、現状におきましても地域の皆様のお力をかりながら実施をされているものと認識をしております。

最後に、4点目のひとり暮らしの方や夫婦世帯を対象に高齢者同士で助け合う仕組みの普及でシルバー人材センター事業として、ワンコインまごころサービスの気兼ねなく頼めて助かるなどの好評事業の検討はどうかについてお答えします。

このワンコインサービス事業は、平成11年ごろから全国的に広まってきた事業でございまして、シルバー会員が地域住民への地域貢献の一環としまして、30分から1時間程度の短時間で完了する程度の福祉や家事支援サービス支援事業であり、料金は1回100円から500円は

どの有償で行うというものでございます。

当町のシルバー人材センターでは、このようなワンコインサービス事業を行っていない状況でございます。また、近隣市町のシルバー人材センターにおきましても同様で、このワンコインサービスと呼ばれる事業は行ってはおりません。

しかしながら、吉田町シルバー人材センターでは、独自の事業としまして家事援助サービス事業を平成22年の6月から開始をしております。受注件数につきましては、事業を開始した平成22年度は170件、平成23年度が246件、平成24年度が256件と少しずつではありますが伸びてきており、この事業が根つきつつありますので、さらに地域に根差した活発な活動ができるよう期待しているところでございます。

また、シルバー人材センターの運営につきましては、町からも補助金を交付して、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図っているところでございますが、平成25年度、26年度の2カ年にかけては、高齢者人材活用センターの建設を行い、高齢者の安定的な雇用の確保を図るとともに、働く意欲のある元気な高齢者の皆様が退職後も生きがいを持って地域社会に参加することができますよう、高齢者福祉施策の新たな拠点を創出してまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、吉永議員からいただきました1つ目の超高齢社会に向けて生活支援サービスの充実について答弁とさせていただきます。

2点目は、教育長から答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 続きまして、2つ目の御質問の吉田町生涯学習教室の現状と課題は何かについてお答えします。

現在教育委員会においては、吉田町の教育の基本目標の一つを生涯にわたる学習やスポーツ活動を行う環境を整備し、豊かな教養を持ち、心の健康を保つことで、吉田町の次代を担う町民の育成を図るとし、重点目標としては、多様なニーズに対応した文化・芸術・スポーツなどの生涯学習環境の整備を掲げております。それらの目標を達成するための事業の一つとして、吉田町生涯学習教室を開講しております。この教室は、町民の皆様の自発的な学習の機会を提供し、また学習意欲を促進し、生涯学習社会の形成を図ることを目的としております。

運営方法といたしましては、公募により地域住民から講師募集を行い、講師は1講座全10回教室とし、週1回から月1回の頻度で開講する教室を企画し、受講者を募集します。これを年2回前期と後期に分けて行っております。

そこで、吉田町生涯教室の現状でございますが、平成24年度の実績で前期47教室、後期35教室、合計82教室が開講され、受講者数は前期415人、後期302人の合計717人で行いました。これは平成22年度前期、後期合計受講者数496人、平成23年度、前期、後期合計受講者数547人であるのと比較してここ数年増加傾向が続いており、特に平成24年度は、23年度に比べ170人の増加がございました。

増加の要因は、社会教育の重点目標に従い、多様なニーズに対応するため、広く講師を募集した結果、例えば懐かしい童謡を歌おうやラテンダンスを行うズンバといった新たな教室を開拓できたことと考えております。

なお、高齢者の参加状況につきましては、平成24年度の717人中65歳以上の参加者は180人となっており、25.1%を占めております。また、本年度は現在のところ55教室を開講しており、438人の受講者のうち119人の高齢者の皆様に御参加いただいております、27.2%と増加しております。

次に、吉田町生涯学習教室の課題といたしましては、従前からある書道や華道といった教室につきましては、受講者が固定化し、受講者数が減少傾向にあることが挙げられます。しかし、教育委員会といたしましては、こういった伝統文化も豊かな教養を身につけるためには欠かせない教室として今後も継続させていきたいと考えております。

また、平成18年の教育基本法の一部改正に伴い、生涯学習の理念が盛り込まれ、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと規定されました。

これは住民の皆様が学習の機会が確保された上で、その成果を適切に生かすことができる社会が実現されなければならないわけでございます。具体的には、教室で学んだ成果を講師となり他の人に教えることにより、学習に対する意欲の向上が図られ、それが生きがいにつながればと考えています。

さらに、教育委員会では、生涯学習教室で学んだ受講者の皆様には、町全体の文化芸術活動の活性化を目指し、吉田町文化協会への加入を推奨しております。

現在町では、文化芸術活動の最大の発表の場として、文化協会と協働で吉田町文化祭を開催しています。しかしながら、同協会の会員は年々高齢化の傾向があり、会員数も減少している現状がございます。

文化芸術活動は、各個人の活動が基本となりますが、組織的な親交が不可欠でございますので、教育委員会としても従前から文化協会の活動を推進しており、さらには高齢者の社会参加の場としても注目しているところでございます。これは教室受講者が協会に加入することで交友関係が広がり、より知識や経験を深めることができ、活動も活発化することで生きがいを感じることができるのではないかと考えているからでございます。

これらのことが吉永議員の質問の趣旨でございます心身ともに健康で活動意欲に満ちた高齢者が地域にあふれ、元気な姿を見せることができ、次世代も自然と見習うようになっていくのではないかと考えております。

吉田町生涯学習教室は、高齢者だけに限定して開講しているわけではございませんが、受講者の皆様が学習し、成果を発表することにより学習することの喜びを感じていただくことが高齢者の生きがいづくりにつながっていくのではないかと考えます。

今後もさまざまな社会教育事業におきまして、常に住民の皆様のニーズに的確に対応し、生涯にわたって楽しく学ぶ環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 高齢者について、私も高齢者なものであるからこの内容を自分に言われているような気持ちで本当にうれしく思っているところであります。

包括支援センターはあとふるにつきましても非常にいろいろな事業をやられていまして、

年々活性化されているということで、今この今回の決算にもありますけれども、いろいろな形で高齢者にカードを配ったりされているということは、本当にいいことだと思うし、私も申し込んでカードを持とうかと思ったけれども、そこまでやっていないもので、まだ700人余の中に入っていないけれども、それこそことしの吉田町の長寿を祝う会に私出席させていただいて、杉の子のほうへ行ったところが非常に皆さん元気なんですよね。県からもかなり102歳ということで多くの方々、それこそ長寿者が多いわけですけれども、1,500人ぐらいいるんですけれども、吉田町としても102歳がトップなんですよね。それで、100歳以上が5人いらっしゃるというけれども、そのうちの4人が女性なんですよね。もう男性はまいっちゃったということで、大川原先生1人しかいませんけれども、102歳が1人、101歳が2人、100歳が2人ということで、町内住吉が1人、川尻が1人、北区が2人という形なんですけれども、その後90歳の方々に比べてみると、この間もちょっと申し上げたんですけれども、やはり90歳まで306人の方がいらっしゃるんですけれども、そのうちの男性がまるっきりだめで62人しかないと、女性はまだまだ元気な方が98人、244人いるんです。4倍近く女性はまだ90歳ではいるんですね。だから、そういうことを見て、その次の88歳から米寿でお祝いの方々については、134人いるんですけれども、そのうちの男性は36人、女性は3倍ぐらいの98人、100人弱、だんだんそして差が減ってきて、僕の時代の77歳、私喜寿でことしお祝いいただいたんですけれども、18人しか変わらないわけです。234人のうちで男性が108の女性が126人と18人しか変わらないわけで、だから我々の時代までの方々がいろいろな活動を地域で活動をされているということでもいいと思うんですけれども、実際こう見ると、先ほど言われたようなひとり暮らし、あるいは世帯暮らしということで、今回私が一般質問をしようかなと思ったのは、実は私、家族が7人家族いたんですけれども、去年の4月に息子夫婦、家族4人ですけれども、中国へ出向になったものですから3人になった、その後、うちの長女がめでたいことに再婚してくれたものだから、我々夫婦が2人になっちゃってうっちゃられたわけですよ、子供たちに。それで、切ない思いをしているところへことしの1月に家内がごみ処理をということでごみステーションへ、150メートルちょいぐらいあるか持っていこうとしたところが庭でそれこそ転びまして、背骨を折ったものだから、12番を折ってしまったものだから、それで大変な苦勞をして、大きな声するもので駆けつけたら、庭でうずくまっているから何だと言ったら、ここで今転んだんだよと、それで、ごみ捨てをしようと思ったからごみ袋を持ってきて、普通ならうまく持てるんだけれども、高齢者になると、きみまるではございませぬけれども、だんだんこうひん曲がってくると荷物もこうなってしまう、まるっきりうまくなくなるわけですけれども、後ろへ持とうという人は前に荷物を持つと平らになるということで、いろいろそういう状況できみまるのテレビは人気があるわけですが、私も欠かさず見ているんですけれども。

実際、あれから50年たって、夫婦生活の中でも今度は、私は今度は虐待を受けているような気持ちで、お父さん、あれやれこれやれあれやれということで、ごみ出しから炊事から一切やらなければならんときが一度来たわけです。それで、3日ばかりそういう状況が続いたんですけれども、やはり夫婦でしかできない介護があると思いました。

そういうときに、どこへ通報したらいいかと家内がそれこそ寝たまま、救急車を叫ぶときに、お父さん、いいよ、寝てりゃ治るよと、それでは御飯の支度しておむすび食べるから、おむすびとお茶だけでいいよと、そういうふうにして、それであしたもそれを続けて、

体を夜ふいていたりしたんだけれども、どうしてもその状態を抜け切れないということで、救急車と呼ぼうと行こうと説得して出したんです。ところがそれでは俺行って、頼んでくるわと、看護センターに行って、婦長さんをお願いしてくるわと言ったけれども、だけれども、婦長さんに行ったら、そんなこととしては私に聞かないで救急に頼みなさいということで、救急センターに寄ってお願いしたら、それも行くんだけれども、救急車だからサイレンを鳴らして突っ走っていくから近所の人に迷惑をかかると。それはしようがないと、田崎さんのところへとめてくれやとそんなこと言ってはいかんだけれども、そう言ったらなるべくなら近くまで行きますということで理解して来ていただいて。簡単に運んでいって、向こうへ行って治療して何とか帰ってきてギブスをはめたり、こんな大きな3カ月も動けないような状況だった。

そういう中で、今この資料を見て、こういうことはいいことだと思って一般質問させていただいたんですけれども、町内で今言われたように生活されている方いっぱいいますよね。だけれども、夜の緊急24時間体制もほとんどできています。だから、あんしんコールしなくてもいいんですけれども、間違っってその消防署にかけるというのも、救急で110番する人も119番をする人もいると思うんですけれども、その辺の状況はどうなっているか、伺いたいと思うんです。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 緊急通報システムの話でよろしいでしょうか。

緊急通報システムにつきましては、一旦事業者のほうに通報が入りますので、そこから救急のほうにつながっていくような形になりますので、今回24年度の結果を見ますと、緊急通報システムを使われて、救急搬送されたという重篤な件数はございませんでした。ですので、救急搬送をするに当たっては、御自分で連絡されて、救急搬送されたという例はあるんですけれども、緊急通報システムを通してというのはございませんでした。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 確かに機械を持っている、キットを持っている人はそういうことで済むと思うんですけれども、持ってなくて、その日までは健康だったけれども、急に緊急の病気が起きたとか事故したとかというふうになるとやっぱりそういうところを知らないものだから、直接消防署へ行ってしまうと思うんですけれども、救急センターに行ってしまうと思うんですけれども。僕もそのような形で救急、私が動かせない者、病院で動かせない人をセンターでは簡単に痛みなくすつと取り次いでいただいたということは、やはりそういう対応をされている皆さんがなれている人がやったほうが患者にもいいとこんなふうに非常にうれしく思って、いや、すばらしいものだなと思って見せていただいて、私もやれやれこれで家内が安心できるなと思ったんですけれども。本当に3日間というものは、ごみ出しから何から大変だなと。トイレも連れていかなければいかんし、お風呂も入れなければならんし、その後ずうっと苦労して、自分が虐待を受けたような気持ちで、3キロばかり減ってしまって、そうしたら、町長が吉永さん腹出ていると減ってしまったと言いたいけれども、実際そういうことで、かえって体調が私よくなかったかなと、頭がすっきりしたかなとっているんですけれども、けさは今まで血圧も120以下だったんですけれども、けさはちょっと一般質問するというので、140まで上がっちゃったもので、今ぼっかぼっかしてしまっているから何言っているかわからんけれども、不思議かもしれませんが、おつき合いしていただき

と思います。

それで、先ほど数字言われたんですけども、ひとり暮らしそれぞれ何人いるかということ、その質問をいただきましたのでそれはいいとしまして、他人と話をする機会というのが最近ありますよね。ひとり暮らしで近所の人と話をしたいが誰も来てくれないで、話を2週間しなかったとか、あるいは電話もなかったとかとそういう状況がわかりましたら、お願いしたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 町内におきまして、近所の人とか他人の方とか周りの方と会話する機会がどうかという調査は直接したことないものですからあれなんですけれども、新聞であった状況をお伝えしますと、2012年7月、国立社会保障・人口問題研究所が実施しました生活と支え合いに関する調査ということで、これが新聞に載っていましたんですけども、ふだんの程度人、家族を含んであいさつ程度の会話をしますかというような問いに対しまして、単身の高齢者の回答なんですけれども、毎日するよという方が男性では50%、女性では62.8%、2日から3日に1回という方が男性が18.3%、女性が24.9%。4日から7日1回という方が男性が15.1%、女性が8.4%。それで、2週間に1回という本当に回数が少ないんですが、そういう方が男性が16.7%、女性が3.9%という状況で発表されていたのはあります。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 今聞いたように、お伺いしてお答えいただいたんですけども、実際男性は寂しがりやでやるんですけども、女性のほうはだんだん初めはいいんですけども、回数が減ってくると、そうですけれども、私の家族でも皆さん兄弟も大分減ってきて、兄弟3人になっちゃったんですけども、そのしょっちゅううるさく電話ようくれるんだからね、大概にしろって言いたいんだけど、なかなか寂しいものでこっちも対応して話をするんですけども、やはりなるべく友達も家族同士が話をやれるような状況をつくってやりたいと思うんですけども、そういった対策は余りできないもので、これは本人の意向だと思うんですけども、ぜひこういう調査もまたして広報していただければなるべく皆さん方が安心して生活できる、ひとり暮らしの方にもそういう方法を伝えていただければありがたいと思います。

それから、次はひとり暮らし、2人暮らし、75歳以上2人の世帯です。介護が必要な世帯はどのくらいあるかということで今調査の対象になっていない、私らみたいに普通の健康状態の人ですよね。75歳の世帯というのはどのくらいおありなのか、それが今度だんだん介護の片方が悪ければ、介護の関係になるんですけども、全然健康であって、お2人で生活しているという状況、世帯の状況、それから、そういうときに緊急の方はいませんよね。夜2人だけで生活しているんだから。電話もできないような、年をとればそこが大変になるもので、どうかと思うんですけども、その辺についてわかりますか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） お2人暮らしで、健康な方のお2人暮らしですか。

ちょっとそこら辺の健康であるかどうかというところはちょっとわかりませんが、お2人暮らしで75歳以上の世帯は何世帯あるかといいますと185世帯ございました。その中で、うちのほうで介護のほうもやっているものですから、介護を受けている方がいらっしゃる

る世帯はわかったんですけれども、それを引けばわかるんですけれども、介護を受けている世帯は49世帯ほどあったわけです。なので、それを見ますと130世帯は元気な方お2人でお暮しになっていると思われまます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） それこそこういう健康な方でもあるいは介護をなさっている方々でも、お互い片方が介護疲れとかありまして、いろいろな形がありますけれども、ぜひそういう形についても町からの連絡、あるいは支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、まだ少し時間がありますので、生涯学習の関係に入りますけれども、私も生涯学習の事業に1回携わっている者といたしまして、非常にいい御答弁をいただきましてありがとうございます。

実際、生涯学習をやっていない方、こういう募集要項が。されていますけれども、この募集要項も前期、後期と同じなんです。全く同じです。これ各家庭、全戸に配布しているんですけれども、やっぱりもう少し高齢者にわかりやすくできるものも一つは欲しいなということで、これは一般の方々に前期、後期でやっているんですけれども、中身はほとんど一緒なんですけれども、それについても先ほど言われましたように、さわやかクラブとか、あるいはシルバー人材センターと高齢者の活躍しているところへももっと高齢者用のものをつくって、配布できたらと思ひますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 生涯学習教室の募集のチラシでございますが、これにつきましては、担当で作成しております、本年度につきましては、既に後期の募集はもう出させてもらっておるといふことでございますので、来年度につきましては、そこら辺は検討させていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 前期と後期でありますけれども、出席状況も生涯学習受付から見ると、特に男性が40歳から60歳ぐらいが活躍しているもので、入門仏像を彫ろうと、こういう難しいのもありますけれども、結構8人活躍しておると、そういうものも展示場所を余り指摘されたことがないんですけれども、そういう展示する状況というのはどういふところにあるのか、教えてもらいたいですけれども。ほかに盆栽については20人限定なんだけれども、14人といふますので、これについても盆栽教室を出るはいいけれども、盆栽をやるところ、盆栽自体が重たいものだから、いろいろ展示に支障を来すといふことで、文化展等もだんだん減ってきているという状況があるんですけれども、その辺についてこの盆栽教室、あるいは楽しく童謡を歌おうといふのは、これは女性が多いんですけれども、若い女性もあるし、高齢者もありますけれども、これらも30人、定員が20のところを30といふことで頑張っているのがあります。

それから、ズンバとか、それからあと、ながら音頭とダンベル体操、これも10人のところを8名とかといふことでいるんですけれども、こういう方々、若さいいき骨盤リセット体操とこれは午前と午後と夜間と昼夜やられているんですけれども、こういうのも大勢の方がやられているけれども、こういうものについて発表の場所といふのはどういふ文化展、あるいは芸能祭でなくて、そのほかのところできがいの教室を皆さんに披露をした後、生きが

いづくりをしようという市民の生かすためのそういう活動ができているかどうかと、その辺について伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教室の中での発表の場でございますが、これにつきましては、吉田町においてはやはり文化祭、文化展と芸能祭、こちらを中心にお願いしております。これはやはり教育長の答弁の中にもございましたとおり、文化協会への加入、こちら辺も視野に入れて文化祭で展示というものを中心にしております。ただ、ものによっては、例えば麵づくり教室、アートフラワーデザインとこういったものにつきましては、比較的场所もとらないということで、公民館のロビー、こちらも活用させていただいて、展示をしているということもございます。

教室、それぞれ性質上、発表にそぐわないかというのも実は中にはあります。若さがいきいき骨づくり骨盤リセット体操だったか、少しこれは発表というよりも体づくりというのもございますので、講座の種類によって種類に応じて発表の場所を考えていきたいというふうに考えておりますが、基本は文化祭というふうに教育委員会としては考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 生涯学習をやられて文化協会へ加入していただくということで、奨励をしていただきたいというのが一つと、それから文化協会も……。

終わりました。以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会23日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第60号～議案第76号の委員長報告、質疑、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第60号議案から日程第11、第76号議案まで、総務文教常任委員会へ付託し、委員会報告書が提出されましたので、会議規則第35条及び第38条の規定により、この11議案を一括議題といたします。

初めに、この11議案の審査結果について委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 平成25年9月17日午前9時、総務文教常任委員会報告を行います。

本日の委員会は、お手元に配付してある次第のとおり、委員会に付託された議案の審査をお願いしたいと思います。

なお、町長の挨拶は会期中ですので割愛させていただきます、早速議事に入りました。

出席委員数は全員、7名で定足数に達しており、総務文教常任委員会を開催いたしました。

本委員会に付託された11件の議案審査を行います。審査の順序は付託された議案の番号順により進行することを宣言して、提出議案の説明は会期初日で行いましたので省略して、早速付託議案審査に入りました。

第60号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑に入りました。質疑は、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないこと、また議題以外の質疑に至らないことをお願いしました。

質疑があるか伺ったところ、なしの声で、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なく、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決しました。

第63号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行いました。

質疑ありで、委員。延滞金について、今回の改正により介護保険事業会計に影響があるか。

当局。延滞金の率の改正は平成26年7月1日からであることから、介護保険事業会計には影響はないと考えます。

引き続き質疑ありませんかは、なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決をお諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なく、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決です。

次に、第64号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行いました。

質疑はなく、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決をお諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議はなく、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決です。

次に、第66号議案につきましては、連合審査を行いましたので、そのほうの報告を先にさせていただきます。

平成25年第3回決算連合審査について、平成25年9月10日、審査第1日目でありますけれども、総務文教常任委員会と産業建設常任委員会により決算連合審査を開催、出席委員は13名全員であります。

定例会初日に提案された第66号議案 平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、総務文教常任委員会に付託され、第66号議案については、会議規則第67条の規定により、9月10日と9月11日の2日間で産業建設常任委員会と連合審査を実施いたしました。

なお、町長の挨拶は会期中のため割愛させていただき、審査は審査日程のとおり、歳入の1款から順次説明し、説明終了後、質疑を行いました。

執行部の説明は、歳入では、歳入事項別明細書により款別をお願いし、歳出の説明も主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業所区分に沿ってわかりやすく簡潔をお願いいたしました。

なお、質疑は数値や説明を受けた内容の確認の質問にならないことと、審査する議題に関すること以外の質疑まで至らないようお願いして、第66号議案 吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題として、審査に入りました。

初めに、歳入の1款から10款及び20款については、税務課長から順次、企画課長まで説明を求め、説明終了後、質疑に入りました。

質疑は、委員。出納管理事務費の中で外国人登録事務の法律が改正され、外国人の出入国で所在がわからなくても不納欠損事務処理の相談で従来の事案に関して変化点があったどうか。

当局。執行停止の即時欠損は今までの外国人の場合、出国した場合や法人などで財産相続していても財産がない法人については欠損としていたが、前年度までは次年度に行っていたことを、今年度は再度確認して前年度についても即時欠損として本年度から前年度までの欠損をしました。

引き続き、あと2件の質疑、答弁をして、質疑を終結しました。

次に、説明員の交代をし、歳出に入りました。

歳出の1款から2款、総務費の1項までの説明を議会事務局、総務課、企画課、会計課から説明を求めました。

質疑は、委員。公用車管理で燃料費についてガソリン単価の定額制度のシステムで、契約給油店の利用度数にばらつきがあるが、調整する考えはないかについて。

当局から。町内の契約給油店での利用は町は石油組合と契約していることから、どこの契約店を利用するとかは指示はしていないので、調査してみる必要があります。検討いたします。

引き続き、あと2件の質疑、答弁をして、質疑を終結しました。

ここで、暫時休憩とし、再開を10時45分に審査を再開しました。

これから歳出の1款議会費及び2款総務費の1項について質疑に入りました。

質疑は、委員。町内会活動事業でコミュニティ活動補助金の基礎数値において、各項目によって異なりますが、均等割、世帯割になっている理由で、それぞれの基礎数値によって比率が違う補助金の内容を理解されているかということ。

これに対して当局から。この事業の歴史は古く、昭和60年の第1次行政大綱を定めたときであり、この大綱の中で小規模補助金の整理統合が図られ、交通安全などの種目は全て行き先が同じで、それぞれ各課に分かれ、分散されて、予算として民間に議論の上、方向を定め、決め、実際に活動をしている内容であり、そのまま減額等はせず、活動そのものに影響を及ぼすことから、その実態を前提として、余り差額が生じないルールづくりをして、世帯割、均等割で決まった。それ以来、継続していることです。

なお、活動の仕方は総務課一括で支払いをします。しかし、内容がよく理解されているかどうかは課題として上がってきたことについては、総務課が理解できるように補助金を交付することによって活動も活発に行い、効果を出しています。

この後、質疑、答弁の途中で暫時休憩をし、再開を13時25分としました。

ここで説明員の交代をお願いし、審査を再開した。

次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を税務課、町民課、総務課、企画課、議会事務局から求めました。

引き続き、あと10数件の質疑、答弁をして、質疑を終結しました。

ここで暫時休憩し、再開を14時50分として会議を再開し、次に、3款民生費を社会福祉課、町民課、高齢者支援課から説明を求めた。

質疑は、委員。高齢者社会参加推進事業でシルバー人材センター運営費補助金は、取り組み内容ではシルバー人材センター育成事業補助金の交付になっているが、これは運営費と育成事業と違うものかどうかということ。

当局から。運営の補助金と違い、人材育成事業費と申しますか運営費の中の補助金となります。

これ以外の質疑、答弁は7件でございましたけれども、質疑を終結し、次に、説明員の交代をお願いして、4款衛生費の説明を求め、健康づくり課、町民課長をお願いをしました。

委員。緊急医療費対策事業費について、医療実績の中で子ども医療費に関する研修会を町内保育園、幼稚園、保護者、役員に対象に行ったとありますが、非常にいい事業であり、具体的にどのような方が講師で、どんな研修を行っているのか教えてください。

当局。この研修会は講師には職員の方で行い、町のほうでわかる医療費ということ子供の関

係です。国保連合会のほうに伺うと、国民健康保険だけの数字であって、おおむね全体をあらわしていると考えてくれてよいということで、このデータをもとに職員のほうでやりました。対象は保育園、幼稚園の保護者、役員たちでグループワークのような形で行いました。

委員。職員のほうは経費が節約できていいこと。対象を保護者全体とか小・中学校PTAとかに拡大して、適正医療補助を受ける教育の向上につながり、仲間づくりとともに推進を期待します。

これ以外の質疑、応答は5件で、質疑を終結しました。

以上で本日の連合決算審査を終了いたしました。散会は17時10分でした。

次に、連合審査2日目、出席委員13名、全員です。定足数に達し、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会による決算連合審査を開きました。

審査日程のとおり、歳出の5款から11款まで順次説明し、説明が終わったところで質疑を行いました。

執行部の説明についてお願いして、第66号議案 平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題として審査を行いました。

初めに、5款労働費、6款農林水産費及び7款商工費を産業課、都市建設課から説明をお願いしました。

それから、5款労働費、6款農林水産費及び7款商工費について質疑に入りました。

質疑は、委員。交通安全施設整備で取り組み内容の実績において、カラー舗装やライン引きとか矢印、文字などがありますが、横断歩道は整備の対象にならないのか。

当局から。横断歩道は町の管轄ではなく、牧之原警察署の所管であり、警察の予算で実施しています。

委員。観光振興費の中で小山城広場売店の西側トイレ関係で浄化槽点検手数料が204万5,923円、昨年は大変お客も多くて利用される方も大勢のため、排水の流れが悪くなった。ことは大丈夫かであるかという質問に対して。

当局から。確かに一度に利用者が集中されると排水が追いつかないことがあります。ことしの小山城まつりの前には点検し、また、仮設トイレの数もできる限り用意して万全な対策を考えていきます。

引き続き、あと8件の質疑、答弁をし、質疑を終結しました。

ここで暫時休憩として、再開は11時10分としました。

説明員の入れかえを行い、次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めて、その後、質疑に入りました。

質疑は、委員。土木費で河川維持管理費として堤防除草委託料の大井川堤防敷除草業務一式の中に、なぜ湯日川が抜けているのか。その根拠とする内容説明を求めました。

当局。確かに大井川ほか6河川の中に湯日川は入っていません。湯日川に関しては、さきの答弁で言ったとおり、シルバー人材センターやその他の作業員で対応していると、全然やらないということじゃないので、どうかご理解をお願いしたい。

委員。土地区画整理事業で住吉富士見区画事業計画変更の根拠と対策をどう考えていますかということで。

当局からは。区画整理事業の中で事業期間があります。その期間が、今回切れることで3年間の事業延伸と組合員の高齢化や3・11以降、土地価格の下落もあり、残りの区画の処分

で事業の終結に向けて取り組んでいきたいということです。

また、区画内に避難タワーも建設中で、安全性も考えています。

引き続き、あと2件の質疑、答弁をして、質疑を終結しました。

この後、暫時休憩とし、再開を13時、午後1時としました。

説明員の入れかえをし、会議を再開し、9款消防費の説明を求めました。

総務課、防災課から説明の後、9款消防費について質疑に入りました。

質疑は、委員。地震対策費の中の事業で、標高表示29カ所、標高表示、電柱強化100カ所は結果的に、うちの町は海拔表示になっている。標高表示を実際の海拔表示としたことで、全国的に統一化を図る意味合いで海拔に合わせたのかに対して。

そのとおりです。堤防も海拔表示にしているので、そのほうがいいと判断しました。

その他、1件の質疑、答弁をして、質疑を終結しました。

ここで説明員の入れかえと暫時休憩をして、2時45分としました。

次に、第10款教育費の説明を教育委員会事務局、図書館から求めました。

質疑は、教育委員会費で教育委員の知識を高め、今後の教育施設に役立てるため、9月に先進地視察研修で釜石市教育委員会を訪問しているが、3月以降、教育施設に役立てる事業はどうか。

また、吉中学生とが川尻会館で行った防災シミュレーションは教育委員会の指導と理解しているか。

当局。今回の訓練から積極的に中学生の地域活動への参加を私のほうから指示を出しました。今回の9月1日は授業日にして、授業の中で行い、各地域に先生をそれぞれ配置して、実施してまいりました。全てではないが、視察の結果を生かしていくように考えています。

その他3件の質疑、答弁をし、質疑を終結しました。

以上で予定した日程は全て終了し、これをもって決算連合審査が終わりました。

閉会は16時15分でした。

定例会初日に提案された第66号議案 平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、両委員会で行った連合審査の結果報告とさせていただきます。

それで、総務常任委員会で9月17日、委員会の中で第66号議案 平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題として、質疑を行いました。

質疑は連合審査で終了してありますので、討論から行いました。

討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決をお諮りしたところ、本案は原案のとおり認定することに異議もなく、異議なしと認め、本案は原案のとおり認定です。

次に、第67号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題として、質疑を行いました。

ここで、質疑について数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審査については簡潔に行い、議題に関すること以外の質疑に至らないよう、ご協力をお願いしました。

質疑はありますか、なし、質疑なしと認め、討論を行い、討論はなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり認定することに異議ありません。異議もなく、異議なしと認め、本案は原案のとおり認定です。

次に、第68号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題としました。

質疑を行いました。

質疑があり、委員。吉田町の国保税は高いのではと言われるが。

当局。以前は1人当たりの調定額は1世帯当たりの調定額とともに一番高いときもありました。県が出している平成23年度国民健康保険事業状況で申し上げますと、35市町中、1人当たりの調定額が10位で、1世帯当たりの調定額が6位でございます。

委員。応能割、応益割について。

当局。医療分ですが、応能割60.26%、応益割39.74%でございます。

委員。資産割は適正かということについて。

当局。資産割については資産割がなく、2方式の市町もあります。今後、国保の広域化も進んでいくとしますと、その中の議題であると考えます。

委員。短期被保険証の状況についてはどうか。

当局。平成25年3月末の対象者が309世帯、うち交付済みが167世帯です。高校生までを対象に6カ月の期間の短期被保険者証を交付しております。

委員。第三者納付金が一般退職者ともに大幅に増額となっているが。

当局。平成24年度は長期にわたり治療している方が完了したため、高額の損害賠償金が入金となったためですと、一般は5件で423万7,162円、退職は1件で379万6,738円でした。

委員。第三者行為の把握のことについては。

当局から。事故などの把握につきましては、国民健康保険団体連合会がレセプトの内容から第三者行為によるものであると疑われる人を抽出してくれますので、その人に文書にて、けがなどの原因を確認しております。したがって、傷病届は提出されていると思います。

委員。特定健診の受診率が下がっているがどうか。

当局。特定健診の受診率は最後の法定報告が11月になりますので、確定値ではなく、現在までの受診率はわずかですが下がっている状況です。受診率の向上を図るために、当初から自己負担を無料としましたが、平成23年度から集団健診に土曜日の1日を加えたこと。個別健診の実施、このほか人間ドック助成金の医療機関の拡大や農協健診を特定健診の対象とすることなどを行いました。がん検診との同実施など、実施しやすい環境整備ができれば考えています。

このほか質疑がありませんか。なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論はなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りして、本案は原案のとおり認定することに異議はなく、異議なしと認め、本案は原案のとおり認定されました。

次に、第69号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

質疑がありませんかは、なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論はなく、討論なしと認め、採決に入り、本案は原案のとおり認定することに異議なく、異議なしと認め、本案は原案のとおり認定されました。

次に、第70号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

質疑を行いました。質疑はありませんか、質疑ありで。

委員。現在吉田町の施設利用待機者は何人いるのか。

当局。入所希望者の調べでは県が各施設に直接調査している。平成25年1月1日現在の状況では、入所希望実人員は101人、在宅6カ月以内は50人、入所の必要性が高い者は19人となっています。

委員。施設の必要性をどう考えているかでは。

当局。施設は必要と考えるが、法人の財政力も関係していくことから、町内にある法人とも話し合いをしていく中で検討していきたい。

引き続き質疑を求めましたが、なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論はなく、討論なしと認め、お諮りしたところ、本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか、なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり認定です。

次に、第74号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題としました。

質疑を行いました。

質疑はありで、委員。適正な基金残高について。

当局。心配かどうかと聞かれれば心配ですというのが答えです。平成21年度から基金残高が毎年減っている状況です。保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金などが増加している状況であるので厳しい状況ですが、今後の医療費など、状況を見ながら対応していきたいと考えています。

引き続き質疑を行い、質疑ありませんか、なし、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論はなしで、討論なしと認め、採決に入りました。ここでお諮りして、本案は原案のとおり決定することに異議なし、異議なしと認めました。本案は原案のとおり可決です。

次に、第75号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題としました。

質疑を行いました。質疑はありませんでした。なしで、質疑なしと認め、討論を行ったところ、討論は反対討論はなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決です。

次に、第76号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題としました。

質疑を行いました。質疑はありませんか、なしで、質疑なしと認め、討論を行ったところ、反対討論はなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決です。

以上で、付託された議案審査につきましては全て終了いたしました。

会議規則73条の規定による委員会報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第60号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第63号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第64号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第66号議案 平成24年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、第67号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、第68号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、第69号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8、第70号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9、第74号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第75号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第76号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第71号～議案第77号の委員長報告、質疑、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第12、第71号議案から日程第14、第77号議案まで、産業建設常任委員会へ付託し、委員会報告書が提出されましたので、会議規則第35条及び第38条の規定により、この3議案を一括議題といたします。

初めに、この3議案の審査結果について委員の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設委員会に付託されました第71号議案、第72号議案及び第77号議案の議案審議について御報告申し上げます。

平成25年9月13日9時より、委員7名と当局から町長、副町長を初め、所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

第71号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審議いたしました。

委員。公共下水道工事について、地形的に勾配がとれにくく、ポンプで圧送しなければならないところが何件かある。事業認定区域でどの程度あるのか把握しているか。また、取り組みは今後どのようにしていくのか。

当局。認定区域内で地形的に整備が難しい箇所が確かにある。住吉地内については、マンホールポンプを設置して整備を図る事業もある。なるべく100%にしなければならない認識を持って、整備の向上に努めていく。

委員。24年度で整備が進み、処理戸数が3,216戸ということであるが、実際に工事をされている方が2,779戸、まだ未加入が437戸あると聞いている。加入してもらうためにはどのような努力をしているのか。

当局。下水道法には、整備した管については接続しなければならないという規定がある。しかし、経済的な問題で接続費用がなかなか出せないということがある。それに対して、町は金融機関の協力で金利の安い比率で融資を受けることができるよう、資金のあっせん制度を設けている。

委員。管渠建設費について、住吉1号汚水幹線工事第4工区、中央汚水幹線工事第1工区

片岡2号、汚水幹線工事など、落札価格よりも決算額のほうが多くなっているものがある。何があって決算額のほうが多くなっているのか。

当局。それぞれの工区で変更契約をしたことにより金額が増えた。中央汚水幹線工事では工事発注では、近隣への影響を考慮した調査が必要となったことにより増加した。

委員。機械備品修繕料について、決算が当初予算より23年度で1,500万円以上、24年度で488万円以上差額が出ている。2年連続で当初予算より決算額が大きく上回っている。修繕しても、他でまた修繕が必要であるということは劣化が激しいのではないか。劣化対策に対し、町はどういう考えを持っているか。

当局。供用開始から18年経過して劣化が進んでいる。特に浄化センターの機器は水の中、汚水の中に入っているのので、整備が必要になってくるものが多い。それに対応するために現在、浄化センターを含めた長寿命化計画を策定している。

以上で質疑を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議がなく本案は原案のとおり認定されました。

続いて、第72号議案 平成24年度吉田町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定についてを審議いたしました。

委員。吉田町は除マンガンの施設をつくっている。水質の問題はどの程度把握しているか。また、検査はどのようにしているか。

当局。マンガンや鉄が出ているのは事実であるが、飲み水には適している。水質検査は静岡県生活科学センターに委託している。上水は51の検査項目があり、低区、高区、川尻区で年に4回検査をしている。また、原水は第1水源、第3水源、第8水源などで原水36項目を年1回検査している。

委員。有収率は88.6%でアップしているということであったが、残りの11.4%は無駄な水になっていると思う。漏水調査はどの程度やっているのか。また、調査の経費と効果の問題はどのように考えているか。

当局。漏水調査は毎年実施していて、給水区域は4カ所、年に1回、年に1度回るローテーションを組んで給水管や配水管などの漏水調査を行っている。漏水調査は有収率の向上に効果があると考えている。

委員。漏水の主な原因はどんなことか。石綿管で起こるのか。

当局。配水管に使用する塩ビ管の経年化によるものが主な原因である。また、昔の管は砂巻きしていないので振動によってひびが入り、漏水が多い。

委員。給水収益の未収金があることは健全経営、あるいは公平負担の観点からも望ましくない。現状での取り組みについて聞きたい。

当局。未収金の取り組みであるが、水料金は偶数月の28日に口座振替や納付書で納めてもらっている。奇数月の10日ころには督促状を送っている。昨年は12月と2月の2回、滞納整理月刊として職員一丸となって未納金額の多い家を訪問し、未収金の回収に努めている。

平成24年度吉田町水道会計余剰金の処分については、質疑はありませんでした。

本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議なく本案は原案のとおり可決及び認定されました。

第77号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、産業建設委員会に付託されました3件の議案審査を終了いたしました。
以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。委員長、御苦労さまでした。

日程第12、第71号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第13、第72号議案 平成24年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第14、第77号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第15、第61号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第61号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この61号の条例改正なんですけれども、28年1月1日から施行開始ということになっています。来年1月1日からは少額投資非課税制度、NISAというのが導入されるわけですが、そのNISAでも住民税は非課税だと思うんですけれども、この条例とそのNISAとの関係はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 今回の条例に関しましては、上場株式等の譲渡に損失が出た場合に、配当等の損益通算ができるということですので、NISAとは、NISAはもうそのまま非課税になると思いますが、それは配当割、譲渡割のほうで交付金のほうで関係してくるかと思いますが、うちのほうの税に関しましては、損失のある方が申告を行いまして、配当等で所得が出ているものを減額するというようになってきますので、特にそちらへの影響はないです。ただ、住民税については若干の減額になりますので、収入については減額になるかと思っております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり、可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第16、第62号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第62号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 6番、枝村です。

議案の10ページに第6条第1項中第7号で、機械掘り等で類似品があると認められるものとなっております。これらのものは、この印鑑条例で印鑑登録が、実印登録ができないということになります。これですね、こういう条例改正をしなければいけないということに至っては、何かこういう類似品があったとか機械掘りであったとかということまで今まで何か問題があったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 問題があったということの具体的に吉田町で何があったということではないんですけども、この機械掘り等のものにつきましては、大量生産によるもので同じ印影が多数存在すると思われる印鑑を想定しているわけなんですけれども、このような印鑑につきましては、登録を受けようとする印鑑として適当でないということで、総務省のほうからもそういうような通知が来ておりまして、それに関しまして、うちの町もそれを受けまして、今回、以前からもそういうようなお話も窓口ではさせていただいているんですけども、それを明確にするということで、このような一言を入れさせていただきました。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） それでは、これを改正して、今までは印鑑登録、機械掘りでも、俗に言う三文判でも登録している方があったと思うんですけども、これによって何か町民の方に不利益とか不便をかけるということはないですね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 直接、今までもこういうことはお話しさせて、窓口のほうで、俗言う三文判ですね、そういうものは登録しないようお願いしてまいりましたので、特に町民の方に影響があるということはないというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） あと2点ほど、機械掘り等とあります。機械掘り等ということで、ここには「等しい」という字に書いてありますけれども、類似品ということ、機械掘り以外に、何かそういうものが、どういものがあるかということ。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 具体的には、例えば合成樹脂の成型加工した印鑑などがあるかと思えます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 最後にします。

この機械掘り、要するに三文判が本当に機械で掘ったのか、掘ったのではないかという、その確認自体がなかなか物によっては難しいかなと思うんですけども、そういう場合というか対応はどうするんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 見て明らかに大量生産のものであるという判断ができれば、それは登録はいたしませんけれども、判断できない場合もございます。その場合につきましては、来られたお客様に口頭で確認をさせていただきまして、それがそういうものではないよというお返事をいただければ、印鑑登録については御本人の責任であるというふうに考えますので、それを信用いたしまして、登録をさせていただきます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにございますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 資料にはないんですけども、現在の印鑑条例の第3条には、印鑑登録を受けようとする者は印鑑登録申請書に印鑑を添えて、みずから町長に申請しなければならないと、誰に提出するかということが明記されております。しかし、今回の第16条は、印鑑登録を受けようとする者は印鑑登録書を提示して、印鑑登録証明書申請により申請しなければならないと記載されてあって、誰に印鑑登録書を提示するかというのは明記されていないわけです。

また、第16条の第2項には、印鑑登録者はみずから本町の電子計算機等、電気通信回路で接続された端末に印鑑登録書及び印鑑登録証暗証番号を使用して入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができると、具体的に申請方法が記載されていますが、これに関して、17条には町長は本条の規定により申請に際して印鑑登録を提示した者または印鑑登録書及び印鑑登録暗証番号を使用して入力した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものと記載されておまして、機械申請する場合、具体的にどこに入力するかというのは記載されていないわけです。読み方によっては、最初の16条の誰に申請するかは、17条から読み取れます。機械申請に関しては17条のどこに入力するかというのは、16条を見れば具体的に書いてあるので読み取れるわけですけども、それぞれ何か差し違えみたいな感じで、その16条は17条を見て、17条は16条を見てというような、お互いに読み取る、明記していないというのは、その削文するということに対しては、ちょっといかがなものかと思うんですが、そこに関してはどういうお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 長過ぎてわからなかったかもしれないので、1つずついきます。

3条には、印鑑登録をしようとする者は町長に申請しなさいと書いています。しかし、16条に関しては印鑑登録は、みずから証明書を受けようとする者は印鑑登録書を提示して印鑑登録証明書申請書により申請しなければならない。誰にとということが記載されていない。3条では記載されているけれども、16条では記載されていないというのは、なぜそれを省いたのかという、そこです、1つは。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 3条のほうに町長に申請するときとうたわれているものです。

から、16条につきましては改めて明示をしていないということです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、機械申請の場合も16条では町の端末に入力するという
ことで、17条には単に入力としか書いてないと、とにかく読み取れということですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 一般的な事項として回答させていただきますが、条例をつくる場
合には、一旦規定をしたもので規定を違えないものについては、改めて2度、3度と規定を
しないと、こういうことを原則としています。というのが、その都度、規定をしていきます
と膨大な文言になってまいりまして、非常にわかりにくいということがございまして、先に
規定したものがそれと異なるものを想定をするような場合に改めて規定をするということで、
規定が変わらない限りは、それを重複して何度も何度も規定をするという手法は使わないと
いうのが一般的です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 3条は印鑑の登録をする場合、どこにと規定しているわけです。16条
は印鑑証明書をもらう、3条では規定されていないわけですよ。そこは明記すべきなんでは
ないでしょうか。

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前 9時59分

○議長（八木 栄君） では、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 3条、それから、4条関係でございませけれども、登録の申請を
受ける際の権限者、町長ということで明示をしてありまして、登録申請の確認等についても
町長、こういうことで規定があります。ここの登録権限者というのは町長でございまして、
当然申請を受け、それに対しての行為を行える者は町長というのは明らかでございまして、
特段規定の必要はないというふうに思っています。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり、可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第17、第65号議案 吉田町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

これから、第65号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この参考資料のほうで子ども・子育て支援法ができたよということで、その中でその会議を設置するという、するじゃないですね、しても会議を、ごめんなさい、そこはいいです。

この子ども・子育て支援法が昨年できたということですがけれども、この吉田町の場合は保育園が公立であって、私立の幼稚園が2つあって、そのほかにいろいろなものがあると思うんですけれども、そういう中でこの子ども・子育て会議というものをつくるわけですがけれども、この支援法を見ると、子ども・子育て支援事業計画を立てて、それについて意見を聞くという形になっていると思うんですけれども、この13ぐらい事業があると思うんですけれども、これはもう支援計画、事業計画というのは、もう立っているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

けがをしているようなので、着席のまま答弁をさせていただきたいと思いますので、着席した形でお願いします。

○社会福祉課長（大石修司君） すみません。

子ども・子育ての支援法ができたのは、今おっしゃったように24年8月でございます。この会議においては、先ほどお話しあった事業計画を策定するための意見を聞くというのが一つのメニューに入っています。したがって、支援計画について、まだつくってはおりません。これからの話しになります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） これの中に法定の事業が13あるって、この条例の中にありますよね。

この中で、これをつくるのは僕は町だと思うんですけれども、つくった上で、その会議で、ここにいろいろ委員の募集なんかのあれもありますけれども、その中で意見を聞くという趣旨ではないんですか、これ。今からつくるといいますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今後策定するに当たって、会議のメンバーから意見を聞かなければならないということになっておりますので、当然ここに書いてあるメニューの中を進めるに当たりましては、会議のメンバーから意見を伺うということになります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そうすると、その支援事業計画というのは誰が立てるんですか。そういう今から、そういう委員か何か募集して、これ5年計画ぐらいになるのかなと思うんですけども、その計画自体は誰が立てるんですか。それについて意見を聞くというのは、これわかりますよ、この会議の人の意見を聞くというのはわかるけれども、その事業計画自体は誰が、いつ立てるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは支援法の中に書いてありますが、各市町が、全国の市町がつくるになっています。これをつくるに当たっての御意見を会議のメンバーのほうから伺うということになります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 吉田町でつくるということだと思えますけれども、吉田町の当局の内部でつくるんですか、これは、そういうふうに理解していいんですか。課長と担当者でその支援計画を立てるんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これはあくまで、町がつくるものでありますので、各担当が立てるというのはございません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 町がつくるというけれども、町のどの部署がつくるの。町の具体的にね、その辺はちょっとこの中では読み取れないんですけれども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 策定するに当たっては独自に、町というか、町がつくるわけですが、必ずしも担当部署だけでできない場合もありますので、委託をするケースもこれは考えられます。そういった意見を、委託とともに皆さんの意見を聞いた上で、最終的につくっていきたいというように考えています。

〔発言する人あり〕

○社会福祉課長（大石修司君） まとめにつきましては、当課が事務局になるということになります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この支援法の実施が、平成でいうと27年4月から実施するような計画で進むと思うんですよ。そうすると、この支援法の中身見るといろいろ変わる部分が、吉田町が変わるかどうかはわかりませんが、全国的には変わっていく部分、保育料の問題とか認定こども園の問題とか、今いろいろな問題が出てくるもので、その中で吉田町はどこが当てはまるのかわからないし、そのための会議で意見を聞いていくというのはわかるんだけれども、吉田町として、この子ども・子育て支援法に照らして課題というか、そういうのは何か考えていらっしゃると思います。ここはちょっと変えたいとか何とか、今、例えばゼロ歳児を今、10カ月から9カ月にしたけれども、もっと早くしなきゃなんなんと思ってるのか、何かそう、何か課題は、学童保育もそうだと思うんですけれども、課題として何か持って、これは会議を設置されようとしてされているんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今おっしゃられたように、両方の見込み、つまり現在の利用状況とか今後の希望、こういうのを含めた上、もちろん社会的には人口流出等がありますので、この辺も勘案しなければと思いますが、それとあと、各内容とか実施とか、そういうようなのを含めた中で考えていきたいということを思っています。今、何が課題かというのは、これからやっていかないとわかんない問題になります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 最後にします。

ちょっとこの子ども・子育て支援法で子供を育てる親や何かを支援するということが自体はよくわかるんだけど、この中身については、ぜひ保育園の保護者とか学童の保護者に関しても、いろいろ意見聞かなきゃなんないと思うんですけども、ただ一方では、こういうのをどんどん進めていくわけで、町民の中になかなか知られないというようなこともあるもんで、その基本的な考え方なんかをぜひ広報とかいろいろな場で、考え方をぜひ知らせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） それについて、知らせについてはどうですか。

社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今のお話の中で、この会議の内容については、また必要に応じて広報していきたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

議案の16ページの設置のところで、第4条ですね。第4条の(3)に各団体の代表者ってあるんですが、この各団体というのは何かこういう条例にのっけるときのには何かしらの定義があるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは御存じのように、国のほうでも今、会議ございます。

国のほうでは内閣が、これ中心になってやっておりますが、内閣府のほうから構成メンバーということで案が示されております。こうした中に今お話の各種団体については民生委員と自治会関係者等という表示になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうすると、民生委員とか、そういう方ということでしたら、そのように書いたほうがわかりやすいんじゃないんですかね。各種団体というと町内いろいろな団体があって、その中で代表者が教育関係団体であるとかというように、具体的にやっちゃったほうがわかりやすいのかなとも思いますけれども、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今のお話の中でございますが、4条の第1項から5項についても非常に抽象的な表現してございますので、こういった意味から合わせまして今回、具体的にはちょっと変えさせてもらっておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

その中で、第4条、委員は次の各号に挙げる者の中から町長が委託するというので、この5つの条件みたいなものがあるわけですが、そうすると、町長がこの各5つのもので均等と言ったらおかしいんだけど、そのような抽出の仕方というのは、そういったものは何かあるんですか、極端にどこかのものに偏っちゃうようなことはないんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 4条の第1項から5項につきましては、それぞれ第1項が保護者、第2項が従事者というようになっておりますので、この辺は今おっしゃったように偏らないようにバランスよく考えていきたいと思っております。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚でございます。

吉田町で子ども・子育て会議条例を制定して、これから子ども・子育て支援事業計画をつくられていくということは今、伺いました。これが平成、今現在、課長のほうは先ほどの答弁で今の課題については、まだ課題ということも具体的には挙げられておりませんでしたけれども、今現在、吉田町次世代育成支援行動計画というのがございます。これが平成22年から26年までということでもありますけれども、この吉田町次世代育成支援行動計画と今後つくっていくとする子ども・子育て支援事業計画との関係というのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今お話にありました次世代育成支援行動計画につきましては、26年度までということになっておりますが、今回24年8月に先ほど言いましたように支援法ができて、今度は子ども・子育て法に切りかわるという方向が今、国のほうであります。したがって、これが次世代育成のほうに切りかわっていくというようなお考えでよろしいかと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そうしますと、今現在あります吉田町次世代育成支援行動計画というところの終わった段階で、これがどうだったのかというところの評価が必要ではないかというふうに考えます。そういうことをしっかりやった上で次の27年度からの子ども・子育て支援事業計画のほうにきちんと反映させていくということが大事かと思っておりますが、その点、先ほどの答弁で取りまとめは社会福祉課のほうでやるということでしたので、この点をしっかりやっていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） この新たな支援行動計画を策定するに当たりましては、今おっしゃった旧の、旧と今現在あります次世代育成支援行動計画、この辺も検証ながらやっていくつもりでおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次ですけれども、同僚議員の質問にもありましたけれども、子ども・子育て会議の構成メンバーについて少し伺ひたいと思ひます。

この中で第4条(2)法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者とありますけれども、ここは具体的にどんな方をメンバーにすると考えておられるのか。現在あります次世代育成支援行動計画の策定委員会がございましたけれども、このメンバーには学童放課後児童クラブの指導員が入っていたりしたと思ひますけれども、その点との関係で御答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） まず、この4条第2項につきましては、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者ということでございますが、これにつきましては……

〔「2号」の声あり〕

○社会福祉課長（大石修司君） 2号、失礼しました。4条第2号です。保育園、幼稚園、それから、小・中学校の従事者という想定をします。これに従事している者ということになりますので、幼稚園の代表者、あるいは保育園の代表者、あるいは小・中学校からという選定を考えています。次世代育成の支援計画の策定委員につきましては、小学校、中学校の代表者、それから、保育園のほうは1人、今、園のほうから入れました。中央児童館の構成員という中で前回は策定をするものとして上げさせてもらってあります。

今回大きなところでは、その次の第4号にあります子ども・子育て支援に関し、知識、経験を有する者という中の想定が、放課後児童クラブ、子育て支援拠点従事者、子供関係、NPO法人等を想定しておりますので、こういった中から選定をしていきたいというように考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今ある次世代育成支援行動計画の策定委員会の中で私は、今、課長が言われました中央児童館の構成指導員の方がメンバーに入っているということで、大変それはありがたいなど、いいことだなというふうに思ひました。臨時職員となるわけですけれども、こうした中に臨時であろうとなかろうと、現に現場で子供たちの様子がよくわかっている方をメンバーにするということは、それは子供たちにとってよりよい、子供と親にとってよりよい支援ができるということで、一番現場のことがわかっている方を委員に迎え入れるということを、ぜひ今度の子ども・子育て支援会議のほうでもぜひやって、積極的に登用していただきたいなというふうに思ひますが、よろしくお願ひしたいことと、この第4条ですね。町長が委嘱をするわけですけれども、委員15人以内ということになっておりますが、具体的にこの人数というのはお考えが決まっておられますか。どういうふうに募集するのもお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 国では25人のメンバーでやっています。県内で、既に6月に策定した市もございます。このあたりが14人から20人程度でやっている、大きな市ですが、ございますので、あるいは町においては10人というところもございます。したがって、この辺を参考に15人以内という中で選んでいきたいというように考えています。先ほど言い

ましたように、この1号から5号の中のメンバーについてはバランスよく、特に今回は教育と保育というのが大きなテーマでございますので、教育・保育・子育て支援というのが大きなテーマでありますので、こういったのをバランスよく選んでいくというのが国のほうの指示でもありますので、その辺を心した上でやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、これで最後としたいと思いますけれども、今、課長が言われました教育と保育に力を入れていくための子育て、今度の子ども・子育て支援事業計画ということで理解はいたしましたけれども、取りまとめの部局、取りまとめをする所管が社会福祉課ということでございましたけれども、当然、教育と保育となりますと全課をまたがることだというふうに考えます。当課は、以前私も一般質問をしたときに、町長からはそういうことはないということで、こども課の設置ということでやったことがありますけれども、それが無いわけでございますので、どのように子供にかかわる問題、それから、子供にかかわる支援のあり方を教育委員会もそうでしょうし、健康づくり課もそうでしょうし、そうした全庁、都市建設課もそうだと思います。そうした中で全庁的に連携をとっていくというところは、どのように進めておられるのかということと、この会議が条例が制定されますと10月1日から発動するわけでございますけれども、その今後の予定というのがどうなっているのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 連携については、もちろん現在幼稚園、これも私立の幼稚園が2園ございますので、この幼稚園の意向等も今後どうなっていくかというのはお聞きしなければなりません。そうした中で当然これは所管が教育委員会になっておりますので、教育委員会と連携はしていくつもりでございます。

さらに、今回の一つの中のこの量の見込み、あるいは過去の方策ということで事業計画を策定する中で、特にゼロ歳から5歳という中では保健施設への役割もこれは大きくなっておりますので、この辺との連携ももちろん考えております。

それから、都市建設……。

○9番（大塚邦子君） 例えばだから、別にいいです。

○社会福祉課長（大石修司君） それとあと、今、申し上げました3課について、当課を含めまして、3課については連携を深めていきたいと思っております。

それから、10月1日からのというお話なんです、これ会議については県内におきましても早いところは6月、今回の9月が一番多いかなと、今、私立幼稚園のお話、調査といいますが、調べの中では9月が一番多いというように聞き及んでおりますが、この会議をするに当たっては実際国のほうから示されておらない部分が多うございます。例えば移設型給付費の給付の単価、あるいは利用者の負担と、こういったものを、公定価格ですね、こういうのが示せませんと、今度は事業者のほうがどうというような参入の仕方をするかわからないというものがございまして、この辺が国から示されるのが現在、入手しているのでは26園に減ってくるということになっておりますので、現在この会議を設置するに当たって、まずやれるのは現況の把握等を踏まえた中で、今後の調査とかというのに進んでいきたいというように考えておりますので、まずはこの会議ができた理由といいますが、そういうのを含めた中で

できる部分において会議を進めていきたいというように考えています。

以上です。

○9番（大塚邦子君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 一般的なことなので企画課長に答えてもらうのが一番いいかなと思うんですが、この第6条の3項に子育て会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときには会長の決するところによると、その可否同数の場合の記載がございます。吉田町はいろいろな委員会とかの規則とか会議規則とか運営規則とかあるわけですが、この可否同数の場合の記載があるものと記載がないものがございます。それを何か意図的につけたり外したりされているということなんでしょうか。例えば、ないのが教育委員会会議規則とか学校健康委員会とか、その辺はないんですよ。ちいさな理科館運営委員会規則とか健康福祉センター運営委員会とか、吉田町教育振興事業運営委員会要綱、このあたりには同否の場合が書いてあるんですが、何かちょっと意図があるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） あくまでも一般論としての御質問でございますので、一般論としてお答えをいたしますが、その会議の性格に応じて、可否同数をうたい込まなければいけないような、そのどうしても決定を、どういう状況でも決定をしなければいけないというようなシビアな状態を想定できるものについては、こうした定め方をしておくことが疑義が残らないことですので、そういうことが想定されるというものには入っているかと思えます。一般的には審議会とか大体協議をし尽くして結論を出されるものであれば、そこまで可否同数でどうしようもないとか、それ以上進まないというようなときには可否同数の文言をもって決するというにしなければ会議として成り立ちませんので、それが想定されるかされないかというところでの文言規定の差だというふうに感じております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それじゃ、ちょっと確認ですが、教育委員会は徹底的に議論すると、可否同数なんてそういうことはないと理解すればいいですか。

○議長（八木 栄君） 今の質問は関連質問となりますので、この場では控えてください。

○4番（平野 積君） わかりました。

○議長（八木 栄君） ほかにありますか。

○4番（平野 積君） 結構です。

○議長（八木 栄君） いいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり、可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第18、第73号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第73号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書で28ページなんですけど、津波避難タワー設置工事7億5,364万5,000円の増額になっています。全協の説明では残りの工事を精査することによって、受け取り方かもしれません。何か減ったようなイメージを持ったんですけども、この金額の根拠を説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 5月31日の議会懇談会の中で約9億1,700万円が不足しているという説明を行いましたけれども、このときの金額は発注前でありましたので、設計金額で算出のほうをしておりました。その後、6月18日の議会のほうで御承認をいただきまして、本契約ということになりました。今回は、その請負差金、請負比率などですけれども、こちらのほうを考慮した積算としておりますので、金額のほうが若干下がり、若干じゃないです。かなり下がりました約1億6,000万円強が下がったというような形になっております。以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 違ったら言ってください。9基の津波避難タワーの、試算はアバウトで言いますが、50.93億円の予算、津波避難タワーで、9基分で31億5,000万使いました。残りの予算は19億4,300万ですと。6基分、全部は発注できないので、一部発注して、それが発注工事が17億3,100万、そうすると、予算的には2億1,200万残っているはずなんですよ、最初の予算が。そして、今回7億5,400万、それ足し合わせると残りの工事の予算額として

9億6,600万になる。残りの工事28億6,000万と言っていたうち19億300万の予定価格のものを落札によって17億3,100万円になったわけですので、残りの工事は予定価格として9億5,700万円のはずなんです。そうすると、今回の補正を足し合わせると900万オーバーしてしまうことになって、この1億6,000万の減額というのはちょっとイメージがつかめないんですが。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、予算額、工事費全体の話ですけれども、50億9,300、あと端数、これはいいですよ。

○4番（平野 積君） はい。

○都市建設課長（八木三千博君） K工区からJ工区まで、こちらのほうの契約が31億5,000、これもよろしい、先ほど言われたのでよろしいですよ、はい。予算が50億9,000、こちらから31億5,000、こちらのほうで引きますと、残ったお金が19億4,300幾らと、これもよろしいですよ。

○4番（平野 積君） はい。

○都市建設課長（八木三千博君） そういう中ですけれども、予算が19億4,000、あと端数という予算の中で、今回全体のこれから契約する予定のの全体の金額が約27億になります、6基分で。それを差し引きますと今回の補正予算、お願いしています補正予算の7億5,364万4,550円という金額になります。差し引き算すると、残り足りない分が7億という形になります。よろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 残りの9基までで19億4,300万残っているというのはいいわけです。残りの分割を、もう1回落札したわけですよ。それが17億3,100万なわけですよ。そうすると、19億4,300万から17億3,100万引くと、もともとの予算は2億1,200万残っているはずですよ。そうですね。そして、今回の7億5,400万足すと9億6,600万の予算に変わるわけです。28億6,000万の予定の工事を一部にして19億300万の発注したということは、9億5,700万発注していない部分があるはずなんです。そうすると、残りの工事はその減額精査して下がったというのは別にしても、9億5,700万の工事に対して予算が9億6,600万になるというのはオーバーしているわけですよ。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどは、これから契約する全体の金額のほうでちょっとお話しさせていただいたんですけれども、ちょっと捉え方が違って、既に発注してある分とこれから発注する部分と、そういうような捉え方でいきますと、先ほど議員さんがおっしゃられたように17億という数字があると思います。今回、先ほどちょっと言いましたけれども、全体約ですけれども、全体で27億ということになりますと、そこに約の話でいくと10億近いお金という話になりますので、9億5,000幾らと議員さんが言った数字とは近いものになるんじゃないかなと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 言っていることが全然わかんないんですけれども……。

〔「27億の説明してもらえば」の声あり〕

○4番（平野 積君） うん、それは後でやりますけれども、まず、数字合わないわけですよ。

いいです、わかりますか。28億のうち19億300万、予定価格10億300万の工事を落札にかけ、やると、落札されたのが、入札にかけると落札額が17億3,100万だったわけです。そうすると、最初の予算からすると2億1,200万残っているはずなんですよ。それに今回の7億5,400万を足すと9億6,600万になります。多分その17億というのを考えずに議論していません。もう17億は確定しているんでしょう。

○議長（八木 栄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（八木 栄君） じゃ、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） すみません、ちょっとうちのほうの考え方としまして、全体の今、発注してある、残工事がある6基分の契約額17億3,000というものを差し引いて残りがどうのこうのという出し方をちょっとしてなくて、全体で契約というのは、もう全体の話になってしまいます、これから契約するのは。例えば今3億円で契約しています。今度、増工を2億円しました。そしたら3億円の工事と2億円の工事ということでなくて、5億円の工事という形で契約したいと、そういうふうに考えています。で、全体先ほどちょっと言いました、くどいように申しわけないんですけども、19億の予算が今、残があります。それに対して今後、発注予定である全体の金額が6基分です。それが27億です。

○4番（平野 積君） 議長。

○議長（八木 栄君） まだ途中でいい、全部……。

○4番（平野 積君） 説明終わりでしょう。

○都市建設課長（八木三千博君） はい。

○4番（平野 積君） そういうことで、議長。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 1回入札やったわけですよ。残りの工事は、その入札率は超えないわけでしょう。入札率を、また改めて入札するんですか、超えないでしょう。ということは、19億の仕事の予定価格に対して17億で、その落札率は6基合わせれば91%なわけですよ。そうしたら、もう既に91%、28億6,000万のうち91%は確定しているわけでしょう。そうしたら、今ここで7億足したら、ぽこんと上がるわけです。確定しているのを無視して、落札を無視して計画を立ててますとおっしゃっているわけです、今。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 大変説明が下手で申しわけありませんけれども、7億幾ら足りないという話です。7億幾らで増額するじゃないんです。2億円プラス7億幾ら、足りない7億から9億幾らの増額はするわけです。

○4番（平野 積君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は、わかっているんですよ。1回落札した、入札しているわけですよ。91%という入札率は決まっているわけです。そしたら、28億のうち28億6,000万、減

ったというのは別にしますよ。今、議論別にしますけれども、28億6,000万の仕事に対して91%だから、約2億数千万はもともともう減っているはずなんですよ、入札やっているんだから。それを、予算に立てるときに計算に入れてないでしょう。28億のまま議論しているでしょう。だから、オーバーするんですよ。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） すみません、28億の数字がちょっとわかんないんですけれども、28億は内訳わかりますか。

〔「休憩にしよう」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時48分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前の日程第18、第73号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について、質疑の途中でありました。

ほかに質疑はございませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

歳入のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

説明書の7ページですね。消防債ということで避難タワー、先ほどの話の中であったわけですが、債費を起こすわけで、たしか6月議会において、この債費を起こすに当たって、その借入先というのをいろいろ詳細なことをいろいろ検討して、有利なところで借入れをしますよみたいな話がたしかあったと思うんですが、今回これが通った後、もう既に多分どこで借りようかというのは、めどは立っておるかと思うんですが、実際のところ、どのような民間なのか公的なものなのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 7ページのこの2事業の消防総合情報システム整備事業につきましては、起債のメニューが変わったということで借入先を想定して変えたということではなくて、起債メニューによって充当率が変わってくるということもございまして、その充当率が変わることによって、もともと30万だったものが40万に借入額が変われるというようなことから変えたものでございまして、借入先の想定は、あくまでも縁故債は望んでなくて、これであれば地方公共団体と、それをメインに借入れを起こそうというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 質問のほうは、津波に避難タワーの5億5,860万に対することだと思いますけれども、そうですね。

○1番（増田剛士君） そうです。

○議長（八木 栄君） それについて、すみませんけれども。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 大変失礼をいたしました。

津波避難タワー設置事業の5億5,860万でございますが、これにつきましても借入先は、これは24年度の当初予算と違いまして、10年の短い起債とちよっと異なって、通常の公共事業債になってまいりますので、これについては政府債もしくは地方公共団体金融機構、こちらを念頭に置いて起債の事務を進めたいというふうに考えます。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 補正予算ですけれども、全協でもらった資料の概要でまとまっているもので、ちょっとこれで聞きます。この歳出のほうですけれども、今回、元気交付金充当額ということで2億9,000万円ぐらいですか、これそっくり当たっていますよね。全協でもちよっと聞いているのかもしれないんだけど、教育委員会、今回多いわけですけれども、この中で例えば中央公民館の補強事業というのは2,100万円で設計委託をされるということですが、あの中央公民館をなかなか古いということもあると思うんですけれども、そこはどんなような形で補強工事を考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会でございます。

中央公民館の今回の耐震補強工事の設計委託でございますが、補強の内容としましては、これは設計出してからでないとは正式なものは決まりませんが、基本的にはやはりブレース工法、あるいは補強壁、こういったことは出てくると思います。

また現在、公民館については大変古いということでトイレ等も和式のトイレでありますし、エレベーターもないということもありますので、こちら辺も考慮していきたいなというふうに、この辺も検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今エレベーターも考えているというふうにおっしゃいましたね。エレベーターも設置を考えている。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） はい。

○7番（佐藤正司君） やはり高齢者が使うということになれば、エレベーターもぜひ欲しいと思いますので、その辺はお願いします。

それから、もう一つ、中央小のトイレ、トイレ改修事業ということで計画をされるようですけれども、これはどんな計画なんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央小学校のトイレにつきましては、前々から老朽化の中で悪臭が生じているというものでございますので、こちら辺のところもできれば解消したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 改修をするのは全体を、学校全体の中を改修するというふうに考えて

いるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） トイレにつきましては13カ所、現在古いトイレがあるわけですが、ここら辺全てを悪臭が出ないような形に持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○1番（増田剛士君） あと、都市建のほうで聞きたいんですけども、大幡川幹線整備と西の宮6号線の改良事業に、これ設計委託入っていますけれども、この事業内容は……。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員、ページ数をちゃんと言って、あれしてくれる。

○7番（佐藤正司君） 都市建のごめんなさい、僕、全協の資料で言っちゃっているもので……。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 25ページの(18)大幡川幹線道路改良事業、こちらにつきましては、現在、大幡川幹線途中の小塩スタンドさんの交差点のところ、今とまっている状態です。この150号との交差点改良を行うという中で現在こちらのほうの3,300、約3,300万、こちらのほうを補正予算をお願いするわけなんですけれども、こちらのほうには工事と信号機の移設、こういうものが入っております。

で、西の宮のほうでいいですか、(20)でよろしいですか、(20)番の西の宮6号線道路改良事業です。

○7番（佐藤正司君） はい、そうです。1,100……。

○都市建設課長（八木三千博君） はい、1,172万2,000円ですけれども、こちらにつきましては中央小学校の外周道路、こちらのほうが西の宮6号線という路線になっております。将来ですけれども、中央小学校の拡張工事に伴いまして、今の道路及びその横についております水路、こちらのほうが移設が必要になってくるということの中で、今回設計委託、こちらのほうを、測量設計のほうをお願いする内容になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） もう一つ、人材活用センター、高齢者支援課、この内容についてちょっと。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 今回の補正で人材活用センターの建設予定地に当たります、その用地費と、あと設計ですね、設計についての委託関係を補正を上げさせていただいています。予算の中で当初、建設予定地については町有地を予定しておりましたので、予算、用地のほう町有地をやめ、新たに用地を取得するということで決まりましたので、それについての予算を上げさせていただきました。これにつきましては、行政報告のほうでも載せて、述べさせていただいているんですが、場所が決定しまして、このたび広さといましては、おおむね1,300平米ほどの用地を求めさせていただいております。そしてあと、設計につきましては、建設のための設計と今回、用地を新たに求める造成についての設計をのせさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今回これで設計が、避難タワーを除いて設計が大分この元気臨時交付金で充当されると、この設計だけでも2億8,000万くらい、2億9,000万くらいですか、これは今回発生されているわけだけでも、これが恐らく来年度で建設になると思うんですけども、この元気臨時交付金が15億8,900万でしたっけ、交付される予定なんだけれども、この、これ財政に聞いたほうがいいのかもしれないですね、このここの載っている、今回補正に載っている事業が、それとすみれ保育園に充てるというのを、前に言ったと思うんですけども、そうすると、この設計に隠れている来年度工事やる、それぞれ中央公民館どのくらいかかるかわかりませんが、総合トータルする額とすみれ等を足すと、元気臨時交付金の行き先とか使い方というのは、大体そんなようなことで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 地域の元気臨時交付金でございますが、以前申し上げましたとおり、交付限度額というのは15億8,984万2,000円でございます。それに対しまして、今回計上させていただいたのが2億9,274万5,000円と、こういうことで、今回上程説明の中で申し上げましたけれども、今、着手しなければ間に合わないというもので、それに対する財源ということで2億9,274万5,000円計上いたしました。そのほかの事業につきましては、ようやく県のほうから、国・県のほうから実施計画書の提出を求めるといものが、ようやく参っております。

したがいまして、その実施計画書の作成をもって確定をしまいたいと思っておりますが、前々から申し上げておりますとおり、すみれ保育園の起債部分、そうしたものについては交付税措置もありませんので、財源振りかえをしていきたいというふうに思っておりますし、あと今回、予算でお認めいただく中でも事業費まで、設計だけではなくて事業部分まで元気臨時交付金を充当するかどうかというのはイコールにはなっておりません。先ほどの西の宮6号線などについては、避難路を通しての位置づけでございますので、都市防災の事業の中でも十分できる事業でございますので、他の補助事業などとあわせてどうしていくか、最も効率的な充当をしていきたいというふうに思っております。

また、元気臨時交付金につきましては、25年度は国庫補助対象事業にも充当可能でございますが、26年度まで残す場合には、県単もしくは町単という単独事業にしか充当できないということもありますので、そうしたもろもろの諸条件あわせて事業の対象というのは決めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

中央公民館の委託ですね。先ほど耐震の中で、耐震壁とブレースと話がありました。今いろいろ技術が発達してしまっていて、例えば階数を削るとか、要するに安全率を求めるためには階数が当然低いほうがいいわけですね。それも財政に非常に影響してきますので、その辺も最新の技術とか、いろいろなことをやって、また、そういうものを取り入れるとか検討していただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） このあたりにつきましても、今回は調査する中で、そういったことも視野に入れた中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

それと、もう一つ、今の建物は非常に耐震がなくて、耐震が不足してますよね。現在たくさん使っていますよね。そのときに、今回島田の市民会館ですか、要するに急遽取り上げて、9月でいっぱいになって、10月からもうやめましたよね。そうすると、使う方の当然安全も担保しなきゃいかんということで、一番重要なことだと思うんですけども、その辺を含めて、大体その工程というか、いつごろやるとかっていう、そういう作戦、工程作戦みたいなものは考えているんですか。言いたいことは、できるだけ早くやっていただいて、その間は当然できるだけほかを使ってもらって、もし何かあったらいかんから、そういう考え方を持っていてやっていただきたいなことなんですけれども、その辺は。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、中央公民館の場合はランク3、耐震性能が劣る建物という評価でございますので、そこら辺がありますので、早くここら辺も解消したいという中のお話でございますので、早く工事に取りかかりたいという気持ちはございます。一方、現在、公民館につきましてはホール以外の部分の講習室等、大変使用率も高くなっているということでございますので、これに当たりましては、やはり調整はかなり時間かかるだろうかとというふうに思いますので、御意見、考慮させていただくというところをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

それでは、質疑の途中ではありますが、お昼の時間も来たもんですから、ここで暫時休憩として、お昼の時間をとります。再開は午後1時10分ということでお願いいたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時06分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18の第73号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の質疑について、引き続き行いたいと思います。

質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 予算書の16ページに、指定管理料委託料ということで、何だか24年分の指定管理者に対しての未払い金ということであるんですが、指定管理料については年間の、3年契約ということで年間の支払い金額がわかっているとは思いますが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

座ったままで結構です。

○社会福祉課長（大石修司君） これらにつきましては、法人からの請求がなかったものについてでございます。うちのほうとしましては、支出負担行為をしてあったんですが、法人との連絡といたしますか、請求を求めた回数が少なかったということで、ちょっと反省をしております。

以上です。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

先ほども同僚議員が確認したところですけども、30ページの中央小学校維持管理費についてお伺いいたします。

この今回、元気交付金を使っての調査業務委託であります。先ほどトイレ13カ所、悪臭防止ということと校舎の耐震性の調査ということで伺っているわけなんですけれども、どのぐらいの年数を、中央小学校は過日の定例会の中で財政部門のほうから、平成27年度以降、考えるような、をにおわすような御発言があったもんですから、そんな形かなと思ったんですが、今回一部の特別教室に関する耐震だけで——の調査だけでやるのか、それとも全体的な見直しを図ってやるのか、それについて確認したいと思いますが、お願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央小学校の今回の補正の調査費についております耐震補強業務委託であります。これにつきましては中央小学校特別教室棟、この部分が耐震性能ランク2とされております。これ以外の部分につきましては耐震性能は1ということで、ランク2のやや劣る建物、ここの部分について補強をしていきたいというものの調査委託であります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の答弁は前回も聞いたんですけども、私がもう少し聞きたいのは、住吉小学校を6月の補正で同じように耐震診断結果、XYという形でIs表示でやられているわけで、何で中央小だけ旧基準のランク1、ランク2という形で評価して、それで多りなくなるのか、それとも特別教室以外のところは住吉小学校がIsで1.25、1.21から1.67に補強されるわけね。中央小学校に関しましては特別教室以外は全てこの基準をクリアされているということでよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 住吉小学校のX値、Y値という表示のものを出したというのは、これは耐震補強計画を作成した後のものであります。現在、中央小学校につきましても耐震、Is値については数値は出ておりますが、公に出しているものについてはランク1、2、3という表示で出しておりますので、これは住吉小学校の調査費をつける時点ではランク2とされているという説明をしていると思います。これも耐震補強計画をつかった上で、ランク幾つ持っていきたいというものを、また改めてお示しいたしたいというふうに

考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

そうしますと、今の質問の前の御質問では、特別教室だけの耐震性の調査ということでしたが、中央小学校の全部の教室等につきまして、新しい基準でありますI s基準が出るような形で調査をなさるといふことによろしいですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 既に耐震診断は終わっている中で、ここの部分がランク2ということですので、ここの部分について調査をしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 議長、答弁がちょっとかみ合っていない。

○議長（八木 栄君） 今回全体でやるのかということなもので、そのランク1のところはやらなくていいというなら、はっきりそう言って、ランク2だけですということをおっしゃってください。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ランク1の部分はやりません。全体ではなくて、ここのランク2の部分をする予定であります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、元気交付金という形で行っておりまして、中央小の建てかえを念頭に置いて、もう27年度以降ですか、にやる予定であるから、最少の経費で最大の効果を持たせるような格好で今回計画しているということによろしいのか、それとも、今回この耐震補強をやったことによって全てがランク1になったと、I sはできないけれども、財政的な余裕がなければできない工事でもありますけれども、それがね、また10年という形で長くなるということもちょっと危惧されるものですから、そこら辺のところの確約はできないかもしれないけれども、確認をしたいと。

それと、もう1点は、広域避難のところで中央小学校がなっております。中央小学校の敷地は浸水域外でありますから、屋上に逃げる必要はございません。しかしながら、やはり住民の皆様方からは、せっかく屋上があるんだから、将来的には外階段をつけて内階段から屋上へ上げるような設備をしてもらって、屋上へ逃げるような格好で措置をしてもらいたいよ、住吉小学校みたいにしてもらいたいよという声は大きく伺っております。そういうことを考えると、今回のこの業務委託で校舎全体を耐震補強しておけば、住吉小学校みたいに後で予算をつけてフェンスをつけたり、外階段をつけることによって避難場所として設定ができるんじゃないかなと思うんですが、そこも含めて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央小学校の今回の補強については、限定的であるというのは議員さんおっしゃるとおりであります。この建てかえについては、これをやることによって、しばらく耐震補強については一応これで完結するという考えでおります。校舎の

寿命というのは、これはまたそれぞれありますので、いつか、どこかでそういうふうなことは建てかえという話は出てくると思いますが、現状では、まずは目の前にある耐震の問題を今回予算的にもついたという時期を捉えて速やかにやりたいというふうに考えております。

それと、屋上の避難場所ということでございますが、御存じのとおり浸水地域ではございませんので、あえてそれをやるという考えは現在ありません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。速やかに町道のつけかえ、避難路でグラウンドの拡張を踏まえた道の避難路の整備という形でもグラウンド整備を行っておりますので、トータル的なランドデザインを早期に描いていただいて、早期なる施策を要求するものでございます。

続きまして、34ページの公債費の一時借入金償還利子についてお尋ねいたします。

前は、今までは10億円で今回5億円新たに一時借入金額の枠を広げて、その利子が205万2,000円という形でつきました。昨日、避難タワーのお披露目もありまして、3基が完成したわけで、出来高に対するお支払いも発生すると思われまして、その後、3、6、6で、随時避難タワーのほうで完成してくるわけでございまして、資金運用的に資金需要をどのような形で考えていらっしゃるかについて確認したいと思っております。今、完成した3基分につきましては、早々に払うということで、もう早速この一時借入れを行っていく予定なんですか。どのような一時借入れを、枠を増やしたことも含めまして説明を求めます。

○議長（八木 栄君） 会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 会計課でございます。

ただいま御質問いただきました資金計画でございますが、確かに今回お認めをいただくとしています予算額も大変大きなものでございまして、それに対応いたしまして、当初でお願い、お認めいただいております10億円の一時借入金では、少し心もとないところがございまして、今回5億円の補正をお願いいたしました。

それにつきまして、資金計画でございますが、御承知のとおり本年は都市防災関連事業など、多くの補助事業等がございまして、予定されている補助金などの財源が事業の完了後に措置されることとなりますことから、一時借入金を行う支払いを行う予定でございます。10月には先ほどおっしゃられましたとおり、津波避難タワー設置工事の3期分の精算が考えられることから、一時借入金を行い、その後は事業の進捗状況や支払い状況により、何回かにわたって借入金を行っていかなければならないのではないかと考えております。一応、借入金の期間は、財源が補助金等のものでございますので、年度末までと考えております。

また、この年度末までを見越した一時借入金とは別に、これから10月以降は例年支払いが増える時期となりますことから、短期間の支出現金の不足が考えられます。この不足を補うために一時借入金の一部を充て、金融機関との間で当座貸し越し契約を結び、効率的に短期間の支出現金の不足を補うことを考えております。

今後は、ますます事業の進捗とともに事業費の支払いが増加すると思われまして、各課と調整を図って、計画の見直しを行いつつ、支払い事務を円滑に進めてまいりたいと考えております。

また、借入金につきましては、年度末を見越しました長期的な一時借入金と短期の不足す

る資金を補う借入金を組み合わせて、金利負担をできるだけ少なくするよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

一時借り入れの利息分は、まだ借りてないですよ、まだ現時点では、借りてないということを確認してありますが、当初で533万、今回200万ということで730万ほどの金利を払うという形で行うということでありませうけれども、今、言われたように当座貸し越しという形で、足りない分だけ随時借りるという形で、無駄なものはないということで非常にすばらしいと思いますけれども、最終的な6基が3月25日に完成すると。年度末でございますよね。年度末終わってから出納閉鎖の5月末までの間、その辺のところというのは、この25年度のこの今回の補正予算で、当初と補正入れました15億円で一借りをを行うんですか、それとも、その間を26年度の財源措置で行うのか、出納閉鎖ですから、支払いは延びませうけれども、失礼、ちょっと質問が悪いですね。年度末に完成して、出納閉鎖後、支払いになると思いますので、その辺のところというのは、こんなのは5月末までの期間を見越した、出納閉鎖までの期間を見越した一時借り入れの金利であると、年度末だけでなく出納閉鎖後の部分も含めた一時借り入れの枠であるということによろしいですか。

○議長（八木 栄君） 会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） ただいまの御質問でございますが、ほとんどの事業が3月末に完了する予定でございますので、そこから検査をいたしましてお支払いということになりますので、早くても4月、それから、5月になることも場合によっては考えられます。25年度事業でございますので、25年度の中の一時借入金で賄うことが本来と考えておりますので、今現在の予定では25年度の一時借入金で賄うつもりでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 都市防災で約60億ぐらいの事業で全てあるわけですがけれども、国からの補助金というのは出来高に応じて応分に、うちの町が払うということでその都度入ってくるという形で考えているんですけれども、その辺のところというのも含めて15億で足りるといった認識でよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） ただいま会計課で、各課からの計画をもとに試算しておりますところでは、補助金等につきましては完了につき、最後の精算につきましては完了後の入となりますが、前払い金、例えば国庫補助事業等に関します前払い金、ブ金等につきましては概算払いの請求ができるものと認識しております。それらを組み合わせることと、あと起債を借りていただくわけでございますが、起債は完了してからの申請になりますが、おおむね一月ぐらいでは入るのではないかと考えております。そちらを考慮した上で15億円という借入金で賄えるものと、現在のところは判断しております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後にします。

基金のほうも政府系の金利の安いところで起債を行っているといったことで、過日、産建

の委員会の中で下水道のほうですね、9者の市中銀行に入札、相見積をとって、1カ月未満のあれですけれども、0.06%という非常に低い金利でやったんですが、今この想定している金利というのはどのぐらいの金利を想定していらっしゃるのか、もちろん数行を見積もりとって、当座貸し越しの契約等もしているところとしていないところもあると思いますけれども、その辺のところの担当課でご努力されているところを御披露していただけますか。

○議長（八木 栄君） 会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 一時借入金の利子でございますが、年度末を見越しました長期になる借り入れにつきましては、指定金融機関等を初め、金融機関9者から見積もりをとりまして、金利を確認した、最低の金利を出していただいたところと契約をするところでございます。先ほどおっしゃられましたように、下水道課のときにはかなり低い金利でございましたが、この補正予算を立てるに当たりまして何者かとお話しをさせていただきました。現在のところ、この予算を組むに当たりまして0.8%ということで予算を立てさせていただいておりますが、実際にはもう少し安くできるものと考えております。

それから、当座貸し越しにつきましては、限度額を当座貸し越しの限度額を設けて、その都度うちが足りなくなってきたときに借りたり、準備ができたときに返したりということになりますので、年度末を見越した一時借入金よりは金利が多少上がるものと考えておりますが、現在0.8%で予算立てておりますが、その中で賄えるものと考えております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

それでは、討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり、可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第19、第78号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから、第78号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

指定管理の内容につきましては、しっかりと現在もやまぼと学園さんがやられているものですから問題ないんですけども、この指定期間について確認したいと思います。

先ほど同僚議員のほうからも、請求がなかったから指定管理料をお支払いしなかったという形で、年度途中の指定管理期間でなっているわけでごさいます、今、これを年度当初のことにすることによって、ことしは、今は前回の契約でやっています、また、10月1日から指定管理すると、また、請求を起こしたりするということで、契約のところ非常に事務が複雑になってくるということも含めますと、今回3年ではあるんですけども、これを2年半ぐらいに検討して、次からは4月から3月末までという形で、うまく年度と同じような格好でやることによって、事務の軽減が図れると思われるんですけども、それについて御検討はされましたか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

座ったままで結構です。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問でございますが、指定管理につきましては、特にこの障害者の施設の指定というのは6年ごとに更新というふうになっております。既に22年の10月から3年間やっておりますので、あと3年を超えますと、更新の手续を受けなければなりません。今、御質問の2年半ということになりますと、その6年以内、5年半ということになりますけれども、2年半ということも検討はさせてもらいました。しかしながら、まだ最低3年間、指定管理期間残っていますので、確かに先ほど補正予算の中で御質問あったわけですが、ああいった未払い金の関係も発生はしますけれども、それを除けば特段問題がないというように考えておりますので、今回につきましては3年間、最長で3年間、つまりこの10月から28年までということにさせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

2期目でありますので、1期3年の6年という形で、今回はそんなことも一応、御検討されたということならば、担当課としても何とかしたいということがあったと思われまじけれども、県に対する指定管理の届けが6年という形である以上、今回は3年、3年、6年使いまして、次回は5年半という形で、最初2年半の指定管理にさせていただくか、逆でも結構ですけれども、うまく担当課としてそういったことを検討されたことであるようなら、平成28年の10月1日以降、そのような工夫と県との調整していただいて、スムーズな指定管理が今後も継続してできるような格好で、期間についても指定管理されているところが事務が煩雑にならないような形で、こちらのほうも準備していったほうがよろしいかと思いますが、これから先の話でありますので、将来のことはわかりませんが、申し送り事項として、記帳していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 町が指定管理者制度、これに関して基本方針がございまして、期間はおおむね3年ということになっております。今、御質問の5年半ということですが、一応おおむね3年ということになっておりますので、5年半がだめというわけじゃございませんが、そのとおりの約束はできませんが、検討としてはさせてもらいたいと思います。ただ、あくまで基本はおおむね3年ということであることは御承知願いたいと存じます。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、ないようですので、質疑を終結します。
討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり、可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第20、第79号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについてを議題といたします。

これから、第79号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案については同意することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、藤田和寿君から発議案第4号が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この1議案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議案第4号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書を議題とします。

本案について提出者、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

発議案第4号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年9月24日提出。

吉田議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議会、藤田和寿。

賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君、同、杉本幸正君、同、山内 均君、同、平野 積君、同、三輪正邦君、同、枝村和秋君、同、佐藤正司君、同、吉永満榮君、同、大塚邦子君、同、増田宏胤君、同、河原崎昇司君。

意見書の説明は意見書の朗読とさせていただきます。

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書。

福島第一原発事故から2年半余りが経過し、現在も全国に多数の避難者がおられ、先の見えない不安な生活を余儀なくされている。平成24年6月21日、国会において「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が全会一致で可決成立した。

この原発事故子ども・被災者支援法は、「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って具体的な支援をしなければならないと定めている。

しかし、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体的な施策は、同法の成立から1年以上が経過した現在でも実施されていない。

故郷から全国各地に避難されている方々は、住居、就労、保育、教育、子どもの健康、二重生活等、様々な困難を抱えており、可及的速やかな施策の実施が求められている。

よって国において、下記事項を実施されるよう強く要望する。

1 原発事故子ども・被災者支援法に基づく各種の具体的施策を速やかに策定し、早期実現のために必要な予算措置を講ずること。

2 施策の具体化にあたっては、広範囲にわたる被災者の意見を十分に反映する措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月24日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣官房長官、復興大臣あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。藤田議員、御苦労さまでした。

それでは、討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり、可決されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第22、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成25年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局から提出いたしました議案等につきまして精査していただき、また、いろいろな御質問をいただきまして、最終的には議決していただきました。ありがとうございます。これをもって、津波避難タワーそのものは基本的には来年の3月終わりまでにはでき上がると、そんなふうに皆様には感謝申し上げます。

実は、私が3期目の町長になった23年4月でございまして、3月に東日本大震災が起きたわけでございますけれども、皆様はどんなふうに考えているかちょっとわかりませんが、恐らくこの町の津波防災まちづくりが最終的にハード面において完成するというのは、恐らく23年から数えて8年から10年と、恐らくこれは全国でも最短のスピードでいくんでしようけれども、それを常に考えています。昨日も太田国土交通大臣の第1期工事への竣工式の御列席もそのような流れの中の1つでございます。

はっきり申し上げて、もう私、恐らく、自分でこんなことを言うのは非常におかしいんでしょうけれども、頭の中もかなりもう厳しくなっております、ストレスもたまってきて、恐らくそんなに長生きしないんじゃないだろうかと、そんなふうに思っています。はっきり申し上げて、自分の命をかけてやらなきゃならないわけで、次の任期あるかどうかわか

りませんけれども、8年でも10年でも、恐らくこの前にいる職員は、恐らく誰一人としていないだろうと、こんなふうに思います。現在の吉田町の役場の事務量を完全にもう超しております。しかしながら、何はともあれ、この津波防災まちづくりが完成しないことには、この町のあしたはないわけですので、職員を叱咤激励して、職員に頑張ってもらっております。ぜひとも、私はいざ知らず、職員の皆さん、日々の勤務につきましては何とぞ温かく叱咤激励していただけるようお願い申し上げたいと思っております。

それから、これはきのう副町長から皆様に申し上げた、また、お願いしたことでございますけれども、今定例会でも全協において決算の認定だけが議題になりまして、いわば補正予算、非常に大事なものでございますけれども、それが議題に上がることはなかったと。したがって、その場において当然のことながら、もんでいただければ平野議員から、それか、藤田議員とか、皆様から出された問題につきましても詳細に御説明申し上げ、御理解していただければ、そんなふうに思っています。ぜひとも、そのようなことを今後の議会運営の中に考えていただけますようお願い申し上げます。

それから、これも副町長が皆様に申し上げたことでございますけれども、事業というものは常に変わってくるものでございます。時間の流れの中で全てが変わってくる。こういうふうなことで我々は動いているわけでございますけれども、当初なかったとか、こう言ったじゃないかと、そういうのもあるんでしょうけれども、一つの流れの中で変わっていく部分というのは、ぜひとも御理解していただきたいと、こんなふうに思っています。もちろん適切な対応で議員の皆様にはお話し申し上げて、御理解してもらわなければならないわけでございますけれども、事業というものが、とりわけ津波防災まちづくりというような巨額な予算がこれからも動いていきます。そういう予定です。ぜひとも一つの時間の流れの中で事業というものが再度変わっていくことがございますので、ぜひともそれらについて御理解賜りたいと思っております。

本当に私、3期目になってから、議会の皆様に本会議でほとんど発言することがなくなりましたけれども、町長以下が適切に対応してくれておりますけれども、もうほとんど頭の中はこの定例会においても、8年後、10年後までの恐らく津波防災まちづくりの工程表が常に頭の中にあります。その頭の中での、いわばことをぐるぐる考えるだけで、本当に大変な仕事であると自分でも思っています。単純な話、各省庁の次の事務次官が誰で、次の事務次官が誰で、局長が誰で、入所年次とかで全部決まってくるので、そのことも全部頭に入れて、この場合にはこの人とこの人とこの人、そういうような形で全て頭の中に組み立てておりますので、本当に頭の中がぼろ雑巾のようになってきております。本当に議会の皆様におかれましても、ぜひとも現在、吉田町が直面している、この津波防災まちづくり、完成がなければ、この町のあしたはないと、ぜひともこの共通認識だけはぜひとも議会の皆様にもあわせお持ちいただきたいと思っております。

また、ここで入れかわりがございますけれども、次に会うのは2カ月後でございます。それまで議員の皆様には一生懸命議員活動に奔走され、町民の皆様の御意見を聴取され、覚悟して12月議会に出していただけるようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本日ここに、平成25年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月2日以来23日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼申し上げます。

先ほど町長の挨拶の中でありましたとおり、常に新しい情報が議員に周知されることをお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これで、平成25年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分